

かながわの 個人情報保護ハンドブック

令和8年5月改訂

目 次

I 個人情報保護制度の概要

- 1 個人情報保護制度に係る主な法令等の体系・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 個人情報保護制度に係る主な法令等の規定の概要・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 個人情報等の取扱いに係る主な義務等の概要・・・・・・・・・・・・・ 18
- 4 神奈川県における個人情報保護制度の沿革・・・・・・・・・・・・・ 19

II 資料編

1 制度全般

- (1) 個人情報の保護に関する法律・・・・・・・・・・・・・ 23
- (2) 個人情報の保護に関する法律施行令・・・・・・・・・・・・・ 109
- (3) 個人情報の保護に関する法律施行規則・・・・・・・・・・・・・ 132
- (4) 個人情報の保護に関する法律施行条例・・・・・・・・・・・・・ 192
- (5) 個人情報の保護に関する法律施行条例の解説・・・・・・・・・・・・・ 196
- (6) 知事における個人情報の保護に関する法律施行細則・・・・・・・・・・・・・ 203

2 神奈川県個人情報保護審査会関係

- (1) 神奈川県個人情報保護審査会条例・・・・・・・・・・・・・ 237
- (2) 神奈川県個人情報保護審査会審議要領・・・・・・・・・・・・・ 242

3 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会関係

- (1) 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会規則・・・・・・・・・・・・・ 244
- (2) 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会傍聴要領・・・・・・・・・・・・・ 247

4 個人情報の取扱い関係

- (1) 神奈川県個人情報等取扱事務要綱関係・・・・・・・・・・・・・ 248
- (2) 神奈川県個人情報取扱事務委託基準・・・・・・・・・・・・・ 263
- (3) 個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿事務処理要領・・・・・・・・・・・・・ 278
- (4) 神奈川県個人情報等安全管理監査実施要領・・・・・・・・・・・・・ 300
- (5) ソーシャルメディア上の個人情報の取扱いに関する要領・・・・・・・・・・・・・ 305

5 特定個人情報（マイナンバー）関係

- (1) 神奈川県特定個人情報等安全管理基本方針・・・・・・・・・・・・・ 309
- (2) 神奈川県特定個人情報保護評価実施要綱・・・・・・・・・・・・・ 312

6 保有個人情報開示請求関係

- (1) 個人情報の保護に関する法律に基づく知事の処分に係る審査基準・・・・・・・・・・・・・ 316
- (2) 保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求等に関する
事務処理要領・・・・・・・・・・・・・ 331

7 行政機関等匿名加工情報制度関係

- (1) 神奈川県行政機関等匿名加工情報制度実施要綱・・・・・・・・・・・・・ 378
- (2) 神奈川県行政機関等匿名加工情報制度検討会設置要綱・・・・・・・・・・・・・ 380

8 その他

- (1) 個人情報の保護に関する法律等の規定に基づく事業者に対する報告の徴収等に関する事務取扱要綱・・・・・・・・・・・・・ 382
- (2) 個人情報保護法に係る公益通報等受付事務処理要領・・・・・・・・・・・・・ 389

(3) 個人情報の保護に関する法律施行令第16条第2号の規定に基づく施設 一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	393
(4) 試験結果の閲覧に係る事務処理について・・・・・・・・・・	394
(5) 県の機関における個人情報の取扱いに係る申合せ・・・・・・・・	396

※ この他に、個人情報保護委員会が作成している個人情報の保護に関する法律等の解説資料として、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」や、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」等がありますので、参考にしてください。

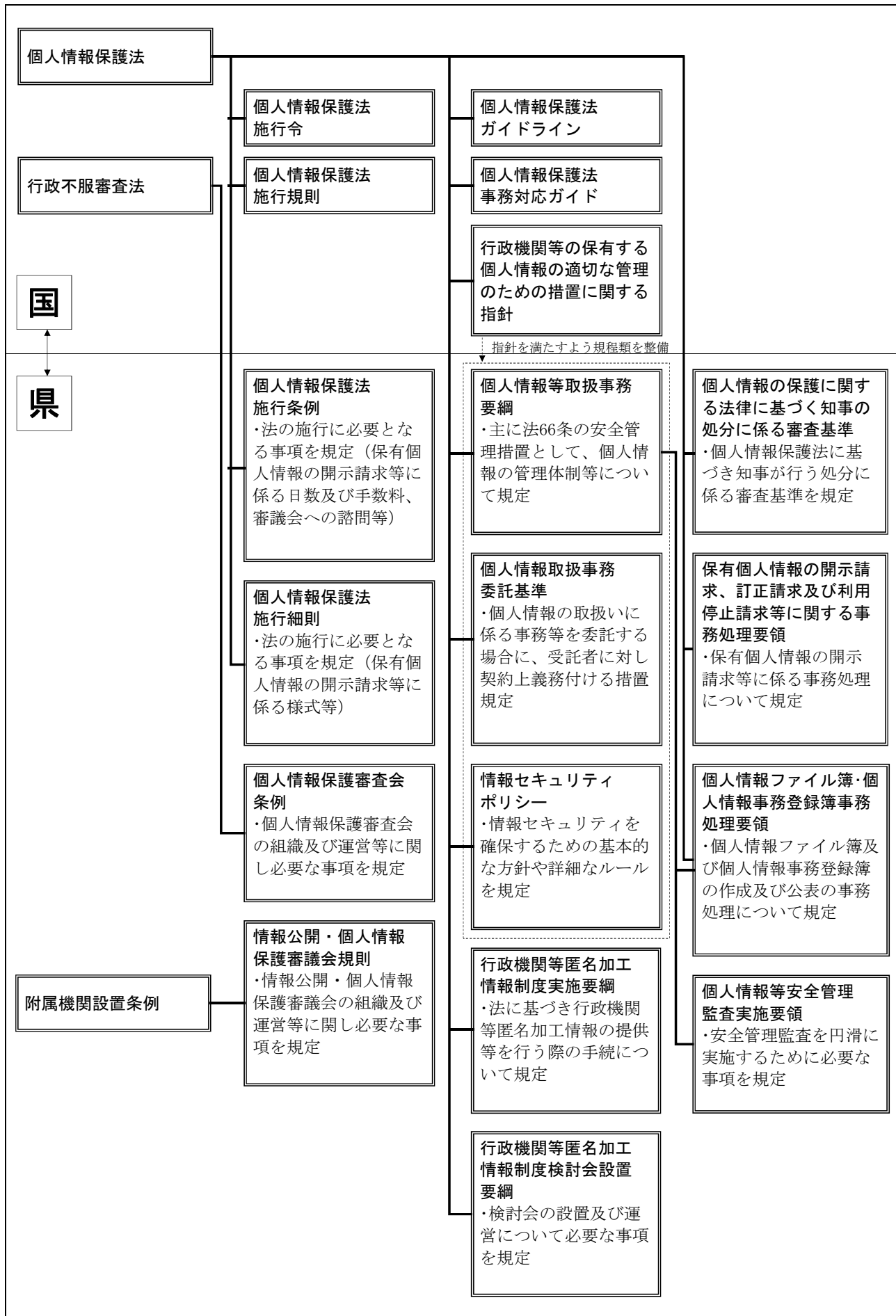
以下、次のとおり読み替えます。

- 「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を「個人情報保護法」という。
- 「個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）」を「個人情報保護法施行令」という。
- 「個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）」を「個人情報保護法施行規則」という。
- 「個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年神奈川県条例第63号）」を「個人情報保護法施行条例」という。
- 「知事における個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年神奈川県規則第19号）」を「個人情報保護法施行細則」という。
- 「神奈川県個人情報保護審査会条例（令和4年神奈川県条例第64号）」を「個人情報保護審査会条例」という。
- 「附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）」を「附属機関設置条例」という。
- 「神奈川県情報公開・個人情報保護審議会規則（平成22年神奈川県規則第22号）」を「情報公開・個人情報保護審議会規則」という。
- 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」を「番号利用法」という。

- 「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）」（廃止済）を「行政機関電算機個人情報保護法」という。
- 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」（廃止済）を「行政機関個人情報保護法」という。
- 「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」（廃止済）を「独立行政法人等個人情報保護法」という。

I 個人情報保護制度の概要

個人情報保護制度に係る主な法令等の体系



個人情報保護制度に係る主な法令等の規定の概要

主な内容		個人情報保護法		個人情報保護法施行令		個人情報保護法施行規則	
総則等	総則	1条	目的	-	-	-	-
		2条	定義	1条	個人識別符号	1条	定義
						2条	身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号に関する基準
						3条	証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号
						4条	旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号
		3条	基本理念	2条	要配慮個人情報	5条	要配慮個人情報
				3条	行政機関	-	-
				-	-	-	-
		4条	国の責務	-	-	-	-
				-	-	-	-
				-	-	-	-
	責務	5条	地方公共団体の責務	-	-	-	-
		6条	法制上の措置等	-	-	-	-
		7条	個人情報の保護に関する基本方針	-	-	-	-
	施策等	8条	国の機関等が保有する個人情報の保護	-	-	-	-
		9条	地方公共団体等への支援	-	-	-	-
		10条	苦情処理のための措置	-	-	-	-
		11条	個人情報の適正な取扱いを確保するための措置	-	-	-	-
		12条	地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護	-	-	-	-
		13条	区域内の事業者等への支援	-	-	-	-
		14条	苦情の処理のあっせん等	-	-	-	-
		15条	国及び地方公共団体の協力	-	-	-	-
		16条	定義	4条	個人情報データベース等	-	-
				5条	保有個人データから除外されるもの	-	-
				6条	仮名加工情報データベース等	-	-
				7条	匿名加工情報データベース等	-	-
				8条	個人関連情報データベース等	-	-
事業者に係る規律 (医療法の病院及び診療所の業務を行う県機関、地方独立行政法人) ※ 通常の県の業務は第60条以降が適用	定義	17条	利用目的の特定	-	-	-	-
		18条	利用目的による制限	-	-	-	-
	利用	19条	不適正な利用の禁止	-	-	-	-
	取得	20条	適正な取得	9条	要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合	-	-
				-	-	6条	法第二十条第二項第七号の個人情報保護委員会規則で定める者
		21条	取得に際しての利用目的の通知等	-	-	-	-
	安全管理措置等	22条	データ内容の正確性の確保等	-	-	-	-
		23条	安全管理措置	-	-	-	-
		24条	従業員の監督	-	-	-	-
		25条	委託先の監督	-	-	-	-
	漏えい等報告	26条	漏えい等の報告等	-	-	7条	個人の権利利益を害するおそれ大きいもの
				-	-	8条	個人情報保護委員会への報告

[illegible]

主な内容		個人情報保護法		個人情報保護法施行令		個人情報保護法施行規則	
事業者に係る規律 (医療法の病院及び診療所の業務を行う県機関、地方独立行政法人) ※ 通常の県の業務は第60条以降が適用	漏えい等報告	26条	漏えい等の報告等	-	-	9条	他の個人情報取扱事業者への通知
				-	-	10条	本人に対する通知
	提供	27条	第三者提供の制限	-	-	11条	第三者提供に係る事前の通知等
				-	-	12条	外国にある個人情報取扱事業者の代理人
				-	-	13条	第三者提供に係る個人情報保護委員会による公表
				-	-	14条	第三者提供に係る個人情報取扱事業者による公表
		28条	外国にある第三者への提供の制限	-	-	15条	個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国
				-	-	16条	個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準
				-	-	17条	外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供
				-	-	18条	外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等
		29条	第三者提供に係る記録の作成等	-	-	19条	第三者提供に係る記録の作成
				-	-	20条	第三者提供に係る記録事項
				-	-	21条	第三者提供に係る記録の保存期間
		30条	第三者提供を受ける際の確認等	-	-	22条	第三者提供を受ける際の確認
				-	-	23条	第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成
				-	-	24条	第三者提供を受ける際の記録事項
				-	-	25条	第三者提供を受ける際の記録の保存期間
	個人関連情報	31条	個人関連情報の第三者提供の制限等	-	-	26条	個人関連情報の第三者提供を行う際の確認
				-	-	27条	個人関連情報の第三者提供を行う際の確認に係る記録の作成
				-	-	28条	個人関連情報の第三者提供を行う際の記録事項
				-	-	29条	個人関連情報の第三者提供に係る記録の保存期間
	-	32-39条	(略)	10-13条	(略)	30条	(略)
	苦情処理	40条	個人情報取扱事業者による苦情の処理	-	-	-	-
	仮名加工情報	41条	仮名加工情報の作成等	-	-	31条	仮名加工情報の作成の方法に関する基準
				-	-	32条	削除情報等に係る安全管理措置の基準
				-	-	33条	電磁的方法
		42条	仮名加工情報の第三者提供の制限等	-	-	-	-
	-	43-57条	(略)	14-15条	(略)	34-42条	(略)
	適用の特例等	58条	適用の特例	-	-	-	-
		59条	学術研究機関等の責務	-	-	-	-
行政機関等に係る規律 (県における個人情報の取扱いは原則としてこれが適用)	定義	60条	定義	16条	地方公共団体等行政文書から除かれるもの	-	-
				17条	行政機関等匿名加工情報ファイル	-	-
				-	-	-	-
	保有	61条	個人情報の保有の制限等	-	-	-	-
	取得	62条	利用目的の明示	-	-	-	-
	利用	63条	不適正な利用の禁止	18条	機関ごとに定める行政機関の長	-	-
	取得	64条	適正な取得	-	-	-	-
	安全管理措置等	65条	正確性の確保	-	-	-	-

主な内容		個人情報保護法		個人情報保護法施行令		個人情報保護法施行規則	
行政機関等に係る規律 (県における個人情報の取扱いの原則としてこれが適用)	安全管理措置等	66条	安全管理措置	-	-	-	-
				-	-	-	-
				-	-	-	-
				-	-	-	-
				-	-	-	-
				-	-	-	-
				-	-	-	-
		67条	従事者の義務	-	-	-	-
	漏えい等報告	68条	漏えい等の報告等	-	-	43条	個人の権利利益を害するおそれ大きいもの
				-	-	44条	個人情報保護委員会への報告
				-	-	45条	本人に対する通知
	利用・提供	69条	利用及び提供の制限	-	-	-	-
		70条	保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求	-	-	-	-
		71条	外国にある第三者への提供の制限	-	-	45条の2	個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国
				-	-	46条	個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準
				-	-	47条	外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供
				-	-	48条	外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等
	個人関連情報・仮名加工情報	72条	個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求	-	-	-	-
		73条	仮名加工情報の取扱いに係る義務	-	-	49条	電磁的方法
	ファイル簿	74条	個人情報ファイルの保有等に関する事前通知	20条	個人情報ファイルの保有等に関する事前通知	50条	令第二十条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項
		75条	個人情報ファイル簿の作成及び公表	21条	個人情報ファイル簿の作成及び公表	-	-
	開示請求	76条	開示請求権	-	-	-	-
		77条	開示請求の手続	22条	開示請求における本人確認手続等	-	-
				23条	開示請求書に記載することができる事項	-	-
				-	-	-	-
		78条	保有個人情報の開示義務	-	-	-	-
		79条	部分開示	-	-	-	-
		80条	裁量的開示	-	-	-	-
		81条	保有個人情報の存否に関する情報	-	-	-	-
		82条	開示請求に対する措置	24条	開示決定の際に通知すべき事項	-	-
				-	-	-	-
				-	-	-	-
		83条	開示決定等の期限	-	-	-	-
				-	-	-	-
		84条	開示決定等の期限の特例	-	-	-	-
				-	-	-	-
	85条	事案の移送	-	-	-	-	-

個人情報保護制度に係る主な法令等の規定の概要

個人情報保護法施行条例		個人情報保護法施行細則		その他関連規程類
-	-	-	-	神奈川県個人情報等取扱事務要綱(各規定)
-	-	-	-	神奈川県個人情報取扱事務委託基準
-	-	-	-	神奈川県情報セキュリティポリシー（デジタル戦略本部室）
-	-	-	-	業務委託等に係る情報管理マニュアル（デジタル戦略本部室）
-	-	-	-	神奈川県個人情報等安全管理監査実施要領
-	-	-	-	指定管理者制度の運用に関する指針（行政管理課）
-	-	-	-	-
-	-	-	-	神奈川県個人情報等取扱事務要綱(23-24条)
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	神奈川県個人情報等取扱事務要綱(20-21条)
-	-	-	-	
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	神奈川県個人情報等取扱事務要綱(18条、その他各規定)
-	-	-	-	
-	-	-	-	個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿事務処理要領
-	-	-	-	保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求等に関する事務処理要領 個人情報の保護に関する法律に基づく知事の処分に係る審査基準
-	-	-	-	
-	-	1条	開示請求書	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	2条	開示請求に対する決定の通知	
-	-	-	-	
2条	開示決定等の期限	-	-	
-	-	3条	開示請求に対する決定期間の延長等の通知	
3条	開示決定等の期限の特例	-	-	
-	-	3条	開示請求に対する決定期間の延長等の通知	
-	-	4条	開示請求に係る事案の移送の通知	

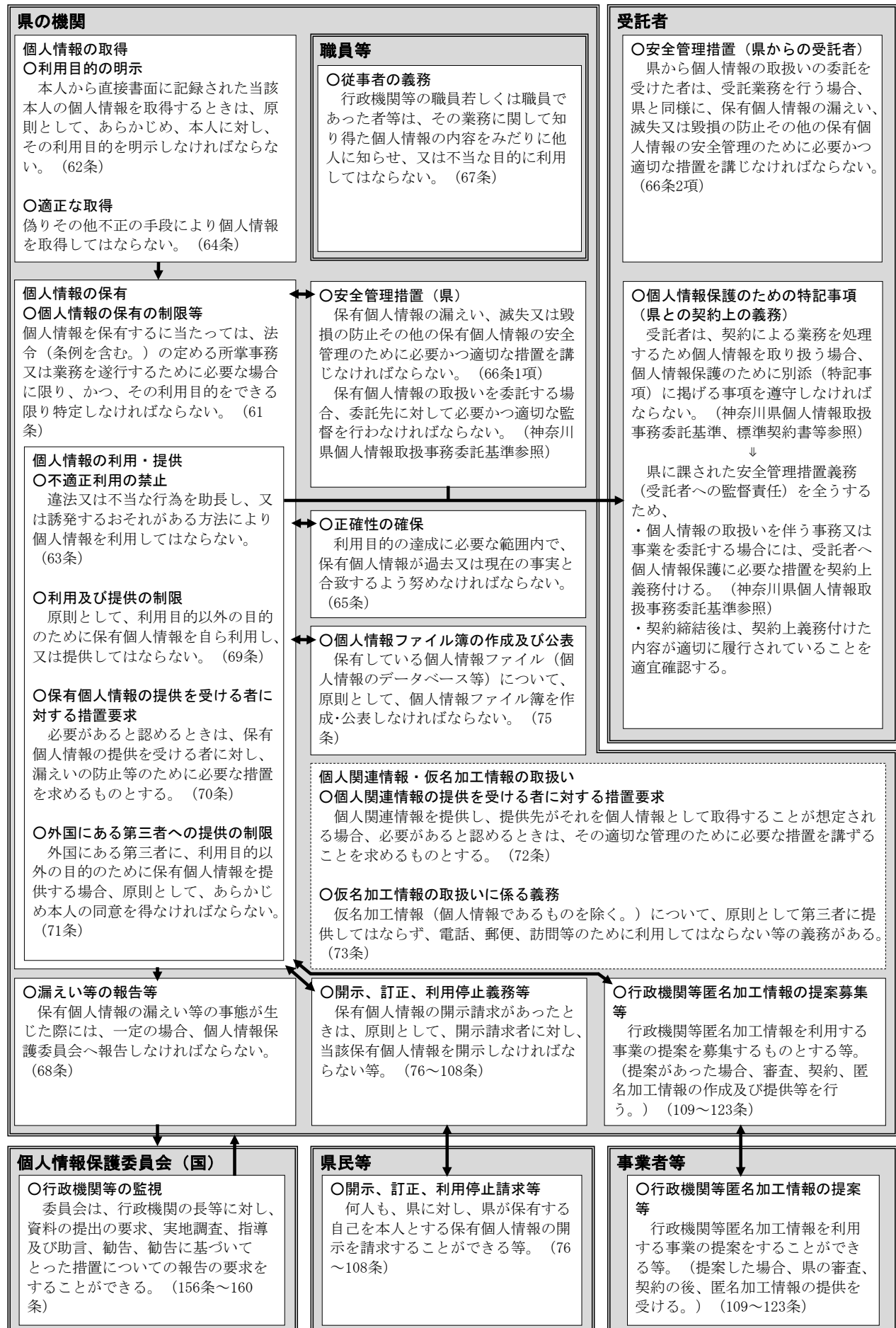
主な内容		個人情報保護法		個人情報保護法施行令		個人情報保護法施行規則	
行政機関等に係る規律 (県における個人情報の取扱いの原則としてこれが適用)	開示請求	86条	第三者に対する意見書提出の機会の付与等	25条	第三者に対する意見書提出の機会の付与等	-	-
				-	-	-	-
		87条	開示の実施	26条	開示の実施の方法等の申出	-	-
				-	-	-	-
		87条	開示の実施	-	-	-	-
				-	-	-	-
				-	-	-	-
		88条	他の法令による開示の実施との調整	-	-	-	-
		89条	手数料	27条	開示請求に係る手数料	51条	情報通信技術による開示請求に係る手数料の納付の方法
				28条	写しの送付の求め	52条	写しの送付に要する費用の納付の方法
				-	-	-	-
	訂正請求	90条	訂正請求権	-	-	-	-
		91条	訂正請求の手続	29条	訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用	-	-
				-	-	-	-
				-	-	-	-
		92条	保有個人情報の訂正義務	-	-	-	-
		93条	訂正請求に対する措置	-	-	-	-
		94条	訂正決定等の期限	-	-	-	-
		95条	訂正決定等の期限の特例	-	-	-	-
		96条	事案の移送	-	-	-	-
		97条	保有個人情報の提供先への通知	-	-	-	-
	利用停止請求	98条	利用停止請求権	-	-	-	-
		99条	利用停止請求の手続	29条	訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用	-	-
				-	-	-	-
				-	-	-	-
		100条	保有個人情報の利用停止義務	-	-	-	-
		101条	利用停止請求に対する措置	-	-	-	-
		102条	利用停止決定等の期限	-	-	-	-
		103条	利用停止決定等の期限の特例	-	-	-	-
	審査請求	104条	審理員による審理手続に関する規定の適用除外等	-	-	-	-
		105条	審査会への諮問	-	-	-	-
				-	-	-	-
		106条	地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等	30条	行政不服審査法施行令の規定の読替え	-	-
				-	-	-	-
	107条	第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等	-	-	-	-	
	条例との関係	108条	条例との関係	-	-	-	-

個人情報保護法施行条例		個人情報保護法施行細則		その他関連規程類
-	-	-	-	保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求等に関する事務処理要領 個人情報の保護に関する法律に基づく知事の処分に係る審査基準
-	-	5条	第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知	
-	-	-	-	
-	-	6条	電磁的記録の開示の方法	
-	-	7条	閲覧又は視聴による開示の実施	
-	-	8条	写しの交付	
-	-	9条	開示の実施の方法等の申出	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	10条	送付に要する費用の納付方法	
4条	保有個人情報の開示請求に係る手数料等	-	-	
5条	訂正請求権	-	-	
-	-	-	-	
6条	訂正請求の手続	-	-	
-	-	11条	訂正請求書	
7条	訂正請求に係る保有個人情報の存否に関する情報	-	-	
-	-	12条	訂正請求に対する決定の通知	
-	-	13条	訂正請求に対する決定期間の延長等の通知	
-	-	13条	訂正請求に対する決定期間の延長等の通知	
-	-	14条	訂正請求に係る事案の移送の通知	
-	-	-	-	
8条	利用停止請求権	-	-	
-	-	-	-	
9条	利用停止請求の手続	-	-	
-	-	15条	利用停止請求書	
10条	利用停止請求に係る保有個人情報の存否に関する情報	-	-	
-	-	16条	利用停止請求に対する決定の通知	
-	-	17条	利用停止請求に対する決定期間の延長等の通知	
-	-	17条	利用停止請求に対する決定期間の延長等の通知	
-	-	-	-	
11条	審査会への諮問	18条	諮問に係る資料	
-	-	19条	諮問をした旨の通知	
-	-	-	-	
-	-	20条	神奈川県個人情報保護審査会への通知	
-	-	-	-	
-	-	-	-	-

主な内容		個人情報保護法		個人情報保護法施行令		個人情報保護法施行規則	
行政機関等に係る規律 (県における個人情報の取扱いは原則としてこれが適用)	匿名加工情報	109条	行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等	-	-	-	-
		110条	提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載	-	-	-	-
		111条	提案の募集	-	-	53条	提案の募集の方法
		112条	行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提	-	-	54条	提案の方法等
		113条	欠格事由	-	-	55条	心身の故障により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者
	匿名加工情報	114条	提案の審査等	-	-	56条	提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数
		114条	提案の審査等	-	-	57条	提案に係る行政機関等匿名加工情報を事業の用に供する期間
				-	-	58条	提案に係るその他審査の基準
				-	-	59条	審査した結果の通知方法及び通知事項
		115条	行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結	-	-	61条	行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結
		116条	行政機関等匿名加工情報の作成等	-	-	62条	行政機関等匿名加工情報の作成の方法に関する基準
		117条	行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載	-	-	63条	行政機関等匿名加工情報の個人情報ファイル簿に記載する事項
		118条	作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等	-	-	64条	準用
		119条	手数料	31条	行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料	60条	行政機関等への手数料の納付の方法
				-	-	-	-
		120条	行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除	-	-	-	-
		121条	識別行為の禁止等	-	-	65条	行政機関等匿名加工情報等の安全管理措置の基準
		122条	従事者の義務	-	-	-	-
		123条	匿名加工情報の取扱いに係る義務	-	-	66条	匿名加工情報の取扱いに係る義務
				-	-	67条	匿名加工情報の安全管理措置の基準
	その他	124条	適用除外等	-	-	-	-
		125条	適用の特例	-	-	-	-
		126条	権限又は事務の委任	32条	権限又は事務の委任	-	-
		127条	開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等	-	-	-	-
		128条	行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理	-	-	-	-
		129条	地方公共団体に置く審議会等への諮問	-	-	-	-
	その他法の規律	130条～	(略)	33条～	(略)	68条～	(略)
県における規律	施行状況公表	-	-	-	-	-	-
	事務登録簿	-	-	-	-	-	-

個人情報保護法施行条例		個人情報保護法施行細則		その他関連規程類
-	-	-	-	神奈川県行政機関等匿名加工情報制度実施要綱 神奈川県行政機関等匿名加工情報検討会設置要綱
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
12条	行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料	-	-	神奈川県個人情報等取扱事務要綱(18条、その他各規定)
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
14条	審議会への諮問	-	-	神奈川県個人情報等取扱事務要綱(15条) 個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿事務処理要領
-	-	-	-	
13条	施行の状況の公表	-	-	神奈川県個人情報等取扱事務要綱(15条) 個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿事務処理要領
-	-	-	-	

個人情報等の取扱いに係る主な義務等の概要（個人情報保護法における行政機関等に係る規律）



神奈川県における個人情報保護制度の沿革

・実線矢印は法令及び条例の制定、改正、廃止の流れを示す。・実線太線矢印は公布済の法令又は条例の施行を示す。
・破線矢印は条例の制定、改正、廃止の要因や考慮要素等を示す。

年度	県における主な条例の制定・改廃等	国における主な法令の制定・改廃等
昭和63年度	県個人情報保護準備委員会骨子案	行政機関電算機個人情報保護法 制定
平成元年度	県個人情報保護推進懇話会提言 ↓ 県個人情報保護条例 制定 県における個人情報の取扱い全般を対象とするとともに、民間事業者における個人情報の取扱いについても自主的な規制を促すものとして、条例を制定。	
平成15年度		個人情報保護法 制定 行政機関個人情報保護法 制定 (行政機関電算機個人情報保護法全部改正) 独立行政法人等個人情報保護法 制定
平成16年度	県審議会答申 ↓ 県個人情報保護条例 改正 個人情報保護法の制定等を踏まえ、県における個人情報の取扱いに係る規定を見直すとともに、利用停止請求の制度を導入。	
平成27年度		個人情報保護法 改正
平成28年度	県審議会答申 ↓	行政機関個人情報保護法 改正 独立行政法人等個人情報保護法 改正
平成29年度	県個人情報保護条例 改正 個人情報保護法の改正等を踏まえ、要配慮個人情報に係る規定を見直すとともに、小規模事業者のみを対象とする規定を廃止。	
令和2年度		個人情報保護法 改正
令和3年度		個人情報保護法 改正 行政機関個人情報保護法 廃止 (R4～) 独立行政法人等個人情報保護法 廃止 (R4～)
令和4年度	県審議会答申 ↓ 県個人情報保護条例 廃止 (R5～) 個人情報保護法施行条例 制定 令和3年改正個人情報保護法により、県の個人情報の取扱い等についても同法が適用されることとなったことに伴い、県個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法施行条例を制定。	
令和5年度～	個人情報保護法施行条例 施行 個人情報保護法の施行に必要な事項（保有個人情報開示請求に係る手続きや手数料、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料、審議会への諮問等）について規定。	令和3年改正個人情報保護法 全面施行 既に対象とされていた個人情報取扱事業者に加え、国の行政機関等及び独立行政法人等（令和4年度～）、地方公共団体（令和5年度～）へも適用。 個人情報の取扱いに係る義務、保有個人情報開示請求の手続き、行政機関等匿名加工情報制度等について規定。

Ⅱ 資料編

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 国及び地方公共団体の責務等（第四条—第六条）

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針（第七条）

第二節 国の施策（第八条—第十一条）

第三節 地方公共団体の施策（第十二条—第十四条）

第四節 国及び地方公共団体の協力（第十五条）

第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

第一節 総則（第十六条）

第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務（第十七条—第四十条）

第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務（第四十一条・第四十二条）

第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務（第四十三条—第四十六条）

第五節 民間団体による個人情報の保護の推進（第四十七条—第五十六条）

第六節 雑則（第五十七条—第五十九条）

第五章 行政機関等の義務等

第一節 総則（第六十条）

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い（第六十一条—第七十三条）

第三節 個人情報ファイル（第七十四条・第七十五条）

第四節 開示、訂正及び利用停止

第一款 開示（第七十六条—第八十九条）

第二款 訂正（第九十条—第九十七条）

第三款 利用停止（第九十八条—第一百三条）

第四款 審査請求（第一百四条—第一百七条）

第五款 条例との関係（第一百八条）

第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等（第一百九条—第一百二十三条）

第六節 雑則（第二百二十四条—第二百二十九条）

第六章 個人情報保護委員会

第一節 設置等（第一百三十条—第一百四十五条）

第二節 監督及び監視

第一款 個人情報取扱事業者等の監督（第一百四十六条—第一百五十二条）

第二款 認定個人情報保護団体の監督（第一百五十三条—第一百五十五条）

第三款 行政機関等の監視（第百五十六条―第百六十条）

第三節 送達（第百六十一条―第百六十四条）

第四節 雑則（第百六十五条―第百七十条）

第七章 雑則（第百七十一条―第百七十五条）

第八章 罰則（第百七十六条―第百八十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発

行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- 3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。
 - 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
 - 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - 六 会計検査院
- 9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。
- 10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。
- 11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。
- 一 行政機関
 - 二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）
 - 三 独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第百十九条第五項から第七項まで並びに第二百五条第二項において同じ。）
 - 四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第百十九条第八項から第十項まで並びに第二百五条第二項において同じ。）

（基本理念）

第三条 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

第二章 国及び地方公共団体の責務等

（国の責務）

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする。

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針

第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
- 三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 六 第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第六項に規定する匿名加工情報取扱事業者並びに第五十一条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
- 八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第二節 国の施策

(国の機関等が保有する個人情報の保護)

第八条 国は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、独立行政法人等について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（地方公共団体等への支援）

第九条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、地方公共団体又は事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

（苦情処理のための措置）

第十条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（個人情報の適正な取扱いを確保するための措置）

第十一条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、第五章に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第三節 地方公共団体の施策

（地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護）

第十二条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（区域内の事業者等への支援）

第十三条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（苦情の処理のあっせん等）

第十四条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四節 国及び地方公共団体の協力

第十五条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

第一節 総則

(定義)

第十六条 この章及び第八章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

2 この章及び第六章から第八章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 地方公共団体

三 独立行政法人等

四 地方独立行政法人

3 この章において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

4 この章において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

5 この章、第六章及び第七章において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第四十一条第一項において「仮名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

6 この章、第六章及び第七章において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第四十三条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

7 この章、第六章及び第七章において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができる

るように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第三十一条第一項において「個人関連情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

- 8 この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務 (利用目的の特定)

第十七条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(不適正な利用の禁止)

第十九条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第二十条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第二十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された

当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

- 3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
(データ内容の正確性の確保等)

第二十二条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業者の監督)

第二十四条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第二十五条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(漏えい等の報告等)

第二十六条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

ない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することが

できる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第二十条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。）の氏名

二 第三者への提供を利用目的とすること。

三 第三者に提供される個人データの項目

四 第三者に提供される個人データの取得の方法

五 第三者への提供の方法

六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

七 本人の求めを受け付ける方法

八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

3 個人情報取扱事業者は、前項第一号に掲げる事項に変更があつたとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があつたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があつたときも、同様とする。

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

- 6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第二十八条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第三十一条第一項第二号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第二十九条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第十六条第二項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第三十一条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあっては、第二十七条第一項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第三十条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第三十一条 個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第二十七条第一項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- 一 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
- 二 外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

- 2 第二十八条第三項の規定は、前項の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。
- 3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により個人関連情報取扱事業者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第三十二条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 全ての保有個人データの利用目的（第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）
 - 三 次項の規定による求め又は次条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に応じる手続（第三十八条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
 - 四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの
- 2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - 二 第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合
- 3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第三十三条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 他の法令に違反することとなる場合

- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 4 他の法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第一項及び第二項の規定は、適用しない。
- 5 第一項から第三項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第二十九条第一項及び第三十条第三項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第三十七条第二項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

（訂正等）

第三十四条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第三十五条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第二十七条第一項又は第二十八条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第二十六条第一項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。
- 6 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 7 個人情報取扱事業者は、第一項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第三十六条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第三項、第三十三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第三項又は前条第七項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の請求等に応じる手続)

第三十七条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による求め又は第三十三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十九条において同じ

。)、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求（以下この条及び第五十四条第一項において「開示等の請求等」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足る事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
- 3 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

（手数料）

第三十八条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第三十三条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

（事前の請求）

第三十九条 本人は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

- 2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
- 3 前二項の規定は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

（個人情報取扱事業者による苦情の処理）

第四十条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務

（仮名加工情報の作成等）

- 第四十一条 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第三項において読み替えて準用する第七項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 仮名加工情報取扱事業者（個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条において同じ。）は、第十八条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第十七条第一項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報についての第二十一条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第四項第一号から第三号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
- 5 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第二十二条の規定は、適用しない。
- 6 仮名加工情報取扱事業者は、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第二十七条第五項中「前各項」とあるのは「第四十一条第六項」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなれば」と、第二十九条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあっては、第二十七条第一項各号のいずれか）」とあり、及び第三十条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第二十七条第五項各号のいずれか」とする。
- 7 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条

第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第十七条第二項、第二十六条及び第三十二条から第三十九条までの規定は、適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

第四十二条 仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

- 2 第二十七条第五項及び第六項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第五項中「前各項」とあるのは「第四十二条第一項」と、同項第一号中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。
- 3 第二十三条から第二十五条まで、第四十条並びに前条第七項及び第八項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第二十三条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第七項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務

（匿名加工情報の作成等）

第四十三条 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

- 3 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 5 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 6 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（匿名加工情報の提供）

第四十四条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下この節において同じ。）を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

（識別行為の禁止）

第四十五条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項若しくは第百十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

（安全管理措置等）

第四十六条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第五節 民間団体による個人情報の保護の推進

（認定）

第四十七条 個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下この章において「個人情報取扱事業者等」という。）の個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下この章において「個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

- 一 業務の対象となる個人情報取扱事業者等（以下この節において「対象事業者」という。）の個人情報等の取扱いに関する第五十三条の規定による苦情の処理
 - 二 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供
 - 三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務
- 2 前項の認定は、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲を限定して行うことができる。
- 3 第一項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、個人情報保護委員会に申請しなければならない。
- 4 個人情報保護委員会は、第一項の認定をしたときは、その旨（第二項の規定により業務の範囲を限定する認定にあつては、その認定に係る業務の範囲を含む。）を公示しなければならない。

（欠格条項）

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

- 一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - 二 第百五十五条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 三 その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ロ 第百五十五条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であった者でその取消しの日から二年を経過しない者
- （認定の基準）

第四十九条 個人情報保護委員会は、第四十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

- 一 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。
- 二 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに足る知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。
- 三 第四十七条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

(変更の認定等)

第五十条 第四十七条第一項の認定（同条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を含む。次条第一項及び第百五十五条第一項第五号において同じ。）を受けた者は、その認定に係る業務の範囲を変更しようとするときは、個人情報保護委員会の認定を受けなければならない。ただし、個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 第四十七条第三項及び第四項並びに前条の規定は、前項の変更の認定について準用する。

(廃止の届出)

第五十一条 第四十七条第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を受けた者（以下この節及び第六章において「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下この節及び第六章において「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

- 2 個人情報保護委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(対象事業者)

第五十二条 認定個人情報保護団体は、認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者等を対象事業者としなければならない。この場合において、第五十四条第四項の規定による措置をとったにもかかわらず、対象事業者が同条第一項に規定する個人情報保護指針を遵守しないときは、当該対象事業者を認定業務の対象から除外することができる。

- 2 認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。

(苦情の処理)

第五十三条 認定個人情報保護団体は、本人その他の関係者から対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要

な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

- 2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

（個人情報保護指針）

第五十四条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は仮名加工情報若しくは匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下この節及び第六章において「個人情報保護指針」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 個人情報保護委員会は、前項の規定による個人情報保護指針の届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。
- 4 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針が公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならない。

（目的外利用の禁止）

第五十五条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

（名称の使用制限）

第五十六条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第六節 雑則

（適用除外）

第五十七条 個人情報取扱事業者等及び個人関連情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等及び個人関連情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この章の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的
 - 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
 - 三 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
 - 四 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- 2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。
- 3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ、仮名加工情報又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（適用の特例）

第五十八条 個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち次に掲げる者については、第三十二条から第三十九条まで及び第四節の規定は、適用しない。

- 一 別表第二に掲げる法人
 - 二 地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするもの
- 2 次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者による個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いとみなして、この章（第三十二条から第三十九条まで及び第四節を除く。）及び第六章から第八章までの規定を適用する。
- 一 地方公共団体の機関 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（次号において「病院」という。）及び同条第二項に規定する診療所並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学の運営
 - 二 独立行政法人労働者健康安全機構 病院の運営

（学術研究機関等の責務）

第五十九条 個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第五章 行政機関等の義務等

第一節 総則

（定義）

第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

一 第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

- 二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第三条、独立行政法人等情報公開法第三条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。
- イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。
- ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項、独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。
- 三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第百十六条第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。
- 4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- 一 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
- 5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

- 第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第六十三条 行政機関の長（第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第一百七十四条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第六十五条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- 二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- 三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

（従事者の義務）

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第百七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の報告等）

第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務

又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（外国にある第三者への提供の制限）

第七十一条 行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（第十六条第三項に規定する個人データの取扱いについて前章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めると

ころにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第七十二条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第七十三条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第二百二十八条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第三節 個人情報ファイル

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第七十四条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 個人情報ファイルの名称
 - 二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - 三 個人情報ファイルの利用目的
 - 四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）
 - 五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法
 - 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - 七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - 八 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第一項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルと同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
 - 九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - 十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨
 - 十一 その他政令で定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- 一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
 - 二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
 - 三 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - 四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - 五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - 六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - 七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル

十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

十一 第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル

3 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル

二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。

5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

第四節 開示、訂正及び利用停止

第一款 開示

(開示請求権)

第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第二百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - 二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
 - 3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- 一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- 二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- 六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（」とする。

（部分開示）

第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第八十四条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第八十五条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとする。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第八十六条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第百五条第二項第三号及び第百七条第一項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第八十条の規定により開示しようとするとき。

3 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かななければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書

（第百五条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第八十八条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（手数料）

第八十九条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。
- 4 独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

- 5 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。
- 6 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。
- 9 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第二款 訂正

(訂正請求権)

第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第二百二十七条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第九十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第九十二条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第九十四条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第九十五条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 訂正決定等をする期限

（事案の移送）

第九十六条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第八十五条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとする。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第九十七条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三款 利用停止

（利用停止請求権）

第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第二百二十七条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手續）

第九十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第百条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第百一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第百二条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第百三条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 利用停止決定等をする期限

第四款 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第百四条 行政機関の長等（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く。次項及び次条において同じ。）に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。

- 2 行政機関の長等に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第四条（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第一百七条第二項の規定に基づく政令を含む。）の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会（審査庁が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第五十条第一項第四号において同じ。）」と、「受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

(審査会への諮問)

第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

- 四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第百七条第一項第二号において同じ。）
- 二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。
- （地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）
- 第百六条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九条第一項から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。
- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九条第四項	前項に規定する場合において、 審査庁	第四条又は個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百七条第二項の規定に基づく条例の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）

	前項において読み替えて適用する第三十一条第一項	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十一条第一項
	前項において読み替えて適用する第三十四条	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十四条
	前項において読み替えて適用する第三十六条	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十六条
第十一条第二項	第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）	審査庁
第十三条第一項及び第二項、第二十八条、第三十条、第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十八条第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項	審理員	審査庁
第二十五条第七項	執行停止の申立てがあったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき	執行停止の申立てがあったとき
第二十九条第一項	審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに	審査庁は、審査請求がされたときは、第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに

第二十九条第二項	審理員は	審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあっては
	提出を求める	提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあっては、相当の期間内に、弁明書を作成する
第二十九条第五項	審理員は	審査庁は、第二項の規定により
	提出があったとき	提出があったとき、又は弁明書を作成したとき
第三十条第三項	参加人及び処分庁等	参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人）
	審査請求人及び処分庁等	審査請求人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人）
第三十一条第二項	審理関係人	審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下この節及び第五十条第一項第三号において同じ。）
第四十一条第三項	審理員が	審査庁が
	終結した旨並びに次条第一項に規定する審理員意見書及び事件	終結した旨を通知するものとする

	記録（審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項及び第四十三条第二項において同じ。）を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする	
第四十四条	行政不服審査会等	第八十一条第一項又は第二項の機関
	受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）	受けたとき
第五十条第一項第四号	審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等	第八十一条第一項又は第二項の機関
第八十一条第三項において準用する第七十四条	第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁	審査庁

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第百七条 第八十六条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

- 2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

第五款 条例との関係

第百八条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等

（行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等）

第百九条 行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。）を作成することができる。

- 2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合（この節の規定に従う場合を含む。）
- 二 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。

- 3 第六十九条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

（提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第百十条 行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第六十条第三項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「第十号」とあるのは、「第十号並びに第百十条各号」とする。

- 一 第百十二条第一項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- 二 第百十二条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

（提案の募集）

第百十一条 行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル（個人情報フ

ファイル簿に前条第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。）について、次条第一項の提案を募集するものとする。

（行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案）

第百十二条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名

二 提案に係る個人情報ファイルの名称

三 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数

四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項

五 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容

六 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

七 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

一 第一項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

（欠格事由）

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。

一 未成年者

二 心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

五 第百二十条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者

六 法人その他の団体であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(提案の審査等)

第百十四条 行政機関の長等は、第百十二条第一項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第百十二条第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。

二 第百十二条第二項第三号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。

三 第百十二条第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第百十六条第一項の基準に適合するものであること。

四 第百十二条第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

五 第百十二条第二項第六号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。

六 第百十二条第二項第五号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第百十二条第一項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 次条の規定により行政機関の長等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

二 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 行政機関の長等は、第一項の規定により審査した結果、第百十二条第一項の提案が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第百十五条 前条第二項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

（行政機関等匿名加工情報の作成等）

第百十六条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 前項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第百十七条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第百十条の規定により読み替えて適用する第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「並びに第百十条各号」とあるのは、「、第百十条各号並びに第百十七条各号」とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項
- 二 次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- 三 次条第一項の提案をすることができる期間

（作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等）

第百十八条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第百十二条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百十五条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第百十二条第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第八号までに」と、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第八号中「前各号」とあるのは「第一号及び第四号から前号まで」と、第百十四条第一項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第七号までに」と、同項第七号中「前各号」とあるのは「第一号及び前三号」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号及び第四号から第七号まで」と、同条第三項中

「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする。

(手数料)

第百十九条 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

3 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

5 第百十五条の規定（前条第二項において準用する場合を含む。第八項及び次条において同じ。）により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を独立行政法人等と締結する者は、独立行政法人等の定めるところにより、利用料を納めなければならない。

6 前項の利用料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、独立行政法人等が定める。

7 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

8 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

9 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第三項又は第四項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。

10 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第百二十条 行政機関の長等は、第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

二 第百十三条各号（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。

三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

（識別行為の禁止等）

第百二十一条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第百九条第四項に規定する削除情報及び第百十六条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前二項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第百二十二条 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第百二十三条 行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

2 行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

3 行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 4 前二項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第六節 雑則

（適用除外等）

第二百二十四条 第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

- 2 保有個人情報（行政機関情報公開法第五条、独立行政法人等情報公開法第五条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四節（第四款を除く。）の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。

（適用の特例）

第二百五条 第五十八条第二項各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、この章（第一節、第六十六条第二項（第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）において準用する同条第一項、第七十五条、前二節、前条第二項及び第二百二十七条を除く。）の規定、第七十六条及び第八十条の規定（これらの規定のうち第六十六条第二項第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）に定める業務に係る部分を除く。）並びに第八十一条の規定は、適用しない。

- 2 第五十八条第一項各号に掲げる者による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、同項第一号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第二号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれみなして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第二百二十七条及び次章から第八章まで（第七十六条、第八十条及び第八十一条を除く。）の規定を適用する。
- 3 第五十八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者（同項各号に定める業務を行う場合に限る。）についての第九十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは「第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるとき」と、同項第二号中「第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項」とあるのは「第二十七条第一項又は第二十八条」とする。

(権限又は事務の委任)

第二百二十六条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、第二節から前節まで（第七十四条及び第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第二百二十七条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第一百二十二条第一項若しくは第一百十八条第一項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第二百二十八条 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(地方公共団体に置く審議会等への諮問)

第二百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

第六章 個人情報保護委員会

第一節 設置等

(設置)

第三百十条 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

(任務)

第三百十一条 委員会は、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。）に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務とする。

(所掌事務)

第百三十二条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 基本方針の策定及び推進に関すること。
- 二 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び仮名加工情報取扱事業者における仮名加工情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の取扱い並びに個人関連情報取扱事業者における個人関連情報の取扱いに関する監督、行政機関等における個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱いに関する監視並びに個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること（第四号に掲げるものを除く。）。
- 三 認定個人情報保護団体に関すること。
- 四 特定個人情報（番号利用法第二条第九項に規定する特定個人情報をいう。）の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。
- 五 特定個人情報保護評価（番号利用法第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。）に関すること。
- 六 個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること。
- 七 前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。
- 八 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

(職権行使の独立性)

第百三十三条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織等)

第百三十四条 委員会は、委員長及び委員八人をもって組織する。

- 2 委員のうち四人は、非常勤とする。
- 3 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
- 4 委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法第二百六十三条の三第一項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとする。

(任期等)

第百三十五条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(身分保障)

第百三十六条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 この法律又は番号利用法の規定に違反して刑に処せられたとき。

三 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

四 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第百三十七条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長)

第百三十八条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(会議)

第百三十九条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 4 第百三十六条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。
- 5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

(専門委員)

第百四十条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(事務局)

第百四十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政治運動等の禁止)

第百四十二条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

- 2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(秘密保持義務)

第百四十三条 委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(給与)

第百四十四条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(規則の制定)

第百四十五条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、個人情報保護委員会規則を制定することができる。

第二節 監督及び監視

第一款 個人情報取扱事業者等の監督

(報告及び立入検査)

第百四十六条 委員会は、第四章（第五節を除く。次条及び第一百五十一条において同じ。）の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者（以下この款において「個人情報取扱事業者等」という。）その他の関係者に対し、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個

人関連情報（以下この款及び第三款において「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指導及び助言）

第百四十七条 委員会は、第四章の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第百四十八条 委員会は、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十一条（第一項、第三項及び第四項の規定を第四十一条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条（第四項を除き、第五項及び第六項の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十八条、第二十九条（第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十条（第二項を除き、第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十二条、第三十三条（第一項（第五項において準用する場合を含む。）を除く。）、第三十四条第二項若しくは第三項、第三十五条（第一項、第三項及び第五項を除く。）、第三十八条第二項、第四十一条（第四項及び第五項を除く。）若しくは第四十三条（第六項を除く。）の規定に違反した場合、個人情報取扱事業者が第三十一条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項若しくは第三十一条第三項において読み替えて準用する第三十条第三項若しくは第四項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十七条第五項若しくは第六項若しくは第四十二条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十四条若しくは第四十五条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

- 2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三項、第四十一条第一項から第三項まで若しくは第六項から第八項まで若しくは第四十三条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十一条第一項若しくは同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項若しくは同条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十五条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 委員会は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。

(委員会の権限の行使の制限)

第百四十九条 委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、委員会は、個人情報取扱事業者等が第五十七条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(権限の委任)

第百五十条 委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第百四十八条第一項の規定による勧告又は同条第二項若しくは第三項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第二十六条第一項、第百四十六条第一項、第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条、第百六十三条並びに第百六十四条の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

2 事業所管大臣は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について委員会に報告するものとする。

3 事業所管大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を内閣府設置法第四十三条の地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。

- 4 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び第二項の規定による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。
- 5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限について、その一部を証券取引等監視委員会に委任することができる。
- 6 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第四項の規定により委任された権限（前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 7 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第五項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 8 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。
- 9 第五項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の要求（第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

（事業所管大臣の請求）

第一百五十一条 事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等に第四章の規定に違反する行為があると認めるときその他個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、この法律の規定に従い適切な措置をとるべきことを求めることができる。

（事業所管大臣）

第一百五十二条 この款の規定における事業所管大臣は、次のとおりとする。

- 一 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣、国家公安委員会又はカジノ管理委員会（次号において「大臣等」という。）
- 二 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣等

第二款 認定個人情報保護団体の監督

（報告の徴収）

第一百五十三条 委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

（命令）

第一百五十四条 委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(認定の取消し)

第百五十五条 委員会は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第四十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第四十九条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- 三 第五十五条の規定に違反したとき。
- 四 前条の命令に従わないとき。
- 五 不正の手段により第四十七条第一項の認定又は第五十条第一項の変更の認定を受けたとき。

2 委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第三款 行政機関等の監視

(資料の提出の要求及び実地調査)

第百五十六条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等（会計検査院長を除く。以下この款において同じ。）に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

(指導及び助言)

第百五十七条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第百五十八条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて勧告をすることができる。

(勧告に基づいてとった措置についての報告の要求)

第百五十九条 委員会は、前条の規定により行政機関の長等に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長等に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(委員会の権限の行使の制限)

第百六十条 第百四十九条第一項の規定の趣旨に照らし、委員会は、行政機関の長等が第五十七条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

第三節 送達

(送達すべき書類)

第百六十一条 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、第百四十八条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項若しくは第三項の規定による命令、第百五十三条の規定による報告の徴収、第百五十四条の規定による命令又は第百五十五条第一項の規定による取消しは、個人情報保護委員会規則で定める書類を送達して行う。

- 2 第百四十八条第二項若しくは第三項若しくは第百五十四条の規定による命令又は第百五十五条第一項の規定による取消しに係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、同法第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項（同法第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

第百六十二条 前条の規定による送達については、民事訴訟法第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「個人情報保護委員会の職員」と、同法第百八条中「裁判長」とあり、及び同法第百九条中「裁判所」とあるのは「個人情報保護委員会」と読み替えるものとする。

(公示送達)

第百六十三条 委員会は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

- 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
 - 二 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるべき場合
 - 三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合
- 2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を委員会の掲示場に掲示することにより行う。
 - 3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。
 - 4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあっては、前項の期間は、六週間とする。

(電子情報処理組織の使用)

第百六十四条 委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であって第百六十一条の規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行ったときは、第百六

十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

第四節 雑則

（施行の状況の公表）

第百六十五条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（地方公共団体による必要な情報の提供等の求め）

第百六十六条 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。

2 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。

（条例を定めたときの届出）

第百六十七条 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

3 前二項の規定は、第一項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。

（国会に対する報告）

第百六十八条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

（案内所の整備）

第百六十九条 委員会は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

（地方公共団体が処理する事務）

第百七十条 この法律に規定する委員会の権限及び第百五十条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

第七章 雑則

（適用範囲）

第一百七十一条 この法律は、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合についても、適用する。

（外国執行当局への情報提供）

第一百七十二条 委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局（以下この条において「外国執行当局」という。）に対し、その職務（この法律に規定する委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。

2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査（その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。）又は審判（同項において「捜査等」という。）に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 委員会は、外国執行当局からの要請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査等を使用することについて同意をすることができる。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

4 委員会は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

（国際約束の誠実な履行等）

第一百七十三条 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならない。

（連絡及び協力）

第一百七十四条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に関係する行政機関の長（会計検査院長を除く。）は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

（政令への委任）

第百七十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第八章 罰則

第百七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百二十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十七条 第百四十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十八条 第百四十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十九条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第百八十四条第一項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十条 第百七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第百五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百八十三条 第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第百八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百七十八条及び第百七十九条 一億円以下の罰金刑

二 第百八十二条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第三十条第二項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十六条の規定に違反した者

二 第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 偽りその他不正の手段により、第八十五条第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（本人の同意に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第十五条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第十六条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

第三条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第二十三条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があったものとみなす。

（通知に関する経過措置）

第四条 第二十三条第二項の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同項の規定により行われたものとみなす。

第五条 第二十三条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、第四十五条の規定は、同条の規定の施行後六月間は、適用しない。

(行政機関等匿名加工情報に関する経過措置)

第七条 都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第百十条及び第百十一条の規定の適用については、当分の間、第百十条中「行政機関の長等は、」とあるのは「行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であつて、」と、第百十一条中「ものとする」とあるのは「ことができる」とする。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の規定 個人情報の保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 この法律の公布の日

(処分等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他

の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二七年九月九日法律第六五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条第二項、第十条及び第十二条の規定 公布の日

二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第三項、第八条、第九条、第十三条、第二十二條、第二十五條から第二十七條まで、第三十條、第三十二條、第三十四條並びに第三十七條の規定 平成二十八年一月一日

三 略

四 次条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第三条及び第六条（番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改正規定を除く。）並びに附則第十九条の三、第二十四条、第二十九条の三及び第三十六条の規定 番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日
（通知等に関する経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「新個人情報保護法」という。）第二十三条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項第五号に掲げる事項に相当する事項について本人に通知するとともに、同項各号に掲げる事項に相当する事項について個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

（外国にある第三者への提供に係る本人の同意に関する経過措置）

第三条 施行日前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が新個人情報保護法第二十四条の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同条の同意があったものとみなす。

（主務大臣がした処分等に関する経過措置）

第四条 施行日前に第二条の規定による改正前の個人情報の保護に関する法律（以下「旧個人情報保護法」という。）又はこれに基づく命令の規定により旧個人情報保護法第三十六条又は第四十九条に規定する主務大臣（以下この条において単に「主務大臣」という。）がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧個人情報保護法又はこれに基づく命令の規定により主務大臣に対してされている申請、届出その他の行為は、施行日以後は、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 施行日前に旧個人情報保護法又はこれに基づく命令の規定により主務大臣に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後は、これを、新個人情報保護法又はこれに基づく命令の相当規定により個人情報保護委員会に対してその手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

（委員長又は委員の任命等に関する経過措置）

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ第二号施行日に、第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。）第五十

四条第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二号新個人情報保護法第五十五条第一項の規定にかかわらず、第二号施行日における従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行に伴い新たに任命されることとなる個人情報保護委員会の委員については、第二号新個人情報保護法第五十四条第三項に規定する委員の任命のために必要な行為は、第二号施行日前においても行うことができる。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、第二号施行日に、同一の勤務条件をもって、個人情報保護委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第九条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定に当たっての配慮)

第十一条 個人情報保護委員会は、新個人情報保護法第八条に規定する事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を策定するに当たっては、この法律の施行により旧個人情報保護法第二条第三項第五号に掲げる者が新たに個人情報取扱事業者となることに鑑み、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

(検討)

第十二条 政府は、施行日までに、新個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関が保有する同条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等が保有する同条第二項に規定する個人情報（以下この条において「行政機関等保有個人情報」と総称する。）の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報（新個人情報保護法第二条第九項に規定する匿名加工情報をいい、行政機関等匿名加工情報（行政機関等保有個人情報を加工して得られる匿名加工情報をいう。以下この項において同じ。）を含む。）の円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一的

かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、その改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 4 政府は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行後三年を目途として、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び第七条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。
- 5 政府は、国の行政機関等が保有する個人情報の安全を確保する上でサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する対策の的確な策定及び実施が重要であることに鑑み、国の行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

附 則 （平成二八年五月二七日法律第五一号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二九年五月二四日法律第三六号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成三〇年七月二七日法律第八〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第十一章、第二百三十五条、第二百三十九条第一項（第四十四号に係る部分に限る。）、第二百四十三条第一項（第四号（第二百三十九条第一項第四十四号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第三項並びに第二百五十一条並びに附則第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十四条（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律第十九条第二項の改正規定に限る。）、第十五条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 （令和元年五月三十一日法律第一六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和二年六月一二日法律第四四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条から第十一条までの規定 公布の日

二 第一条中個人情報の保護に関する法律第八十四条を削り、同法第八十三条を同法第八十四条とし、同法第八十二条の次に一条を加える改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第八十六条の改正規定及び同法第八十七条の改正規定、第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十七条の改正規定並びに第三条中医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第四十六条の改正規定、同法第四十六条の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条の改正規定及び同法第四十九条の改正規定並びに附則第八条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三 次条及び附則第七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(通知等に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「新個人情報保護法」という。）第二十三条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項第一号、第四号及び第八号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合

において、当該通知及び届出は、施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

第三条 新個人情報保護法第二十三条第五項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名に相当する事項について、施行日前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

（外国にある第三者への提供に係る情報提供等に関する経過措置）

第四条 新個人情報保護法第二十四条第二項の規定は、個人情報取扱事業者が施行日以後に同条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

2 新個人情報保護法第二十四条第三項の規定は、個人情報取扱事業者が施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

（個人関連情報の第三者提供に係る本人の同意等に関する経過措置）

第五条 施行日前になされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が新個人情報保護法第二十六条の二第一項の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項第一号の同意があったものとみなす。

2 新個人情報保護法第二十六条の二第二項において読み替えて準用する新個人情報保護法第二十四条第三項の規定は、個人関連情報取扱事業者が施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

（認定個人情報保護団体の対象事業者に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者等については、施行日において新個人情報保護法第五十一条第一項の同意があったものとみなして、同項の規定を適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第八条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十条 政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和三年五月一九日法律第三七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日

二 略

三 附則第七条第三項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条（第三項を除く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍法第二百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。）に限る。）、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第三十五条の改正規定（「(条例を含む。)」を削る部分に限る。）を除く。）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

五 略

六 附則第八条第二項及び第九条第三項の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

七 第二十七条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第四十八条（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一条を加える改正規定を除く。）、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第十条、第十五条、第十八条（戸籍法第二百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分に限る。）に限る。）、第二十二條、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条

(がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定(「(条例を含む。)」を削る部分に限る。))に限る。)、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

(第五十条の規定の施行に伴う経過措置)

第七条 第五十条の規定の施行の日(以下この条において「第五十条施行日」という。)前に別表第二法人等(第五十条改正後個人情報保護法別表第二に掲げる法人、第五十条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構又は同条第八項に規定する学術研究機関等である同条第二項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下この条において同じ。)に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第十七条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において第五十条改正後個人情報保護法第十八条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

- 2 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 3 第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする別表第二法人等は、第五十条施行日前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。
- 4 第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、第五十条施行日前に、別表第二法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、第五十条施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。
- 5 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 6 第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第二項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

- 7 第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 8 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同号の同意があったものとみなす。
- 9 第五十条改正後個人情報保護法第三十一条第二項において読み替えて準用する第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 10 第五十条施行日前に第五十条改正後個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等（第五十条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構を除く。以下この条において「行政機関等」という。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第六十一条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において第五十条改正後個人情報保護法第六十九条第二項第一号の同意があったものとみなす。
- 11 第五十条施行日前に行政機関等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 12 第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第二項の規定は、行政機関等が第五十条施行日以後に第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 13 第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第三項の規定は、行政機関等が第五十条施行日以後に保有個人情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 14 第五十条施行日において現に第五十条改正後個人情報保護法第二条第八項に規定する行政機関が保有している第五十条改正後個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての第五十条改正後個人情報保護法第七十四条第一項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十条の規定の施行後遅滞なく」とする。

(第五十一条の規定の施行に伴う準備行為)

第八条 国は、第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下この条、次条及び附則第十条第一項において「第五十一条改正後個人情報保護法」という。）の規定による地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の保有する個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体に対して必要な資料の提出を求めることその他の方法により地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における第五十一条改正後個人情報保護法の施行のために必要な準備行為の実施状況を把握した上で、必要があると認めるときは、当該準備行為について技術的な助言又は勧告をするものとする。

- 2 第五十一条改正後個人情報保護法第百六十七条第一項の規定による届出は、第五十一条の規定の施行の日（次条において「第五十一条施行日」という。）前においても行うことができる。

(第五十一条の規定の施行に伴う経過措置)

第九条 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等（第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第一項第二号に掲げる者又は同条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第十七条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第十八条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

- 2 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 3 第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする特定地方独立行政法人等は、第五十一条施行日前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十一条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。
- 4 第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、第

- 五十一条施行日前に、特定地方独立行政法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、第五十一条施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。
- 5 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 6 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第二項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 7 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 8 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同号の同意があったものとみなす。
- 9 第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第二項において読み替えて準用する第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 10 第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者（第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第六十一条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第六十九条第二項第一号の同意があったものとみなす。
- 11 第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。

1 2 第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第二項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

1 3 第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に保有個人情報を第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

(第五十一条と条例との関係)

第十条 地方公共団体の条例の規定で、第五十一条改正後個人情報保護法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第五十一条の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第四八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百五条の規定 公布の日

(政令への委任)

第二百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年五月二七日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第十三条、第十八条、第五章及び第七章並びに附則第四条から第九条まで、第十二条から第十五条まで及び第十七条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和五年六月七日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和五年十一月二九日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六十八条の規定 公布の日

二 第一条中金融商品取引法第十五条第一項、第二十九条の四第一項、第三十三条の五第一項、第五十条の二第一項、第十一項及び第十二項、第五十九条の四第一項、第六十条の三第一項、第六十四条第三項、第六十四条の二第一項、第六十四条の七第六項、第六十六条の十九第一項、第八十条第二項、第八十二条第二項、第百六条の十二第二項、第百五十五条の三第二項、第百五十六条の四第二項、第百五十六条の二十の四第二項、第百五十六条の二十の十八第二項並びに第百五十六条の二十五第二項の改正規定並びに同法附則第三条の二及び第三条の三第四項の改正規定、第二条の規定、第五条中農業協同組合法第十一条の六十六第一項、第九十二条の三第一項及び第九十二条の五の九第二項の改正規定、第六条中水産業協同組合法第八十七条の二第一項、第一百七条第一項及び第一百七十七条第二項の改正規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項、第六条の四及び第六条の五の十第二項の改正規定、第八条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十八条第五号、第百条第五号及び第百三十六条第一項の改正規定、第九条中信用金庫法第五十四条の二十三第一項、第八十五条の二の二及び第八十九条第十項の改正規定、第十条中長期信用銀行法第十三条の二第一項及び第十六条の七の改正規定、第十一条中労働金庫法第五十八条の五第一項、第八十九条の四及び第九十四条第六項の改正規定、第十二条中銀行法第十六条の二第一項、第五十二条の五十二第六号、第五十二条の六十の二第一項及び第五十二条の六十一の五第一項の改正規定、第十四条中保険業法第百六条第一項、第二百七十二條の四第一項、第二百七十二條の三十三第一項、第二百七十九條第一項、第二百八十条第一項、第二百八十九條第一項及び第二百九十条第一項の改正規定、第十五条中資産の流動化に関する法律第七十条第一項の改正規定、第十七条中農林中央金庫法第五十四条第三項、第七十二条第一項、第九十五条の三第一項及び第九十五条の五の十第二項の改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十一条第三項、第三十九条第一項及び第六十条の六第一項の改正規定並びに附則第十四条から第十七条まで、第二十三条第一項、第三十四条、第三十七条から第三十九条まで及び第四十一条から第四十三条までの規定、附則第四十四条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第四十八号の改正規定並びに附則第四十五条から第四十八条まで、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条から第六十三条まで及び第六十五条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中金融商品取引法第五条第二項から第六項まで、第二十一条の二第一項、第二十一条の三及び第二十四条第二項の改正規定、同法第二十四条の四の七及び第二十四条の四の八を削る改正規定並びに同法第二十四条の五第一項から第三項まで及び第十三項

、第二十五条第一項から第四項まで及び第六項、第二十七条、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項、第二十七条の三十の十、第二十七条の三十二第一項、第二十七条の三十四、第五十七条の二第二項及び第五項、第百六十六条第四項及び第五項、第百七十二条の三第一項及び第二項、第百七十二条の四第二項、第百七十二条の十二第一項、第百七十八条第十項及び第十一項、第百八十五条の七第四項から第七項まで、第十四項、第十五項及び第三十一項、第百九十七条の二第二号、第六号及び第七号、第二百条第一号、第五号及び第六号並びに第二百九条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第六十七条 この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあっては、当該規定。

以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和六年六月七日法律第四六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条の規定（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の目次の改正規定、同法第二条第七項の改正規定、同法第一章に一条を加える改正規定並びに同法第十六条にただし書及び各号を加える改正規定（同条ただし書に係る部分に限る。次号において同じ。）を除く。）並びに附則第八条から第十一条までの規定、附則第十三条中デジタル庁設置法第四条第二項第四号の改正規定及び附則第十五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

別表第一（第二条関係）

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）

沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）

農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

別表第二（第二条、第五十八条関係）

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法
国立研究開発法人	独立行政法人通則法
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法
国立大学法人	国立大学法人法
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第百九十一号）
独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法
放送大学学園	放送大学学園法

個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 個人情報取扱事業者等の義務等（第四条—第十五条）

第三章 行政機関等の義務等（第十六条—第三十二条）

第四章 個人情報保護委員会（第三十三条—第四十条）

附則

第一章 総則

（個人識別符号）

第一条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

二 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号

三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号等

四 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号

五 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号又は同法第九十五条の二第二項第一号の免許情報記録の番号

六 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード

七 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百六十一条の二第一項に規定する被保険者番号等

八 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十二条第三項の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文

字、番号、記号その他の符号

九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号

十 その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

（要配慮個人情報）

第二条 法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（行政機関）

第三条 法第二条第八項第四号の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。

2 法第二条第八項第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

第二章 個人情報取扱事業者等の義務等

（個人情報データベース等）

第四条 法第十六条第一項の利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。

二 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。

三 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

2 法第十六条第一項第二号の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索するこ

とができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(保有個人データから除外されるもの)

第五条 法第十六条第四項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- 二 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- 三 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- 四 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(仮名加工情報データベース等)

第六条 法第十六条第五項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる仮名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(匿名加工情報データベース等)

第七条 法第十六条第六項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(個人関連情報データベース等)

第八条 法第十六条第七項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる個人関連情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合)

第九条 法第二十条第二項第八号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- 二 法第二十七条第五項各号（法第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合及び法第四十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

(保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項)

第十条 法第三十二条第一項第四号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第二十三条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）
- 二 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 三 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先
(第三者提供記録から除外されるもの)

第十一条 法第三十三条第五項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- 二 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- 三 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- 四 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
(開示等の請求等を受け付ける方法)

第十二条 法第三十七条第一項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 開示等の請求等の申出先
- 二 開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。第三十五条第一項及び第四十条第三項において同じ。）の様式その他の開示等の請求等の方式
- 三 開示等の請求等をする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法
- 四 法第三十八条第一項の手数料の徴収方法
(開示等の請求等をすることができる代理人)

第十三条 法第三十七条第三項の規定により開示等の請求等をすることができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

- 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- 二 開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人
(認定個人情報保護団体の認定の申請)

第十四条 法第四十七条第三項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を個人情報保護委員会に提出してしなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
 - 二 認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地
 - 三 認定の申請に係る業務の概要（対象事業者が取り扱う情報が個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報のいずれであるかの別を含む。）
 - 四 法第四十七条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を受けようとする者にあつては、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款、寄附行為その他の基本約款
 - 二 認定を受けようとする者が法第四十八条各号の規定に該当しないことを誓約する書面
 - 三 認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
 - 四 認定の申請に係る業務を適正かつ確実にを行うに足る知識及び能力を有することを明らかにする書類
 - 五 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
 - 六 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
 - 七 対象事業者の氏名又は名称を記載した書類及び認定の申請に係る業務の対象となることについて同意した者であることを証する書類
 - 八 認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類
 - 九 その他参考となる事項を記載した書類
- 3 前二項の規定は、法第五十条第一項の変更の認定について準用する。
- 4 認定個人情報保護団体は、第一項各号に掲げる事項若しくは第二項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる書類に記載した事項に変更（法第五十条第一項の変更の認定に伴うものを除く。）があったとき、又は同条第一項ただし書の個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨（第二項第三号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、その旨及びその理由）を記載した届出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。
- （認定業務の廃止の届出）
- 第十五条 認定個人情報保護団体は、認定業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。
- 一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
 - 二 法第五十三条第一項の申出の受付を終了しようとする日
 - 三 認定業務を廃止しようとする日

四 認定業務を廃止する理由

第三章 行政機関等の義務等

(地方公共団体等行政文書から除かれるもの)

第十六条 法第六十条第一項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として地方公共団体の長が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として次に掲げる方法により特別の管理がされているもの

イ 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。

ロ 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。

ハ 次に掲げる場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。

(1) 当該資料に地方公共団体の情報公開条例に規定する不開示情報(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。)が記録されていると認められる場合に、当該資料(当該情報が記録されている部分に限る。)の一般の利用を制限すること。

(2) 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体(国又は独立行政法人等を除く。)又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合に、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。

(3) 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合に、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

ニ 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

ホ 当該資料に記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

(行政機関等匿名加工情報ファイル)

第十七条 法第六十条第四項第二号の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる行政機関等匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものとする。

(機関ごとに定める行政機関の長)

第十八条 法第六十三条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 警察庁にあっては、警察庁長官

- 二 最高検察庁にあっては、検事総長
- 三 高等検察庁にあっては、その庁の検事長
- 四 地方検察庁にあっては、その庁の検事正
- 五 区検察庁にあっては、その庁の対応する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に
対応する地方検察庁の検事正
(安全管理措置を講ずべき業務)

第十九条 法第六十六条第二項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十九条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十八条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十六条又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十七条の三において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定に基づき行う業務
 - 二 計量法（平成四年法律第五十一号）第百六十八条の二（第九号に係る部分に限る。）又は第百六十八条の三第一項の規定に基づき行う業務
 - 三 種苗法（平成十年法律第八十三号）第十五条の二第一項（同法第十七条の二第六項、第三十五条の三第三項及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十三条第一項の規定に基づき行う業務
 - 四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六十五条の四第一項又は第六十五条の五第一項、第二項若しくは第四項の規定に基づき行う業務
 - 五 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）第十四条第一項の規定に基づき行う業務
 - 六 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二条第一項の規定に基づき行う業務
 - 七 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第二条第四項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務
 - 八 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二十三条第一項の規定に基づき行う業務
 - 九 法第五十八条第一項第二号に掲げる者が条例に基づき行う業務であって前各号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの
- 2 法第六十六条第二項第四号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。
- 一 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二条第四項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務

- 二 法第五十八条第二項第一号に掲げる者が同号に定める業務として条例に基づき行う業務であって前号に掲げる業務に類するものとして条例で定めるもの
(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第二十条 法第七十四条第一項第十一号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日
二 その他個人情報保護委員会規則で定める事項

2 法第七十四条第二項第九号の政令で定める数は、千人とする。

3 法第七十四条第二項第十号の政令で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- 一 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 次に掲げる者又はこれらの者であった者

- (1) 当該機関以外の行政機関等の職員
(2) 行政機関の職員以外の国家公務員であって行政機関又は行政機関の長の任命に係る者
(3) 行政機関が雇い入れる者であって国以外のもののために労務に服するもの
(4) 行政機関又は行政機関の長から委託された事務に従事する者であって当該事務に一年以上にわたり専ら従事すべきもの

ロ 法第七十四条第二項第三号に規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族

二 法第七十四条第二項第三号に規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第二十一条 行政機関の長等は、個人情報ファイル（法第七十五条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第四項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、行政機関等が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第七十四条第二項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。

5 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを当該行政機関等の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 法第七十五条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別

二 法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイルについて、次項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 法第七十五条第二項第三号の政令で定める個人情報ファイルは、法第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第七十五条第一項の規定による公表に係る法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求における本人確認手続等)

第二十二条 開示請求をする者は、行政機関の長等（法第二百二十六条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下この条及び第二十五条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類

2 開示請求書を行政機関の長等に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を行政機関の長等に提出すれば足りる。

一 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

二 その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長等が適当と認める書類であって、開示請求をする日前三十日以内に作成されたもの

3 法第七十六条第二項の規定により代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前三十日以内に作成さ

れたものに限る。)を行政機関の長等に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした行政機関の長等（法第八十五条第一項の規定による通知があった場合にあっては、移送を受けた行政機関の長等）に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示請求書に記載することができる事項）

第二十三条 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法（文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については法第八十七条第一項の規定により行政機関等が定める方法をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事項を記載することができる。

一 求める開示の実施の方法

二 事務所における開示（保有個人情報が記録されている行政文書等の写しの送付の方法（以下単に「写しの送付の方法」という。）及び電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第一項第四号において同じ。）を使用して開示を実施する方法以外の方法による保有個人情報の開示をいう。以下同じ。）の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨（開示決定の際に通知すべき事項）

第二十四条 法第八十二条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

二 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、法第八十七条第三項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

四 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項（行政機関等が電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施することができる旨を定めている場合に限る。）

2 開示請求書に前条各号に掲げる事項が記載されている場合における法第八十二条第一項

の政令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合（事務所における開示については、開示請求書に記載された事務所における開示の実施を希望する日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。） その旨及び前項各号に掲げる事項
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項
（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第二十五条 行政機関の長等は、法第八十六条第一項又は第二項の規定により、同条第一項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 法第八十六条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示請求の年月日
- 二 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 法第八十六条第二項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 前項各号に掲げる事項
- 二 法第八十六条第二項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
（開示の実施の方法等の申出）

第二十六条 法第八十七条第三項の規定による申出は、書面により行わなければならない。

2 第二十四条第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の法第八十二条第一項の規定による通知があった場合において、第二十三条各号に掲げる事項を変更しないときは、法第八十七条第三項の規定による申出は、することを要しない。

3 法第八十七条第三項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）
- 二 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
- 三 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
- 四 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨
（開示請求に係る手数料）

第二十七条 法第八十九条第一項の規定により納付しなければならない手数料（第三項において単に「手数料」という。）の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書一件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる場合以外の場合 三百円
 - 二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）
第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求をする
場合 二百円
 - 2 開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の行政文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の行政文書を一件の行政文書とみなす。
 - 一 一の行政文書ファイル（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第二項第一号に規定する行政文書ファイルをいう。）にまとめられた複数の行政文書
 - 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の行政文書
 - 3 手数料は、次に掲げる場合を除き、開示請求書に収入印紙を貼って納付しなければならない。
 - 一 次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関において手数料を納付する場合
 - イ 特許庁
 - ロ その長が法第二百二十六条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であつて、手数料の納付について収入印紙によることが適当でないものとして当該職員が官報により公示したもの
 - 二 行政機関又はその部局若しくは機関（前号イ及びロに掲げるものを除く。）の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を行政機関の長（法第二百二十六条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。次条第一項において同じ。）が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合
（写しの送付の求め）
- 第二十八条 行政機関の長の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、個人情報保護委員会規則で定める方法により納付しなければならない。
- 2 独立行政法人等の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。
 - 3 独立行政法人等は、前項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。
 - 4 地方公共団体の機関の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、当該地方公共団体

の規則で定める方法により納付しなければならない。

5 地方独立行政法人の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、地方独立行政法人の定めるところにより送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付を求めることができる。

6 地方独立行政法人は、前項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

（訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用）

第二十九条 第二十二條（第四項及び第五項を除く。）の規定は、訂正請求及び利用停止請求における本人確認手続等について準用する。この場合において、同条第三項中「第七十六條第二項」とあるのは、訂正請求については「第九十條第二項」と、利用停止請求については「第九十八條第二項」と読み替えるものとする。

（行政不服審査法施行令の規定の読替え）

第三十条 法第百六條の規定により同条第一項の審査請求について行政不服審査法（平成十六年法律第六十八号）の規定が適用される場合における行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第二項	審査庁（審理員が指名されている場合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員）	審査庁
第五条	法第二十九條第一項本文	個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）第百六條第二項において読み替えて適用する法第二十九條第一項本文
第六條第一項	弁明書は	個人情報保護法第百六條第二項において読み替えて適用する法第二十九條第二項の規定により提出し、又は作成する弁明書は
	を提出しなければならない	とする
第六條第二項	法第二十九條第五項	個人情報保護法第百六條第二項において読み替えて適用する法第二十九條第五項
第七條第一項	反論書は	個人情報保護法第百六條第二項において読み替えて適用する法第三十條第一項の規定により提出する反論書は
	参加人及び処分庁等の	参加人及び処分庁等の数（処分庁等が審査庁

	数	である場合にあっては、参加人の数)
	を、法第三十条第二項に規定する	とし、個人情報保護法第百六条第二項において読み替えて適用する法第三十条第二項の規定により提出する
	審査請求人及び処分庁等の数	審査請求人及び処分庁等の数（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人の数）
	を、それぞれ提出しなければならない	とする
第七条第二項	法第三十条第三項	個人情報保護法第百六条第二項において読み替えて適用する法第三十条第三項
第八条	審理員	審査庁
	審理関係人がある	審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下この条において同じ。）がある
第九条	審理員	審査庁
	法第三十七条第二項	個人情報保護法第百六条第二項において読み替えて適用する法第三十七条第二項
第十条、第十一条及び第十四条第一項	法第三十八条第一項	個人情報保護法第百六条第二項において読み替えて適用する法第三十八条第一項

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第三十一条 法第百十九条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二万千円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円
- 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第百十九条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる者以外の者 法第百十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第百十九条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- 二 法第百十五条（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百円

3 前二項の手数料（以下この項において単に「手数料」という。）は、次に掲げる行政機

関又は部局若しくは機関において手数料を納付する場合を除き、個人情報保護委員会規則で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。

一 特許庁

二 その長が法第二百二十六条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であつて、手数料の納付について収入印紙によることが適当でないものとして当該職員が官報により公示したもの

4 法第百十九条第三項の政令で定める額は、第一項に定める額とする。

5 法第百十九条第四項の同条第三項の政令で定める額を参酌して政令で定める額は、第二項に定める額とする。

(権限又は事務の委任)

第三十二条 行政機関の長（第十八条に規定する者を除く。）は、法第五章第二節から第五節まで（法第七十四条及び同章第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、内閣総務官、内閣感染症危機管理監、国家安全保障局長、内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官、内閣サイバー官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職、同法第十八条の重要政策に関する会議の長、同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第三十九条若しくは第五十五条の施設等機関の長、同法第四十条若しくは第五十六条（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関若しくはその事務局の長、内閣府設置法第四十三条若しくは第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の地方支分部局の長、内閣府設置法第五十二条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局若しくはその官房、局、部若しくは地方事務所若しくはその支所の長、宮内庁法第三条の長官官房、侍従職等若しくは部の長、同法第十四条第一項の職、同法第十六条第一項の機関若しくはその事務局の長、同条第二項の機関の長若しくは同法第十七条の地方支分部局の長、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項の職又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七条の官房、局若しくは部の長、同条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局の長、同法第八条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第八条の二の施設等機関の長、同法第八条の三の特別の機関若しくはその事務局の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に委任することができる。

2 警察庁長官は、法第五章第二節から第五節まで（法第七十四条及び同章第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部、同法第二十七条

第一項、第二十八条第一項若しくは第二十九条第一項の附属機関又は同法第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の地方機関の長に委任することができる。

- 3 行政機関の長は、前二項の規定により権限又は事務を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を官報で公示しなければならない。

第四章 個人情報保護委員会

(権限の委任を行う場合の事情)

第三十三条 法第百五十条第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。

- 一 緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要があること。
- 二 前号のほか、効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要があること。

(事業所管大臣への権限の委任)

第三十四条 個人情報保護委員会は、法第百五十条第一項の規定により、法第二十六条第一項、法第百四十六条第一項、法第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条、法第百六十三条並びに法第百六十四条の規定による権限を委任する場合においては、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めて、事業所管大臣に委任するものとする。ただし、個人情報保護委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

- 2 個人情報保護委員会は、前項の規定により委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議しなければならない。

- 3 個人情報保護委員会は、第一項の規定により権限を委任しようとするときは、委任を受ける事業所管大臣、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を公示しなければならない。

(権限行使の結果の報告)

第三十五条 法第百五十条第二項の規定による報告は、前条第一項の期間の範囲内で個人情報保護委員会が定める期間を経過するごとに（個人情報取扱事業者等に法第四章第二節から第四節までの規定に違反する行為があると認めたとき、又は法第二十六条第一項の規定による権限を行使したときは、直ちに）、その間の権限の行使の結果について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、又は記録した書面により行うものとする。

- 一 法第二十六条第一項の規定による権限を行使した場合 その報告の内容その他参考となるべき事項

- 二 法第百四十六条第一項の規定による権限を行使した場合 報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査を行った結果により判明した事実その他参考となるべき事項

三 法第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条若しくは第百九条、法第百六十三条又は法第百六十四条の規定による権限を行使した場合 その結果その他参考となるべき事項

2 個人情報保護委員会は、前項の規定により報告の期間を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議しなければならない。

(地方支分部局の長等への権限の委任)

第三十六条 事業所管大臣は、内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長（金融庁長官を除く。以下この条において同じ。）、国家行政組織法第三条第二項の庁の長又は警察庁長官に法第百五十条第一項の規定により委任された権限及び同条第二項の規定による権限を委任することができる。

2 事業所管大臣（前項の規定によりその権限が内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長又は国家行政組織法第三条第二項の庁の長に委任された場合にあっては、その庁の長）は、内閣府設置法第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職若しくは同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長、デジタル庁設置法第十三条第一項の職又は国家行政組織法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に法第百五十条第一項の規定により委任された権限（当該場合にあっては、前項の規定により委任された権限（同条第二項の規定による権限を除く。））を委任することができる。

3 警察庁長官は、警察法第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部又は同法第三十条第一項の地方機関の長に第一項の規定により委任された権限（法第百五十条第二項の規定による権限を除く。）を委任することができる。

4 事業所管大臣、内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長、国家行政組織法第三条第二項の庁の長又は警察庁長官は、前三項の規定により権限を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を公示しなければならない。

(証券取引等監視委員会への権限の委任等)

第三十七条 金融庁長官は、法第百五十条第四項の規定により委任された権限（同条第二項の規定による権限を除き、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により証券取引等監視委員会の権限に属させられた事項に係るものに限る。）を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

- 2 証券取引等監視委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告しなければならない。

(財務局長等への権限の委任)

第三十八条 金融庁長官は、法第百五十条第四項の規定により委任された権限（同条第二項の規定による権限及び同条第五項の規定により証券取引等監視委員会に委任された権限を除く。）を、個人情報取扱事業者等の主たる事務所又は事業所（次項及び次条第一項において「主たる事務所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

- 2 前項の規定により委任された権限で、個人情報取扱事業者等の主たる事務所等以外の事務所、事業所その他その事業を行う場所（以下この項及び次条第二項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

第三十九条 証券取引等監視委員会は、法第百五十条第五項の規定により委任された権限を、個人情報取扱事業者等の主たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、証券取引等監視委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

- 2 前項の規定により委任された権限で、個人情報取扱事業者等の従たる事務所等に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

(地方公共団体の長等が処理する事務)

第四十条 法第二十六条第一項、法第百四十六条第一項、法第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条、法第百六十三条並びに法第百六十四条に規定する個人情報保護委員会の権限に属する事務（以下この条において「検査等事務」という。）は、当該権限が法第百五十条第一項の規定により事業所管大臣に委任され、又は同条第四項の規定により金融庁長官に委任された場合において、個人情報取扱事業者等が行う事業であって当該事業所管大臣又は金融庁長官が所管するものについての報告の徴収又は検査に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う。この場合において、当該事務を行うこととなる地方公共団体の長等が二以上あるときは、検査等事務は、各地方公共団体の長等がそれぞれ単独に行うことを妨げない。

- 2 前項の規定は、事業所管大臣又は金融庁長官が自ら検査等事務を行うことを妨げない。
- 3 第一項の規定により検査等事務を行った地方公共団体の長等は、第三十五条第一項の規定により個人情報保護委員会が定める期間を経過するごとに（個人情報取扱事業者等に法第四章第二節から第四節までの規定に違反する行為があると認めたとき、又は法第二十六条第一項の規定による権限を行使したときは、直ちに）、その間に行った検査等事務の結果について、第三十五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、又は記録した書面により事業所管大臣又は金融庁長官を経由して個人情報保護委員会に報告しなければならない。
- 4 第一項の規定により地方公共団体の長等が検査等事務を行う場合においては、法中当該検査等事務に係る個人情報保護委員会に関する規定は、地方公共団体の長等に関する規定として地方公共団体の長等に適用があるものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条から第十三条までの規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則〔平成一六年一二月一〇日政令第三八九号〕

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の個人情報の保護に関する法律施行令第二条の規定は、平成十六年十月一日から適用する。

附 則〔平成二〇年五月一日政令第一六六号〕

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行前に個人情報の保護に関する法律第三十二条の規定により報告を求められ、又は同法第三十四条第二項若しくは第三項の規定による命令を受けた個人情報取扱事業者で、この政令による改正後の第二条第二号の規定の適用により個人情報取扱事業者に該当しなくなったものに係る当該報告の求め又は命令及びこれらに係る同法第五十七条又は第五十六条の違反行為に対する罰則の適用については、その個人情報取扱事業者が該当しなくなった後も、なお従前の例による。

附 則〔平成二七年一二月一八日政令第四二七号抄〕

（施行期日）

- 1 この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。

〔平成二八年一〇月五日政令第三二四号抄〕

第二章 経過措置

第七条 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第二条の規定による改正前の個人情報の保護に関する法律（以下この項において「旧個人情報保護法」

という。)第六十七条の規定により地方公共団体の長その他の執行機関が主務大臣の権限に属する事務を行うこととされた場合及び旧個人情報保護法第六十八条の規定により職員が委任を受けた場合における改正法附則第四条の規定の適用については、同条第一項中「主務大臣(」とあるのは、「主務大臣(旧個人情報保護法第六十七条の規定により主務大臣の権限に属する事務を行うこととされた地方公共団体の長その他の執行機関及び旧個人情報保護法第六十八条の規定により委任を受けた職員を含む。)」とする。

- 2 改正法第二条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(以下この項において「新個人情報保護法」という。)第四十四条第一項又は第三項から第七項までの規定により事業所管大臣、部局若しくは機関の長、金融庁長官、証券取引等監視委員会又は財務局長若しくは財務支局長が委任を受けた場合及び新個人情報保護法第七十七条の規定により地方公共団体の長その他の執行機関が事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務を行うこととされた場合における改正法附則第四条(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用については、同条第一項中「又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「第三十二条の規定」と、「第三十六条又は第四十九条」とあるのは「第三十六条」と、「勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為」とあるのは「報告の徴収」と、「又はこれに基づく命令の相当規定」とあるのは「第四十条第一項の規定」と、「個人情報保護委員会」とあるのは「個人情報保護委員会(新個人情報保護法第四十四条第一項又は第三項から第七項までの規定により委任を受けた事業所管大臣、部局若しくは機関の長、金融庁長官、証券取引等監視委員会又は財務局長若しくは財務支局長及び新個人情報保護法第七十七条の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務を行うこととされた地方公共団体の長その他の執行機関を含む。以下この条において同じ。)」と、同条第二項中「又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「第三十二条の規定」と、「申請、届出その他の行為」とあるのは「報告」と、「又はこれに基づく命令の相当規定」とあるのは「第四十条第一項の規定」と、同条第三項中「又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「第三十二条の規定」と、「届出その他の手続」とあるのは「報告」と、「手続が」とあるのは「報告が」と、「又はこれに基づく命令の相当規定」とあるのは「第四十条第一項の規定」と、「その手続を」とあるのは「報告を」と、「当該相当規定」とあるのは「同項の規定」とする。

附 則〔平成二八年一〇月五日政令第三二四号抄〕

(施行期日)

- 1 この政令は、改正法〔個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律=平成二七年九月法律第六五号〕の施行の日〔平成二九年五月三〇日〕から施行する。

附 則〔令和三年三月二四日政令第五六号〕

この政令は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律〔令和二年六月法律第

四四号〕の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則〔令和三年六月二日政令第一六二号抄〕

（施行期日）

- 1 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律〔令和二年六月法律第五〇号〕（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。〔後略〕

附 則〔令和三年七月二日政令第一九五号抄〕

（施行期日）

- 1 この政令は、令和三年九月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔令和三年一〇月二九日政令第二九二号抄〕

（施行期日）

第一条 この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律〔令和三年五月法律第三七号〕（次条第一項及び附則第四条において「整備法」という。）第五十条の規定の施行の日（令和四年四月一日。附則第四条において「整備法第五十条施行日」という。）から施行する。

（個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に整備法第五十条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下この条において「新個人情報保護法」という。）第二条第八項に規定する行政機関が保有している新個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律施行令（次項及び次条において「新個人情報保護法施行令」という。）第十九条第一項の規定の適用については、同項第一号中「予定年月日」とあるのは、「年月日」とする。

- 2 この政令の施行の際現に新個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等が保有している新個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての新個人情報保護法施行令第二十条第一項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令（令和三年政令第二百九十二号）の施行後遅滞なく」とする。

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置）

第三条 この政令の施行の際現に第二条第一号の規定による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（以下この条において「旧行政機関個人情報保護法施行令」という。）第二十六条第一項又は第二項の規定により行政機関の長がその所掌に係る権限又は事務を当該行政機関の職員に委任している場合における当該権限又は事務は、新個人情報保護法施行令第三十条第一項又は第二項の規定により当該職員に委任したものとみなす。この場合において、この政令の施行前にされた当該職員に係る旧行政機関個人情報

報保護法施行令第二十六条第三項の規定による公示は、新個人情報保護法施行令第三十条第三項の規定によりされた公示とみなす。

附 則〔令和四年四月二〇日政令第一七七号抄〕
(施行期日)

第一条 この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律〔令和三年五月法律第三七号〕（次条において「整備法」という。）第五十一条の規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

(個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に整備法第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律第二条第十一項第二号に規定する地方公共団体の機関及び同項第四号に規定する地方独立行政法人が保有している個人情報の保護に関する法律第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律施行令第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第百七十七号）の施行後遅滞なく」とする。

附 則〔令和五年八月一四日政令第二六一号抄〕
(施行期日)

第一条 この政令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律〔令和五年四月法律第一四号〕の施行の日（令和五年九月一日）から施行する。

附 則〔令和六年一月三十一日政令第二二号抄〕
(施行期日)

1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律〔令和五年十一月法律第七九号〕附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

〔令和六年八月一四日政令第二六〇号抄〕
(罰則に関する経過措置)

第十一条 第二号施行日前にした行為及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔令和六年八月一四日政令第二六〇号〕
この政令は、第二号施行日〔行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日〕（令和六年十二月二日）から施行する。

附 則〔令和六年十一月一日政令第三三五号〕
この政令は、改正法〔道路交通法の一部を改正する法律＝令和四年四月法律第三二号〕附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年三月二十四日）から施行する。

附 則〔令和七年一月二九日政令第一九号抄〕
(施行期日)

- 1 この政令は、国立健康危機管理研究機構法〔令和五年六月法律第四六号〕の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

附 則〔令和七年六月二五日政令第二二六号抄〕
(施行期日)

- 1 この政令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年七月一日）から施行する。

個人情報保護に関する法律施行規則（平成二十八年十月五日個人情報保護委員会規則第三号）

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、個人情報の保護に関する法律施行規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この規則において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号に関する基準）

第二条 個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第一号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

（介護保険の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号）

第三条 令第一条第八号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、同号に規定する被保険者証の番号及び保険者番号とする。

（旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号）

第四条 令第一条第十号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十一項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第十項に規定する保険者番号及び同条第十一項に規定する被保険者等記号・番号

三 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号

四 出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号

五 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項に規定する加入者等記号・番号等

六 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第百十二条の二第一項に規定する組合員等記号・番号等

七 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の二十四の

二第一項に規定する組合員等記号・番号等

八 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

九 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号
（要配慮個人情報）

第五条 令第二条第一号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害

二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第一項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）

四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの
（法第二十条第二項第七号の個人情報保護委員会規則で定める者）

第六条 法第二十条第二項第七号の個人情報保護委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関

二 外国において法第十六条第八項に規定する学術研究機関等に相当する者

三 外国において法第五十七条第一項各号に掲げる者に相当する者

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第七条 法第二十六条第一項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第一項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

三 不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ（当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(個人情報保護委員会への報告)

第八条 個人情報取扱事業者は、法第二十六条第一項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならない。

一 概要

二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ（前条第三号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。）の項目

三 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数

四 原因

五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

六 本人への対応の実施状況

七 公表の実施状況

八 再発防止のための措置

九 その他参考となる事項

2 前項の場合において、個人情報取扱事業者は、当該事態を知った日から三十日以内（当該事態が前条第三号に定めるものである場合にあっては、六十日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

3 法第二十六条第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

一 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては別記様式第一による報告書を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあってはその方法）

二 法第百五十条第一項の規定により、法第二十六条第一項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合 別記様式第一による報告書を提出する方法（個人情報保護委員会又は当該事業所管大臣が別に定める場合にあっては、その方法）

(他の個人情報取扱事業者への通知)

第九条 個人情報取扱事業者は、法第二十六条第一項ただし書の規定による通知をする場合には、第七条各号に定める事態を知った後、速やかに、前条第一項各号に定める事項を通知しなければならない。

(本人に対する通知)

第十条 個人情報取扱事業者は、法第二十六条第二項本文の規定による通知をする場合には、第七条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、第八条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項を通知しなければならない。

(第三者提供に係る事前の通知等)

第十一条 法第二十七条第二項又は第三項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする。

一 第三者に提供される個人データによって識別される本人(次号において「本人」という。))が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。

二 本人が法第二十七条第二項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。

2 法第二十七条第二項又は第三項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 電子情報処理組織(個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法

二 別記様式第二(法第二十七条第三項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行う場合にあっては、別記様式第三)による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。)を提出する方法

3 個人情報取扱事業者が、代理人によって法第二十七条第二項又は第三項の規定による届出を行う場合には、別記様式第四によるその権限を証する書面(電磁的記録を含む。第十七条第一項、第十八条第二項、第三十条、第四十七条第一項、第四十八条第二項、第五十四条第二項、第六項及び第七項、第六十条並びに第六十六条第二項を除き、以下同じ。)を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

4 法第二十七条第二項第八号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第三者に提供される個人データの更新の方法

二 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

(外国にある個人情報取扱事業者の代理人)

第十二条 外国にある個人情報取扱事業者は、法第二十七条第二項又は第三項の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めなければならない。この場合において、当該個人情報取扱事業者は、当該届出と同時に、当該個人情報取扱事業者

が国内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を付与したことを証する書面（日本語による翻訳文を含む。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

（第三者提供に係る個人情報保護委員会による公表）

第十三条 法第二十七条第四項の規定による公表は、同条第二項又は第三項の規定による届出があった後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（第三者提供に係る個人情報取扱事業者による公表）

第十四条 個人情報取扱事業者は、法第二十七条第四項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を公表するものとする。

- 一 法第二十七条第二項の規定による届出を行った場合 同項各号に掲げる事項
- 二 法第二十七条第三項の規定による変更の届出を行った場合 変更後の同条第二項各号に掲げる事項
- 三 法第二十七条第三項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行った場合
その旨

（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国）

第十五条 法第二十八条第一項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。

- 一 法第四章又は第五章の規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること。
- 二 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督又は監視を行うための体制が確保されていること。
- 三 我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること。
- 四 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること。
- 五 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第二十八条第一項の規定による外国として定めることが、我が国における行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、又は我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること。

- 2 個人情報保護委員会は、前項の規定による外国を定める場合において、我が国における個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、当該外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ることなく提供できる個人データの範囲を制限することその他の必要な条件を付することができる。
- 3 個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、当該外国が第一項各号に該当していること又は当該外国について前項の規定により付された条件が満たされていることを確認するため必要があると認めるときは、当該外国における個人情報の保護に関する制度又は当該条件に係る対応の状況に関し必要な調査を行うものとする。
- 4 個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、前項の調査の結果その他の状況を踏まえ、当該外国が第一項各号に該当しなくなったと認めるとき又は当該外国について第二項の規定により付された条件が満たされなくなったと認めるときは、第一項の規定による定めを取り消すものとする。

（個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準）

第十六条 法第二十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第二節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
- 二 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

（外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供）

第十七条 法第二十八条第二項又は法第三十一条第一項第二号の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

- 2 法第二十八条第二項又は法第三十一条第一項第二号の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 当該外国の名称
 - 二 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
 - 三 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

- 3 前項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第一号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第二号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

- 一 前項第一号に定める事項が特定できない旨及びその理由
- 二 前項第一号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

4 第二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第二項第三号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

(外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等)

第十八条 法第二十八条第三項（法第三十一条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

一 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

二 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ（法第三十一条第二項において読み替えて準用する場合にあつては、個人関連情報）の当該第三者への提供を停止すること。

2 法第二十八条第三項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

3 個人情報取扱事業者は、法第二十八条第三項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

一 当該第三者による法第二十八条第一項に規定する体制の整備の方法

二 当該第三者が実施する相当措置の概要

三 第一項第一号の規定による確認の頻度及び方法

四 当該外国の名称

五 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要

六 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要

七 前号の支障に関して第一項第二号の規定により当該個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要

4 個人情報取扱事業者は、法第二十八条第三項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しな

なければならない。

- 5 個人情報取扱事業者は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成)

第十九条 法第二十九条第一項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

- 2 法第二十九条第一項の記録は、個人データを第三者（同項に規定する第三者をいう。以下この条、次条、第二十二條から第二十四條まで、第二十七條及び第二十八條において同じ。）に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（法第二十七條第二項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。）したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、法第二十七條第一項又は法第二十八條第一項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十九条第一項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(第三者提供に係る記録事項)

第二十条 法第二十九条第一項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- 一 法第二十七條第二項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイからニまでに掲げる事項

イ 当該個人データを提供した年月日

ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。第二十八條第一項第三号において同じ。）の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ニ 当該個人データの項目

- 二 法第二十七條第一項又は法第二十八條第一項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第二十七條第一項又は法第二十八條第一項の本人の同意を得ている旨

ロ 前号ロからニまでに掲げる事項

- 2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第二十九条第一項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。

（第三者提供に係る記録の保存期間）

第二十一条 法第二十九条第二項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 第十九条第三項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して一年を経過する日までの間
- 二 第十九条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して三年を経過する日までの間
- 三 前二号以外の場合 三年

（第三者提供を受ける際の確認）

第二十二条 法第三十条第一項の規定による同項第一号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

- 2 法第三十条第一項の規定による同項第二号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

- 3 前二項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前二項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第三十条第一項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

（第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成）

第二十三条 法第三十条第三項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

- 2 法第三十条第三項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（法第二十七条第二項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第三十条第三項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(第三者提供を受ける際の記録事項)

第二十四条 法第三十条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 個人情報取扱事業者から法第二十七条第二項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイからホまでに掲げる事項

イ 個人データの提供を受けた年月日

ロ 法第三十条第一項各号に掲げる事項

ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ニ 当該個人データの項目

ホ 法第二十七条第四項の規定により公表されている旨

二 個人情報取扱事業者から法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の本人の同意を得ている旨

ロ 前号ロからニまでに掲げる事項

三 個人関連情報取扱事業者から法第三十一条第一項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合 次のイからニまでに掲げる事項

イ 法第三十一条第一項第一号の本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報取扱事業者にあつては、同項第二号の規定による情報の提供が行われている旨

ロ 法第三十条第一項第一号に掲げる事項

ハ 第一号ハに掲げる事項

ニ 当該個人関連情報の項目

四 第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合 第一号ロからニまでに掲げる事項

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第三十条第三項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。

(第三者提供を受ける際の記録の保存期間)

第二十五条 法第三十条第四項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 第二十三条第三項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して一年を経過する日までの間

二 第二十三条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して三年を経過する日までの間

三 前二号以外の場合 三年

(個人関連情報の第三者提供を行う際の確認)

第二十六条 法第三十一条第一項の規定による同項第一号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

2 法第三十一条第一項の規定による同項第二号に掲げる事項の確認を行う方法は、同号の規定による情報の提供が行われていることを示す書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

3 前二項の規定にかかわらず、第三者に個人関連情報の提供を行うに際して既に前二項に規定する方法による確認(当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第三十一条第一項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

(個人関連情報の第三者提供を行う際の確認に係る記録の作成)

第二十七条 法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

2 法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の記録は、個人関連情報を第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3 前項の規定にかかわらず、法第三十一条第一項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人関連情報を第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(個人関連情報の第三者提供を行う際の記録事項)

第二十八条 法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十一条第一項第一号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあつては、同項第二号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨

二 個人関連情報を提供した年月日(前条第二項ただし書の規定により、法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の記録を一括して作成する場合にあつては、当該提供の期間の初日及び末日)

三 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

四 当該個人関連情報の項目

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第三十一条第三項において読み替えて準用する法第三十条第三項の当該事項の記録を省略することができる。

（個人関連情報の第三者提供に係る記録の保存期間）

第二十九条 法第三十一条第三項において準用する法第三十条第四項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 第二十七条第三項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して一年を経過する日までの間

二 第二十七条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して三年を経過する日までの間

三 前二号以外の場合 三年

（本人が請求することができる開示の方法）

第三十条 法第三十三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の個人情報保護委員会規則で定める方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法とする。

（仮名加工情報の作成の方法に関する基準）

第三十一条 法第四十一条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

三 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること（当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

（削除情報等に係る安全管理措置の基準）

第三十二条 法第四十一条第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第四十一条第二項に規定する削除情報等（同条第一項の規定により行われた加工の

方法に関する情報にあっては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報情報を復元することができるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

二 削除情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って削除情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

三 削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（電磁的方法）

第三十三条 法第四十一条第八項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

二 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

三 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の作成の方法に関する基準）

第三十四条 法第四十三条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

三 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。

四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

五 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

（加工方法等情報に係る安全管理措置の基準）

第三十五条 法第四十三条第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法第四十三条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

二 加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

三 加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（個人情報取扱事業者による匿名加工情報の作成時における公表）

第三十六条 法第四十三条第三項の規定による公表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 個人情報取扱事業者が他の個人情報取扱事業者の委託を受けて匿名加工情報を作成した場合は、当該他の個人情報取扱事業者が当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を前項に規定する方法により公表するものとする。この場合においては、当該公表をもって当該個人情報取扱事業者が当該項目を公表したものとみなす。

（個人情報取扱事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等）

第三十七条 法第四十三条第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 法第四十三条第四項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

（匿名加工情報取扱事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等）

第三十八条 前条第一項の規定は、法第四十四条の規定による公表について準用する。

2 前条第二項の規定は、法第四十四条の規定による明示について準用する。

（軽微な変更）

第三十九条 法第五十条第一項の個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更は、法第四十七条第一項各号に定める業務の内容の実質的な変更を伴わないものとする。

（個人情報保護指針の届出）

第四十条 法第五十四条第二項の規定による届出は、別記様式第五による届出書によるものとする。

（個人情報保護委員会による個人情報保護指針の公表）

第四十一条 法第五十四条第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(認定個人情報保護団体による個人情報保護指針の公表)

第四十二条 認定個人情報保護団体は、法第五十四条第三項の規定による公表がされた後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により、同条第二項の規定により届け出た個人情報保護指針を公表するものとする。

(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第四十三条 法第六十八条第一項の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第一項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

三 不正の目的をもって行われたおそれがある当該行政機関の長等の属する行政機関等に対する行為による保有個人情報（当該行政機関の長等の属する行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四 保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

五 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が法第六十八条第一項の報告を行う場合であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に適用される条例において条例要配慮個人情報について定められているときに限る。）

(個人情報保護委員会への報告)

第四十四条 行政機関の長等は、法第六十八条第一項の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならない。

一 概要

二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報（前条第三号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。）の項目

三 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数

四 原因

五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

六 本人への対応の実施状況

七 公表の実施状況

八 再発防止のための措置

九 その他参考となる事項

2 前項の場合において、行政機関の長等は、当該事態を知った日から三十日以内（当該事態が前条第三号に定めるものである場合にあっては、六十日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

3 法第六十八条第一項の規定による報告は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては別記様式第六による報告書を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあってはその方法）により行うものとする。

（本人に対する通知）

第四十五条 行政機関の長等は、法第六十八条第二項本文の規定による通知をする場合には、第四十三条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項を通知しなければならない。

（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国）

第四十五条の二 法第七十一条第一項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。

一 法第四章又は第五章の規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること。

二 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督又は監視を行うための体制が確保されていること。

三 我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること。

四 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な保有個人情報の移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な保有個人情報の移転を図ることが可能であると認められるものであること。

五 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第七十一条第一項の規定による外国として定めることが、我が国における行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、又は我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること。

- 2 個人情報保護委員会は、前項の規定による外国を定める場合において、我が国における個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、当該外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ることなく提供できる保有個人情報の範囲を制限することその他の必要な条件を付することができる。
- 3 個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、当該外国が第一項各号に該当していること又は当該外国について前項の規定により付された条件が満たされていることを確認するため必要があると認めるときは、当該外国における個人情報の保護に関する制度又は当該条件に係る対応の状況に関し必要な調査を行うものとする。
- 4 個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、前項の調査の結果その他の状況を踏まえ、当該外国が第一項各号に該当しなくなったと認めるとき又は当該外国について第二項の規定により付された条件が満たされなくなったと認めるときは、第一項の規定による定めを取り消すものとする。

（個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準）

第四十六条 法第七十一条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 行政機関の長等と保有個人情報の提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該保有個人情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第二節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
- 二 保有個人情報の提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

（外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供）

第四十七条 法第七十一条第二項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

- 2 法第七十一条第二項の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 当該外国の名称
- 二 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
- 三 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

- 3 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第一号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第二号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

- 一 前項第一号に定める事項が特定できない旨及びその理由

二 前項第一号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

- 4 第二項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第二項第三号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

(外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等)

第四十八条 法第七十一条第三項の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

一 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

二 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、保有個人情報の当該第三者への提供を停止すること。

- 2 法第七十一条第三項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

- 3 行政機関の長等は、法第七十一条第三項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該行政機関の長等の属する行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

一 当該第三者による法第七十一条第一項に規定する体制の整備の方法

二 当該第三者が実施する相当措置の概要

三 第一項第一号の規定による確認の頻度及び方法

四 当該外国の名称

五 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要

六 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要

七 前号の支障に関して第一項第二号の規定により当該行政機関の長等が講ずる措置の概要

- 4 行政機関の長等は、法第七十一条第三項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

- 5 行政機関の長等は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければ

ならない。

（電磁的方法）

第四十九条 法第七十三条第四項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- 二 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- 三 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（令第二十条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項）

第五十条 令第二十条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に規定する他の法令の規定により特別の手續が定められているときの、当該法令の条項
- 二 法第七十四条第一項の規定に基づき通知をした事項を変更しようとするときの、当該変更の予定年月日

（情報通信技術による開示請求に係る手数料の納付の方法）

第五十一条 令第二十七条第一項第二号に掲げる場合における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、同号に規定する開示請求により得られた納付情報により納付する方法とする。

（写しの送付に要する費用の納付の方法）

第五十二条 令第二十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 郵便切手又は個人情報保護委員会が定めるこれに類する証票で納付する方法
- 二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第八十七条第三項の規定による申出をした場合において、当該申出により得られた納付情報により納付する方法

（提案の募集の方法）

第五十三条 法第百十一条の規定による提案の募集は、毎年度一回以上、当該募集の開始の日から三十日以上を期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。

（提案の方法等）

第五十四条 法第百十二条第一項の提案は、別記様式第七により行うものとする。

- 2 代理人によって前項の提案をする場合にあっては、別記様式第七に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。
- 3 法第百十二条第二項第八号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、提案に係る行政機関等匿名加工情報に関して希望する提供の方法とする。
- 4 法第百十二条第三項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。
 - 一 提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの
 - 二 提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前六月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、その者が本人であることを確認するに足りるもの
 - 三 提案をする者がやむを得ない事由により前二号に掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類
 - 四 前各号に掲げる書類のほか、行政機関の長等が必要と認める書類
- 5 前項の規定は、代理人によって第一項の提案をする場合に準用する。この場合において、前項第一号から第三号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。
- 6 法第百十二条第三項第一号（法第百十八条第二項で準用する場合を含む。）の書面は、別記様式第八によるものとする。
- 7 行政機関の長等は、法第百十二条第二項の規定により提出された書面又は同条第三項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、同条第一項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。
(心身の故障により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者)

第五十五条 法第百十三条第二号の個人情報保護委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要

な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数）

第五十六条 法第百十四条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める数は、千人とする。

（提案に係る行政機関等匿名加工情報を事業の用に供する期間）

第五十七条 法第百十四条第一項第五号の個人情報保護委員会規則で定める期間は、法第十二条第二項第五号の事業並びに同号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間とする。

（提案に係るその他審査の基準）

第五十八条 法第百十四条第一項第七号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、行政機関の長等が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関の長等の属する行政機関等の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼさないものであることとする。

（審査した結果の通知方法及び通知事項）

第五十九条 法第百十四条第二項の規定による通知は、次に掲げる書類を添えて別記様式第九の通知書により行うものとする。

一 別記様式第十により作成した法第百十五条（法第百十八条第二項で準用する場合を含む。）の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類

二 前号の契約の締結に関する書類

2 法第百十四条第二項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 納付すべき手数料又は利用料（以下この項において「手数料等」という。）の額

二 手数料等の納付方法

三 手数料等の納付期限

四 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

3 法第百十四条第三項の規定による通知は、別記様式第十一の通知書により行うものとする。

（行政機関への手数料の納付の方法）

第六十条 令第三十一条第三項の個人情報保護委員会規則で定める書面は、前条第一項の別記様式第十とする。

2 令第三十一条第三項に規定する手数料の納付に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、前条第一項の書類を提出することにより得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、行政機関の長は、次に掲げる方法により納付させることを適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法

に加え、次に掲げる方法を指定することができる。

- 一 行政機関の長が指定する書面に収入印紙を貼って納付する方法
- 二 令第三十一条第三項各号に掲げる行政機関又は部局若しくは機関にあっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書により納付する方法
（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結）

第六十一条 法第百十五条の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結は、第五十九条第一項の書類を提出することにより行うものとする。

（行政機関等匿名加工情報の作成の方法に関する基準）

第六十二条 法第百十六条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 二 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 三 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に行政機関等において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。
- 四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 五 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

（行政機関等匿名加工情報の個人情報ファイル簿に記載する事項）

第六十三条 法第百十七条第一号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目とする。

（準用）

第六十四条 第五十四条（同条第六項を除く。）、第五十五条、第五十七条、第五十九条（同条第一項第一号を除く。）から第六十一条までの規定は、法第百十八条第一項の提案をする場合について準用する。この場合において、第五十四条第一項及び第二項中「別記様式第七」とあるのは「別記様式第十二」と、第五十九条第一項中「別記様式第九」とあ

るのは「別記様式第十三」と、第五十九条第三項中「別記様式第十一」とあるのは「別記様式第十四」と読み替えるものとする。

（行政機関等匿名加工情報等の安全管理措置の基準）

第六十五条 法第二百二十一条第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- 二 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って行政機関等匿名加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- 三 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関等匿名加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第六十六条 法第二百二十三条第一項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 2 法第二百二十三条第一項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第六十七条 法第二百二十三条第三項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- 二 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- 三 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（法第六十一条第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類）

第六十八条 法第六十一条第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる権限行使の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- 一 法第四百六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は法第五十三条の規定による報告の徴収 当該要求又は徴収の内容及び理由を記載した書類
- 二 法第四百八条第一項の規定による勧告 当該勧告の内容及び理由を記載した書類
- 三 法第四百八条第二項若しくは第三項の規定による命令、法第五十四条の規定による命令又は法第五十五条第一項の規定による取消し 当該不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となった事実を記載した書類

（公示送達の方法）

第六十九条 個人情報保護委員会は、公示送達があったことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、個人情報保護委員会は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があったことを通知することができる。

（条例を定めたときの届出）

第七十条 法第百六十七条第一項の規定による届出は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第十五による届出書を提出する方法）により行うものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号。以下「改正法」という。）の施行の日〔平成二九年五月三〇日〕から施行する。ただし、附則第六条及び附則第七条の規定は、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第二条 削除〔令和二年一二月個人情報保護委規則三号〕

（第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置）

第三条 第十三条第一項に規定する事項のうち、施行日前に第十二条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、第十三条第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

（第三者提供を受ける際の確認に関する経過措置）

第四条 法第二十六条第一項各号に規定する事項のうち、施行日前に第十五条に規定する方法に相当する方法で確認（当該確認について第十六条に規定する方法に相当する方法により記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。）を行っているものについては、第十五条第三項を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

（第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成に関する経過措置）

第五条 第十七条第一項に規定する事項のうち、施行日前に第十六条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているも

のについては、第十七条第二項を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

（改正法附則第二条の規定による通知の方法）

第六条 第七条第一項の規定（通知に関する部分に限る。）は、改正法附則第二条の規定による通知について準用する。

（改正法附則第二条の規定による届出の方法）

第七条 改正法附則第二条の規定による届出は、別記様式第一による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク等を提出して行うものとする。

2 個人情報取扱事業者が、代理人によって改正法附則第二条の規定による届出を行う場合には、前項の届出書に別記様式第二によるその権限を証する書面を添付して個人情報保護委員会に提出しなければならない。

附 則〔平成三〇年五月九日個人情報保護委員会規則第一号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔令和元年五月一三日個人情報保護委員会規則第一号〕

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔令和元年七月一日個人情報保護委員会規則第二号〕

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律〔平成三〇年五月法律第三三号〕の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則〔令和二年一〇月一日個人情報保護委員会規則第二号〕

この規則は、公布の日より施行する。

附 則〔令和二年一二月九日個人情報保護委員会規則第三号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔令和三年三月二四日個人情報保護委員会規則第一号〕

沿革

令和 三年一〇月二九日号外個人情報保護委員会規則第四号〔個人情報の保護に関する法律施行規則等の一部を改正する規則二条による改正〕

（施行期日）

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十四号。以下「改正法」という。）の施行の日〔令和四年四月一日〕から施行する。

ただし、附則第二条の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日〔令和三年一〇月一日〕から施行する。

（改正法附則第二条の規定による通知等の方法）

第二条 第七条の規定は、改正法附則第二条の規定による通知及び届出について準用する。

2 第八条の規定は、改正法附則第二条の規定による届出について準用する。

（個人関連情報の第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成に関する経過措置）

第三条 第二十四条第一項第三号に規定する事項のうち、施行日前に第二十三条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、第二十四条第二項を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

（個人関連情報の第三者提供を行う際の確認に関する経過措置）

第四条 法第三十一条第一項第一号に規定する事項のうち、施行日前に第二十六条に規定する方法に相当する方法で確認（当該確認について第二十七条に規定する方法に相当する方法で記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。）を行っているものについては、第二十六条第三項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

（個人関連情報の第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置）

第五条 第二十八条第一項に規定する事項のうち、施行日前に第二十七条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、第二十八条第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

附 則〔令和三年一〇月二九日個人情報保護委員会規則第四号抄〕

（施行期日）

第一条 この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律〔令和三年五月法律第三七号〕（以下この条及び附則第三条において「整備法」という。）第五十条の規定の施行の日〔令和四年四月一日〕から施行する。ただし、附則第三条の規定は、整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日〔令和四年一月一日〕から施行する。

（整備法附則第七条第三項の規定による通知等の方法）

第三条 この規則による改正後の個人情報の保護に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十一条の規定は、整備法附則第七条第三項の規定による通知及び届出について準用する。

2 新規則第十二条の規定は、整備法附則第七条第三項の規定による届出について準用する。

（第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置）

第四条 別表第二法人等（法別表第二に掲げる法人、法第五十八条第二項の規定により法第

十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構又は同条第八項に規定する学術研究機関等である同条第二項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下同じ。）において、新規則第二十条第一項に規定する事項のうち、施行日前に新規則第十九条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、新規則第二十条第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

（第三者提供を受ける際の確認に関する経過措置）

第五条 別表第二法人等において、法第三十条第一項各号に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十二条に規定する方法に相当する方法で確認（当該確認について新規則第二十三条に規定する方法に相当する方法により記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。）を行っているものについては、新規則第二十二条第三項を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

（第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成に関する経過措置）

第六条 別表第二法人等において、新規則第二十四条第一項（同項第三号を除く。）に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十三条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、新規則第二十四条第二項を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

附 則〔令和四年四月二〇日個人情報保護委員会規則第四号〕

（施行期日）

第一条 この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律〔令和三年五月法律第三七号〕（以下「整備法」という。）第五十一条の規定の施行の日（令和五年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、整備法附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（整備法附則第八条第二項の規定による届出の方法）

第二条 この規則による改正後の個人情報の保護に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第七十条の規定は、整備法附則第八条第二項の規定による届出について準用する。

（整備法附則第九条第三項の規定による通知等の方法）

第三条 新規則第十一条の規定は、整備法附則第九条第三項の規定による通知及び届出について準用する。

2 新規則第十二条の規定は、整備法附則第九条第三項の規定による届出について準用す

る。

（第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置）

第四条 特定地方独立行政法人等（整備法第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「新個人情報保護法」という。）第五十八条第一項第二号に掲げる者又は同条第二項の規定により新個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人情報関連情報取扱事業者とみなされる新個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者をいう。以下同じ。）において、新規則第二十条第一項に規定する事項のうち、施行日前に新規則第十九条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、新規則第二十条第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

（第三者提供を受ける際の確認に関する経過措置）

第五条 特定地方独立行政法人等において、新個人情報保護法第三十条第一項各号に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十二條に規定する方法に相当する方法で確認（当該確認について新規則第二十三条に規定する方法に相当する方法により記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。）を行っているものについては、新規則第二十二條第三項を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

（第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成に関する経過措置）

第六条 特定地方独立行政法人等において、新規則第二十四条第一項に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十三条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、新規則第二十四条第二項を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

（個人関連情報の第三者提供を行う際の確認に関する経過措置）

第七条 特定地方独立行政法人等において、新個人情報保護法第三十一条第一項第一号に規定する事項のうち、施行日前に新規則第二十六条に規定する方法に相当する方法で確認（当該確認について新規則第二十七条に規定する方法に相当する方法で記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。）を行っているものについては、新規則第二十六条第三項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

（個人関連情報の第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置）

第八条 特定地方独立行政法人等において、新規則第二十八条第一項に規定する事項のうち

ち、施行日前に新規則第二十七条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、新規則第二十八条第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

附 則〔令和五年一二月二七日個人情報保護委員会規則第五号〕

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

附 則〔令和六年一二月二七日個人情報保護委員会規則第四号〕

この規則は、令和六年十二月二日から施行する。

附 則〔令和六年一二月六日個人情報保護委員会規則第五号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔令和七年九月二五日個人情報保護委員会規則第二号〕

この規則は、令和七年十月一日から施行し、この規則及びこの規則による改正後の規定は、当分の間、その効力を有する。

別記様式第一（第八条第三項関係）

受付日	年 月 日
受付番号	

報告書

個人情報の保護に関する法律第26条第1項の規定により、次のとおり報告します。

年 月 日

殿

報告者の氏名又は名称

住所又は居所

1. 報告種別（該当する□に印をつけること。）

新規又は統報の別：□ 新規 □ 統報 前回報告： 年 月 日

速報又は確報の別：□ 速報 □ 確報

2. 報告をする個人情報取扱事業者（以下「報告者」という。）の概要

報告者の氏名 又は名称	(フリガナ)												
法人番号（13桁）													
業種・業種番号													
報告者の住所 又は居所											都道府県	市区町村	
代表者の氏名 (報告者が法人等の場合に限る。)	(フリガナ)												
事務連絡者の氏名	(フリガナ)												
	所属部署										電話	()	
											E-mail		

3. 報告事項

(1) 事態の概要（該当する□に印をつけること。）

発生日： 年 月 日

発覚日： 年 月 日

発生事案：□ 漏えい □ 漏えいのおそれ □ 滅失

☐ 滅失のおそれ ☐ 毀損

☐ 毀損のおそれ

発見者：☐ 自社／委託先 ☐ 取引先 ☐ 顧客／会員

☐ カード会社／決済代行会社 ☐ その他（ ）

規則第7条各号該当性：☐ 第1号（要配慮個人情報）

☐ 第2号（財産的被害）

☐ 第3号（不正の目的）

☐ 第4号（千人超）

☐ 非該当（上記に該当しない場合の報告）

報告者に個人データの取扱いを委託した者（委託元）の有無：

☐ 有（名称： ）

（住所： ）

（電話： ）

☐ 無

報告者から個人データの取扱いの委託を受けた者（委託先）の有無：

☐ 有（名称： ）

（住所： ）

（電話： ）

☐ 無

事実経過：

概要：

発覚の経緯・発覚後の事実経過（時系列）：

外部機関による調査の実施状況（規則第7条第3号に該当する場合のみ記載）：

☐ 実施済（実施中）【依頼日： 年 月 日】

☐ 実施予定【依頼予定日： 年 月 日】

☐ 検討中

☐ 予定なし

（詳細： ）

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目（該当する
☐に印を付けること。）

媒体：☐ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他（ ）

種類：☐ 顧客情報 ☐ 従業員情報 ☐ その他（ ）
項目：☐ 氏名 ☐ 生年月日 ☐ 性別 ☐ 住所
☐ 電話番号 ☐ メールアドレス
☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード
☐ その他（ ）

- (3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
（ ）人 うちクレジットカード情報含む（ ）人

- (4) 発生原因（該当する□に印を付けること。）

主体：☐ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明

原因：☐ 不正アクセス

（攻撃箇所：（ ））

（攻撃手法：（ ））

☐ 誤交付 ☐ 誤送付（メール含む。）

☐ 誤廃棄 ☐ 紛失 ☐ 盗難

☐ 従業員不正 ☐ その他（ ）

詳細：

- (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容（該当する□に印を付けること。）

有無：☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明

詳細：

- (6) 本人への対応の実施状況（該当する□に印を付けること。）

本人への対応（通知を含む。）：☐ 対応済（対応中）

☐ 対応予定 ☐ 予定なし

詳細（予定なしの場合は、理由を記載）：

- (7) 公表の実施状況（該当する□に印を付けること。）

事案の公表：☐ 実施済【公表日： 年 月 日】

☐ 実施予定【公表予定日： 年 月 日】

☐ 検討中

☐ 予定なし

公表の方法：☐ ホームページに掲載 ☐ 記者会見

☐ 報道機関等への資料配布

☐ その他（ ）

公表文：

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

今後実施予定の措置（長期的に講ずる措置を含む。）及び完了予定時期：

(9) その他参考となる事項：

記載要領

1. 最上段の受付日及び受付番号の欄には記載しないこと。
2. 続報として提出の際には、前回報告から記載を変更した箇所に下線を引くこと。
3. 2. の「法人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する「法人番号」を指す。なお、法人番号を記載する欄に、同条第5項に規定する「個人番号」を記載しないこと。
4. 2. の「業種」・「業種番号」（4桁）は、日本標準産業分類から記載すること。
5. 2. の「事務連絡者の氏名」の「電話」には、代表電話番号ではなく、当該事務連絡者の直通電話番号を記載すること。
6. 2. の「法人等」には、法人格を有しない団体等も含まれる。
7. 3. (7)の「公表文」には、公表を予定している場合、公表予定の文案を記載又は添付すること。
8. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

届出日	年 月 日
届出番号	

屈出書

(個人情報の保護に関する法律(第27条第2項・第27条第3項)・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第9条第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

届出者の氏名又は名称
住所又は居所

1. 届出をする個人情報取扱事業者(以下「届出者」という。)の概要

新規又は変更の別	1. 新規	2. 変更(元の届出番号:)
個人又は法人等の別	1. 個人	2. 法人等
届出者の氏名 又は名称	(フリガナ)	
法人番号(13桁)		
届出者の住所 又は居所	都道府県 市区町村	
	電話 ()	
届出者の屋号	(フリガナ)	
届出者のホームページアドレス		
代表者の氏名 (届出者が法人等の 場合に限る。)	(フリガナ)	
事務連絡者の氏名 (代表者と同じ場合 には記載は省略可)	(フリガナ)	
	電話 ()	
	E-mail	

2. 届出項目

- (1) ☐ 本人の求めに応じて本届出書に係る当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

(☐内に印を付けること。)

- (2) 第三者への提供を利用目的としていること。

- (3) 第三者に提供される個人データの取得の方法

- (4) 第三者に提供される個人データの更新の方法

- (5) 第三者に提供される個人データの項目

- (6) 第三者への提供の方法

- (7) 本人の求めを受け付ける方法(該当するもの全ての☐に印を付けること。)

- ☐ 郵送(宛先：)
- ☐ 受付窓口(住所：)
- ☐ 電話(番号：)
- ☐ WEB(URL：)
- ☐ その他()

- (8) 本届出書に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

【 年 月 日 】

3. 個人情報保護委員会による公表に関する希望(いずれかの☐に印を付けること。)

- ☐ 希望なし
- ☐ 次の理由により、【 年 月 日 】以後の公表を希望
(公表日を指定する理由：)

4. ☐ 本届出書に係る個人データの第三者への提供が、法令等に抵触するものではないこと。

(☐に印を付けること。)

5. 添付書類(☐に印を付けること。)

- ☐ 委任状(代理人により届出を行う場合に限る。)

記載要領

1. 最上段の届出日及び届出番号の欄には記載しないこと。
2. 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
3. 変更の届出の際には、前回届出から記載を変更した箇所に下線を引くこと。
4. 1. の「法人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する「法人番号」を指す。なお、法人番号を記載する欄に、同条第5項に規定する「個人番号」を記載しないこと。

5. 1. の「法人等」には、法人格を有しない団体等も含まれる。
6. 1. の「事務連絡者の氏名」には、必ず連絡が取れる連絡先(電話番号及びE-mailアドレス)を記載すること。
7. 届出日は、本届出書が個人情報保護委員会に到達した日を指す。
8. 2. (2)の欄には、個人情報の保護に関する法律第21条第1項の規定により、本人に通知し、若しくは公表した利用目的又は同条第2項の規定により、本人に対して明示した利用目的の該当箇所を記載すること。
9. 4. の「法令等」には個人情報の保護に関する法律も含まれる。例えば要配慮個人情報を同法第27条第2項の規定により第三者に提供することはできない。
10. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第三(第十一条第二項関係)

届出日	年 月 日
届出番号	

個人データの提供をやめた旨の届出書

個人情報の保護に関する法律第27条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

届出者の氏名又は名称

住所又は居所

1. 届出をする個人情報取扱事業者(以下「届出者」という。)の概要

元の届出番号												
個人又は法人等の別	1. 個人 2. 法人等											
届出者の氏名 又は名称	(フリガナ)											
法人番号(13桁)												
届出者の住所 又は居所	都道府県 市区町村											
	電話 ()											
届出者の屋号	(フリガナ)											
届出者のホームページ アドレス												
代表者の氏名 (届出者が法人等の場合 に限る。)	(フリガナ)											
事務連絡者の氏名 (代表者と同じ場合には 記載は省略可)	(フリガナ) 電話 () E-mail											

別記様式第四(第十一条第三項関係)

委 任 状

代理人所在地又は住所

代理人名称又は氏名

代理人連絡先(部署名)

上記の者を代理人とし、(個人情報の保護に関する法律(第27条第2項・第27条第3項)・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第9条第3項)の規定による届出手続に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者所在地又は住所

委任者名称又は氏名

委任者連絡先(部署名)

別記様式第五（第四十条関係）

届出日	年 月 日
届出番号	

届出書

個人情報の保護に関する法律第54条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

団体の名称
住所

1. 届出をする認定個人情報保護団体（以下「団体」という。）の概要

団体の名称	(フリガナ)												
法人番号（13桁）													
団体の住所	都道府県												市区町村
	電話 ()												
代表者の氏名	(フリガナ)												
事務連絡者の氏名 (代表者と同じ場合には記載は省略可)	(フリガナ)												
	電話 () E-mail												

2. 届け出る個人情報保護指針に係る事項

(1) 新規又は変更の別（いずれかの□に印を付けること。）

☐ 新規 ☐ 変更

(2) 個人情報保護指針を（作成・変更）した日

年 月 日

(3) 個人情報保護指針の施行日（予定を含む。）

年 月 日

(4) 仮名加工情報に関する事項の有無（いずれかの□に印を付けること。）

☐ 有 ☐ 無

(5) 匿名加工情報に関する事項の有無（いずれかの□に印を付けること。）

☐ 有 ☐ 無

(6) 変更した場合の変更内容及び変更の理由

(7) 消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見聴取の有無（いずれかの□に印を付けること。）

☐ 有 ☐ 無

(8) 意見聴取の方法及び経過の概要（(7)で「有」を選択した場合）

3. 個人情報保護委員会による個人情報保護指針の公表に関する希望

（いずれかの□に印を付けること。）

☐ 希望なし

☐ 次の理由により、【 年 月 日】以後の公表を希望
（理由： ）

4. 添付書類（□に印を付けること。）

☐ 個人情報保護指針（必須）

☐ その他（ ）

記載要領

1. 最上段の届出日及び届出番号の欄には記載しないこと。
2. 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
3. 1. の「法人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する「法人番号」を指す。なお、法人番号を記載する欄に、同条第5項に規定する「個人番号」を記載しないこと。
4. 法人番号を記載した場合は、団体の住所欄の記載を省略することができる。ただし、法人番号公表サイトにおいて公表されている所在地と異なるときは記載すること。
5. 届出日は、本届出書が個人情報保護委員会に到達した日を指す。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第六(第四十四条第三項関係)

受付日	年 月 日
受付番号	

報告書

個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、次のとおり報告します。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

報告者の氏名又は名称
住所又は居所

1. 報告種別(該当する□に印を付けること。)

新規又は続報の別：□ 新規 □ 続報 前回報告： 年 月 日

速報又は確報の別：□ 速報 □ 確報

2. 報告をする行政機関の長等(以下「報告者」という。)の概要

報告者の名称	(フリガナ)												
法人番号(13桁)													
報告者の住所	都道府県 市区町村												
法人を代表する者の氏名(報告者が独立行政法人等の場合に限る。)	(フリガナ)												
事務連絡者の氏名	(フリガナ)												
	所属部署 電話 () E-mail												

3. 報告事項

(1) 事態の概要(該当する□に印を付けること。)

発生日： 年 月 日

発覚日： 年 月 日

発生事案：□ 漏えい □ 漏えいのおそれ □ 滅失

□ 滅失のおそれ □ 毀損

□ 毀損のおそれ

発見者：□ 自組織／委託先 □ 取引先

□ 取引先以外の外部指摘(例：国民等からの指摘)

□ カード会社／決済代行会社

□ その他()

規則第43条各号該当性：□ 第1号(要配慮個人情報)

☐ 誤交付 ☐ 誤送付(メール含む。)
☐ 誤廃棄 ☐ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 職員不正
☐ その他()

- | |
|--|
| |
|--|

- | |
|--|
| |
|--|

- | |
|--|
| |
|--|

今後実施予定の措置(長期的に講ずる措置を含む。)及び完了予定時期：

(9) その他参考となる事項：

記載要領

1. 最上段の受付日及び受付番号の欄には記載しないこと。
2. 続報として提出の際には、前回報告から記載を変更した箇所に下線を引くこと。
3. 2. の「法人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する「法人番号」を指す。
4. 2. の「事務連絡者の氏名」の「電話」には、代表電話番号ではなく、当該事務連絡者の直通電話番号を記載すること。
5. 3. (7)の「公表文」には、公表を予定している場合、公表予定の文案を記載又は添付すること。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第七(第五十四条第一項関係)

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

(行政機関の長等) 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所 (法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

連絡先 (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。)

個人情報の保護に関する法律第112条第1項の規定により、以下のとおり行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 行政機関等匿名加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足りる事項
4. 行政機関等匿名加工情報の利用
 - (1) 利用の目的

- (2) 利用の方法
- (3) 利用に供する事業の内容
- (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
- 5. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- 6. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法
 - (1) 提供媒体 ☐ CD—R ☐ DVD—R
 - (2) 提供方法 ☐ 窓口受領 ☐ 郵送

記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、「電子政府の総合窓口」(e—Gov)等において公表されている個人情報ファイル簿(個人情報の保護に関する法律第112条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。)の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。
2. 「行政機関等匿名加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数(下限は千人)を記載すること。
3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、行政機関等において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち行政機関等匿名加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度(例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。)を記載すること。
 なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に規定する不開示情報(同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。)又は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条に規定する不開示情報(同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。)が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。
4. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
5. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)」を踏まえて記載すること。
6. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。
7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第八(第五十四条第六項関係)

誓 約 書

年 月 日

(行政機関の長等) 殿

(ふりがな)
氏 名 (法人その他の団
体にあつては、名
称及び代表者の
氏名を記載する
こと。)

個人情報保護に関する法律 第112条第3項
第118条第2項 において準用する第112条第3項 の規
定により提案する者(及びその役員)が、同法第113条各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準
するものをいう。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第九(第五十九条第一項関係)

第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

行政機関の長等 印

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律第114条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

(行政機関の長等)との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料(又は利用料)を納付の上、個人情報の保護に関する法律施行規則第59条第1項各号に掲げる書類を 年 月 日(必着)までに提出してください。

2. 手数料(又は利用料)

- (1) 納付すべき手数料(又は利用料)の額
- (2) 手数料(又は利用料)の納付方法
- (3) 手数料(又は利用料)の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第十(第五十九条第一項関係)

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書
(第一面(行政機関に対して申し込む場合))

年 月 日

(行政機関の長等) 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所 (法人その他の団
体にあつては、本
店又は主たる事
務所の所在地を
記載すること。)

(ふりがな)

氏 名 (法人その他の団
体にあつては、名
称及び代表者の
氏名を記載する
こと。)

連絡先 (連絡のとれる電
話番号及び電子
メールアドレス
を記載すること。
担当部署等があ
る場合は、当該担
当部署名及び担
当者を記載する
こと。)

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、
個人情報保護に関する法律 第115条 第118条第2項 で準用する第115条 の規定により行政機
関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料(又は利用料)は、個人情報の保護に関する法律施行規則別記様式第九(第59条第1項関係)により通知した事項に従って納付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(第二面(行政機関に対して申し込む場合))

収入印紙貼り付け欄

(消印してはならない。)

別記様式第十一(第五十九条第三項関係)

第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

行政機関の長等

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する
提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律第114条第1項第
号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

(提案が個人情報の保護に関する法律第114条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認め
る理由)

記載要領

1. 「提案が個人情報の保護に関する法律第114条第1項各号に掲げる基準に適合しないと
認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的
に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第十二(第六十四条において読み替えて準用する第五十四条第一項関係)

作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

(行政機関の長等) 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所 (法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

連絡先 (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。)

個人情報の保護に関する法律 第118条第1項前段 第118条第1項後段 の規定により、以下のとおり作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業(又は事業の変更)に関する提案をします。

1. 提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項
2. 行政機関等匿名加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法

- (3) 利用に供する事業の内容
- (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間

3. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

4. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体 ☐ CD—R ☐ DVD—R
- (2) 提供方法 ☐ 窓口受領 ☐ 郵送

記載要領

- 1. 不要な文字は、抹消すること。
- 2. 「提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項」には、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第117条の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報の概要を記載すること。
- 3. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
- 4. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)」を踏まえて記載すること。
- 5. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること(法第118条第1項前段の提案をする場合に限る。)
- 6. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第十三(第六十四条において読み替えて準用する第五十九条第一項関係)

第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

行政機関の長等

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律第118条第2項で準用する第114条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

(行政機関の長等)との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料(又は利用料)を納付の上、個人情報の保護に関する法律施行規則第59条第1項各号に掲げる書類を 年 月 日(必着)までに提出してください。

2. 手数料(又は利用料)

- (1) 納付すべき手数料(又は利用料)の額
- (2) 手数料(又は利用料)の納付方法
- (3) 手数料(又は利用料)の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第十四(第六十四条において読み替えて準用する第五十九条第三項関係)

第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

(提案者) 様

行政機関の長等

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律第118条第2項で準用する第114条第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

(提案が個人情報の保護に関する法律第118条第2項で準用する第114条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由)

記載要領

1. 「提案が個人情報の保護に関する法律第118条第2項で準用する第114条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第十五（第七十条関係）

届出日	年 月 日
届出番号	

届出書

（個人情報の保護に関する法律第167条第1項・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第8条第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

届出団体の名称

代表者名

1. 団体の概要

団体区分	1. 都道府県 2. 市区町村 3. 一部事務組合等
都道府県名	
市区町村名	
担当部署	
担当者	
連絡先	
メールアドレス	

2. 届出内容

届出区分	1. 制定 2. 改正 3. 廃止	
条例名		
公布年月日	年	月 日
施行年月日	年	月 日
根拠規定	個情法該当条項	条例該当条項
条例要配慮個人情報	第60条第5項	
個人情報取扱事務登録簿等	第75条第5項	
不開示情報	第78条第2項	
開示請求手数料	第89条第2項	
行政不服審査法第4条特例	第107条第2項	
開示請求等の手続	第108条	
行政機関等匿名加工情報の利用契約締結手数料	第119条第3項	
作成された行政機関等匿名加工情報の利用契約締結手数料	第119条第4項	
審議会等	第129条	
その他	上記以外	

記載要領

1. 最上段の届出日及び届出番号の欄には記載しないこと。
2. 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
3. 1. の「団体区分」が「1. 都道府県」に該当する場合には、1. の「市区町村名」は記載しないこと。

4. 1. の「連絡先」には、代表電話番号ではなく、当該担当者の直通電話番号を記載すること。
5. 2. の「条例該当条項」には、「個人情報該当条項」に記載する個人情報の保護に関する法律の規定に基づいて規定した条例の該当する条項を記載すること。また、条例の規定が「個人情報該当条項」に記載する個別の規定に基づかない場合には、「その他」の欄に記載すること。
6. 届出日は、本届出書が個人情報保護委員会に到達した日を指す。
7. 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。

個人情報保護に関する法律施行条例

令和 4 年12月23日
神奈川県条例第63号

(法第108条の規定による条例で定める手続)

第1条 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第108条に規定する県の機関（知事、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。以下同じ。）及び県が設立した地方独立行政法人（以下「県の機関等」という。）に係る保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続については、次条、第3条及び第5条から第11条までに定めるところによる。

(開示決定等の期限)

第2条 法第83条第1項に規定する開示決定等の期限は、同項本文の規定にかかわらず、開示請求があった日から15日以内とする。

(開示決定等の期限の特例)

第3条 法第84条の規定により開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき開示決定等をしなければならない期限は、同条前段の規定にかかわらず、開示請求があった日から45日以内とする。

(保有個人情報の開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による開示を行う場合において、写しの交付等を行うときは、当該写しの交付等に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(訂正請求権)

第5条 法第90条第1項の規定による保有個人情報の訂正請求は、同項本文及び同条第3

項の規定にかかわらず、当該請求に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）について、開示を受けた日から90日を超えた場合又は開示を受けていない場合であっても、することができる。

（訂正請求の手続）

第6条 法第91条第1項に規定する訂正請求書には、同項第2号の規定にかかわらず、訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日の記載を要しない。

（訂正請求に係る保有個人情報の存否に関する情報）

第7条 法第81条の規定は、県の機関等に対する訂正請求の手続について準用する。

（利用停止請求権）

第8条 法第98条第1項の規定による保有個人情報の利用停止請求は、同項本文及び同条第3項の規定にかかわらず、当該請求に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）について、開示を受けた日から90日を超えた場合又は開示を受けていない場合であっても、することができる。

（利用停止請求の手続）

第9条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書には、同項第2号の規定にかかわらず、利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日の記載を要しない。

（利用停止請求に係る保有個人情報の存否に関する情報）

第10条 法第81条の規定は、県の機関等に対する利用停止請求の手続について準用する。

（審査会への諮問）

第11条 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問は、法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項の弁明書の写しその他県の機関等が定める書類を添えてしなければならない。

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第12条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円

に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間 1 時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

（施行の状況の公表）

第13条 県の機関等は、毎年、当該県の機関等における法の施行の状況について公表するものとする。

（審議会への諮問）

第14条 法第129条の規定により、県の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の規定により設置された神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。

- (1) 個人情報の取扱いに当たり個人の権利利益の侵害を防ぐために必要な措置を講ずる場合
- (2) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に当たり必要な措置を講ずる場合
- (3) 個人情報の保護に関する制度の改善についての施策の立案及び実施に当たり必要な

措置を講ずる場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の設立に伴う措置)

2 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「福祉機構」という。）の成立の日前に法及びこの条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為で同日以後福祉機構が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、法及びこの条例の規定により福祉機構がした処分、手続その他の行為とみなす。

3 福祉機構の成立の日前に法及びこの条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で同日以後福祉機構が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、法及びこの条例の規定により福祉機構に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附 則

この条例は、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の成立の日から施行する。

個人情報の保護に関する法律施行条例の解説

本解説は、個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「本条例」という。）において、主に個人情報の保護に関する法律とは異なる手続等を定めた趣旨を解説したものである。

（法第108条の規定による条例で定める手続）

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第108条に規定する県の機関（知事、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。以下同じ。）及び県が設立した地方独立行政法人（以下「県の機関等」という。）に係る保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続については、次条、第3条及び第5条から第11条までに定めるところによる。

【解説】

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第108条は「地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。」と規定し、地方公共団体が法の規定（法第5章第4節の規定）に反しない限りにおいて、条例で保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求（以下「開示請求等」という。）に係る手続に必要な事項を独自に定めることを許容している。本条は、この独自の定めとして、第2条、第3条及び第5条から第11条までの規定を定めたことを明らかにしたものである。

（開示決定等の期限）

第2条 法第83条第1項に規定する開示決定等の期限は、同項本文の規定にかかわらず、開示請求があった日から15日以内とする。

【解説】

1 本条は、法第83条第1項が「開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。」と規定しているところ、同項の定める「30日以内」を「15日以内」とするものである。

これは、令和5年3月31日をもって廃止された神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号。以下「旧条例」という。）が開示又は不開示の決定の期限を「15日以内」と定めていたこと、また、地方公共団体は法第83条第1項に規定する期限を条例により短縮することが許容されていること（個人情報保護委員会事務局「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）」（以下「個人情報保護委員会Q&A」という。））から、請求者の迅速な開示を受ける利益を保護する観点も踏まえ、法の定める期限を「30日以内」から「15日以内」に短縮したものである。

これにより、県の機関等に対する開示請求については、開示請求があった日から原則として15日以内に法第82条各項による決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、法第83条第2項の適用により、30日以内に限り延長することができることとなるため、開示決定等の期限を延長した場合、最大で45日以内（15日+30日）に開示決定等を行うことが必要となる。

2 なお、開示決定等の期限の起算日について、法は民法の原則に則り、初日不算入とし、

これと異なる定めを条例で設けることは許容されていないことから（個人情報保護委員会Q&A）、県の機関等においても、開示決定等の期限は初日不算入で計算することとなる。

<具体例：2023年4月3日（月）に保有個人情報開示請求書が到達>

開示決定等の期限の起算日	2023年4月4日（火） 《初日不算入》
開示決定等の期限 （延長しない場合の期限）	2023年4月18日（火）
延長した場合の期限	2023年5月18日（木） 《30日間延長（計45日間）》

※保有個人情報開示請求書の到達が2023年4月3日午前0時であった場合には、例外的に初日算入となる（民法第140条ただし書）。

（開示決定等の期限の特例）

第3条 法第84条の規定により開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき開示決定等をしなければならない期限は、同条前段の規定にかかわらず、開示請求があった日から45日以内とする。

【解説】

本条は、法第84条が「開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。」と規定しているところ、同条の規定する「60日以内」を「45日以内」とするものである。

これは、本条例第2条により、法第83条第1項に規定する開示決定等の期限を「30日以内」から「15日以内」としたことに伴う定めである。

（保有個人情報の開示請求に係る手数料等）

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による開示を行う場合において、写しの交付等を行うときは、当該写しの交付等に要する費用は、開示請求者の負担とする。

【解説】

1 法第89条第2項は、「地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。」と定めている。

本条第1項は、この法第89条第2項の規定する「条例で定める額の手数料」を「無料とする」ことを規定したものである。

2 本県では、保有個人情報の開示請求が自己情報のコントロール権の前提であり、また個人情報保護は行政の責務であるとの観点から、旧条例においては、開示請求に係る手数料を徴収せず、コピー代等の実費のみを徴収してきた。この基本的な考え方については、開示請求に係る根拠が条例から法に移行することによって変わるものではないこと、また、法においても、手数料はできる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならないとされていること（法第89条第3項）、さらに、各地方公共団体においては、手数料を無料としつつ、実費のみを徴収することも妨げないとされている（個人情報保護委員会Q&A）ことから、本県においては、旧条例と同様、手数料は無料とし、

実費のみを徴収することを規定したものである。

- 3 本条第2項に規定する「写しの交付等に要する費用」には、写しの作成に要する費用の他、請求者が郵送での写しの送付を希望した場合の郵送費用も含まれる。なお、写しの作成に要する費用の額は、次のとおりである（平成22年5月6日県民局長通知より）。

種 別	規 格	単価	備 考
普通紙複写機による単色刷り	A3判まで	10円	1枚（面）の単価
普通紙複写機による多色刷り	A3判まで	40円	1枚（面）の単価
光ディスク	C D－R 700MB	80円	
	D V D－R 4.7GB	160円	

※ A3判を超える大きさのものについては、A3判による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

※ 地図、図面、写真、フィルムその他の行政文書で、業者との複写委託契約により納入される複写物を交付する場合は、当該複写及び納入の委託に要する費用（実費）とする。

（訂正請求権）

第5条 法第90条第1項の規定による保有個人情報の訂正請求は、同項本文及び同条第3項の規定にかかわらず、当該請求に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）について、開示を受けた日から90日を超えた場合又は開示を受けていない場合であっても、することができる。

（訂正請求の手続）

第6条 法第91条第1項に規定する訂正請求書には、同項第2号の規定にかかわらず、訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日の記載を要しない。

（訂正請求に係る保有個人情報の存否に関する情報）

第7条 法第81条の規定は、県の機関等に対する訂正請求の手続について準用する。

【解説】

- 1 第5条は、県の機関等に対する保有個人情報の訂正請求については開示請求前置主義を採用しないことを定めたものである。

開示請求前置主義とは、訂正請求の対象となる保有個人情報を「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」（同項第1号）又は「開示決定に係る保有個人情報であって、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの」に限定するものである（法第90条第1項）。そのため法に基づいて保有個人情報の訂正請求を行う場合には、まずは保有個人情報の開示請求の手続を経ることが必要となる。

第5条は、この開示請求前置主義を県の機関等に対する訂正請求においては採用しないことを定めたものであり、これにより県の機関等に対しては、保有個人情報の開示請求の手続を経ずに直接、訂正請求を行うことが可能となる。開示請求前置主義を採用しないこととした理由としては、旧条例が開示請求前置主義を採用していなかったこと、地方公共団体が条例により開示請求前置主義を採用しない措置を講じることは許容されていること（個人情報保護委員会Q&A）、さらに請求者の手続的負担の軽減にも資することが挙げられる。

- 2 第7条は、県の機関等に対する訂正請求に法第81条（保有個人情報の存否に関する情報）を準用することとしたものである。

法第81条は「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」とする規定であり、法においては保有個人情報の開示請求の場合に限り当該規定を設け、保有個人情報の訂正請求には同様の規定を設けていない。これは、法は開示請求前置主義を採用していることから、訂正請求の前段階である開示請求の手続において法第81条の規定に基づく存否応答拒否の判断を行う機会があるため、訂正請求については同様の規定を設けていないものである。一方で、県の機関等に対する訂正請求については開示請求前置主義を採用しないことから、開示請求の手続において法第81条の規定に基づく存否応答拒否の判断を行う機会がなく、訂正請求の手続において存否応答拒否の判断を行うことが必要となる場合が生じるため、法第81条の規定を訂正請求の手続に準用することとしたものである。

- 3 なお、訂正請求に対して県の機関等が行う訂正又は不訂正の決定は、第7条の規定に基づく存否応答拒否決定を含め、条例に基づく処分ではなく、法に基づく処分（法第93条各項の規定に基づく処分）となる。

（利用停止請求権）

第8条 法第98条第1項の規定による保有個人情報の利用停止請求は、同項本文及び同条第3項の規定にかかわらず、当該請求に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）について、開示を受けた日から90日を超えた場合又は開示を受けていない場合であっても、することができる。

（利用停止請求の手続）

第9条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書には、同項第2号の規定にかかわらず、利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日の記載を要しない。

（利用停止請求に係る保有個人情報の存否に関する情報）

第10条 法第81条の規定は、県の機関等に対する利用停止請求の手続について準用する。

【解説】

第8条は、保有個人情報の訂正請求と同様の理由により、利用停止請求においても開示請求前置主義を採用しないこととしたものである。

なお、法第98条第3項は「利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。」と規定するとともに、第99条第1項第2号は利用停止請求書に利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日の記載を義務付けているところ、県の機関等に対する利用停止請求については開示請求前置主義を採用しない以上、これらの義務付けは不要となる。そこで、第8条は「開示を受けた日から90日を超えた場合（略）であっても」保有個人情報の利用停止請求ができるものと定めるとともに、第9条は「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日の記載を要しない」ものと定めることとしたものである。また、第10条は、訂正請求の場合と同様の理由により、利用停止請求に法第81条（保有個人情報の存否に関する情報）を準用することとしたものである。

※条例第7条及び第10条の法的性質について

前述のとおり、県の機関等に対する訂正請求及び利用停止請求の手続については、開示請求前置主義を採用しない結果、各請求の手続において存否応答拒否の判断を行うことが必要となる場合が生じるため、各請求の手続に法第81条の存否応答拒否の規定を条例第7条及び第10条で準用している。

この条例第7条及び第10条の規定については、そもそも法において定められていない訂正請求及び利用停止請求の手続に係る存否応答拒否の規定を、条例において独自に定めることが許容されるのかという点が、本条例の制定過程において検討された。すなわち、法第108条は「地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。」と規定しているところ、法第81条は存否応答拒否という「処分」の根拠を定めた規定と捉えれば、法第108条の「訂正及び利用停止の手続…に関する事項」には当たらず、したがって、条例で訂正請求及び利用停止請求の手続に係る存否応答拒否の根拠規定を設けることは、法第108条によっても許容されないのではないかという点が検討された。この点について、個人情報保護委員会からは次のような見解が示されている。

「開示決定を受けていない保有個人情報に係る訂正請求及び利用停止請求について、当該請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときに、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで当該請求を拒否することができることとするとは、法第78条第1項が不開示情報を規定していることと整合するものであり、法第5章第4節の規定に反するものではなく、また、当該請求について条例で規定した場合には法第78条第1項との整合性を保つために当然に必要な一連の手続を成すものであることから、法第108条の規定に基づき、このようないわゆる存否応答拒否を行うことについて条例で必要な規定を定めることは妨げられないと考えられます。」（2022年9月22日個人情報保護委員会事務局回答）。

以上のとおり、同委員会からは、訂正請求及び利用停止請求の手続に係る存否応答拒否の根拠規定を条例で設けることは、開示決定を受けていない保有個人情報の訂正請求及び利用停止請求を条例で規定した場合において必然的に必要となる「一連の手続を成すもの」として、第108条の規定により許容されるものとの見解が示された。この見解によれば、本条例第7条及び第10条は、存否応答拒否という処分の根拠を定めた規定ではなく、あくまで開示請求前置主義を採用しなかったことで必然的に必要となる「手続」を定めた規定と解することができることから、法第108条の規定には反しないものとして、本条例で定められたものである。

（審査会への諮問）

第11条 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問は、法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項の弁明書の写しその他県の機関等が定める書類を添えてしなければならない。

【解説】

保有個人情報の開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する県の機関等の決定（法第82条の規定に基づく決定、第93条の規定に基づく決定又は第101条の規定に基づく決定をいう。以下同じ）又はこれらの請求に係る県の機関等の不作為について審査請求があった場合、県の機関等は、法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により、原則として、行政不服審査法第81条の機関である神奈川県個人情報保護審査会に諮問をしなければならない。本条は、この諮問に当たって、県の機関等が添付する書類について、行政不服審査法の規定に基づいて県の機関等が審査庁に提出した弁明書の写しその他県の機関等が定める書類としたものである。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第12条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

【解説】

法第115条は、行政機関の長等が行う、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の募集に対し、提案を行った者は、当該行政機関の長等による提案内容の審査の結果、法の定める基準に適合すると認められた場合、当該行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができるとしている。

本条は、この契約の締結に当たり、法第119条第3項の規定により、この契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならないこととされたことから、当該手数料の額を定めているものである。

なお、「実費を勘案して政令で定める額」については、全国統一的な標準の額として、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第31条第4項に規定されていることから、本県の手数料の額は、同項に規定する額と同じ額としている。

(施行の状況の公表)

第13条 県の機関等は、毎年、当該県の機関等における法の施行の状況について公表するものとする。

【解説】

法第165条は、個人情報保護委員会は、行政機関の長等に対し、法の施行の状況について報告を求めることができ、毎年度その報告を取りまとめ、概要を公表することとしている。

本条は、本県においても独自に、個人情報保護制度がどのように運用されているのか等を毎年公表するとしたものである。

その理由として、旧条例においても、本県における個人情報の取扱い状況等を公表することが、県民等に対し個人情報の保護をより一層効果的に推進するための重要な情報提供として意義のあるものと考えられることから、同条例の運用状況について毎年一般に公表してきたところ、当該趣旨は、法の適用後においても変わらないと考えられるため、個人情報保護委員会による法の施行状況の公表とは別に、本県における個人情報の取扱い状況等の法の施行状況を公表していくこととしたものである。

(審議会への諮問)

第14条 法第129条の規定により、県の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の規定により設置された神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。

- (1) 個人情報の取扱いに当たり個人の権利利益の侵害を防ぐために必要な措置を講ずる場合
- (2) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に当たり必要な措置を講ずる場合
- (3) 個人情報の保護に関する制度の改善についての施策の立案及び実施に当たり必要な措置を講ずる場合

【解説】

法第129条において、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができることとされている。

本条はこれを受けて、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会への諮問について規定したものである。

個人情報保護委員会が作成するガイドライン等によると、特に必要な場合とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいうものとされている。

本条では、諮問することができる場合について、第1号から第3号において規定しているが、いずれの場合においても、個別の事案の法に照らした適否の判断について諮問対象とする趣旨ではなく、法令や個人情報保護委員会のガイドライン等に従った運用ルールの細則等や、ある事務における個人情報の取り扱いが法令上許容される場合における具体的な安全管理措置の内容等について、県の機関において検討等を行うにあたり、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに、諮問することができるとするものであることに留意する必要がある。

第1号（個人の権利利益の侵害を防ぐために必要な措置を講ずる場合）関係

一般的な事務と比較して個人の権利利益の侵害のおそれが高い事務等を行う場合において、当該事務等が適正に行われ、個人の権利利益の侵害が防がれるよう、必要な措置を講ずる場合が、本号に該当するものである。

第2号（苦情の処理に当たり必要な措置を講ずる場合）関係

個人情報の取扱いに関する苦情の処理を行うにあたり、適切な対応が行われるよう、必要な措置を講ずる場合が、本号に該当するものである。

第3号（制度の改善についての施策の立案等に当たり必要な措置を講ずる場合）関係

個人情報保護法施行条例、個人情報保護法施行細則、個人情報保護制度全般に関する要綱、要領、マニュアル等、法令や国のガイドラインに従った個人情報保護制度の運用ルールの細則等の作成及び改正等を行うにあたり、適切な内容となるよう必要な措置を講ずる場合が、本号に該当するものである。

知事における個人情報の保護に関する法律施行細則

令和 5 年 3 月 17 日
神奈川県規則第19号

(開示請求書)

第 1 条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77

条第 1 項の規定による開示請求書の提出は、保有個人情報開示請求書（第 1 号様式）により行わなければならない。

2 前項の場合において、法第76条第 2 項の規定により代理人が開示請求をするときは、保有個人情報開示請求書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 法定代理人又は本人の委任による代理人の別

(2) 本人の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(3) 未成年者、成年被後見人又は本人の委任による代理人の委任者の別

3 前項の場合において、法第76条第 2 項に規定する代理人が法人であるときは、保有個人情報開示請求書を提出しようとする者が当該法人の役員、職員又は代理人であることを確認するために必要な書類として知事が認めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求に対する決定の通知)

第 2 条 法第82条第 1 項本文の規定による通知は、保有個人情報の全部を開示する旨の決定をしたときは保有個人情報開示決定通知書（第 2 号様式）により、保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたときは保有個人情報一部開示決定通知書（第 3 号様式）により行うものとする。

2 法第82条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書（第 4 号様式）

により行うものとする。

(開示請求に対する決定期間の延長等の通知)

第3条 法第83条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書(第5号様式)により行うものとする。

2 法第84条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書(第6号様式)により行うものとする。

(開示請求に係る事案の移送の通知)

第4条 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(第7号様式)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

第5条 法第86条第1項の規定による通知は保有個人情報開示請求に係る意見書提出機会付与通知書(法第86条第1項用)(第8号様式)により、同条第2項の規定による通知は保有個人情報開示請求に係る意見書提出機会付与通知書(法第86条第2項用)(第9号様式)により行うものとする。

2 法第86条第3項(法第107条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書(第10号様式)により行うものとする。

(電磁的記録の開示の方法)

第6条 法第87条第1項本文に規定する行政機関等が定める方法は、電磁的記録若しくは電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体(電磁的記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)に複写した物(以下この条において「複写物」という。)を知事が保有する専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は複写物の交付とする。ただし、これらの方法により難いときは、電磁的記録を知事が保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)を使用して用紙に出力した物の閲覧、

その写しの交付その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(閲覧又は視聴による開示の実施)

第7条 法第82条第1項の規定により開示の決定を受けた者が、行政文書（法第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書をいい、法第87条第1項ただし書に規定する保有個人情報記録されている文書又は図画の写し並びに前条に規定する専用機器により再生したもの、用紙に出力した物及び知事が適当と認める方法により開示されるものを含む。以下この条において同じ。）の閲覧又は視聴をしようとするときは、当該行政文書を丁寧に取り扱いなければならない、汚損し、又は破損してはならない。

2 前項の規定に違反する者に対しては、知事は、行政文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(写しの交付)

第8条 法第87条第1項の規定による写しの交付の部数は、一の請求につき1部とする。

2 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年神奈川県条例第63号。以下「条例」という。）第4条第2項に規定する写しの交付等に要する費用は、前納とする。

(開示の実施の方法等の申出)

第9条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法等申出書（第11号様式）により行わなければならない。

(送付に要する費用の納付方法)

第10条 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第28条第4項の規定による送付に要する費用の納付は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 郵便切手で納付する方法

(2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第76条第1項の規定による開示請求をした場合において、当該開示請求により得られた納付情報により納付する方法

(訂正請求書)

第11条 法第91条第1項の規定による訂正請求書の提出は、保有個人情報訂正請求書（第12号様式）により行わなければならない。

2 第1条第2項の規定は、保有個人情報訂正請求書の記載について準用する。

3 第1条第3項の規定は、保有個人情報訂正請求書の提出について準用する。

(訂正請求に対する決定の通知)

第12条 法第93条第1項の規定による通知は保有個人情報訂正決定通知書（第13号様式）により、同条第2項の規定による通知は保有個人情報不訂正決定通知書（第14号様式）により行うものとする。

(訂正請求に対する決定期間の延長等の通知)

第13条 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（第15号様式）により行うものとする。

2 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（第16号様式）により行うものとする。

(訂正請求に係る事案の移送の通知)

第14条 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（第17号様式）により行うものとする。

(利用停止請求書)

第15条 法第99条第1項の規定による利用停止請求書の提出は、保有個人情報利用停止請求書（第18号様式）により行わなければならない。

2 第1条第2項の規定は、保有個人情報利用停止請求書の記載について準用する。

3 第1条第3項の規定は、保有個人情報利用停止請求書の提出について準用する。

(利用停止請求に対する決定の通知)

第16条 法第101条第1項の規定による通知は保有個人情報利用停止決定通知書（第19号様式）により、同条第2項の規定による通知は保有個人情報利用不停止決定通知書（第

20号様式) により行うものとする。

(利用停止請求に対する決定期間の延長等の通知)

第17条 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書(第21号様式) により行うものとする。

2 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(第22号様式) により行うものとする。

(諮問に係る資料)

第18条 条例第11条に定める県の機関等が定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 審査請求書の写し
- (2) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る請求書の写し
- (3) 前号の請求に対する決定に係る通知書の写し(不作為に係る審査請求である場合を除く。)
- (4) 法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法(平成26年法律第68号) 第30条第1項に規定する反論書の写し(反論書を提出すべき相当の期間内に反論書の提出があった場合に限る。)
- (5) 法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法第30条第2項に規定する意見書の写し(意見書を提出すべき相当の期間内に意見書の提出があった場合に限る。)

(諮問をした旨の通知)

第19条 法第105条第3項の規定において準用する同条第2項の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書(第23号様式) により行うものとする。

(神奈川県個人情報保護審査会への通知)

第20条 知事は、法第106条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求につき同条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法第31条から第36条までに規定す

る手続が行われたときは、遅滞なく、その旨を神奈川県個人情報保護審査会に通知するものとする。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 11 月 29 日規則第 76 号）

- 1 この規則は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和 8 年 4 月 24 日規則第 36 号）

この規則は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

(裏)

- 備考
- 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 - 2 郵送で開示請求をする場合は、本人又は代理人本人（法人である場合を除く。）であることを確認することができる書類（以下「本人確認書類」という。）に加え、本人又は代理人本人の住民票の写しを提出してください。当該住民票の写しは、開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限り、ます。なお、当該住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、当該個人番号を黒く塗り潰してください。
 - 3 本人確認書類として個人番号カードの写しを提出する場合は、表面（個人番号の記載がない面）のみを複写してください。
 - 4 委任状は、委任者本人が押印したもので、開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限り、ます。当該委任状には、その押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限り、ます。）を添付してください。
 - 5 法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）は、開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限り、ます。
 - 6 開示請求をした代理人が当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を届け出てください。
 - 7 代理人が法人である場合は、※の欄の書類に加え、実際に窓口で請求する方が当該法人を代表する者であることを証明する書類又は当該法人の従業者であることを証明する書類の提出又は提示が必要となります。
 - 8 窓口において保有個人情報の開示を実施する日について希望がある場合は、その日を備考欄に記載してください。なお、当該日における開示の実施の可否については、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書により通知します。

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事 

年 月 日に開示請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第 1 項の規定により、次のとおり開示の決定をしましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内となります。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求に対して特定した保有個人情報の概要	
開示する保有個人情報の利用目的	

(裏)

あなたが開示請求で求めた開示の実施の方法による開示の可否等	☐ あなたが求めた郵送による開示の実施をすることができます。この通知書に同封した案内に従って、写しの作成に要する費用及び郵送に要する費用を送ってください。
	☐ あなたが求めた開示の実施の方法（☐閲覧又は視聴 ☐写しの交付）及び開示の実施日（ 年 月 日）での開示の実施をすることができます。当該日の 時 分から 時 分までの間に、 にお越してください。
	☐ あなたが求めた開示の実施の方法等では開示を行うことができない（あなたから開示の実施の方法等の求めがない）ので、この通知書に同封した保有個人情報開示実施方法等申出書に必要事項を記入の上、事務担当室課所に提出してください。開示の実施の方法については、（☐窓口における閲覧又は視聴 ☐窓口における写しの交付 ☐郵送による写しの交付）の方法によることができます。なお、窓口における開示の実施を希望する場合は、開示の実施を希望する日（ 年 月 日から 年 月 日までの期間内のいずれかの日（閉庁日を除く。）に限ります。）を記入した保有個人情報開示実施方法等申出書を事前に提出した上で、当該日の 時 分から 時 分までの間に、 にお越してください。
郵送による開示の場合の費用等	1 郵送に要する費用 円 2 郵送に要する日数 日 1の費用に加え、写しの作成に要する費用が必要となります。詳細は、この通知書に同封した案内を御覧ください。
事務担当室課所	局（所） 室・部
	課 グループ（班）
	電話番号 内線
備考	

備考 窓口で保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

第3号様式（第2条関係）（表）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

保有個人情報一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に開示請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおりその一部について開示の決定をしましたので通知します。

なお、この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求に対して特定した保有個人情報の概要	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示しない部分及び理由	（開示しない部分）
	（開示しない理由） 個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号 該当 （理由）

(裏)

あなたが開示請求で求めた開示の実施の方法による開示の可否等	☐ あなたが求めた郵送による開示の実施をすることができます。この通知書に同封した案内に従って、写しの作成に要する費用及び郵送に要する費用を送ってください。
	☐ あなたが求めた開示の実施の方法（☐閲覧又は視聴 ☐写しの交付）及び開示の実施日（ 年 月 日）での開示の実施をすることができます。当該日の 時 分から 時 分までの間に、 にお越してください。
	☐ あなたが求めた開示の実施の方法等では開示を行うことができない（あなたから開示の実施の方法等の求めがない）ので、この通知書に同封した保有個人情報開示実施方法等申出書に必要事項を記入の上、事務担当室課所に提出してください。開示の実施の方法については、（☐窓口における閲覧又は視聴 ☐窓口における写しの交付 ☐郵送による写しの交付）の方法によることができます。なお、窓口における開示の実施を希望する場合は、開示の実施を希望する日（ 年 月 日から 年 月 日までの期間内のいずれかの日（閉庁日を除く。）に限ります。）を記入した保有個人情報開示実施方法等申出書を事前に提出した上で、当該日の 時 分から 時 分までの間に、 にお越してください。
郵送による開示の場合の費用等	1 郵送に要する費用 円 2 郵送に要する日数 日 1の費用に加え、写しの作成に要する費用が必要となります。詳細は、この通知書に同封した案内を御覧ください。
事務担当室課所	局（所） 室・部
	課 グループ（班）
	電話番号 内線
備 考	

備考 窓口で保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に開示請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 82 条第 2 項の規定により、次のとおり不開示の決定をしましたので通知します。

なお、この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内となります。

開示請求に係る保有 個人情報の内容	
開 示 し な い 理 由	個人情報の保護に関する法律第 78 条第 1 項第 号 該当 (理由)
事 務 担 当 室 課 所	局 (所) 室・部
	課 グループ (班)
	電話番号 内線
備 考	

第 5 号様式（第 3 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事 

年 月 日に開示請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 83 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長します。

開示請求に係る保有 個人情報の内容	
延 長 後 の 期 間	日（開示決定等の期限 年 月 日）
延 長 の 理 由	
事 務 担 当 室 課 所	局（所） 室・部
	課 グループ（班）
	電話番号 内線
備 考	

第 6 号様式（第 3 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事 

年 月 日に開示請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 84 条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長します。

開示請求に係る保有 個人情報の内容	
法第 84 条の規定を適 用する理由	
開示請求に係る保有 個人情報のうちの相 当の部分について開 示決定等をする期限	年 月 日
残りの保有個人情報 について開示決定等 をする期限	年 月 日
事 務 担 当 室 課 所	局（所）室・部
	課グループ（班）
	電話番号内線
備 考	

第 7 号様式（第 4 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に開示請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第85条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、今後の保有個人情報の開示決定等については、移送を受けた行政機関の長等において行います。

開示請求に係る保有 個人情報の内容	
事案を移送した日	年 月 日
事案を移送した理由	
移送を受けた行政機 関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 担当所属名 担当者名 所在地 電話番号
移送をした事務担当 室課所	局 (所) 室・部
	課 グループ (班)
	電話番号 内線
備 考	

第 8 号様式（第 5 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

保有個人情報開示請求に係る意見書提出機会付与通知書（法第 86 条第 1 項用）

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事 

あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第 76 条の規定に基づき開示請求がありましたが、当該保有個人情報を開示することにつき、意見書を提出することができますので、同法第 86 条第 1 項の規定により、次のとおり通知します。当該保有個人情報を開示することにつき意見があるときは、同封した意見書を提出してください。

なお、提出期限までに当該意見書の提出がない場合は、特に意見がないものとして扱います。

開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
開 示 請 求 の 年 月 日	年 月 日
意 見 書 の 提 出 先 （事務担当室課所）	局（所） 室・部
	課 グループ（班）
	電話番号 内線
意 見 書 の 提 出 期 限	年 月 日
備 考	

第 9 号様式（第 5 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

保有個人情報開示請求に係る意見書提出機会付与通知書（法第 86 条第 2 項用）

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事 

あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第 76 条の規定に基づき開示請求がありましたが、当該保有個人情報を開示することにつき、意見書を提出することができますので、同法第 86 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。当該保有個人情報を開示することにつき意見があるときは、同封した意見書を提出してください。

なお、提出期限までに当該意見書の提出がない場合は、特に意見がないものとして扱います。

開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
開 示 請 求 の 年 月 日	年 月 日
法第 86 条第 2 項各号のいずれに該当するかの別及びその理由	法第 86 条第 2 項第 号該当
	(理由)
意 見 書 の 提 出 先 (事 務 担 当 室 課 所)	局 (所) 室 ・ 部
	課 グループ (班)
	電話番号 内線
意 見 書 の 提 出 期 限	年 月 日
備 考	

第 10 号様式（第 5 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事 印

あなたから 年 月 日に提出がありました意見書に係る保有個人情報については開示決定をしましたので、個人情報の保護に関する法律第 86 条第 3 項（第 107 条第 1 項において準用する第 86 条第 3 項）の規定により、次のとおり通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内となります。

開示請求に係る保有 個人情報に含まれて いるあなたに関する 情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
事 務 担 当 室 課 所	局（所） 室・部
	課 グループ（班）
	電話番号 内線
備 考	

第 11 号様式（第 9 条関係）（表）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所

氏 名

電話番号

個人情報の保護に関する法律第 87 条第 3 項の規定により、次のとおり申し出ます。

保有個人情報（一部）開示決定通知書の記号及び番号並びに日付	記号及び番号 第 号 日付 年 月 日
求める開示の実施の方法等	☐ 窓口における開示 1 実施の方法 ☐ 閲覧又は視聴 ☐ 写しの交付 2 実施を希望する日 年 月 日 ☐ 写しの送付（郵送）
事務担当室課所	局（所） 室・部 課 グループ（班）

備考 1 ☐のある欄には、該当する☐内にレ印を記入してください。

2 保有個人情報の一部のみの開示の実施を求める場合又は保有個人情報について部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合は、裏面の所定の欄に必要事項を記入の上、提出してください。

(裏)

保有個人情報の一部のみの開示の実施を求める場合の当該部分の内容	
保有個人情報について部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合における当該部分ごとの内容	(閲覧又は視聴を求める部分の内容)
	(写しの交付を求める部分の内容)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

氏 名
郵便番号
住所（居所）
電話番号

[illegible]

(裏)

- 備考
- 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 - 2 郵送で訂正請求をする場合は、本人又は代理人本人（法人である場合を除く。）であることを確認することができる書類（以下「本人確認書類」という。）に加え、本人又は代理人本人の住民票の写しを提出してください。当該住民票の写しは、訂正請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限りです。なお、当該住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、当該個人番号を黒く塗り潰してください。
 - 3 本人確認書類として個人番号カードの写しを提出する場合は、表面（個人番号の記載がない面）のみを複写してください。
 - 4 委任状は、委任者本人が押印したもので、訂正請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限りです。当該委任状には、その押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（訂正請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限りです。）を添付してください。
 - 5 法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）は、訂正請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限りです。
 - 6 代理人が法人である場合は、※の欄の書類に加え、実際に窓口で請求する方が当該法人を代表する者であることを証明する書類又は当該法人の従業者であることを証明する書類の提出又は提示が必要となります。

第 13 号様式（第 12 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

保有個人情報訂正決定通知書

第 号

年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に訂正請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 93 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正決定をしましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内となります。

訂正請求に係る保有 個人情報の内容	
訂 正 の 内 容	
訂 正 の 理 由	
事 務 担 当 室 課 所	局（所） 室・部
	課 グループ（班）
	電話番号 内線
備 考	

第 14 号様式（第 12 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号

年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に訂正請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 93 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正しないこととしましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内となります。

訂正請求に係る保有 個人情報の内容			
訂正をしない理由			
事務担当室課所	局（所）	室・部	
	課	グループ（班）	
	電話番号	内線	
備考			

第 15 号様式（第 13 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事 

年 月 日に訂正請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 94 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長します。

訂正請求に係る保有 個人情報の内容	
延 長 後 の 期 間	日（訂正決定等の期限 年 月 日）
延 長 の 理 由	
事 務 担 当 室 課 所	局（所） 室・部
	課 グループ（班）
	電話番号 内線
備 考	

第 16 号様式（第 13 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事 

年 月 日に訂正請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 95 条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
法第 95 条の規定を適用する理由	
延長後の訂正決定等をする期限	年 月 日
事務担当室課所	局（所）室・部
	課グループ（班）
	電話番号内線
備考	

第 17 号様式（第 14 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号

年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に訂正請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 96 条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、今後の保有個人情報の訂正決定等については、移送を受けた行政機関の長等において行います。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
事案を移送した日	年 月 日
事案を移送した理由	
移送を受けた行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 担当所属名 担当者名 所在地 電話番号
移送をした事務担当室 課所	局 (所) 室・部
	課 グループ (班)
	電話番号 内線
備考	

保有個人情報利用停止請求書

神奈川県知事殿

電話 番号

利用停止請求に係る保有個人情報その他当該保有個人情報を特定するに足る事項	
利用停止請求の趣旨及び理由	
本人（代理人本人）であることを確認することができる書類	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ その他（ ）
※代理人が利用停止請求をしようとする場合における代理人の別及び代理人の資格を証明する書類	☐ 法定代理人 資格を証明する書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ） ☐ 本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。） 資格を証明する書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）
代理人が利用停止請求をしようとする場合における本人の氏名等	1 本人の氏名 2 本人の住所又は居所 3 本人の電話番号 4 本人の状況 ☐ 未成年者（生年月日 年 月 日） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人の委任者
行政文書を管理している室課所	局（所）室・部 課グループ（班）
備考	

(裏)

- 備考
- 1 □のある欄には、該当する□内に㇏印を記入してください。
 - 2 郵送で利用停止請求をする場合は、本人又は代理人本人（法人である場合を除く。）であることを確認することができる書類（以下「本人確認書類」という。）に加え、本人又は代理人本人の住民票の写しを提出してください。当該住民票の写しは、利用停止請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限りです。なお、当該住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、当該個人番号を黒く塗り潰してください。
 - 3 本人確認書類として個人番号カードの写しを提出する場合は、表面（個人番号の記載がない面）のみを複写してください。
 - 4 委任状は、委任者本人が押印したもので、利用停止請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限りです。当該委任状には、その押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（利用停止請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限りです。）を添付してください。
 - 5 法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）は、利用停止請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限りです。
 - 6 代理人が法人である場合は、※の欄の書類に加え、実際に窓口で請求する方が当該法人を代表する者であることを証明する書類又は当該法人の従業者であることを証明する書類の提出又は提示が必要となります。

第 19 号様式（第 16 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号

年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に利用停止請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 101 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止の決定をしましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内となります。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止の決定の内容	
利用停止の理由	
事務担当室課所	局（所） 室・部
	課 グループ（班）
	電話番号 内線
備考	

第 20 号様式（第 16 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号

年 月 日

様

神奈川県知事 印

年 月 日に利用停止請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 101 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止しないこととしましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内となります。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止をしない理由	
事務担当室課所	局（所） 室・部
	課 グループ（班）
	電話番号 内線
備考	

第 21 号様式（第 17 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事 

年 月 日に利用停止請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 102 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
事務担当室課所	局（所） 室・部
	課 グループ（班）
	電話番号 内線
備考	

第 22 号様式（第 17 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事 

年 月 日に利用停止請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 103 条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
法第 103 条の規定を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
事務担当室課所	局（所）室・部
	課グループ（班）
	電話番号内線
備考	

第 23 号様式（第 19 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事 

年 月 日付けの審査請求について、次のとおり神奈川県個人情報保護
審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律第 105 条第 3 項において準用する
同条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

審査請求に係る保有 個人情報の内容	
審 査 請 求 の 内 容	
審査請求があった日	年 月 日
審査会に諮問した日	年 月 日
事 務 担 当 室 課 所	局（所） 室・部
	課 グループ（班）
	電話番号 内線

神奈川県個人情報保護審査会条例

令和 4 年 12 月 23 日
神奈川県条例第 64 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 4 項の規定に基づき神奈川県個人情報保護審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、その他神奈川県個人情報保護審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「諮問実施機関」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 105 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定により神奈川県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問をした県の機関等（個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年神奈川県条例第 63 号）第 1 条に規定する県の機関等をいう。以下同じ。）及び神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 4 年神奈川県条例第 65 号。以下この条において「議会個人情報保護条例」という。）第 47 条第 1 項の規定により審査会に諮問した議会をいう。

2 この条例において「保有個人情報」とは、法第 78 条第 1 項第 4 号に規定する開示決定等、法第 94 条第 1 項に規定する訂正決定等若しくは法第 102 条第 1 項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報（法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報をいう。）又は議会個人情報保護条例第 20 条第 4 号に規定する開示決定等、議会個人情報保護条例第 36 条第 1 項に規定する訂正決定等若しくは議会個人情報保護条例第 44 条第 1 項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報（議会個人情報保護条例第 2 条第 4 項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(組織)

第 3 条 審査会は、5 人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、個人情報の保護に関する制度及び地方自治に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、会長（会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う者）を含む委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(諮問実施機関の申出)

第9条 諮問実施機関は、保有個人情報に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

2 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、前条第1項の規定により当該保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問実施機関の意見を聴かなければならない。

(委員による閲覧手続)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第8条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第11条 審査会は、第8条第3項又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同法第76条の規定に

よる資料又は主張書面の提出があったときは、当該資料又は主張書面（以下この条において「資料等」という。）の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料等を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問実施機関をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（会議の非公開）

第12条 審査会の会議は、公開しない。

（委員でない者の出席）

第13条 審査会において必要があると認めたときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験を有する者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営及び調査の手続に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

（罰則）

第15条 第4条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（令和4年神奈川県条例第74号）の規定による改正前の附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）別表に規定する神奈川県個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第1項の規定による委嘱を受けたものとみなす。この場合において、その委嘱を受けたものとみなされる者の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審査会の委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧審査会の会長である者は、この条例の施行の日に、第5条第1項の規定による互選により会長として定められたものとみなす。

附 則 （令和7年3月28日神奈川県条例第15号）

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

神奈川県個人情報保護審査会審議要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県個人情報保護審査会条例（令和4年神奈川県条例第64号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、神奈川県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において諮問実施機関（条例第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）から諮問を受けた審査請求を審議するのに必要な事項を定める。

(補佐人)

第2条 審査会は、審査請求人、参加人又は諮問実施機関が行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）法第81条第3項の規定により準用する法第75条第1項の規定により、口頭で意見を述べるに当たって、補佐人の付添いを申し出た場合において、その申出が相当であるときは、補佐人の付添いを認めることができる。

(意見等の陳述人の数)

第3条 法第81条第3項の規定により準用する法第75条第1項の規定により、口頭での意見を述べる者の数は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ5人以内とする。ただし、審査会が必要と認めるときは、5人の数を増加することができる。

- (1) 審査請求人、審査請求人の代理人、補佐人その他の関係者
- (2) 参加人、参加人の代理人、補佐人その他の関係者
- (3) 諮問実施機関の職員その他の関係者

(指名委員による報告)

第4条 法第81条第3項の規定により準用する法第77条の規定に基づいて、審査会の指名する委員（以下「指名委員」という。）が同法第74条の規定による調査をしたときは、指名委員は、当該調査に係る調書を作成し、審査会に報告しなければならない。

- 2 法第81条第3項の規定により準用する法第77条の規定に基づいて、指名委員が法第75条第1項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴取したときは、指名委員は、当該調査に係る調書を作成し、審査会に報告しなければならない。

(存否に関する情報の取扱い)

第5条 審査会は、諮問をした実施機関から、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第81条又は個人情報の保護に関する法律施行条例第7条若しくは第10条の規定により、存否を明らかにせずに請求を拒んだ保有個人情報の取扱いについて、特別な配慮を必要とするものである旨の申出を受けた場合において、当該保有個人情報の存否を明らかにすることを求めようとするときは、当該実施機関の意見を聴くものとする。

(議事録の作成)

第6条 審査会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

- 2 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、政策局政策部情報公開広聴課において処理する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会規則

平成22年 3 月 30 日

規則第22号

改正 平成25年 3 月 29 日規則第42号

改正 平成26年10月21日規則第101号

改正 平成28年 3 月 29 日規則第20号

改正 平成29年 5 月 26 日規則第70号

改正 平成30年 3 月 30 日規則第23号

改正 令和 5 年 3 月 17 日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）により設置された神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）又は個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年神奈川県条例第63号）の定めるところにより実施機関又は県の機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価につき県の機関又は県が設立した地方独立行政法人の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(委員)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、県民並びに情報の公開及び個人情報の保護に関する制度並びに地方自治に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部務を掌理し、部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、「出席委員」とあるのは「出席した部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第7条 専門的事項について調査審議する必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門的事項について学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門的事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 専門委員は、審議会又は部会の会議において議決に加わるできない。

(委員でない者の出席)

第8条 審議会又は部会は、必要があるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、県職員その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策局政策部情報公開広聴課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(神奈川県情報公開運営審議会規則及び神奈川県個人情報保護審議会規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 神奈川県情報公開運営審議会規則(昭和58年神奈川県規則第11号)

(2) 神奈川県個人情報保護審議会規則(平成2年神奈川県規則第24号)

附 則(平成25年3月29日規則第42号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月21日規則第101号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月29日規則第20号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年5月26日規則第70号)

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日規則第23号抄）

（施行期日）

- 1 この規則中第 1 条及び次項から附則第37項までの規定は平成30年 4 月 1 日から（中略）施行する。

附 則（令和 5 年 3 月17日規則第22号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下、「審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴人の区分)

第2条 傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係傍聴人とする。

(一般傍聴人の決定等)

第3条 一般傍聴人の定員は原則5人とし、会長が会議の都度、会議室の収容人員等を考慮して定めるものとする。

2 一般傍聴人になることを希望する者は、会議の開催当日に、所定の時間及び場所に集合するものとする。

3 一般傍聴人になることを希望する者が第1項の定員を超えたときは、審議会開催の10分前に抽選により傍聴人を決めるものとする。

4 一般傍聴人になることを希望する者が第1項の定員に満たない場合は、会議開始後であっても傍聴を認める。

(審議会の会議を傍聴することができない者)

第4条 次の者は、審議会の会議を傍聴することができない。

(1) 第3条第3項の規定により決定された一般傍聴人、同条第4項の規定により認められた一般傍聴人及び報道関係傍聴人以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人が守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

2 傍聴人は、会場において、撮影又は録音をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得たときは、この限りでない。

(秩序の維持)

第6条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な命令をすることができる。

2 会長は、前項の命令に従わない傍聴人を退場させることができる。

(部会への準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、審議会の部会の公開について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成22年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月28日から施行する。

神奈川県個人情報等取扱事務要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条～第6条）
- 第3章 教育研修（第7条）
- 第4章 職員の責務（第8条）
- 第5章 保有個人情報等の取扱い（第9条～第18条）
- 第6章 特定個人情報等の保護（第19条）
- 第7章 保有個人情報の提供（第20条・第21条）
- 第8章 個人情報の取扱いの委託（第22条）
- 第9章 安全管理上の問題への対応（第23条・第24条）
- 第10章 監査及び点検の実施（第25条～第27条）
- 附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の施行に関し、知事が組織として保有する個人情報、個人番号、仮名加工情報及び匿名加工情報（当該仮名加工情報又は匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報を含む。以下「保有個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保に取り組むための基本的事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、個人情報保護法及び番号利用法において使用する用語の例による。

第2章 管理体制

（総括保護管理者）

第3条 知事に、総括保護管理者を一人置く。

2 総括保護管理者は、政策局長をもって充てる。

3 総括保護管理者は、知事を補佐し、知事における保有個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たるものとする。

（保護管理者）

第4条 保有個人情報等を取り扱う各室課等（神奈川県行政組織規則（昭和31年神奈川県規則第64号）第2条第3号、第5条及び第6条第2項に規定する出先機関、室及び課をいう。以下同じ。）に、保護管理者を一人置く。

- 2 保護管理者は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 本庁機関 神奈川県職員の職の設置等に関する規則（昭和 33 年神奈川県規則第 53 号。以下「職の設置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する室長（課に置かれた室の室長を除く。）又は課長
 - (2) 出先機関 職の設置規則第 5 条第 1 項に規定する所長
- 3 保護管理者は、各室課等における保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たるものとする。
- 4 保有個人情報等を神奈川県情報セキュリティポリシー（平成 15 年 4 月 1 日付け神奈川県高度情報化推進会議会長通知。以下「情報セキュリティポリシー」という。）に定める情報システム等で取り扱う場合、保護管理者は、情報セキュリティポリシーに定める情報システム管理者と連携して、その任に当たるものとする。

（保護担当者）

第 5 条 保有個人情報等を取り扱う各室課等に、保護担当者を一人又は複数人置く。

- 2 保護担当者は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 本庁機関 職の設置規則第 3 条第 1 項に規定するグループリーダー
 - (2) 出先機関 職の設置規則第 6 条第 1 項に規定する課長（課が設置されていない部、科、支所、試験場、地区事務所又は出張所にあつては、部長、科長、支所長、試験場長、地区事務所長又は出張所長とする。）ただし、計量検定所及び煤ヶ谷診療所においては、保護担当者を置かないこととする。
- 3 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各室課等における保有個人情報等の管理に関する事務を担当するものとする。

（監査責任者）

第 6 条 知事に、監査責任者を一人置く。

- 2 監査責任者は、情報公開広聴課長をもって充てる。
- 3 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たるものとする。

第 3 章 教育研修

（教育研修）

- 第 7 条 総括保護管理者及び総務局デジタル戦略本部室長（以下「デジタル戦略本部室長」という。）は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。
- 2 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、室課等の現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を定期的実施するものとする。

- 3 保護管理者は、当該室課等の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者及びデジタル戦略本部室長の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 職員の責務

(職員の責務)

第8条 職員は、個人情報保護法及び番号利用法の趣旨に則り、関連する法令及び神奈川県情報セキュリティポリシー等の各種規程並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

第5章 保有個人情報等の取扱い

(アクセス制限)

第9条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容（個人識別の容易性（匿名化の程度等）、要配慮個人情報の有無、漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮する。以下同じ。）に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする（紙等に記録されている保有個人情報等を閲覧する等の行為を含む。）権限（以下「アクセス権限」という。）を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限定するものとする。

- 2 保有個人情報等へのアクセスは、アクセス権限を有する職員がその業務を遂行するため必要最小限の範囲で行わなければならない。

(複製等の制限)

第10条 職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行うものとする。

- (1) 保有個人情報等の複製
- (2) 保有個人情報等の送信
- (3) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
- (4) その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第11条 職員は、保有個人情報等の内容が事実と異なると認める場合において、個人情報保護法第93条第1項の規定に基づく訂正決定によらずにその訂正等を行うときは、保護管理者の指示に従って当該訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第12条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、

耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

- 2 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。）を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

（誤送付等の防止）

- 第 13 条 職員は、保有個人情報等を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務及び事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずるものとする。

（廃棄等）

- 第 14 条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。
- 2 職員は、保有個人情報等の消去や保有個人情報等が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

（個人情報事務登録簿の作成等）

- 第 15 条 知事は、個人情報ファイル（記録される本人の数が千人未満のものに限る。）を取り扱う事務について、個人情報事務登録簿を作成し、公表するものとする。
- 2 保護管理者は、前項に定めるもののほか、保有個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、台帳等を整備して、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

（外的環境の把握）

- 第 16 条 保護管理者は、保有個人情報等が、外国において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

（入力情報の照合等）

- 第 17 条 職員は、情報システム等で取り扱う保有個人情報等の重要度に応じ、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行うものとする。

(仮名加工情報等の保有に係る義務)

第 18 条 職員は、仮名加工情報（個人情報であるものを除く）又は匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該情報が仮名加工情報又は匿名加工情報である旨を明らかにしておくものとする。

第 6 章 特定個人情報等の保護

(特定個人情報等の保護)

第 19 条 保護管理者は、番号利用法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき個人番号を取り扱う場合には、自ら管理責任を有する特定個人情報及び個人番号（以下「特定個人情報等」という。）の適切な管理を実施するため、職員のうち特定個人情報等を取り扱う職員を、その利用目的を達成するために必要最小限の職員に限定して指定し、特定個人情報等にアクセス権限を付与するものとする。

2 前項の場合において、保護管理者は室課等における特定個人情報等の管理に係る組織体制及び特定個人情報等の具体的な取扱いを定める規程を整備し、デジタル戦略本部室長に報告するものとする。

3 第 1 項の場合において、保護管理者は室課等における特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にして物理的な安全管理措置を講ずるとともに、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録するものとする。

4 特定個人情報ファイルは、番号利用法で定める場合を除き作成しないものとし、職員による特定個人情報等へのアクセスは、番号利用法があらかじめ限定した事務に限り、業務上必要がある場合にのみ行うものとする。

5 職員は、番号利用法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集、保管又は提供してはならない。また、本人から個人番号の提供を受ける際には成りすましを防止するため、本人確認及び個人番号の確認を確実に行うものとする。

第 7 章 保有個人情報の提供

(提供時に講ずる措置)

第 20 条 保護管理者は、保有個人情報を提供する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載について、その全部若しくは一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものとする。

(提供を受ける者に対する措置要求)

第 21 条 保護管理者は、個人情報保護法第 70 条の規定に基づいてその提供に係る個人情報の利用の目的又は方法の制限その他必要な制限（以下「法第 70 条制限」という。）を付すに当たっては、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わすものとする。

- 2 保護管理者は、個人情報保護法第 70 条の規定に基づいてその提供に係る個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置（以下「法第 70 条措置」という。）を講ずることを求める場合において、必要があると認めるときは、個人情報の提供前又は提供後随時に実地の調査等を行ってその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。
- 3 保護管理者が利用目的のために又は個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合は、法第 70 条制限及び法第 70 条措置の求めを行うものとして、前 2 項の規定を適用する。ただし、提供する保有個人情報の内容、提供形態、受領者における利用目的及び利用方法等を勘案し、法第 70 条制限及び法第 70 条措置の求めを行うことを要しないと認められるときはこの限りでない。

第 8 章 個人情報の取扱いの委託 （業務の委託）

- 第 22 条 保護管理者は、個人情報の取扱いに係る事務又は事業を県の機関（個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年神奈川県条例第 63 号）第 1 条に規定する県の機関をいう。）以外の者に委託する場合には、神奈川県個人情報取扱事務委託基準（平成 2 年 9 月 21 日付け県民部長、出納局長通知）に従い、委託先に対して個人情報保護のため必要とする措置を契約上義務付けるものとする。
- 2 前項の場合において委託する事務が個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部である場合には、保護管理者は、委託先において番号利用法に基づき県が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているか否か、あらかじめ厳格に確認するものとし、委託を受けた者が、県が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、立入検査等により、必要かつ適切な監督を行うものとする。
 - 3 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者が再委託を行おうとする際には、保護管理者は、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断するものとする。

第 9 章 安全管理上の問題への対応 （事案の報告及び再発防止措置）

- 第 23 条 職員は、保有個人情報等の漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれ（以下「漏えい等事案」という。）を認識した場合は、直ちに漏えい等事案に係る保有個人情報等を管理する保護管理者に漏えい等事案を報告するものとする。
- 2 前項の規定による報告を受けた保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置（当該保有個人情報等が、情報セキュリティポリシーに規定する情報資産に該当する場合は、同ポリシーに基づき必要な措置）を速

やかに講ずるものとする。ただし、被害拡大防止又は復旧等のため緊急に必要なであることが明らかな場合は、当該措置を直ちに講ずるものとする。

- 3 第1項の規定による報告を受けた保護管理者は、漏えい等事案の発生した経緯及び被害状況等を調査し、漏えい等事案を知った日の翌日から起算して3日以内（神奈川県条例（平成元年神奈川県条例第12号。以下「休日条例」という。）第1条に規定する県の休日を含む。）に、総括保護管理者及びその属する局等の長（職の設置規則第3条第1項に規定する局長及び会計局長をいう。以下同じ。）に、保有個人情報等に係る漏えい等報告書（別記様式）により、漏えい等事案の全ての内容の報告（以下「確報」という。）又は報告をしようとする時点において把握している内容の報告（以下「速報」という。）を行うものとする。ただし、特に重大と認める漏えい等事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者及びその属する局等の長に確報又は速報を行うものとする。
- 4 前項の規定により行った報告が速報である場合には、保護管理者は、別表に定める期限までに総括保護管理者及びその属する局等の長に確報を行うものとする。
- 5 局長等（第3項で規定する局等の長及び各地域県政総合センター所長をいう。以下同じ。）は、漏えい等事案の内容等に応じて、漏えい等事案の内容、経緯及び被害状況等を知事及びCISO（最高情報セキュリティ責任者）に速やかに報告するものとする。
- 6 局長等は、前項の規定による報告の結果を総括保護管理者に報告するものとする。
- 7 保護管理者は、漏えい等事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- 8 総括保護管理者は、確報を受けた場合には、確報を行った保護管理者に対して、必要に応じて、再発防止等のために必要な助言を行うものとする。
- 9 総括保護管理者は、必要に応じて、漏えい等事案と同種の業務を実施している室課等に再発防止措置の共有等をするものとする。
- 10 保護管理者は、特定個人情報等に係る事案については、本条の規定中「総括保護管理者」とあるのは、「デジタル戦略本部室長及び総括保護管理者」と読み替えるものとし、デジタル戦略本部室長への報告については、平成28年1月21日付け情報企画課長通知（情企第142号）（改正 令和3年3月31日）に基づく報告様式により行うものとする。

（個人情報保護委員会への報告等）

第24条 漏えい等事案が個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）第43条各号に規定する事態に該当する旨の確報又は速報のあった場合における次の各号に掲げる手続は、当該各号に定める者が行うものとする。

- (1) 個人情報保護法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告 総括保護管理者
- (2) 個人情報保護法第68条第2項の規定による本人への通知 保護管理者

- 2 前項第1号の規定による報告を行った場合には、総括保護管理者は個人情報保護委員会による調査に協力するものとする。
- 3 保護管理者は、漏えい等事案が規則第43条各号に規定する事態に該当しないと認めた場合であっても、その内容及び影響等に応じて、事実関係、再発防止策の公表及び漏えい等事案に係る保有個人情報等の本人への連絡等の措置を講ずるものとする。
- 4 前項に規定する場合において特に必要があると認めるときは、総括保護管理者は個人情報保護委員会に漏えい等事案に係る情報提供を行うものとする。

第10章 監査及び点検の実施

(監査)

第25条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第2章（管理体制）から第9章（安全管理上の問題への対応）までに記載する措置の状況を含む知事における保有個人情報等の管理の状況について、定期に、及び必要に応じ随時に監査を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第26条 保護管理者は、室課等における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に、及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者（個人番号を含む情報に関しては、総括保護管理者及びデジタル戦略本部室長。次条において同じ。）に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第27条 総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

別表（第 23 条関係）

	事 案	期 限
1	規則第 43 条第 1 号に定める事態（要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下同じ。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態）	当該事態を知った日の翌日から起算して 20 日以内※
2	規則第 43 条第 2 号に定める事態（不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態）	当該事態を知った日の翌日から起算して 20 日以内※
3	規則第 43 条第 3 号に定める事態（不正の目的をもって行われたおそれがある知事に対する行為による保有個人情報（知事が組織として取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態）	当該事態を知った日の翌日から起算して 50 日以内※
4	規則第 43 条第 4 号に定める事態（保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態）	当該事態を知った日の翌日から起算して 20 日以内※
5	上記以外	当該事態を知った日の翌日から起算して 20 日以内※

※ 休日条例第 1 条に規定する県の休日を含む

別記様式（第23条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

対象情報（該当する□に印をつけること）
☐ 保有個人情報 ☐ 仮名加工情報※ ☐ 匿名加工情報※
※この報告書を準用して報告してください。

保有個人情報等に係る漏えい等報告書

年 月 日

総括保護管理者 殿

（保護管理者（所属長））

神奈川県個人情報等取扱事務要綱第23条第3項及び第4項の規定に基づき、
次のとおり報告します。

1 報告種別（該当する□に印を付けること。）

新規又は続報の別： ☐ 新規 ☐ 続報 前回報告： 年 月 日
速報又は確報の別： ☐ 速報 ☐ 確報

2 報告事項

(1) 事態の概要（該当する□に印を付けること。）

発生日： 年 月 日

発覚日： 年 月 日

発生事案：☐ 漏えい ☐ 漏えいのおそれ ☐ 滅失
☐ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ
☐ その他

発見者：☐ 自組織/委託先 ☐ 取引先
☐ 取引先以外の外部指摘（例：国民等からの指摘）
☐ カード会社/決済代行会社
☐ その他（ ）

規則第43条各号該当性：☐ 第1号（要配慮個人情報）
☐ 第2号（財産的被害）
☐ 第3号（不正の目的）
☐ 第4号（百人超）
☐ 非該当（上記に該当しない場合の報告）

☐ 有 (名称 :)
(住所 :)
(電話 :)

□ 有 (名称 :)
(住所 :)
(電話 :)

☐ 予定なし（理由： ）

媒体： ☐ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他（ ）

種類： ☐ 国民等 ☐ 職員 ☐ その他（ ）

項目： ☐ 氏名 ☐ 生年月日 ☐ 性別

☐ 住所 ☐ 電話番号 ☐ メールアドレス

☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード

☐ その他（ ）

(攻撃箇所：())

(攻撃手法：())

- ☐ 誤交付 ☐ 誤送付 (メール含む。)
- ☐ 誤廃棄 ☐ 紛失 ☐ 盗難 ☐ 職員不正
- ☐ その他 ()

詳細：

- (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (該当する□に印を付けること。)

有無：□ 有 □ 無 □ 不明

詳細：

- (6) 本人への対応の実施状況 (該当する□に印を付けること。)

本人への対応 (通知を含む。)：□ 対応済 (対応中) □ 対応予定
□ 予定なし

詳細 (予定なしの場合は、理由を記載)：

- (7) 公表の実施状況 (該当する□に印を付けること。)

事案の公表：□ 実施済【公表日： 年 月 日】
□ 実施予定【公表予定日： 年 月 日】
□ 検討中
□ 予定なし

公表の方法：□ ホームページに掲載 □ 記者会見
□ 報道機関等への資料配布
□ その他 ()

公表文：

- (8) 再発防止のための措置 (委託先において生じた事故については、委託先における措置だけでなく委託元における措置も記載すること。)

実施済の措置：

今後実施予定の措置（長期的に講ずる措置を含む。）及び完了予定時期：

(9) その他参考となる事項：

問合せ先

記載要領

- (1) 続報として提出の際には、前回報告から記載を変更した箇所に下線を引くこと。
- (2) 2(7)の「公表文」には、公表を予定している場合、公表予定の文案を記載又は添付すること。

参考様式 1（第 21 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

保有個人情報の提供依頼書

年 月 日

殿

所在地
名 称

次の保有個人情報について提供願います。

- 1 保有個人情報の内容（記録範囲・記録項目・人数等）
- 2 利用目的
（※法令等に根拠がある場合には、その法令名と該当条項を記載）
- 3 利用方法
- 4 個人情報の安全管理体制・方法
（※個人情報保護に係る内部規定等があれば添付）
- 5 その他特記事項

参考様式 2（第21条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

保有個人情報の提供承諾書

年 月 日

殿

（所 属 長）

年 月 日付けで依頼があった保有個人情報の提供について、下記のとおり承諾します。

- 1 保有個人情報の内容（記録範囲・記録項目・人数等）
- 2 利用目的
（※法令等に根拠がある場合には、その法令名と該当条項を記載）
- 3 提供に係る制限等
（※例）
 - ・ 利用目的以外の利用又は提供の制限
 - ・ 利用方法の制限
 - ・ 提供する個人情報の取扱者の範囲の限定
 - ・ 第三者への再提供の制限又は禁止
 - ・ 消去や返却等、利用後の取扱いの指定
 - ・ 取扱状況に関する県への報告要求
 - ・ 県が訂正決定（個人情報保護法第93条第1項）を行った場合に提供先でも訂正に応じる旨
- 4 その他特記事項

（ 問合せ先 ）

神奈川県個人情報取扱事務委託基準

	平成2年9月21日	県民部長、出納局長通知
改正	平成13年8月23日	県民部長、出納局長通知
改正	平成18年3月3日	県民部長、出納局長通知
改正	平成20年10月8日	県民部長、会計局長通知
改正	平成21年2月25日	県民部長、会計局長通知
改正	平成22年1月25日	県民部長、会計局長通知
改正	平成27年1月15日	政策局長、会計局長通知
改正	平成27年12月9日	政策局長、会計局長通知
改正	令和5年4月1日	政策局長、会計局長通知
改正	令和7年4月1日	政策局長、会計局長通知

1 委託基準の趣旨

この基準は、県の機関（個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年神奈川県条例第63号）第1条に規定する「県の機関」（※）をいう。）が、個人情報の取扱いに係る事務又は事業を県の機関以外の者に委託する場合に、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第1項の規定により、県の機関が講ずべき安全管理措置として、受託者に対し個人情報保護に必要な措置を契約上義務付けるため、その基準を定めるものである。

※「県の機関」とは、知事、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。

2 委託基準の対象となる委託契約

この基準の対象となる委託契約は、県の機関が個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を県の機関以外の者に依頼する契約のすべてとする。一般に委託契約と呼ばれるもののほか、印刷、筆耕、翻訳等を含み、また、収納の委託等の公法上の委託も含む。ただし、県の事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合（地方自治法第252条の14から第252条の16）は含まれない。

3 委託基準の位置付け

委託契約の内容は当該委託の事務又は事業の性質によって、また、当該委託において取り扱う個人情報、県の機関が保有するものか受託者が保有するものかによってかなり異なるものになることが予想され、更には、各所属で行っている事務は多種

多様であり、一律に措置を定めることは難しいことから、措置に当たっては、「契約上の措置例」を基準とし、契約の実態に即して、適宜必要なものを追加し、不要なものは削るなどして、個人情報保護のための措置を講じていくこととする。

また、契約の内容によっては、契約金額が少額等のため、契約書等の作成を省略するようなものもあるが、個人情報保護の観点から措置が必要と考えられる場合は契約書等を作成し、基準に準じた措置を講じるものとする。

4 契約に当たっての留意事項

この基準は、県の機関が個人情報の取扱いを外部に委託する場合に、その適正な取扱いを確保するため契約上に措置すべき事項を定めたものであるから、契約上の措置のほか個人情報保護の観点から次のような点にも留意して契約を行うことが必要である。

(1) 委託に当たっての注意点

① 委託内容の明確化

委託の内容により個人情報の利用目的、利用範囲等を明確にし、受託者において目的外利用が生じないようにする。

② 相手方の慎重な選定

個人情報の適正な管理が期待できる相手方を選定する。

特に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 5 項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）を含む情報を委託先に取り扱わせる場合には、委託先において番号利用法及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成 26 年 特定個人情報保護委員会告示第 6 号。以下「ガイドライン」という。）に基づき県が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じる必要があることから、契約締結前に委託先候補者から個人情報に係る取扱規程の提出を求める等、委託先候補者の安全管理措置について慎重に確認を行う必要がある。

③ 措置事項の周知

入札（見積合せ）等においては個人情報保護のために措置すべき事項等について説明を行い、契約に当たり支障が生じないようにする。

(2) 委託時に講じる措置

① 契約締結時においては受託者に対して、個人情報保護のための措置等について十分説明し、理解させる。

特に、個人番号を含む情報を委託先に取り扱わせる場合には、委託先において番号利用法及びガイドラインに基づき県が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じる必要があることから、その点を十分に説明し、委託先が講じる安全管

理措置が県と同等の措置となっているか確認するとともに、契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの個人番号を含む情報の持出しの禁止、個人番号を含む情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、特定個人情報を取り扱う従業者の明確化、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告及び必要に応じた委託先への実地調査について規定するものとする。

また、再委託や再委託した事務をさらに委託すること（以下「再委託等」という。）の承諾に当たっては、受託者が講ずべき個人情報保護のための措置等が、再委託等の相手方においても同様に講じられるよう、その措置の内容を十分確認するとともに、再委託等の相手方に対して、個人情報保護のために必要な留意事項を説明し、理解させるものとする。

- ② 個人情報を受託者に引き渡す場合には、委託事務の範囲内で必要最小限のものとするが、可能な限り、事前にコード化等により個人が識別できないような措置を講じる。
- ③ 個人情報の帰属を明確にするなどして、トラブルが生じないようにする。

(3) 委託後に講じる措置

個人情報保護のための措置等が的確に履行されるよう、受託者からの情報セキュリティ点検の結果報告、必要に応じた立入調査、個人情報の廃棄・消去に際しての立会い等により、必要な措置が確実に講じられていることを確認する。

なお、再委託等については、個人情報を取り扱う者が増えて漏えい等の危険性が高まること、個人情報の保護について県の機関や受託者の監督が及びにくくなることなどから、個人情報保護の観点から本来行われるべきものではなく、やむを得ない場合に限って認められるものであることに留意する必要がある。

《契約上の措置例》

※ この措置例においては、発注者は委託者である県、受注者は受託者である。

- ◎ 契約に当たっては、本契約に次のような条文を規定し、別添に特記事項を加えるものとする。

（個人情報の保護）

〇〇条 受注者は、この契約による業務进行处理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

〔特記事項〕

（秘密等の保持）

第1条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

〔説 明〕

- 受託者が、委託契約による業務に関して知り得た個人情報についても漏えいすることを禁止することにより、個人の権利利益を保護しようとするものである。
- ここでいう個人情報は、生存する個人に関する情報（ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、秘匿化されているかどうかを問わない）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるものをいう。
- 契約の内容によって、特に注意を要する個人情報を取り扱う場合があるときは、受託者が受託業務に従事する者に対して個人情報を漏えいしないよう指導徹底する内容の規定とする。

（個人情報の取扱い）

第2条 受注者は、この契約による業務进行处理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）その他関係法令の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

〔説 明〕

- 「個人の権利利益」とは、個人情報の取扱いに伴って保護する必要のある個人の権利利益で、個人情報の取扱いを伴うものであれば経済的なあるいは社会生活上の利益を含むほか、一般にプライバシーとして議論される人格的な利益も含まれるものである。

る。

- 受託者における個人情報保護法の適用については、原則として、同法による個人情報取扱事業者に対する規律が適用されるとともに、県の機関から委託を受けた業務については、同法第 66 条第 2 項の規定により、県の機関と同様の安全管理措置義務が課されることとなる。

（責任体制の整備）

第 3 条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

〔説 明〕

- 受託者における責任体制を明確にし、個人情報の安全管理を実効性のあるものにする必要がある。

（責任者、従事者）

第 4 条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ発注者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 受注者は、責任者に、従事者が本特記事項に定める事項を適切に実施するように監督させなければならない。

3 受注者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。

4 受注者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

〔説 明〕

- 委託業務に係る個人情報の取扱い責任者や従事者を明確にすることによって、県の機関が把握している関係者以外の者が個人情報を取り扱うことがないようにする。特に責任者を明確にすることによって、従事者の独断的行動を防止する。
- 責任体制については体制図を、責任者及び従事者については名簿を提出させる。
- 従事者とは、雇用関係の有無にかかわらず、受託者の指揮監督を受けて受託業務に従事している者をいい、役員、非常勤職員、アルバイト、派遣労働者等を含む。
- 責任者や従事者が異動や退職等で変更になった場合に県の機関が把握できるよう、受託者に届出をさせるとともに、個人情報の安全管理に関する事項が確実に引き継がれるよう、責任者や従事者を変更する場合の手続を定めさせる必要がある。
- この規定は、県の機関が従事者等を指揮監督する趣旨のものではないことに留意する必要がある。

(派遣労働者)

第5条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第1条に準ずるものとする。

2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

[説明]

- 受託者が雇用関係にない派遣労働者等を従事者とする場合に、雇用関係にある者と同等の守秘義務を課させるとともに、受託者の管理責任を明確にする必要がある。

(従事者等の教育及び研修)

第6条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、個人情報保護法における県の機関及び受託者の義務並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、計画を策定し、実施体制を明確にしなければならない。

[説明]

- 個人情報保護法において、委託業務の受託者は県の機関と同様に受託者が保有する個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の安全管理のための必要な措置を講じることが義務付けられており、また、委託業務の従事者には、職員と同様に義務が課され、罰則の適用もあり得ることから、そのことを周知させるとともに、特記事項を含む委託契約や雇用契約、就業規則において求められる個人情報の安全管理措置の内容と必要性を十分に理解させる教育や研修を実施させ、「業務が忙しくても情報を持ち出さない。」といった意識の向上を図らせる必要がある。
- 個人情報の漏えいは、従事者がかかわる事案が大半であることから、受託者において、従事者に対する個人情報の安全な取扱いのために必要な教育や研修が確実に行われるよう、体制を明確にさせ、計画的に実施させる必要がある。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理を自ら行うこととし、第三者にその処理を委託（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。第6項において同じ。）への委託を含む。以下「再委託」という。）してはならない。

2 受注者は、個人情報の処理を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更

しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に適宜報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること（再委託の相手方の子会社への委託を含む。以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容の変更」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受注者は第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再々委託の相手方における個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 受注者は、発注者の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契

約内容にかかわらず、発注者に対して個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

[説 明]

- 委託業務そのものの再委託を禁止している場合は、この規定は不要となる。
- 再委託の承諾に際しては、再委託によって個人情報を取り扱う者が増えて漏えい等の危険性が高まること、個人情報の保護について県の機関や受託者の監督が及びにくくなることなどから、個人情報保護の観点から本来行われるべきものではなく、やむを得ない場合に限って認められるものであることに留意する必要がある。
- 受託者に責任ある対応を求めるため、事務の全部の再委託については承諾しない。
- 第2項第7号の個人情報保護措置の内容や第4項の再委託契約の内容としては、委託契約（特記事項）と同様の安全管理措置の内容が規定されていることを再委託に係る契約書の写し等で確認する必要がある。

なお、再委託に係る契約書の写しを提出することに支障がある場合には、受注者と再委託の相手方との間における覚書や誓約書等により確認することも差し支えない。

- 第5項は、第11条第11項の規定により受託者から定期的に報告される情報セキュリティ点検の結果のほか、県が必要と認めた場合には、再委託等の相手方における委託業務の履行状況の報告を受託者に求めるための規定である。
- 第6項は、再々委託は原則として認めないものであるが、やむをえず認める場合には、再委託の内容の変更として県の機関の承諾が必要であることを明らかにするための規定である。
- 第7項は、再々委託を行おうとする場合の提出書類についての規定であり、再々委託の相手方における個人情報保護措置の内容等について、受注者に適切な把握を求めるものである。
- 第8項は、再々委託を行う場合でも、発注者に対しての個人情報の処理に関する責任は受注者が引き続き負うことを確認的に規定するものである。

（個人情報の保有及び取得）

第8条 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を保有するに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならないとともに、特定された目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

2 受注者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

[説 明]

- 個人情報保護法において、県の機関が個人情報を保有するに当たっては、個人の権利利益を保護するために、当該個人情報に係る個人の範囲及び個人情報の内容は、その目的に照らして必要最小限のものでなければならないとともに、偽りその他不正の

手段により個人情報を取得してはならないことが規定されており、その趣旨から受託者が取得する場合においても同様に規定したものである。

- 個人情報の取得に当たっては、取得の主体を明確にし、管理等に支障が生じないようにする必要がある。

(目的以外の利用禁止)

第9条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報又は発注者から引き渡された○○(○○に記録された個人情報の全部又は一部を複写等した他の媒体を含む。以下、この特記事項において同じ。)を発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

[説 明]

- 「○○」には、実際に引き渡す物(リスト、電算入力する原資料等の名称)を記入する。
- 個人情報保護法においては、県の機関における個人情報の利用、提供に当たっては、保有したときの目的以外の目的に利用し、又は提供してはならないとしており、その趣旨から県の機関が引き渡した個人情報や受託者が取得、作成した個人情報のうち県の機関に帰属する個人情報についても厳格にその取扱いを規制する必要がある。
- 県の機関に帰属するものとしては、県の機関が様式を指定して取得させる場合や受託者が県の機関の名において取得するような場合が該当すると考えられる。

(複写、複製の禁止)

第10条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された○○を発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

[説 明]

- 引き渡された○○を処理するに当たり、安全対策上ファイルの二重化等業務の都合で複写等する必要がある場合は、発注者が確認して承諾するものとする。

(個人情報の安全管理)

第11条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報又は発注者から引き渡された○○に記録された個人情報を漏えい、き損及び滅失(以下「漏えい等」という。)することのないよう、当該個人情報を安全に管理しなければならない。

2 受注者は、発注者から○○の引き渡しを受けた場合は、発注者に受領書を提出する。

- 3 受注者は、第1項の個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受注者は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受注者は、従事者に対し、身分証明書を常時携帯させ、及び事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 受注者は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや外部記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、発注者が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 受注者は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 受注者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 受注者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。
- 11 受注者は、個人情報の取扱いに係る情報セキュリティ点検を定期的を実施し、その結果を発注者に報告しなければならない。

[説 明]

- 個人情報保護法において、受託者は、その保有する個人情報の漏えい等の防止その他の個人情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならないと規定されていることを受けた規定である。

- 第3項の作業場所は、県の機関が指定する場所とすることも考えられる。また、第5項の運搬方法としては、防犯ブザー付きカバンの利用や電子データの場合には暗号化処理等が考えられる。
- 第7項のパソコン等を作業場所から持ち出す場合については、修理等の理由による場合が考えられるが、そのような場合であっても、パソコン等から個人情報を消去させた上で、承諾を行うものとする。
- 第8項は、パソコン等が私的目的と業務目的とで兼用されることによる事故を防止するための規定である。したがって、通常は業務目的で使用されているが、時々私的目的で使用されているパソコン等も私用のパソコン等に含まれる。私用のパソコンやUSBメモリ等は、一般に情報セキュリティ対策が十分ではなく、従事者が個人的に利用することによってコンピュータウイルスに感染し、個人情報が流出するおそれが高いことから、業務での使用を禁止する必要がある。
- なお、「私物」のパソコン等については、情報に関する権利義務とパソコン等に関する権利義務とが一体的に取り扱えないことから、管理責任が十分に果たされなくなるおそれがあるので、業務目的専用の場合にのみ例外的に使用が認められるものであることに留意する必要がある。
- ウィニーやシェアといったファイル交換（共有）ソフトは、個人情報の漏えい等につながるおそれが高いため、業務用パソコンへのインストールを禁止する必要がある。
- 第10項の規定は、受注者が庁内の作業場所で県の機関の端末操作のみを行い、個人情報の管理については県の機関が行っているような場合は、不要となる。
- 第11項の情報セキュリティ点検は、通年の委託契約の場合は、毎月1回実施する等の規定とする。
- なお、契約終了後も同一の受託者に引き続き業務を委託するような場合には、個人情報の所在と管理責任を明確にするため、契約の切替え時に、受託者から個人情報を継続して利用する旨の届け出をさせる必要がある。

（個人情報の帰属及び返還、廃棄又は消去）

第12条 発注者から引き渡された〇〇に記録された個人情報のほか、この契約による業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が取得、作成、加工、複写又は複製等した個人情報は、発注者に帰属するものとする。

2 受注者は、委託業務完了時に、発注者の指示に基づいて、前項の個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

3 受注者は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 受注者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ

消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報に判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 受注者は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。

6 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

[説 明]

- 個人情報の返還や廃棄等を受託者の義務として明確にすることによって、個人情報の流出や保存されたまま放置されることを防止する必要がある。
- 第1項は、個人情報の帰属を明確にすることによって、受託者による個人情報の返却や廃棄等に漏れが生ずることを防止するものである。
- 第4項は、受託者が、受託業務で使用したパソコン等を引き続き使用する場合を想定した規定である。
- 委託業務終了後であっても、プログラムの点検・修正のためや他の法令の規定に基づき、受託者に個人情報を一定期間保有させておく必要があるような場合には、安全管理措置を引き続き遵守することを条件に、その旨規定することも考えられる。その場合、保有させておく必要がある期間が終了した際には、第2項から第6項までと同様の対応を、個人情報の返却や廃棄等に漏れが生ずることを防止するために求めるべきと考えられる。

（漏えい等発生時の対応）

第13条 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の事態が生じた場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

[説 明]

- 漏えい等が発生したおそれがある事態とは、その時点で判明している事実関係からして、漏えい等が疑われるものの漏えい等が生じた確証がない場合をいう。

(例) 誤って一時的にホームページ上で個人情報を公表してしまった場合 等

- 漏えい等が生じた場合には、個人の権利利益が侵害される可能性が高いので、迅速に報告させる必要がある。また、漏えい等に対する措置は、漏えい等の内容に応じて県の機関において、迅速、適切な措置を指示しなければならない。(漏えい等への対応は、別添「委託先における個人情報の漏えい等に係る対応フロー」により、手続きを行うこと。)
- 漏えい等の被害を最小限とするためには、できるだけ早い段階で対応することが重要であることから、県の機関と受託者とが協力して速やかに措置を講ずることとし、漏えい等に係る個人情報の本人に事実関係を通知する必要がある。
- なお、個人情報の取扱いを委託している場合は、委託元である県の機関と受託者の双方が個人情報を取り扱っていることとなる。

委託業務において、個人情報の漏えい等個人情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれ大きいもの(※1)が生じた場合は、上述の観点により、本来は県の機関と受託者の双方において、個人情報保護法の規定に基づく個人情報保護委員会(※2)への報告及び漏えい等に係る個人情報の本人への通知が義務付けられるところであるが、受託者においては、第13条第1項の規定に基づく県の機関への報告により、それらの義務は免除となる。このことを踏まえ、県の機関は、別添「委託先における個人情報の漏えい等に係る対応フロー」に基づき、受託者に適切な指示を行うものとする。

※1 「個人の権利利益を害するおそれ大きいもの」は、個人情報保護委員会規則第43条の規定による。

(例) 要配慮個人情報が含まれる漏えい等の場合

不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある漏えい等の場合

不正の目的をもって行われたおそれがある漏えい等の場合

保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等の場合 等

※2 個人情報保護法を所管する国の行政機関

- 二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表させるようにする。

(立入調査等)

第 14 条 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受注者に報告を求めること及び受注者の作業場所（再委託及び再々委託が行われている場合においては、その相手方の作業場所も含む。）を立入調査することができるものとし、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

[説 明]

- 県の機関は、受託者、再委託及び再々委託の相手方（以下「受託者等」という。）において、特記事項が適切に遂行されているかどうかを報告の徴収や作業場所への立入調査により確認し、必要があると認めた場合には、改善を指示するものとする。
- 作業場所への立入調査は、委託契約期間中 1 回以上行うことが望ましいが、情報セキュリティ点検の結果や委託契約の実態に応じて報告の徴収とすることも考えられる。作業場所がデータセンター等で受託者等のセキュリティポリシー上入室が禁止されている場合や遠隔地等の場合で立入調査が困難な場合は、受託者等から JISQ15001（プライバシーマーク）や JISQ27001（ISMS）等の適合認証取得証明書を提出させることをもって、立入調査に代えるような規定とすることが考えられる。

(契約の解除)

第 15 条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

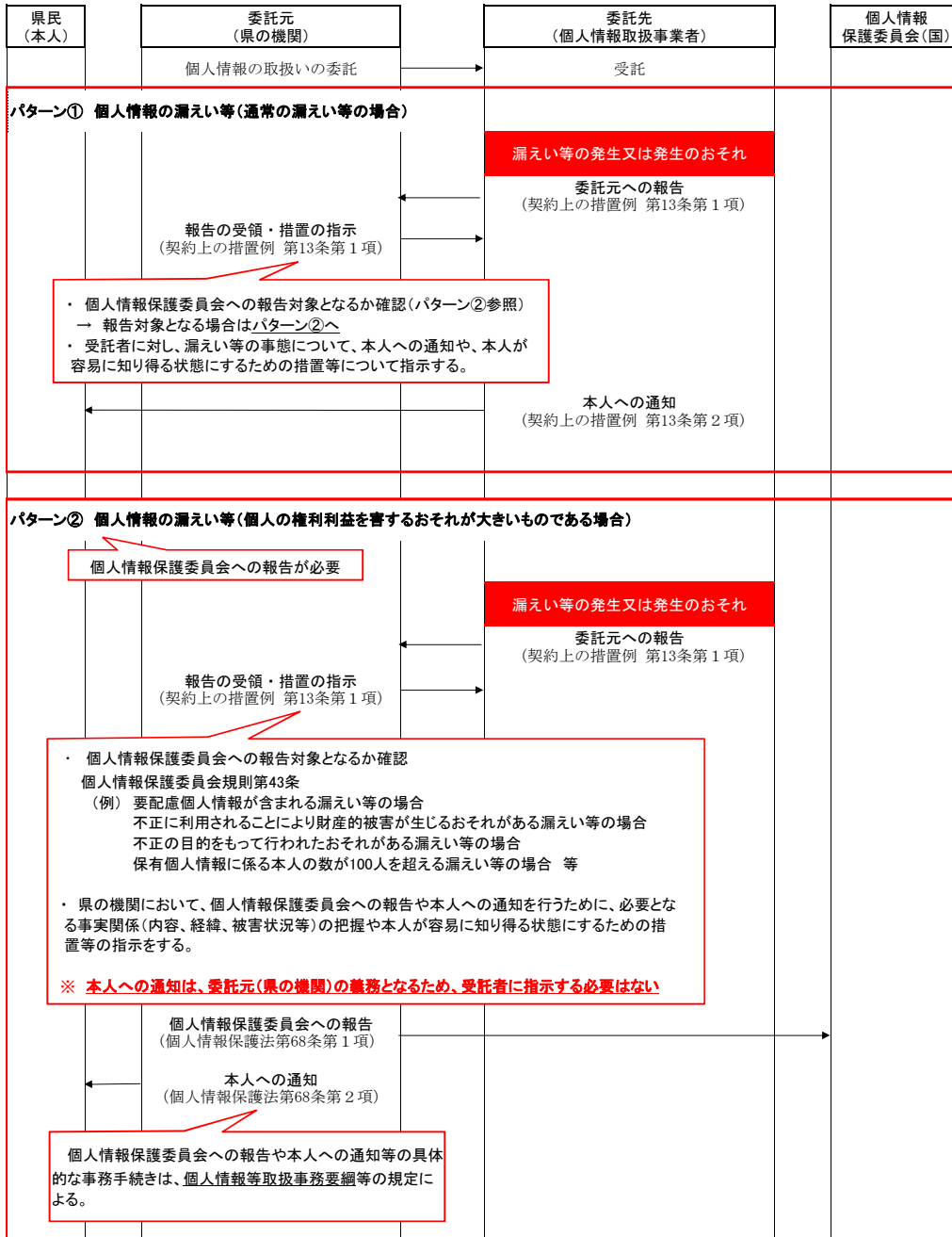
第 16 条 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

[説 明]

- 本契約に措置事項に違反した場合の契約の解除や損害賠償に関する規定が盛り込まれている場合は、この規定は不要となる。

委託先における個人情報の漏えい等に係る対応フロー

別添



【契約上の措置例について】
各契約においては、契約書の特記事項に定めた条項をさします。

※ 委託基準における「契約上の措置例」に基づき、各契約の実態に応じて追加、削除して契約書の特記事項に定めていただいたものとなり

【！注意！】
パターン②は、個人情報保護委員会への報告が義務付けられます。

この場合においては、受託者及び委託元(県の機関)の両方に報告義務が課される場合がありますが、次のとおり整理しています。

○受託者(個人情報保護法第26条)

委託元への報告を行うことで、個人情報保護委員会への報告義務は課されません。本人への通知については、委託元の義務となります。
(参考:個人情報保護法第26条第1項ただし書の規定による通知に該当するため)

○委託元(県の機関)
(個人情報保護法第68条)

受託者からの報告を受け、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を行う義務が課されます。

(1) $\downarrow - \vdash_{\text{TM}} e^9$

(2) $\downarrow - \vdash_{\text{TM}} e^9$

$\gtrdot$ $\mathbb{L}$ $\mathbb{F}$ e° $\mathbb{L}$ $\Delta \parallel$ $-$ $|^8$ $\lrcorner \frac{2}{3} \text{TM} \equiv$
 $\gtrdot$ $W \square \text{---}'$ 75 $\lrcorner$ $-$ $\lrcorner \neq \frac{5}{8}^8$ $\updownarrow \parallel \parallel$
 $\gtrdot - \frac{3}{8} 1,000 \gtrdot \text{---} \mathbb{L} - \lrcorner \mathbb{F}^8$ $\lrcorner \rightarrow \parallel \gtrdot W \square \text{---}' \mathbb{L}$
 $\lrcorner^9 \downarrow - \lrcorner \frac{2}{3} \text{TM} \equiv \partial^9 \mathbb{L} \Delta \parallel \lrcorner \int \sqrt{\leq \frac{5}{8}} |^8 \lrcorner^8$ $\gtrdot$
 $W \square \text{---}' \lrcorner \parallel \gtrdot W \square \text{---}'$ $^9 \text{---} \gtrdot^8 W \square \text{---}'$ ^{9}
 $\leq \text{TM} e^9 - \mathbb{L} \Leftrightarrow \sqrt{\gtrdot W \square \text{---}' \perp \gtrdot}^\circ$
 $^9 \text{---} \gtrdot^8$ $^9 \leq \text{TM} e^9 \mathbb{L} \Leftrightarrow^8$ $\lrcorner$
 $- \mathbb{L} \Delta \parallel \mathbb{L} - \leq \Delta \parallel^9$
 $\lrcorner \lrcorner \frac{2}{3} \text{TM} \equiv -^\circ \mathbb{L} \Leftrightarrow^8 \frac{1}{8} \approx \text{---}^\circ \text{---}^\uparrow$
 $\mathbb{L} \Delta \parallel^8 - \lrcorner \frac{2}{3} \text{TM} \equiv -^\circ \mathbb{L} \Leftrightarrow^8 \frac{1}{8} \approx \text{---}$
 $\gtrdot W \square \text{---}' \mathbb{L} \Delta \parallel |^8 - |^\circ \mathbb{L} \cup \Delta \parallel$
 $- \triangle \text{---} \frac{3}{8} e \downarrow \leq \leq \Delta \parallel^9$

$\leq \frac{5}{8} \mid$

(削除登録)

第5条 第3条の依頼をした所属の長は、ファイル簿に掲載した個人情報ファイルについて、次の各号に至ったときは、遅滞なく、登録届を作成し、情報公開広聴課長に削除登録の依頼をするものとする。

- (1) 神奈川県行政文書管理規則（平成12年神奈川県規則第15号）第9条第2項の規定に基づく行政文書の保存期間を満了したため、公文書館へ引き渡した事等により保有しなくなったとき
- (2) 記録されている本人の数が1,000人を下回ったとき

(個人情報事務登録簿への移行登録)

第6条 前条の規定に関わらず、ファイル簿に掲載した個人情報ファイルについて、記録される本人の数が1,000人を下回ったときであって、次の各号に該当する場合は、登録届の提出をもって、個人情報事務登録簿（第2号様式。以下「事務登録簿」という。）への移行登録をすることができる。

- (1) 当該時点で当該個人情報ファイルを取り扱う事務に係る事務登録簿が備えられていない場合
- (2) 当該時点で当該個人情報ファイルを取り扱う事務に係る事務登録簿が備えられているが、これと別に事務登録簿を備えることが望ましい場合

第3章 個人情報事務登録簿

(新規登録)

第7条 個人情報を取り扱う事務を所掌する所属の長は、当該事務において個人情報ファイル（記録される本人の数が1,000人未満のものに限り、別表に掲げる個人情報ファイルを除く。この章において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、当該個人情報ファイルを取り扱う事務に係る事務登録簿の内容を記載した登録届を作成し、情報公開広聴課長に新規登録の依頼をするものとする。

- 2 本庁機関及び出先機関において特定の事務を分掌する場合等、複数の所属において特定の事務を分掌する場合は、前項の依頼は当該事務を主管する所属等の適切な所属の長が行うこととする。

(変更登録)

第8条 前条の依頼をした所属の長は、事務登録簿の記載事項に変更があったときは、直ちに、変更後の事務登録簿の内容を記載した登録届を作成し、情報公開広聴課長に変更登録の依頼をするものとする。

- 2 前項の場合において、組織改正等に伴う変更があったときであって、組織改正等に伴う変更以外の変更にない場合は、変更届の提出をもって、変更登録の依頼とする。

(削除登録)

第9条 第7条の依頼をした所属の長は、次の各号に至ったときは、遅滞な

く、登録届を作成し、情報公開広聴課長に削除登録の依頼をするものとする。

- (1) 当該事務を廃止し、神奈川県行政文書管理規則第9条第2項の規定に基づく行政文書の保存期間を満了したため、公文書館へ引き渡したことで等により当該事務に係る個人情報ファイルを保有しなくなったとき
- (2) 当該事務において保有する全ての個人情報ファイルについて、ファイル簿を作成したとき

(個人情報ファイル簿への移行登録)

第10条 第7条の依頼をした所属の長は、当該事務において取り扱う個人情報ファイルが単数の場合であって、当該個人情報ファイルに記録される本人の数が1,000人を上回ったときは、遅滞なく、登録届を作成し、情報公開広聴課長に移行登録の依頼をするものとする。

第4章 公表等

(情報公開広聴課の事務処理)

第11条 情報公開広聴課長は、第2章及び第3章の新規登録、変更登録、削除登録又は移行登録の依頼があったときは、届出事項の不備等の有無を確認し、必要に応じて修正の依頼等をした上で、ファイル簿又は事務登録簿の新規登録、変更登録、削除登録又は移行登録をするものとする。この場合、変更登録、削除登録及び移行登録においては、登録前のファイル簿又は事務登録簿を別に保存しておくものとする。

(公表等)

第12条 情報公開広聴課長は、前条の処理をしたファイル簿又は事務登録簿を県ホームページにおいて公表し、依頼をした者にファイル簿又は事務登録簿を共有するものとする。

- 2 情報公開広聴課長は、前条の処理をしたファイル簿（県が設立した地方独立行政法人に係るものを除く。）について、遅滞なく、県政情報センターに備えて置き一般の閲覧に供するものとする。
- 3 情報公開広聴課長は、前条の処理をしたファイル簿又は事務登録簿について、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会に報告するものとする。

(知事以外の県の機関等における依頼)

第13条 情報公開広聴課長は、知事以外の県の機関等の総務室等の長から第2章及び第3章の新規登録、変更登録、削除登録又は移行登録の依頼があったときは、前2条の事務処理を行うものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条、第7条関係）

1	法第74条第2項第1号に規定する国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
2	法第74条第2項第2号に規定する犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
3	法第74条第2項第3号に規定する当該機関の職員又は職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
4	法第74条第2項第4号に規定する専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
5	法第74条第2項第6号に規定する1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
6	法第74条第2項第7号に規定する資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
7	法第74条第2項第8号に規定する職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
8	個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）第20条第3項第1号に規定する次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（(1)に掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。） (1) 当該機関以外の行政機関等の職員又は職員であつた者 (2) 当該機関の職員、職員であつた者又は(1)に掲げる者の被扶養者又は遺族
9	政令第20条第3項第2号に規定する当該機関の職員又は職員であつた者及び8(1)又は(2)に掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの
10	法第75条第2項第2号に規定する個人情報ファイル簿の公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

11	政令第 21 条第 7 項に規定するマニュアル（手作業）処理ファイル（法第 60 条第 2 項第 2 号）で、その利用目的及び記録範囲が個人情報ファイル簿の公表に係る電算処理ファイル（法第 60 条第 2 項第 1 号）の利用目的及び記録範囲の範囲内であるもの
12	法第 75 条第 3 項に規定するファイル簿又は事務登録簿を掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める個人情報ファイル

第 1 号様式（第 3 条関係）（A 4 判 縦型）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)
	(所在地)
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称)
	(所在地)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	

第2号様式（第6条関係）（A4判 縦型）

個人情報事務登録簿

個人情報を取扱う事務の名称 及び記録範囲	
行政機関等の名称	
個人情報が利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	
個人情報の利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	（名 称）
	（所在地）
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	
備考	

令和 年 月 日

情報公開広聴課長 殿

個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿登録届

このことについて、次のとおり登録したいので依頼します。

問合せ先
内線

●●●●グループ
▲▲▲▲

■ ■ ■ ■

項番	項目名	登録依頼内容
1	登録等対象帳票 (該当するものを選択)	
2	今回行う処理 (該当するものを選択)	
3	登録番号	
4	行政機関等の名称 (該当するものを選択)	
5	局等の名称 (該当するものを選択)	
6	所属名	
7	所属コード	
8	個人情報ファイルの名称	
9	登録対象個人情報ファイルに含まれる本人 の概算人数 (単位:人)	
10	個人情報を取扱う事務の名称	
11	個人情報を取扱う事務に係る事務登録簿の 登録番号	

項番	項目名	登録依頼内容
12	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
13	個人情報ファイルの利用目的	
14	記録項目	
15	記録範囲	
16	記録情報の収集方法	
17	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
18	記録情報の経常的提供先	
19	個別の法令の規定による開示請求等の可否	
20	個別の法令の規定による開示請求等の手続きの案内	
21	開示請求等を受理する組織の名称	
22	開示請求等を受理する組織の所在地	
23	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	
24	個人情報ファイルの種別（電算処理ファイル）	
25	個人情報ファイルの種別（電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル有無）	
26	個人情報ファイルの種別（マニュアル処理ファイル）	
27	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	
28	行政機関等匿名加工情報の提案募集の対象として非該当の根拠規定等	
29	行政機関等匿名加工情報の提案募集の対象として非該当の理由	

項番	項目名	登録依頼内容
30	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称	
31	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の所在地	
32	作成した行政機関等匿名加工情報の有無	
33	行政機関等匿名加工情報の概要 (本人の数)	
34	行政機関等匿名加工情報の概要 (含まれる情報の項目)	
35	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称	
36	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の所在地	
37	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
38	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
39	備考	
40	別紙1上段	
41	別紙1中段	
42	別紙1下段	
43	別紙2上段	
44	別紙2中段	
45	別紙2下段	
46	別紙3上段	
47	別紙3中段	
48	別紙3下段	

項目名	登録番号	行政機関等の名称	局等の名称	所属名	所属コード	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	開示請求等を受理する組織の名称	開示請求等を受理する組織の所在地	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称※	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の所在地※	作成された行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称※	作成された行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の所在地※
9												
10												

(別添) 個人情報ファイル簿・事務登録簿登録届 (第3号様式) 記入要領・記入例・補足説明

令和7年4月1日

「法」：個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

登録届項目番	項目名	個人情報ファイル簿 記入要領	個人情報事務登録簿 記入要領	記入例	補足説明
1	登録等対象帳票	☐ 個人情報ファイル簿の新規、変更若しくは削除登録、又はファイル簿から事務登録簿への移行登録の場合、個人情報ファイル簿を選択する。 ☐ 今回依頼する処理（新規登録/変更登録/削除登録/移行登録）を選択する。	☐ 個人情報事務登録簿の新規、変更若しくは削除登録、又は事務登録簿からファイル簿への移行登録の場合、個人情報事務登録簿を選択する。	—	—
2	今回行う処理	☐ 今回依頼する処理（新規登録/変更登録/削除登録/移行登録）を選択する。	同左	—	—
3	登録番号	☐ 新規登録の場合、次のとおり記入する。 （※-----*****） ・最初の1桁は、 A とする。 ・中間の4桁は、登録所属（項番6と同じ）の所属コード（項番7と同じ・4桁）とする。 ・最後の6桁は、登録所属ごとの通し番号とし、既存のファイル簿及び事務登録簿と重複のないよう、任意の番号を記入する。 ☐ 変更登録、削除登録又は移行登録の場合、対象となるファイル簿の登録番号を記入する。	☐ 新規登録の場合、次のとおり記入する。 （※-----*****） ・最初の1桁は、 B とする。 ・中間の4桁は、登録所属（項番6と同じ）の所属コード（項番7と同じ・4桁）とする。 ・最後の6桁は、登録所属ごとの通し番号とし、既存のファイル簿及び事務登録簿と重複のないよう、任意の番号を記入する。 ☐ 変更登録、削除登録又は移行登録の場合、対象となる事務登録簿の登録番号を記入する。	A-0217-010001	—
4	行政機関等の名称	☐ 該当する行政機関等の名称を選択する。	同左	—	—
5	局等の名称	☐ 該当する局等の名称を選択する。	同左	—	—
6	所属名	☐ 新規登録、変更登録、削除登録又は移行登録の手続きを行う室課所の名称を記入する。	同左	×	×
7	所属コード	☐ 新規登録、変更登録、削除登録又は移行登録の手続きを行う室課所の所属コード（4桁）を記入する。	同左	0217	—
8	個人情報ファイルの名称	☐ 個人情報ファイルが利用に供される事務が具体的に明らかになるような名称を記入する。 ☐ 次の文字は使用しない。（全角であれば可） ¥（円記号）、/（スラッシュ）、:（コロロン）、*（アスタリスク）、?（クエスチョンマーク）、疑問符）、"（ダブルクォーテーション）、◇（不等号）、 （縦棒） ☐ 改行はしない。 ☐ 60文字以内で記入する。	☐ 事務登録簿からファイル簿への移行登録の場合以外は記入不要。 ☐ 事務登録簿からファイル簿への移行登録の場合は、移行後の個人情報ファイルについて、左欄のとおり記入する。	(例1) ○○ファイル (例2) ○○システム (例3) ○○台帳 (例4) ○○名簿	—
9	登録対象個人情報ファイルに含まれる本人の概算人数（単位:人）	☐ 把握している直近の時点において、登録対象の個人情報ファイルに記録される本人の数の概算値を記入する。	☐ 事務登録簿からファイル簿への移行登録の場合以外は記入不要。 ☐ 事務登録簿からファイル簿への移行登録の場合は、移行後の個人情報ファイルについて、左欄のとおり記入する。	3,500	当該概算値は、個人情報ファイル簿（第1号様式）には表示されない。
10	個人情報を取扱う事務の名称	☐ 個人情報を取扱う事務が具体的に明らかになるような名称を記入する。 ☐ 記入にあたっては「○○事務」とする。 ☐ 次の文字は使用しない。（全角であれば可） ¥（円記号）、/（スラッシュ）、:（コロロン）、*（アスタリスク）、?（クエスチョンマーク）、疑問符）、"（ダブルクォーテーション）、◇（不等号）、 （縦棒） ☐ 60文字以内で記入する。	同左	○○審査事務	—
11	個人情報を取扱う事務に係る事務登録簿の登録番号	☐ 項番10と同一の事務に係る事務登録簿が既にある場合は、その登録番号を記入する。（ない場合は記入不要） ☐ 複数ある場合は主なもの列挙し、各登録番号の間を「,」で区切る。 ☐ 140文字以内で記入する。	☐ 事務登録簿からファイル簿への移行登録の場合以外は記入不要。 ☐ 事務登録簿からファイル簿への移行登録の場合において、同一の事務に係る事務登録簿が、移行する事務登録簿以外にもある場合は、左欄のとおり記入する。 ☐ 個人情報ファイルを取扱う事務を所掌する室課所の名称（本庁各室課の場合は局部室課所名）を記入する。 ☐ 事務を複数の室課所で分掌し、同一の個人情報ファイルを利用する場合は、各室課所の名称を連記し、「,」で区切る。 ☐ 140文字以内で記入する。	B-0217-000101、B-0217-000201	—
12	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	☐ 個人情報ファイルがどのような事務に利用されるのかを職員が具体的に認識できるよう、利用目的をできる限り特定し、分かりやすい表現で記入する。 ☐ 140文字以内で記入する。	☐ 事務を複数の室課所で分掌する場合は、各室課所の名称を連記し、「,」で区切る。 ☐ 140文字以内で記入する。	○○局△△部××課、□□事務所、◇◇事務所	—
13	個人情報ファイルの利用目的		同左		この利用目的は、個人情報の保有の制限等（法第61条）や利用及び提供の制限（法第69条）の基準となる。

登録項目番号	項目名	個人情報ファイル簿 記入要領	個人情報事務登録簿 記入要領	記入例	補足説明
14	記録項目	□ 個人情報ファイルの記録項目を分かりやすい表現で具体的に記入する。 □ 各記録項目に順に番号を付すとともに、各記録項目の間を「、」で区切る。 □ 項目数が多い場合等記入しきれない場合は、別紙（項番38～46）に記入する。その場合、末尾に「（別紙に続く）」と記入する。 □ 520文字以内で記入する。	同左	※別紙1のとおり	・記録項目を整理する観点から、データベース上では複数の項目として記録されている場合でも、内容に鑑みて同一の項目と考えられる場合は、一つの項目として記載することもある。 ・記録項目の記載内容が一見して分りづらいたことが想定される場合、適宜括弧書きで補足説明を記載する。 ・複数のテーブルを含む個人情報ファイルについては、テーブル単位で「○○情報」等として見出しを追記することも差し支えない。 ・国等において事務システム関係のデータ任帳書やデータ連携に関する仕様等が定まっている場合、これに従った記載も考えられる。 ・利用目的に係る事務の性質上、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは一部を記載しないことができるが、本要件に該当するか否かを厳格に判断することが求められる。
15	記録範囲	□ 本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲を分かりやすい表現で具体的に記入する。 □ 本人として記録される個人の種類が複数ある場合は、全てを列挙する。 □ 60文字以内で記入する。	同左	(例1) ○○を提出した者 (例2) ○○の交付を受けた者 (例3) ○○の許可を受けた法人の代表者及び個人事業者 (例4) ○○学校の卒業生（平成×年度から令和×年度）	「他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る」とは、個人Aに着目してAの個人情報と併せて個人Bの情報が記録されているとき、Bの氏名、生年月日その他の記述等ではBの個人情報を検索することは本人として記録範囲に含まれないとの趣旨である。
16	記録情報の収集方法	□ 個人情報の収集の相手方及び手段を分かりやすい表現で記入する。 □ 140文字以内で記入する。	同左	(例1) 本人の書面申告 (例2) 市町村からの提供（収集方法：電子メール） (例3) 法人及び個人事業者から提出された○○書 (例4) ○○調査の実施により収集する。	利用目的に係る事務の性質上、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは記載しないことができるが、本要件に該当するか否かを厳格に判断することが求められる。
17	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	□ 記録情報に個人情報保護法第2条第3項に規定する要配慮個人情報（「含む」）が含まれる場合は「含む」を選択する。含まない場合は「含まない」を選択する。	同左	—	要配慮個人情報とは、次の記述等が含まれる個人情報指す。（法第2条第3項） ・人種 ・信条 ・社会的身分 ・病歴 ・犯罪の経歴 ・犯罪により害を被った事実 ・心身の機能の障害 ・健康診断等の結果 ・医師等による指導・診療・調剤 ・刑事事件に関する手続 ・少年の保護事件に関する手続 ※詳細は事務対応ガイド（※注）3-2-を参照

登録項目	項目名	個人情報ファイル簿 記入要領	個人情報事務登録簿 記入要領	記入例	補足説明
18	記録情報の経常的提供先	☐ 登録所属の行政機関等以外の相手方に記録情報を経常的に提供する場合は、その相手方の名称を記入する。 ☐ 記入すべき事項がない場合は、空欄のままとする。 ☐ 140文字以内で記入する。	同左	(例1) 「教育委員会△△部××課」(知事部局の所属が教育委員会の所属に提供する場合) (例2) 「〇〇省△△局××課」(国の機関に提供する場合) (例3) 「〇〇受給者の住所地の市町村長」(対象者の住所地の市町村に提供する場合) (例4) 「〇〇株式会社(〇〇事務の委託事業者)」(委託先に提供する場合)	・特定の提供先に継続的に提供する場合や一定期間ごとに提供する場合は、照会に応じ必ず提供する場合は該当する。(利用目的の範囲内で提供に限らず、(利用目的の範囲外であっても)照会に応じ必ず提供するものが想定される場合を含む。) ・委託契約に基づいて記録情報を提供する場合は、委託先の名称を記載することも考えられる。 ・所属部局の所属が知事部局の他の所属に経常的に提供する場合、「登録所属の行政機関等以外の相手方への提供」に該当しないため、記入を要しない。 ・利用目的に係る事務の性質上、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき記載しおそれがないことが、本要件に該当するかどうかを厳格に判断すること求められる。
19	個別の法令の規定による開示請求等の可否	☐ 個人情報保護法以外の法令の規定により開示請求等ができる場合は、「○」を選択する。そうでなければ空欄のままとする。	同左	—	—
20	個別の法令の規定による開示請求等の手続きの案内	☐ 個人情報保護法以外の法令の規定により開示請求等ができる場合は、(項番19で「○」を選択した場合)は、手続きの案内を記入する。そうでなければ空欄のままとする。 ☐ 140文字以内で記入する。	同左	別途、〇〇法(平成△年法律第×号)第〇条第△号に基づき開示請求等ができるので、詳しくは所管部署(連絡先××)にお問合せください。	—
21	開示請求等を受理する組織の名称	☐ 個人情報ファイルに記録される保有個人情報の本人から開示請求等があった場合に、文書を保有しており、請求を受理する室課所の名称(本庁各室課の場合は、局部室課所名)を記入する。複数ある場合は列挙し、「、」で区切る。 ☐ 130文字以内で記入する。	同左	〇〇局△△部××課、□□事務所、◇◇事務所	—
22	開示請求等を受理する組織の所在地	☐ 個人情報ファイルに記録される保有個人情報の本人から開示請求等があった場合に、文書を保有しており、請求を受理する室課所(項番21と同様)の所在地を記入する。複数ある場合は列挙し、「、」で区切る。 ☐ 130文字以内で記入する。	同左	(例1) 〒231-8588 横浜市中区日本大通1(〇庁舎×階)、〒xxx-xxxx □□市△△区××-x、〒xxx-xxxx □□市△△区××-x (例2) 各組織の所在地は、次のページに掲載しています。 https://www.pref.kanagawa.jp/div/iv/	複数ある場合、(例2)のとおり、各所属のトップページのリンク一覧に掲載されている、県HPの「県組織」ページのアドレス(https://www.pref.kanagawa.jp/div/)を記載する方法等も考えられる。
23	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	☐ 訂正及び利用停止に関して、個人情報保護法以外の法令の規定により特別の手続が定められている場合は、(1)該当する記録項目に付した番号 (2)当該法令の条項(法令番号を含む。)を記入する。 ☐ 記入すべき事項がない場合は、空欄のままとする。 ☐ 140文字以内で記入する。	同左	2,4及び5の各記録項目の内容については、〇〇法(平成△年法律第×号)第〇条第△号に基づき訂正請求ができます。	—
24	個人情報ファイルの種別(電算処理ファイル)	☐ 個人情報ファイルが電算処理ファイル(法第60条第2項第1項)である場合は「○」を選択する。そうでなければ空欄のままとする。	☐ 事務登録簿からファイル簿への移行登録の場合以外は記入不要。 ☐ 事務登録簿からファイル簿への移行登録の場合は、移行後の個人情報ファイルについて、左欄のとおり記入する。	—	電算処理ファイルとは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものを指す。(法第60条第2項第1項)※詳細は事務対応ガイド 3-2-4を参照
25	個人情報ファイルの種別(電算処理ファイルに付随するマニユアル処理ファイル有無)	☐ 個人情報ファイルが電算処理ファイルである場合(項番24で「○」を選択した場合)で、当該個人情報ファイルの利用目的及び記録項目の範囲内であるマニユアル処理ファイル(法第60条第2項第2号)がある場合は「○」を選択する。ない場合は「-」を選択する。	☐ 事務登録簿からファイル簿への移行登録の場合は、移行後の個人情報ファイルについて、左欄のとおり記入する。 ☐ それ以外の場合は記入不要。	(※該当例は別添2のとおり)	マニユアル処理ファイルとは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものを指す。(法第60条第2項第2号) ※詳細は事務対応ガイド(※注) 3-2-4を参照

登録項目番号	項目名	個人情報ファイル簿 記入要領	個人情報事務登録簿 記入要領	記入例	補足説明
26	個人情報ファイルの種別（マニキュアル処理ファイル）	□ 個人情報ファイルがマニキュアル処理ファイル（法第60条第2項第2項）である場合は「○」を選択する。そうでなければ空欄のままとする。	□ 事務登録簿からファイル簿への移行登録の場合は、移行後の個人情報ファイルについて、左欄のとおり記入する。 □ それ以外の場合は記入不要。	—	—
27	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする 個人情報ファイルである旨	□ 次の【該当要件】のいずれにも該当する場合は、「該当」を選択する。 □ 次の【該当要件】のいずれかに該当しない場合は、「非該当」を選択する。 【該当要件】 ① 個人情報ファイルの記録項目に個人番号を含まないもの ② 個人情報ファイルを作成する保有個人情報に記載されている行政文書の情報公開請求があったとしたらば、全部又は一部開示がされるもの等であるもの（法第60条第3項第2号） ③ 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工が可能なもの（法第60条第3項第3号） □ 地方独立行政法人については、提案募集を行った場合のみ記入し、行っていない場合は「（実施なし）」を選択する。	□ 事務登録簿からファイル簿への移行登録の場合は、移行後の個人情報ファイルについて、左欄のとおり記入する。 □ それ以外の場合は記入不要。	【該当要件】②及び【該当要件】③の詳細については、個人情報保護の保護に関する法律についての事務対応ガイド7-2-1を参照	法第60条第3項各号は次のとおり。 (1) 個人情報ファイル簿を公表するもの (2) 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを作成する保有個人情報に記載されている行政文書等の開示の請求（神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号。以下「条例」という。）の規定による情報公開請求を指す。）があったとした場合 らば、これらの者が次のいずれかをいうこととなるものであること ① 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること ② 条例の規定により第三者に対する意見書の提出の機会を与えること (3) 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、法第116条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを作成する保有個人情報を作成することができていること
28	行政機関等匿名加工情報の提案募集の対象として非該当の根拠規定等	□ 項番27で「非該当」を選択した場合は、次のとおり ・【該当要件】①に該当しない場合 ・【特定個人情報】 ・【該当要件】②に該当しない場合 ・【法第60条第3項第2号】 ・【該当要件】③に該当しない場合 →「法第60条第3項第3号」 □ 項番27で「該当」又は「（実施なし）」を選択した場合は記入不要。	□ 事務登録簿からファイル簿への移行登録の場合は、移行後の個人情報ファイルについて、左欄のとおり記入する。 □ それ以外の場合は記入不要。	※非該当例の詳細及び留意点については別紙3を参照	
29	行政機関等匿名加工情報の提案募集の対象として非該当の理由	□ 項番27で「非該当」を選択した場合で、【該当要件】②又は【該当要件】③に該当しない場合は、理由を記入する。 □ 記入に当たっては、別紙3の留意点を参照する。	□ 事務登録簿からファイル簿への移行登録の場合は、移行後の個人情報ファイルについて、左欄のとおり記入する。 □ それ以外の場合は記入不要。	※非該当例の詳細及び留意点については別紙3を参照	
30	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称	□ 行政機関等匿名加工情報制度の提案募集の対象となる場合（項番27で「該当」を選択した場合は、提案書の交付を行う至課所の名称（本庁各至課の場合は「○」を記入する。局部至課所名）を記入する。 □ 130文字以内で記入する。	□ 事務登録簿からファイル簿への移行登録の場合は、移行後の個人情報ファイルについて、左欄のとおり記入する。 □ それ以外の場合は記入不要。	〇〇局△△部××課	提案の募集にあたっては、情報公開広聴課が設置する窓口において事前相談に応じ、関係課に共有しつつ、提案書の受付は、個人情報ファイルを保有する至課所において行う。
31	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の所在地	□ 行政機関等匿名加工情報制度の提案募集の対象となる場合（項番27で「該当」を選択した場合は、提案書の交付を行う至課所（項番30と同様）の所在地を記入する。 □ 130文字以内で記入する。	□ 事務登録簿からファイル簿への移行登録の場合は、移行後の個人情報ファイルについて、左欄のとおり記入する。 □ それ以外の場合は記入不要。	〒231-8588 横浜市中区日本大通1（〇庁舎×階）	—
32	作成した行政機関等匿名加工情報の有無	□ 行政機関等匿名加工情報制度の提案募集の対象となる場合（項番27で「該当」を選択した場合は、提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成した場合は「○」を選択する。作成していない場合は「—」を選択する。	□ 事務登録簿からファイル簿への移行登録の場合は、移行後の個人情報ファイルについて、左欄のとおり記入する。 □ それ以外の場合は記入不要。	—	—
33	行政機関等匿名加工情報の概要（本人の数）	□ 作成した行政機関等匿名加工情報がある場合（項番32で「○」を選択した場合は、行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目（記録項目及び情報の粒度（住所であれば都道府県単位等））を記入する。 □ 130文字以内で記入する。	□ 事務登録簿からファイル簿への移行登録の場合は、移行後の個人情報ファイルについて、左欄のとおり記入する。 □ それ以外の場合は記入不要。	12, 000	—
34	行政機関等匿名加工情報の概要（含まれる情報の項目）	□ 作成した行政機関等匿名加工情報がある場合（項番32で「○」を選択した場合は、行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目（記録項目及び情報の粒度（住所であれば都道府県単位等））を記入する。 □ 130文字以内で記入する。	□ 事務登録簿からファイル簿への移行登録の場合は、移行後の個人情報ファイルについて、左欄のとおり記入する。 □ それ以外の場合は記入不要。	氏名（削除）、住所（市町村単位に置換え）、生年月日（生年月日に置換え）、性別（男女の別）	—

登録項目	項目名	個人情報ファイル簿 記入要領	個人情報事務登録簿 記入要領	記入例	補足説明
35	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称	☐ 作成した行政機関等匿名加工情報がある場合（項番32で「○」を選択した場合）は、提案書の受付を行う室課所の名称（本庁各室課の場合は、局部室課所名）を記入する。 ☐ 130文字以内で記入する。	☐ 事務登録簿からファイル簿への移行登録の場合は、移行後の個人情報ファイルについて、左欄のとおり記入する。 ☐ それ以外の場合は記入不要。	○○局△△部××課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1（○庁舎×階）	提案の募集にあたっては、情報公開広聴課が設置する窓口において事前相談に応じ、関係課に共有しつつ、提案書の受付は、当該個人情報ファイルを保有する室課所において行う。
36	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の所在地	☐ 作成した行政機関等匿名加工情報がある場合（項番32で「○」を選択した場合）は、提案書の受付を行う室課所（項番33と同じ）の所在地を記入する。 ☐ 130文字以内で記入する。	☐ 事務登録簿からファイル簿への移行登録の場合は、移行後の個人情報ファイルについて、左欄のとおり記入する。 ☐ それ以外の場合は記入不要。	〒231-8588 横浜市中区日本大通1（○庁舎×階）	—
37	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	☐ 作成した行政機関等匿名加工情報がある場合（項番32で「○」を選択した場合）は、提案を受け付ける期間を記入する。 ☐ 140文字以内で記入する。 ☐ 条例要配慮個人情報情報規定している場合で、記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている場合は、「含む」と記入する。含まない場合は「含まない」と記入する。 ☐ 令和5年4月1日現在、条例要配慮個人情報規定はないため、「含まない」と記入する。（初期入力） ☐ その他参考となる事項を記入する。記入すべき事項がない場合は、空欄のままとする。 ☐ 140文字以内で記入する。	☐ 事務登録簿からファイル簿への移行登録の場合は、移行後の個人情報ファイルについて、左欄のとおり記入する。 ☐ それ以外の場合は記入不要。	令和○年△月～令和○年□月	—
38	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	☐ 条例要配慮個人情報規定している場合で、記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている場合は、「含む」と記入する。含まない場合は「含まない」と記入する。 ☐ 令和5年4月1日現在、条例要配慮個人情報規定はないため、「含まない」と記入する。（初期入力） ☐ その他参考となる事項を記入する。記入すべき事項がない場合は、空欄のままとする。 ☐ 140文字以内で記入する。	同左	—	—
39	備考	☐ 条例要配慮個人情報規定している場合で、記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている場合は、「含む」と記入する。含まない場合は「含まない」と記入する。 ☐ 令和5年4月1日現在、条例要配慮個人情報規定はないため、「含まない」と記入する。（初期入力） ☐ その他参考となる事項を記入する。記入すべき事項がない場合は、空欄のままとする。 ☐ 140文字以内で記入する。	同左	—	—
40	別紙1 上段	☐ 各項目において記入しきれないものがある場合は、別紙1上段から順番に入力する。その場合、冒頭に「（○○の続き）」と記入する。 ☐ 記入すべき事項がない場合は、空欄のままとする。 ☐ 別紙各段はそれぞれ1,300文字以内で記入する。	同左	(記録項目の続き) 50○○、51○○、52○○、53○○、54○○、55○○・・・	—
41	別紙1 中段	〃	〃	—	—
42	別紙1 下段	〃	〃	—	—
43	別紙2 上段	〃	〃	—	—
44	別紙2 中段	〃	〃	—	—
45	別紙2 下段	〃	〃	—	—
46	別紙3 上段	〃	〃	—	—
47	別紙3 中段	〃	〃	—	—
48	別紙3 下段	〃	〃	—	—

（※注）個人情報保護の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関向け）個人情報保護委員会事務局

((別添) 記入例_別紙 1) 記録項目の記入例

個人情報ファイル例

〇〇金交付台帳

整理番号 001 氏名 神奈川 太郎 生年月日 平成〇年〇月〇日
住所 神奈川県横浜市… 電話番号 000-0000-0000

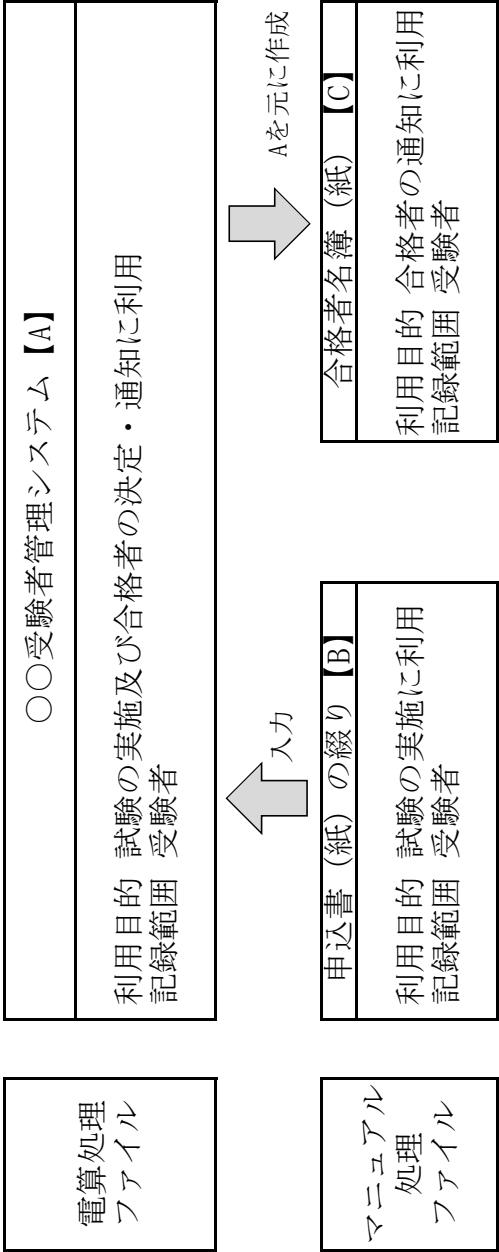
年度	交付金額 (円)	交付年月日	非該当事由	備考
R1	000,000	令和元年〇月〇日		
R2	000,000	令和2年〇月〇日		
R3	000,000	令和3年〇月〇日		



記録項目の記入例

15 記録項目	1整理番号、2氏名、3生年月日、4住所、5電話番号、6交付年度、7交付金額 (円)、8交付年月日、9非該当事由、10備考

((別添) 記入例_別紙2) 電算処理ファイルに付随するマニユアル処理ファイルの該当例



→B及びCは、Aの利用目的及び記録項目の範囲内であるマニユアル処理ファイルとなる。

（別添）記入例 別紙３）行政機関等匿名加工情報の提案募集の対象として非該当である理由の記入例

登録届 項番	項目名	記入例①	記入例②	記入例③	記入例④	記入例⑤	記入例⑥	記入例⑦	記入例⑧
27	行政機関等匿名加工情報の 提案の募集をする個人情報 ファイルである旨	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	該当	実施なし
28	行政機関等匿名加工情報の 提案募集の対象として非該 当の根拠規定等	特定個人情報	法第60条第3項第2号	法第60条第3項第3号	法第60条第3項第3号	法第60条第3項第3号	法第60条第3項第3号	記入不要	
29	行政機関等匿名加工情報の 提案募集の対象として非該 当の理由	記入不要	当該ファイルは氏名・住所のみ で構成されており、情報公開請 求があった場合、氏名又は住所 を公開すると特定の個人が識別 され、又は識別され得るため、 全部非公開であるため。	システムの仕様上、委 託したとしてもデータ 自体を出力することが 不可能であるため。	データを出力するにあたっ ては、使用しているシステ ムの運用を長時間停止する 必要があり、関連業務を行 う際に著しい事務支障が生 じるため。	紙の台帳等であって原本を事 務に使用しており、複写や データ化等を委託すること については、行政機関等匿 工制度の趣旨を踏まえても お、客観的かつ合理的な事 支障があると所属において 断したため。	情報公開請求があった場合、氏 名以外全て公開することが想 定されるため、情報公開請 求は足り、行政機関等匿 報の提案の募集を行う実質的 義がなく、提案の募集対象とな ること非効率な行政運営とな るため。	記入不要	

○非該当理由の記入にあたり留意する点

【該当要件】②に該当しない（情報公開請求があった場合に、部分公開が出来ない）場合とは

個人情報ファイルは、情報公開条例第5条第1号に規定する個人に関する情報（非公開情報）に該当するものの、同条例第6条第2項の部分公開の規定により、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる氏名、住所等を削除すれば、公開しても個人の権利利益を害するおそれがないと認めれ、容易に、かつ、公開請求の趣旨を失わないと判断される場合は、削除した部分を公開することとされている。よって、全部非公開となるから該当要件②に該当しないという場合は、相当程度限定されることに留意する。

【該当要件】③に該当しない（事務支障が生じる）場合とは

- ・ 該当要件③については、事務対応ガイド7-2-1(3)に例示された場合を参考に確認いただくが、事務支障が生じるか否かについては、次の点を踏まえた上で、客観的かつ合理的に整理することに留意する。
- ・ 行政機関等匿名加工情報制度が、法令上、県に実施が義務付けられた制度であるとともに、制度の運用において相応の多大な作業を要することは想定されること。
- ・ また当該制度はデータ利活用に資する制度であるところ、本県においては、データ利活用施策を推進していること。
- ・ 行政機関等匿名加工情報の作成事務は、委託（費用は提案者が負担）を前提として行っていること。
- ・ 作成に当たって、情報システム等からのデータ抽出や紙台帳等の複写・データ化等についても委託が可能であること。

なお、非該当理由について県民から問合せがあった場合は、個人情報ファイルを所管する所属において説明いただくこととなる。

神奈川県個人情報等安全管理監査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県個人情報等取扱事務要綱（以下「要綱」という。）第25条の規定に基づき、監査責任者が保有個人情報等安全管理監査（以下「監査」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(監査実施体制)

第3条 監査責任者は、情報公開広聴課職員の中から、監査を実施する者（以下「監査人」という。）を指定し、保有個人情報等の適正な取扱いの状況を監査させるものとする。

2 監査の実施に関する事務局を情報公開広聴課に置く。

3 保護管理者は、監査責任者及び監査人に対し、監査実施のために必要な協力を行うものとする。

(実施方法)

第4条 監査責任者は、監査の重点目標、対象、実施時期、監査項目を定めた監査実施計画をあらかじめ策定し、保護管理者に通知するものとする。

2 監査人は、原則として書面検査により監査を実施するものとする。

3 監査責任者は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、実地検査等の方法による監査の実施を指示することができる。

(監査結果の報告)

第5条 監査責任者は、監査を受けた保護管理者に対し、必要があると認めるときは、別紙1「監査実施結果通知書兼改善措置指示書」により監査結果を通知するとともに、指摘事項があった場合には、改善措置について指示する。

2 前項の指示を受けた保護管理者は、別紙2「指摘事項に対する改善計画書」により、具体的な対処等を定めた改善計画書を監査責任者に提出する。

3 監査責任者は、前項の規定により提出された改善計画書について、緊急性や効果、実効性等を勘案して評価を行い、保護管理者に評価結果を回答する。

4 監査責任者は、要綱第25条に基づき、監査実施結果を監査報告書として取りまとめ、総括保護管理者に報告する。

(改善計画の実施結果の確認)

第6条 改善計画を提出した保護管理者は、改善措置の実施に努め、完了後、別紙3「改善措置実施結果報告書」により監査責任者に報告する。

2 監査責任者は、改善結果報告に対し、必要に応じ、再度監査を実施することができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、監査の実施に当たって必要な事項は、監査責任者が定める。

附 則

この要領は、令和5年8月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

●年●月●日

監査実施結果通知書兼改善措置指示書

(所属名)

保護管理者 殿

監査責任者

神奈川県個人情報等安全管理監査実施要領に基づき監査を実施したところ、その結果は次のとおりでしたので通知します。

監査実施結果

監査実施結果	
検査実施日	
監査人氏名	

また、次の通り改善すべき事項が指摘されましたので、指摘事項に対する具体的な対処等を定めた改善計画書を作成し、監査責任者あて提出してください。

項番	指摘事項	要綱等の該当規定

指摘事項に対する改善計画書

監査責任者 殿

所属名	
報告者（保護管理者） 職・氏名	
検査実施日	
監査人氏名	

神奈川県個人情報安全管理監査における指摘事項について、次のとおり改善措置を行います。

指摘事項等		改善計画			改善計画の確認 （※事務局記入欄）	
項番	指摘事項	要綱等の該当規定	原因	改善措置	改善措置実施 期限（予定）	改善措置 の評価 コメント

※報告者は色付けされていない欄のみ記載してください。

●年●月●日

改善措置実施結果報告書

監査責任者 殿

所属名	
報告者（保護管理者） 職・氏名	

指摘事項に対する改善計画書に基づき、次のとおり改善措置を実施しましたので報告します。

項番	指摘事項	改善計画における改善措置	実施結果	備考

※報告者は色付けされていない欄のみ記載してください。

ソーシャルメディア上の個人情報の取扱いに関する要領

1 趣旨

「ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）6の規定に基づき、主として県の管理権限（書き込まれた情報を削除等できる権限。以下同じ。）が及ぶ領域におけるソーシャルメディア上の個人情報の取扱いについて、個人情報保護法（以下「法」という。）の規定の適用の考え方を整理するとともに、個人情報の適切な取扱いを行うために必要な事項などを定める。

2 ソーシャルメディア上の個人情報に対する法の規定の適用について

（1）法の規定の適用対象となる個人情報

県の管理権限が及ぶ領域における個人情報は、県の「保有個人情報」となり、法の規定の対象となる。（Facebook、Instagram等上の県の管理権限が及ぶ領域に、投稿者（県以外）により個人情報（投稿者以外の個人情報を含む）が書き込まれた時点で、その個人情報も県の保有個人情報となる。）

※「保有個人情報」該当性などについての検討内容は別紙1のとおり。

（2）法の規定の適用対象とならない個人情報

県の管理権限が及ばない領域における個人情報は、県の保有個人情報とはならず、法の規定の対象とはならない。

ただし、県が書き込む場合は、県の保有個人情報を第三者に提供することとなるので、利用目的にそもそも含まれていることや本人同意があること、法令の規定に基づくことなど、法第69条に規定する提供制限規定に抵触しないことが必要である。

なお、Xなど県の管理権限が及ばない領域においても、その投稿内容、表記方法によっては、県の管理権限が及んでいるのではないかとの誤解が生ずるおそれがあるため、管理権限が及ばない旨の注意喚起などを状況に応じて行うことが適当である。

3 ソーシャルメディア上の個人情報の取扱いについて

ソーシャルメディア上の個人情報の取扱いについては、ガイドラインに定めるほか、以下のとおりとするものとする。

（1）不適切な投稿の抑制及び削除等

県の管理権限が及ぶ領域について、次のとおり、不適切な投稿の抑制及び削除等の措置を行うこととする。

ア 県民等利用者に対し、不必要な第三者（他人）の個人情報の記載は控えるよう、アカウント運用ポリシーなどに明示すること。

イ 個人情報の保護を図るため、プライバシーなど個人の権利利益の侵

害となる個人情報などを投稿禁止事項として定め（以下「個人情報投稿禁止事項」という。）、当該個人情報投稿禁止事項に該当する投稿があった場合には、投稿の削除等必要な措置をとること。

ウ 個人情報投稿禁止事項に該当する投稿がなされた場合において、投稿者に事前に何ら通知することなく、投稿の削除その他必要な措置をとることがあることを、アカウント運用ポリシーなどに明示すること。

※ アカウント運用ポリシー記載例（利用者への注意喚起等）

- 本県が運用するソーシャルメディアを利用（投稿等）する際には、運用上想定されること以外の第三者（他人）の個人情報の記載は控えてください。
- 次に掲げる投稿は禁止とします。投稿内容が禁止事項に該当すると判断した場合は、投稿者に事前に何ら通知することなく、投稿の削除その他必要な措置をとることとします。（個人情報保護以外の一般的な禁止事項も含めて例示）

禁止事項（例示）

- ・ 本人の同意のない第三者の個人情報であって、プライバシーなど個人の権利利益を侵害するもの
- ・ 法令等に違反し、又は違反する恐れのあるもの
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 人権侵害となるもの
- ・ 掲載記事の趣旨に関係のないもの
- ・ 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
- ・ 営業活動、政治活動、宗教活動、その他営利を目的としたもの
- ・ 虚偽や事実誤認の内容を含むもの
- ・ わいせつな表現等不適切な内容を含むもの
- ・ その他、神奈川県が不適切と判断したもの

- 開示・訂正・利用停止請求があった場合は、請求者の本人確認、情報の本人性確認等慎重に判断した上で対応するものとします。

（２）法に基づく開示・訂正・利用停止請求への対応

ソーシャルメディア上の県の管理権限が及ぶ領域に書き込まれた個人情報は、県の保有個人情報となるため（別紙１参照）、法に基づく開示・訂正・利用停止請求の対象となる。

したがって、ソーシャルメディア上の県の管理権限が及ぶ領域内の個人情報については、その媒体等の性質に応じて、神奈川県行政文書管理規則等により、適切に整理及び保管しなければならない。

（３）保有個人情報の管理者としての県の責務について

法第66条第1項「漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置」を講ずる責務、法第65条「過去又は現在の事実と合致」するよう努める責務については、基本的に対応不要である。（「漏えい」は公開空間への書込みであるためそもそも成立しない。「滅失」「毀損」については、改ざん対応等基本的にサーバー管理者が対応することとなる。「過去又は現在の事実と合致」については、書込み内容がそのまま保持されていればよく、対応不要である。）

4 その他

（1）情報を蓄積する場合の取扱いについて

LINE等のソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を用いて相談等の業務で情報を蓄積するような利用については、ソーシャルメディアの利用に関するガイドラインや本要領のほか、「外部サービス利用に係る情報セキュリティガイドライン」に記載するセキュリティ要件にも従う必要がある。

（2）情報公開広聴課長との協議について

本要領の解釈や運用のほか、ソーシャルメディア上の個人情報の取扱いについて疑義が生じた場合などにおいては、情報公開広聴課長に協議の上、適切な取扱いを行うものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別紙 1

○行政文書（保有個人情報）該当性の整理

法第60条は、「保有個人情報」を、「行政機関等の職員(中略)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもの」のうち「地方公共団体等行政文書(中略)に記録されているものに限る」と定義している。

地方公共団体等行政文書(以下「行政文書」という。)に記録されている個人情報が「保有個人情報」となるが、行政文書は、「地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの」と定義されている。

また、「当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの」については、「職務上作成し、又は取得した個人情報について事実上支配している(当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している)状態」をいうとしている。(個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」)

上記の定義及び運用から、ソーシャルメディア上の個人情報については、当該情報に対する実質的な管理権限が及んでいるものについて、「保有個人情報」に該当するものとする。

個別メディアごとの整理

種別	Facebook、Instagram等	X
行政文書(県保有個人情報) 該当性	該当 <u>※県が管理権限を有する領域に限る。</u>	非該当 ※他人の投稿について、県の管理権限は及ばない。

※Facebook、Instagramでは、利用規約により、県の領域においては、第三者を含む全ての書込み情報の削除等を行うことができ、県が管理権限を有すると考えられる。

※コメントを投稿した者のプロフィール情報等には管理権限は及ばない。

※Xでは、投稿について他人が訂正・削除を行うことはできないため、管理権限は及ばない。

神奈川県 特定個人情報等 安全管理基本方針

平成 27 年 11 月 9 日
神奈川県 ICT 推進本部通知
改正 平成 29 年 5 月 9 日
改正 平成 30 年 4 月 1 日
改正 令和 2 年 5 月 21 日
改正 令和 2 年 11 月 1 日
改正 令和 5 年 4 月 1 日

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

神奈川県では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年 10 月 20 日条例第 71 号。以下「マイナンバー条例」という。）に定められた事務において番号利用法及びマイナンバー条例に定める個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う。番号利用法及びマイナンバー条例においては、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び取扱規程等を整備し、職員に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

2 対象範囲

神奈川県特定個人情報等安全管理基本方針が対象とする県の実施機関は、知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会とする。

3 特定個人情報等の管理体制

CISO（最高情報セキュリティ責任者）は総括保護責任者として、特定個人情報等の管理に関する事務を総括するものとする。

総務局デジタル戦略本部室長は、監査責任者として、所属における特定個人情報等の管理の状況について監査する任に当たるものとする。

特定個人情報等を取り扱う所属の長は、保護責任者として所属における特定個人情報等を適切に管理する任に当たるものとする。

4 規程整備及び監査

特定個人情報等の適正な取扱いを図るため、個人番号利用事務（番号利

用法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務）を実施する所属の保護責任者は、所属における特定個人情報等の管理に係る組織体制及び特定個人情報等の具体的な取扱いを定める規程を整備するものとする。

個人番号関係事務を実施する所属の保護責任者は、個人番号関係事務における特定個人情報等の具体的な取扱いを定める規程に従い、特定個人情報等を適切に取り扱うものとする。

また、監査責任者は、特定個人情報等が適切に取り扱われていることを確認するため、監査実施要領を定め、定期又は随時に監査を実施するものとする。

5 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱うものとする。

(1) 法令順守

特定個人情報等の適正な取扱いに関する次の法令等を遵守する。

- (ア) 番号利用法
- (イ) 個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日号外法律第57号)
- (ウ) マイナンバー条例
- (エ) 神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年12月23日条例第65号)
- (オ) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体編)(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)
- (カ) 神奈川県情報セキュリティポリシー

(2) 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずるものとする。

(3) 適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号利用法に定められた事務のうち、あらかじめ明確にされた取扱目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄するものとする。

また、目的外利用を防止するための措置を講ずるものとする。

(4) 委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託

先（再委託先を含む。）において、番号利用法に基づき実施機関自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

(5) 継続的改善

特定個人情報等の保護に関する各種規程及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努めるものとする。

神奈川県 特定個人情報保護評価 実施要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、本県が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）に基づき特定個人情報保護評価を実施する際の手続について必要な事項を定め、特定個人情報ファイルの安全かつ適正な取扱いを図ることを目的とする。

（実施機関）

第 2 条 この要綱は、次に掲げる機関に適用するものとする。

知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人

（定義）

第 3 条 この要綱において使用する用語は、番号利用法、規則及び特定個人情報保護評価指針（平成 26 年 4 月 20 日 特定個人情報保護委員会作成。以下「指針」という。）において使用する用語の例による。

（基礎項目評価書の提出）

第 4 条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務を所管する所属（以下「番号利用所属」という。）の長は、特定個人情報ファイル（専ら当該実施機関の職員又は職員であった者の人事・給与又は福利厚生に関する事項を記録するもの、対象人数が 1,000 人未満のもの及び電子計算機を用いて検索することができないものを除く。）を保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを保有しようとする日（システム用ファイルを保有しようとする場合にあっては、システムの要件定義の終了する日）の 90 日前までに、基礎項目評価書（様式 2）を情報公開広聴課長へ提出するものとする。

（しきい値判断）

第 5 条 情報公開広聴課長は、基礎項目評価書の提出を受けた時には規則及び指針に定める基準に基づき作成すべき特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）を決定し、その結果を番号利用所属の長に速やかに通知するものとする。

2 番号利用所属の長は、前項の規定により全項目評価書（様式 4）又は重点項目評価書（様式 3）を作成するよう通知を受けた場合には、指針に基づき、速やかに指定された評価書を作成するものとする。

(県民意見の聴取)

第6条 番号利用所属の長は、前条第2項に基づき全項目評価書(様式4)又は重点項目評価書(様式3)を作成するよう通知を受けた場合には、指定された評価書の案を作成した上で、かながわ県民意見反映手続要綱(平成13年3月12日付 県民部長通知)に則り、又はこれに準じて、県民意見聴取手続を実施するものとする。

2 県民意見の聴取にあたっては、番号利用所属の長は、同要綱第11条第1項に規定する政策局政策部長への報告を行う際に、併せて当該報告の写しを情報公開広聴課長へ提出するものとする。

3 番号利用所属の長は、得られた県民意見を充分考慮して必要な見直しを行った評価書の案を情報公開広聴課長へ送付するものとする。

(第三者点検等)

第7条 全項目評価書(様式4)を作成する番号利用所属の長は、前条第3項に規定する評価書の案について、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、同審議会の意見を聴くものとする。

2 重点項目評価書(様式3)を作成する番号利用所属の長は、前条第3項に規定する評価書の案について審議会に報告し、同審議会の意見を聴くものとする。

3 情報公開広聴課長は、基礎項目評価書(様式2)について審議会に報告するものとする。

(評価書の公表等)

第8条 前条第1項及び第2項に規定する手続を実施したときは、番号利用所属の長は必要に応じて評価書を見直した後、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)へ提出すべき評価書を情報公開広聴課長へ送付するものとする。

2 情報公開広聴課長は、評価書を委員会に提出するとともに、特定個人情報保護評価計画管理書(様式1)の作成・更新及び委員会への提出を行うものとする。

3 評価書は、委員会への提出後速やかに公表するものとする。

4 前項の規定による評価書の公表は、番号利用所属及び情報公開広聴課における評価書の備え付け及び、番号利用所属のホームページへの登載によるものとする。

なお、情報公開広聴課長は、公表中の評価書の一覧を作成し、情報公開広聴課の所属ホームページに登載するとともに、番号利用所属が所属ホームページで公表している評価書にリンクさせるものとする。

(個人番号利用事務等の廃止)

第9条 番号利用所属の長は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務を廃止した時は、その旨を速やかに情報公開広聴課長へ報告するとともに、評価書に、その旨を追記するものとする。

2 情報公開広聴課長は、前項の規定により報告を受けた場合には、その旨を委員会へ報告するものとする。

- 3 第1項の規定により事務廃止の旨を追記した評価書は、事務を廃止した日から3年を経過する日まで公表を継続するものとする。

(特定個人情報ファイルの変更)

第10条 番号利用所属の長は、保有する特定個人情報ファイルに指針第6 2(2)に規定する「重要な変更」を加えようとする時は、当該変更を加える日の90日前までに変更しようとする部分を明示した評価書の案を情報公開広聴課長へ送付し、改めて特定個人情報保護評価を実施するものとする。

ただし、災害発生時の対応等、特定個人情報保護評価を事前に実施できない場合にあっては、特定個人情報ファイルの取扱いの変更後、速やかに特定個人情報保護評価を実施するものとする。

(評価書の見直し)

第11条 番号利用所属の長は、随時評価書を見直すほか、毎年4月に記載内容の妥当性について検証を行い、必要に応じて記載事項を変更するものとする。

- 2 番号利用所属の長は、前項の規定により評価書の記載事項を変更した場合には、変更後の評価書を情報公開広聴課長へ送付するものとする。

- 3 情報公開広聴課長は、前項の規定により評価書の送付を受けた場合において、対象人数又は取扱者数の増加により、作成すべき評価書の種類が変更となる場合には、その旨を速やかに番号利用所属の長に通知するものとし、通知を受けた番号利用所属の長は、改めて特定個人情報保護評価を実施するものとする。

- 4 情報公開広聴課長は、評価実施機関において特定個人情報に係る重大事故が発生し、公表中の評価書の種類を変更する必要がある場合には、その旨を速やかに関係する番号利用所属の長に通知するものとし、通知を受けた番号利用所属の長は、改めて特定個人情報保護評価を実施するものとする。

(5年毎の再評価)

第12条 番号利用所属の長は、5年毎に特定個人情報保護評価を改めて実施するものとする。

- 2 前項に規定する再評価を実施するため、番号利用所属の長は直近の評価書公表の日から4年を経過した後の最初の4月30日までに情報公開広聴課長へ基礎項目評価書を提出するものとする。

- 3 第1項の規定に基づき新たに作成する評価書が従前の評価書と同種であり、かつ、従前の評価書と比較して指針第6 2(2)に規定する「重要な変更」に相当する相違点がない場合には、重点項目評価の再実施に当たっては第6条の規定を適用しないこととし、当該評価書については情報公開広聴課長が審議会に報告を行うものとする。

また、全項目評価の再実施に当たっては、番号利用所属の長は県民意見聴取後の評価書について審議会に報告し、同審議会の意見を聴くものとする。

- 4 第1項の規定に基づき新たに作成する評価書が前項の規定に該当しない場合には、本要綱に定める原則どおりに手続を実施するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年12月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に特定個人情報保護評価の実施対象となるシステム用ファイルを保有するためのシステム開発のプログラミングに着手している場合には、第4条中「システムの要件定義の終了する日」を「特定個人情報ファイルを保有するとき」に読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

※ 様式1～様式4は、国の個人情報保護委員会が定める様式であるため省略した。

(様式1の一部)

特定個人情報保護評価計画管理書	
評価実施機関名	
1 ページ	
作成・最終更新日	
担当部署	
[平成29年5月 様式1]	

個人情報の保護に関する法律に基づく知事の処分に係る審査基準

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき神奈川県知事が行う処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

第 1 開示決定等の審査基準

法第 82 条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、以下により行う。

- 1 開示する旨の決定（法第 82 条第 1 項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る保有個人情報に法第 78 条第 1 項各号に定める不開示情報（以下「不開示情報」という。）が記録されていない場合
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する（法第 79 条）。
 - (3) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に当該保有個人情報を開示する必要があると認めるとき（法第 80 条）。
- 2 開示しない旨の決定（法第 82 条第 2 項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている情報が全て不開示情報に該当する場合（開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を他の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合（法第 81 条）
 - (3) 開示請求に係る保有個人情報を知事において保有していない場合、開示請求の対象が法第 124 条第 2 項に該当する場合若しくは法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報に該当しない場合。なお、開示請求に係る保有個人情報を知事において保有しているか否かについては、開示請求が行われた時点を基準に判断する。
 - (4) 開示請求の対象が法第 124 条第 1 項に該当する場合又は他の法律における適用除外規定により法による開示請求の対象外となるもの（訴訟に関する書類等）である場合
 - (5) 開示請求書に法第 77 条第 1 項各号に規定する事項の記載の不備がある場合若しくは同条第 2 項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人であること（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」

と総称する。)による開示請求にあつては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができる認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。

(6) 権利濫用に関する一般法理が適用される場合

権利濫用に当たるかは、開示請求の態様や開示請求に応じた場合の業務への支障等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別的に判断する。県の機関の事務を混乱、停滞させることを目的とするなど開示請求権の本来の目的を著しく逸脱したような開示請求は、権利の濫用として請求を拒否する。

3 開示する旨の決定又は開示しない旨の決定の判断に当たっては、次のとおりとする。

(1) 保有個人情報に該当するか否かの判断は「第2 保有個人情報該当性に関する判断基準」による。

(2) 開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が不開示情報に該当するか否かの判断は「第3 不開示情報該当性に関する判断基準」による。

(3) 部分開示をすべき場合に該当するか否かの判断は「第4 部分開示に関する判断基準」による。

(4) 保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべき場合に該当するか否かの判断は「第5 保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準」による。

4 開示する保有個人情報の利用目的については、利用目的を本人に明示することにより、本人若しくは第三者の権利利益を害するおそれ又は国の機関等が行う事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、通知することを要しない(法第82条第1項ただし書)。

第2 保有個人情報該当性に関する判断基準

開示請求の対象が法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当するか否かの判断は、次の基準により行う。

1 「個人情報」とは、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報及び組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

2 「地方公共団体の機関…の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、地方公共団体の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。

3 「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用することをいう。

4 「地方公共団体の機関…が保有している」とは、当該地方公共団体の機関が当該個人情報事実上支配している状態(当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて

判断する権限を有している状態を意味する。)をいう。例えば、個人情報記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等に保管させている場合は含まれるが、民間事業者が管理するデータベースを利用する場合は含まれない。

- 5 「地方公共団体等行政文書に記録されているものに限る」とは、保有個人情報文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されているものでなければならないことをいう。したがって、職員が単に記憶しているにすぎないものは、保有個人情報には該当しない。

また、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものに記録されているものも、これらが地方公共団体等行政文書に該当しないため保有個人情報に該当しない。

第3 不開示情報該当性に関する判断基準

開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が、不開示情報に該当するか否かの判断は次の基準により行う。

なお、当該判断は、開示請求が行われた時点ではなく、開示決定等を行う時点における状況に基づき行う。

1 開示請求者に関する情報（法第78条第1項第1号）についての判断基準

法第78条第1項第1号が適用される場合は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断するものとする。

2 開示請求者以外の個人に関する情報（法第78条第1項第2号）についての判断基準

(1) 開示請求者以外の個人に関する情報（法第78条第1項第2号本文）

ア 「個人に関する情報」には、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、法第78条第1項第3号の規定により判断する。

イ 「その他の記述等」とは、文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（法第2条第2項に規定する個人識別符号を除く。）をいう。

ウ 照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合のほか、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれ、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含まれない。

エ 「開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文、無記名の個人の著作物等、個人の人格と密接に関連するものや、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものをいう。

(2) 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる情報等（法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書イ）

ア 「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。

イ 「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。ただし、当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。「慣行として開示請求者が知ることができる情報」に該当するものとしては、請求者の家族構成に関する情報（妻子の名前や年齢、職業等）がある。

ウ 「知ることが予定されている」とは、実際には知らされていないが、将来的に知られることが予定されている場合をいう。なお、「予定」とは将来知られることが具体的に決定していることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知られるべきものと考えられることをいう。例えば、複数の者が利害関係を有する事項についての調査結果を当事者に通知することが予定されている場合において、開示請求の時点においては、未だ調査結果の分析中であつたため通知されていなかった場合等がある。

(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書ロ）

開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合には、当該情報を開示する。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする。

(4) 公務員等の職務の遂行に係る情報（法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書ハ）

ア 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、苦情相談に対する担当職員の応答内容に関する情報などがこれに含まれる。

イ 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、法第 78 条第 1 項

第2号ただし書イに該当する場合には開示する。

例えば、人事異動の官報への掲載その他行政機関等により職名と氏名を公表する慣行がある場合、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名が掲載されている場合等は、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

3 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第78条第1項第3号）についての判断基準

(1) 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第78条第1項第3号本文）についての判断基準

ア 「法人その他の団体」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の会社法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や権利能力なき社団等も含まれる。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、法第78条第1項第3号の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報は、同項第7号の規定に基づき判断する。

イ 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を意味する。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、法第78条第1項第2号の不開示情報に当たるか否かも検討する必要がある。

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。

(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第78条第1項第3号ただし書）について

当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合は、当該情報は法第78条第1項第3号の不開示情報に該当しない。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得ることに留意する。

(3) 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ（法第78条第1項第3号イ）について

ア 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれる。

イ 「害するおそれ」があるか否かの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類及び性格のものがあ、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断するものとする。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(4) 任意に提供された情報（法第 78 条第 1 項第 3 号ロ）について

ア 法人等又は事業を営む個人から開示しないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報とする。

イ 「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された」情報には、知事の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供された情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、知事が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれる。

ウ 「行政機関等の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、知事が法令に基づく報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

エ 「開示しないとの条件」とは、第三者に対して当該情報を提供しないとの条件を意味する。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件も含まれる。

オ 「条件」については、知事の側から開示しないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件を付すことを申し出た場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。

カ 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

キ 開示しないとの条件を付することの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、法第 78 条第 1 項第 3 号ロには該当しない。

4 国の安全等に関する情報（法第 78 条第 1 項第 4 号）について

本号は「行政機関の長が第 82 条各項の決定…をする場合において」と規定されているところ、「行政機関の長」には地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が含まれないことから（法第 63 条参照）、知事が本号を適用して不開示決定を行うことはできないため、別途、法第 78 条第 1 項第 7 号イに基づいて判断を行うことになる。

5 公共の安全等に関する情報（法第 78 条第 1 項第 5 号）についての判断基準

(1) 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起（検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為をいう。）等のために犯人及び証拠を発見、収集又は保全することをいう。

(2) 「公訴の維持」とは、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張及び立証、公判準備等の活動を指す。

(3) 「刑の執行」とは、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 2 章に規定されている刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することによりこれら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、法第 78 条第 1 項第 5 号に該当する。

(4) 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）以外の特別法により、臨検、搜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、法第 78 条第 1 項第 5 号に該当する。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムに対する不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報及び被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、法第 78 条第 1 項第 5 号に該当する。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に開示にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない

行政警察活動に関する情報については、法第 78 条第 1 項第 7 号の規定により判断する。

6 審議、検討等に関する情報（法第 78 条第 1 項第 6 号）についての判断基準

- (1) 「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指し、「内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」とは、これらの国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国の機関等」という。）の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程の各段階において行われている、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議に関連して作成され、又は取得された情報を指す。
- (2) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受け、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれをいい、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。
- (3) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれをいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- (4) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれをいい、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- (5) 「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものか否かの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。
- (6) 審議、検討等に関する情報については、意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、法第 78 条第 1 項第 6 号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。

ただし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素である場合、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等審議、検討等の過程が重層的又は連続的

な場合には、当該意思決定が行われた後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して法第 78 条第 1 項第 6 号に該当するか否かを判断する必要がある。

また、意思決定が行われた後であっても、審議、検討等に関する情報が開示されることにより、国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、法第 78 条第 1 項第 6 号に該当する。

7 事務又は事業に関する情報（法第 78 条第 1 項第 7 号）についての判断基準

(1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（法第 78 条第 1 項第 7 号）

ア 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かを判断するとの趣旨である。

イ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。

ウ 「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるか否かにより判断する。

(2) 「監査、検査、取締り、試験、又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（法第 78 条第 1 項第 7 号ハ）

ア 「監査」（主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べること。）、「検査」（法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べること。）、「取締り」（行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法又は適正な状態を確保すること。）、「試験」（人の知識、能力等又は物の性能等を試すこと。）及び「租税の賦課若しくは徴収」（国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させること又は租税その他の収入金を取ること。）に係る事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えて、一定の決定を伴うことがあるものである。

イ これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行う

ことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、法第 78 条第 1 項第 7 号ハに該当する。

- (3) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(法第 78 条第 1 項第 7 号二)

知事が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉、争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- (4) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(法第 78 条第 1 項第 7 号ホ)

知事が行う調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等であって、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報について開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- (5) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(法第 78 条第 1 項第 7 号ヘ)

知事が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の自律性を有するものである。人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- (6) 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(法第 78 条第 1 項第 7 号ト)

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものは不開示とする。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その範囲は、法第 78 条第 1 項第 3 号の法人等の場合とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

第4 部分開示に関する判断基準

開示請求に係る保有個人情報について、法第79条の規定に基づき部分開示をすべき場合に該当するか否かの判断は、以下の基準により行う。

1 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」とは、開示請求について審査した結果、開示請求に係る保有個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合をいう。法第78条第1項では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務が定められているが、法第79条第1項の規定により、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。

2 「容易に区分して除くことができるとき」

(1) 当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示を行う義務はない。「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように黒塗り、被覆等を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

(2) 保有個人情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有個人情報が文書に記録されている場合、当該文書の複写物に記録された不開示情報を黒塗りした上で再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスク等に記録された保有個人情報については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合などがあり得る。このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。

なお、電磁的記録に記録された保有個人情報については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができるとき」に該当しない。

3 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とは、義務的に開示すべき範囲を定める趣旨である。なお、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、法の目的に沿った合目的的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断す

ることとなる。その結果、観念的には一まとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、不開示義務に反するものではない。

4 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別符号が含まれる情報が記録されている場合について（法第 79 条第 2 項）

(1) 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別符号が含まれる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても開示請求者以外の個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、法第 78 条第 1 項第 2 号に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、法第 79 条第 1 項の規定により開示することになる。

ただし、法第 79 条第 1 項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるか否かが要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

(2) 開示請求者以外の特定の個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなっても、開示することが不適当であると認められる場合もあることに留意する。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれのあるものは不開示とする。

第 5 保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準

開示請求に対し、保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合（法第 81 条）に該当するか否かの判断は、以下の基準により行う。なお、当該基準は、法第 90 条の規定に基づく訂正請求又は法第 98 条の規定に基づく利用停止請求に対し、保有個人情報の存否を明らかにしないで当該訂正請求又は利用停止請求を拒否すべき場合（個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年神奈川県条例第 63 号）第 7 条、第 10 条）に準用する。

- 1 「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」とは、開示請求に係る保有個人情報を実際にあるか否かにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、開示請求に含まれる情報が結合することにより、実質的に不開示情報を開示することとなる場合をいう。
- 2 当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する場合に行政手続法第 8 条に基づき示さなければならない処分の理由については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるか否かをできる限り具体的に

提示する。また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否しなければならない。

第6 訂正決定等の審査基準

法第93条の規定に基づく訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定(以下「訂正決定等」という。)は、以下により行う。

- 1 訂正請求の対象は、「事実」とし、評価・判断には及ばないものとする。ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実に該当する。
- 2 訂正をする旨の決定(法第93条第1項)は、調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報事実でないことが判明し、当該請求に理由があると認める場合に行う。この場合の訂正は、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行う。

なお、請求内容に理由があるか否かを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成の範囲で行えば足り、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行う必要はない。具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合が考えられる。

- 3 訂正しない旨の決定(法第93条第2項)は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 保有個人情報の訂正に関して法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手續が定められている場合(法第90条第1項ただし書)
 - (2) 訂正請求書に法第91条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(代理人による訂正請求にあつては、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。)を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、訂正請求者に補正を求めるものとする。
 - (3) 調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報事実でないことが判明しない場合又は事実関係が明らかにならなかった場合
 - (4) 訂正をすることが当該保有個人情報の利用目的の範囲を超える場合
 - (5) 調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合。ただし、必要な場合は、判明した事実にして、職権により訂正を行うものとする。

第7 利用停止決定等の審査基準

法第101条の規定に基づく利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、以下により行う。

- 1 利用停止をする旨の決定(法第101条第1項)は、請求に係る保有個人情報が次のい

いずれかに該当し、当該請求に理由があると認める場合に行う。

(1) 法第 61 条第 2 項の規定に違反して保有されている場合

法第 61 条第 2 項の規定に違反して保有されている場合とは、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。また、法第 61 条第 3 項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も含まれる。

(2) 法第 63 条の規定に違反して取り扱われている場合

法第 63 条の規定に違反して取り扱われている場合とは、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている場合等をいう。

「違法又は不当な行為」とは、法その他の法令に違反する行為及び直ちに違法とはいえないものの、法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。

「おそれ」の有無は、行政機関の長等による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における行政機関等の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用する具体例としては、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために個人情報を利用する場合等が考えられる。

(3) 法第 64 条の規定に違反して取得された場合

法第 64 条の規定に違反して取得された場合とは、偽りその他不正の手段により取得した場合をいう。なお、不正の手段により個人情報を取得する具体例としては、行政サービスの見返りとして本来は提供する必要のない個人情報を提供するように強要し、これを取得する場合等が考えられる。

(4) 法第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されている場合

法第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されている場合とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

(5) 保有個人情報が法第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して提供されている場合

法第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して提供されている場合とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。

(6) 法第 71 条第 1 項の規定に違反して提供されている場合

法第 71 条第 1 項の規定に違反して提供されている場合とは、同条の規定に違反して、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）にある第三者に利用目的以外の

目的のために保有個人情報が提供されている場合をいう。なお、利用停止は、利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行うものとし、例えば、当該保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行うものとする。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足り、当該保有個人情報を消去するまでの必要はない。

2 利用停止しない旨の決定（法第 101 条第 2 項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 保有個人情報の利用停止に関して法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手續が定められている場合

(2) 法第 98 条第 1 項各号に規定する保有個人情報に係る利用停止請求でない場合

利用停止請求書に法第 99 条第 1 項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第 2 項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人による利用停止請求にあつては、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると思えられる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとする。

(3) 利用停止請求に理由があると認められない場合

(4) 利用停止することにより当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

附 則

この審査基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求等に関する事務処理要領
(知事部局向け)

令和5年3月17日

令和6年3月5日

令和6年12月2日

令和7年4月1日

令和8年5月1日

第一 趣旨

第二 保有個人情報開示請求に係る手続

第三 保有個人情報訂正請求に係る手続

第四 保有個人情報利用停止請求に係る手続

第五 本人確認手続等

第六 審査請求に係る手続

参考書式集

【凡例】

「法」：個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

「政令」：個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）

「条例」：個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年神奈川県条例第 63 号）

「規則」：知事における個人情報の保護に関する法律施行細則（令和 5 年神奈川県規則第 19 号）

第一 趣旨

本要領は、知事における保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る手続並びに審査請求に係る手続についての事務処理の細目を定めたものである。

なお、本要領における「事務担当室課所（室課）」とは、開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報を管理する所属又は当該保有個人情報に係る事務を所管する所属をいう。

第二 保有個人情報開示請求に係る手続

1 保有個人情報開示請求書の受領

(1) 受領場所

ア 県政情報センター

県政情報センター（県政情報センター等における情報提供等にかかる事務処理要領第2条に定めるものをいう。以下同じ。）においては、本庁機関の室課及び出先機関の保有個人情報に係る開示請求書（規則第1号様式。以下「開示請求書」という。）を受領する。

イ 本庁機関の室課又は出先機関

本庁機関の各室課の保有個人情報に係る開示請求書については、当該各室課で受領でき、各出先機関の保有個人情報に係る開示請求書については、当該各出先機関で受領できる。

ウ 地域県政情報コーナー

地域県政情報コーナー（県政情報センター等における情報提供等にかかる事務処理要領第2の4に定めるものをいう。以下同じ。）においては、保有個人情報の開示請求の相談に応じるが、開示請求書の受領は行わないものとする。開示請求書を提出したい旨の相談があった場合は、上記のア又はイに定める受領場所に開示請求書を提出するよう案内するものとする。

エ 郵送による開示請求書の受領

郵送による開示請求の場合、開示請求書は事務担当室課所において受け付け、併せて次の点に留意するものとする。なお、郵送に代えて、ファクシミリ又は電子メールで開示請求書を提出することは認めないものとする。

(ア) 郵送による開示請求の希望があった場合、事務担当室課所から、開示請求書の様式を送付するか、又は県のホームページからダウンロードできる旨を案内するものとする。

(イ) 開示請求書を事務担当室課所以外の所属で受領した場合には、誤送付されたものと扱い、当該開示請求書を受領した所属から事務担当室課所に速やかに転送するものとする。

オ 電子申請による開示請求書の受領

電子申請による開示請求とは、「e-kanagawa電子申請システム」（以下「電子申請システム」という。）を通じて開示請求書を提出する方法である（※）。

電子申請による開示請求の到達確認は、情報公開広聴課において行う。情報公開広聴課は、收受後速やかに事務担当室課所に連絡し、当該事務担当室課所へ請求書の原本を逕送等により送付する。

また、請求者から事務担当室課所に電子申請による開示請求の希望があった場合、次の点に留意する。

(ア) 請求者に電子申請システムの専用サイトを案内する。請求者が電子申請による開示請求及び郵送による写しの交付を希望しているときは、文書の複写代金と郵送料を合わせた費用を電子申請システムを通じて納付（以下「電子納付」という。）することができる旨、併せて案内する。

なお、請求者が電子納付を希望しない場合、文書代金については現金で、郵送料金に

については切手で、それぞれ納付することができるが、この場合は現金及び切手を送付するための費用負担（現金書留に係る送付料）が生じることを案内する。

- (イ) 電子申請による開示請求は、代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人をいう。以下同じ。）が行うことは認めていないため、代理人による開示請求を求められた場合は、窓口又は郵送による開示請求を案内する。

※ 個人情報保護委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成26年4月25日号外特定個人情報保護委員会規則第2号）第3条に規定する行政機関等の定める技術的基準は、知事の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

(2) 受領に伴う事務

ア 窓口（県政情報センター又は事務担当室課所）で受領する場合

- (ア) 開示請求をしようとする者の本人確認を行う。代理人による請求（法第76条第2項）の場合には、代理人について本人確認及び代理人資格の確認を行う（法第77条第2項）。具体的な手続については「第五 本人確認手続等」による。

- (イ) 開示請求書の記載について、後述の「(4) 開示請求書の記載事項について」を参考に助言し、記載内容に不備がないことを確認した上で、開示請求書を受領する。

- (ウ) 受領した開示請求書に收受印（県政情報センターの場合は情報公開広聴課の收受印、事務担当室課所の場合はその收受印）を押印の上、当該開示請求書のコピー1部を控えとして請求者に渡す。

- (エ) 県政情報センターで受領する場合、上記(ア)から(ウ)までの事務は、本庁機関の室課の保有個人情報であるときは当該室課の職員が行い、出先機関の保有個人情報であるときは当該出先機関を所管する本庁機関の室課の職員が行う。なお、必要に応じて、情報公開広聴課の職員が立ち会うこととする。

また、事務担当室課所で受領する場合、当該室課所の職員が上記(ア)から(ウ)までの事務までを行うこととする。

イ 郵送で受領する場合

- (ア) 開示請求書に同封されている本人確認等の書類により、開示請求をしようとする者の本人確認（代理人による開示請求の場合は代理人についての本人確認及び代理人資格の確認）を行う。具体的な手続については「第五 本人確認手続等」による。

- (イ) 開示請求書の記載について、後述の「(4) 開示請求書の記載事項について」を参考に記載内容に不備がないことを確認する。

ウ 電子申請で受領する場合

- (ア) 情報公開広聴課は、到達した請求を用紙に出力し、出力した請求書に到達年月日（電子申請のサーバに記録された日）及び出力した職員の氏名を記載し、收受印を押す。

併せて、個人番号カードによる電子署名で読み込んだ基本4情報（氏名・性別・生年月日・住所）が記載された電子証明書を出力する。

- (イ) 情報公開広聴課は、收受後速やかに事務担当室課所へ連絡し、請求書の原本及び電子証明書を逡送等により送付する。

- (ウ) 事務担当室課所は、開示請求書の記載について、後述の「(4) 開示請求書の記載事項について」を参考に記載内容に不備がないことを確認する。

(3) 請求者への説明事項

- ア 開示決定等（法第82条第1項の規定に基づく開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は同条第2項の規定に基づく開示しない旨の決定をいう。以下「第二 保有個人情報開示請求に係る手続」において同じ。）は、原則として開示請求書を受け付けた日の翌日から起算して15日以内に行う（法第83条第1項、条例第2条）が、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、さらに30日以内に限り延長する場合があること（法第83条第2項）。
- イ 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、45日を超えて開示決定等を行う場合があること（法第84条、条例第3条）。
- ウ 開示決定等は書面により通知すること（法第82条）。
- エ 写しの交付には、コピー代等の費用の負担が必要であり、また、写しの交付を郵送で希望する場合には、別途、郵送代（納付方法は郵便切手による納付に限る。）の負担も必要となること（条例第4条第2項、規則第10条）。なお、個人情報漏えい防止のため、写しの送付は親展とした書留郵便により行うことから、郵送代は書留料金を含めたものとなることを併せて説明する。
- オ 開示決定（法第82条第1項の規定に基づく開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をいう。以下「第二 保有個人情報開示請求に係る手続」において同じ。）に基づき保有個人情報の開示を受けるには、開示決定通知を受けた後、開示の実施方法等の申出を行う必要がある場合があること（法第87条第3項）。

(4) 開示請求書の記載事項について

- ア 「氏名」「郵便番号」「住所（居所）」「電話番号」
- (ア) 本人確認及び保有個人情報開示決定通知書等の送付先の特定のため、正確な記載を求める。
- (イ) 電話番号については、携帯電話番号など請求者に確かかつ迅速に連絡可能な番号の記載を求める。
- イ 「開示請求に係る保有個人情報の内容」
- (ア) 開示請求する保有個人情報記録されている行政文書の名称など、開示請求する保有個人情報を特定できる情報を具体的に記載することを求める。
- (イ) 同一内容の保有個人情報知事部局内の複数の事務担当室課所で管理されている場合には、開示決定等の判断が最も的確にできると考えられる当該保有個人情報が記録された行政文書を作成した事務担当室課所の名称を記載するよう案内することが望ましい。なお、知事部局以外の機関で作成された保有個人情報に係る開示請求書を受領した場合には、事案の移送（法第85条）を検討する。
- (ウ) 特定個人情報にあつては、個人番号自体が開示請求書に記載されないよう留意する。
- ウ 「求める開示の実施の方法等」
- (ア) 「窓口における閲覧又は視聴」、「窓口における写しの交付」又は「写しの送付（郵送）」のいずれかの「□」に「レ」が記載されていることを確認する。
- (イ) なお、請求者が窓口での開示の実施を求める場合には、窓口における開示の実施を希望する日（以下「開示実施希望日」という。）を請求書に記載することができるが（政令第

23条第2号)、この場合、開示実施希望日は、請求書の「備考」欄に記入することを求める。なお、請求者が開示実施希望日を記載した場合でも、事務担当室課所の事務処理状況によっては、当該日に実施できないことも想定される。したがって、請求者には、①開示実施希望日には公開できない場合があること、②この場合には、保有個人情報開示決定通知書に同封する「保有個人情報開示実施方法等申出書」(規則第11号様式)を請求者が提出することで、開示実施日を決定することになる旨を説明する。

エ 「本人であることを確認することができる書類」

「第五 本人確認手続等」による。

オ 代理人が請求しようとする場合には、「※代理人が開示請求をしようとする場合における代理人の別及び代理人の資格を証明する書類」欄及び「代理人が開示請求をしようとする場合における本人の氏名等」欄に必要事項が記載されていることを確認する。なお、「代理人の資格を証明する書類」については、「第五 本人確認手続等」の「3 代理人による開示請求の場合」を参照すること。

カ 「備考」欄

(ア) 請求者が窓口での開示の実施を求める場合には、請求者は当該欄に開示実施希望日を記載することができる。なお、かかる記載がなされても、法が開示決定期間を定めている以上(法第83条)、請求者の希望する開示実施希望日に開示しなければならない法的義務が生じるものではない。

(イ) 請求者が写しの交付費用について、電子納付を希望した場合は、当該欄には「電子納付による保有個人情報の写しの交付に要する費用の納付を希望します。」との文言が印字される。

(ウ) 電子申請による開示請求の場合、請求者の事情により、開示決定等の通知書を自宅に郵送することを希望しない場合(※)は、当該欄には「開示等決定通知書は窓口での受取りを希望します。」との文言が印字されている。通常どおり、自宅への郵送を希望する場合は、「開示等決定通知書は自宅に郵送してください。」との文言が印字される(郵送による写しの交付を希望した場合は印字されない)。

※ 保有個人情報開示請求には、その内容によっては、請求を行った事実が他者に知られることで請求者自身に危害が生じるおそれのある場合が存在する(例:DV被害を関係機関に相談した際の相談記録についての請求)。このような場合を想定し、通常は請求者の自宅に送付する決定通知書を窓口で交付するという選択肢を用意したものである。

なお、電子申請時に限って決定通知書の窓口での受取りを認める趣旨ではなく、窓口や郵送での請求であっても、決定通知書を窓口での受取りとすることは可能である。

キ 開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努める(法第77条第3項)。なお、明らかな誤字・脱字等の軽微な不備については職権で補正できる。

2 事案の移送(法第85条関係)

(1) 開示請求に係る保有個人情報が、知事以外の機関(例:教育委員会、警察本部長、国の行政機関、他の地方公共団体)から提供されたものであるときは、当該機関と協議の上、当該機関に対して事案を移送することができる。

- (2) 事案を移送する場合には、移送先の機関に対して「保有個人情報開示請求事案移送書」（参考書式①）を送付するとともに、請求者に対しては、事案を移送した旨を「保有個人情報開示請求事案移送通知書」（規則第7号様式）により通知する。
- (3) 事案を移送した場合には、移送先において開示決定等を行うことになる。その際、移送元は、開示の実施に必要な協力をしなければならないとされている（法第85条第3項）。具体的には、開示請求書の原本を移送先に提供するとともに、移送元において移送前にした行為があればその記録を作成してこれを移送先に提供する等の協力を行うこととなる。
- (4) なお、事案の移送は、事務担当室課所が、当該開示請求に係る保有個人情報を保有しているものの、当該保有個人情報が知事部局以外の機関において作成されたものであり、当該機関において開示又は不開示の判断を行うことが適当と判断する場合等に行う手続であることから、そもそも知事部局のいずれの室課所においても開示請求に係る保有個人情報を保有しておらず、知事部局以外の機関においてのみ当該保有個人情報が保有されている場合には、事案の移送制度の対象外となる。この場合、開示請求を受けた知事部局の室課所は、請求者に対し、当該請求を取り下げた上で、他の機関に開示請求書を提出するよう案内することとし、請求者が取下げに応じない場合には、当該知事部局の室課所において、開示請求に係る保有個人情報の不存在を理由に、保有個人情報の不開示の決定を行う必要がある。

3 開示請求に対する措置

(1) 開示請求書を受領してからの事務

ア 事務担当室課所は、開示請求の対象となる保有個人情報が記録された行政文書の内容を確認し、法第78条第1項各号に定める不開示情報（同項第4号に掲げる不開示情報を除く。）及び法第81条に定める存否を明らかにできない保有個人情報に該当するか否かの検討を行い、開示決定等について決裁処理を行う。

イ 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して原則として15日以内に行うことを要する（法第83条第1項、条例第2条）。ここで「開示請求があった日」とは、①県政情報センターで開示請求書を受け付けた場合は当該受付日、②郵送による開示請求の場合は事務担当室課所に開示請求書が到達した日、③電子申請による開示請求の場合は電子申請の到達年月日（電子申請システムのサーバに記録された日）とする。

事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り期限を延長することができるので（法第83条第2項）、この場合、決定までの期間は最大45日間となる。期限の延長に当たっては、当該請求があった日の翌日から起算して15日以内に、請求者に対し「保有個人情報開示決定等期間延長通知書」（規則第5号様式）により、延長する旨の通知を行う。なお、「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」としては、次のような場合が該当する。

- (ア) 開示請求に係る保有個人情報に請求者以外の第三者に関する情報が含まれていて、当該第三者の意見聴取に日時を要するとき。
- (イ) 未成年者の法定代理人による開示の請求がなされた場合であって、当該未成年者の意思の確認に日時を要するとき。
- (ウ) 一時的な業務量の増大等で速やかな事務処理が困難となったとき。

ウ 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して45日以内に開示決定等ができない場合で、法第84条に規定する開示決定等の期限の特

例を適用するときは、当該請求があった日の翌日から起算して15日以内に請求者に対し「保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書」（規則第6号様式）により通知する。

エ 開示決定等の期限を設定するにあたり、開示請求があった日の翌日から起算した期限となる日が休日（神奈川県の日を定める条例第1条に規定する日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その直後の休日でない日を開示決定等の期限とする（地方自治法第4条の2第4項）。

オ 開示決定等を行ったときは、「保有個人情報開示決定通知書」（規則第2号様式）、「保有個人情報一部開示決定通知書」（規則第3号様式）又は「保有個人情報不開示決定通知書」（規則第4号様式）（法第81条の規定により開示請求を拒むとき及び開示請求に係る保有個人情報を県の機関が保有していないときを含む。）により、請求者に通知する。

請求者が事情により開示等決定通知書を自宅に郵送することを希望しない場合（電子申請の場合、備考欄に「開示等決定通知書は窓口での受取りを希望します。」との文言が印字されている）は、開示の実施時に、通知書を請求者に直渡しで交付する。なお、不開示決定の場合は、開示が実施されないため、請求者に電話等で希望する通知方法を改めて確認すること。

(2) 事務処理体制

ア 決裁の区分

開示決定等を行うに当たっての事務は、各事務担当室課所において行う。開示決定等に係る決裁の区分は、神奈川県事務決裁規程（昭和35年神奈川県訓令第17号。以下「決裁規程」という。）の定めるところであり、本庁機関においては課長決裁（決裁規程の別表第1の課長専決事項）、出先機関においては所長決裁（決裁規程別表第3の所長専決事項）となる。ただし、この決裁の区分は原則的なものであり、決裁規程第15条（専決の制限）において、「特命のあった事項、重要若しくは異例と認められる事項、新規な事項又は疑義のある事項については、上司の決裁を受けなければならない。」と定められていることに留意する。

イ 事務担当室課所における事務処理の体制

事務担当室課所における事務処理は、文書事務の担当グループ（課）において、開示請求の対象となる保有個人情報が記録された行政文書を作成又は取得したグループ（課）と十分調整の上、統一的に処理することが望ましいが、文書事務の担当グループ（課）において処理し難い特別の事情のある場合においても、開示決定等に当たっては、文書事務の担当グループ（課）に回議の手続をとるなど、統一的な処理が行えるようにする。

(3) 開示決定等の期限の延長に当たっての留意事項

開示決定等の期限の延長は、「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」（法第83条第2項）や「開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」（法第84条、条例第3条）に行うものであるため、これらの延長理由が消滅した後は、延長した期間の満了前であっても、速やかに開示決定等をするよう努めるものとする。

(4) 開示決定等を行うに当たっての留意事項

ア 開示請求の対象となる保有個人情報に第三者に関する情報が含まれると認められるときは、「(7) 第三者に対する意見提出の機会の付与等（第86条関係）」により、適宜必要な手続を行う。

イ 開示決定等に対して審査請求がなされた場合、原則として神奈川県個人情報保護審査会（以

下「審査会」という。)への諮問が義務付けられていること(法第105条第3項の規定により準用する同条第1項)に留意し、特に一部開示決定、全部不開示決定又は存否応答拒否決定を行う場合には、その理由について十分な精査を要する。

(5) 保有個人情報開示決定通知書(以下「開示決定通知書」という。)の作成

ア 「開示請求に係る保有個人情報の内容」及び「開示請求に対して特定した保有個人情報の概要」

(ア) 「開示請求に係る保有個人情報の内容」欄には、請求者が開示請求書に記載した「開示請求する保有個人情報の内容」を転記する。なお、請求内容に開示請求者以外の個人の氏名が記載されている場合など、転記が適当でない場合には、適宜表現を工夫して記載する。

(イ) 「開示請求に対して特定した保有個人情報の概要」欄には、事務担当室課所にて特定した保有個人情報が記録されている行政文書の表題等を記載する。表題等がない行政文書に記録されている保有個人情報を特定した場合は、当該行政文書の発出、作成又は収受の日時とその概要を記載するなど、特定した保有個人情報に係る行政文書が明らかになる程度の記載を行う。請求の内容が多数の項目にわたる場合は、個々の請求の内容に対応する形で、特定した保有個人情報に係る行政文書の表題等を記載し、これらの記載が欄内に収まらない場合は、「別紙のとおり」と記載したうえで、別紙に記載する。

(記載例)

開示請求に係る 保有個人情報の 内容	●●に関する請求者の情報
開示請求に対し て特定した保有 個人情報の概要	・上申書(令和●年●月●日付け) ・請求者から令和●年●月●日に受信した電子メール ・請求者に令和●年●月●日に送信した電子メール

イ 「開示する保有個人情報の利用目的」

開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する場合、その利用目的を原則として通知することが義務付けられている(法第82条第1項本文)。これは、保有個人情報の取扱いが適正かを請求者が確認するためには、当該保有個人情報の利用目的も請求者において認識できる必要があるためとされている。当該欄に記載する利用目的については、①個人情報ファイル簿又は個人情報事務登録簿を作成している保有個人情報の場合は、これらの帳簿に記録している利用目的とし、②これらの帳簿を作成していない保有個人情報の場合は、当該保有個人情報の取得時に特定した利用目的とする(法は保有個人情報の利用目的の特定を義務付けているため(法第61条第1項)、保有個人情報の利用目的が特定されていないという事態は想定されない。))。

ただし、法第62条第2号(利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき)又は第3号(利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき)に該当するため利用目的を記載で

ウ 「あなたが開示請求で求めた開示の実施の方法による開示の可否等」

1	☐ あなたが求めた郵送による開示の実施をすることができます。この通知書に同封した案内に従って、写しの作成に要する費用及び郵送に要する費用を送ってください。
2	☐ あなたが求めた開示の実施の方法（ ☐ 閲覧又は視聴 ☐ 写しの交付）及び開示の実施日（ 年 月 日）での開示の実施をすることができます。当該日の 時 分から 時 分までの間に、 にお越しく下さい。
3	☐ あなたが求めた開示の実施の方法等では開示を行うことができない（あなたから開示の実施の方法等の求めがない）ので、この通知書に同封した保有個人情報開示実施方法等申出書に必要事項を記入の上、事務担当室課所に提出してください。開示の実施の方法については、（ ☐ 窓口における閲覧又は視聴 ☐ 窓口における写しの交付 ☐ 郵送による写しの交付）の方法によることができます。なお、窓口における開示の実施を希望する場合は、開示の実施を希望する日（ 年 月 日から 年 月 日までの期間内のいずれかの日（閉庁日を除く。）に限り、）を記入した保有個人情報開示実施方法等申出書を事前に提出した上で、当該日の 時 分から 時 分までの間に、 にお越しく下さい。

(ア) 「1」を選択する場合

a 開示請求書の「求める開示の実施の方法等」欄において「写しの送付（郵送）」に「レ」が記入されていること。

b 郵送による写しの交付が、事務担当室課所で対応可能であること。

(イ) 「2」を選択する場合

a 開示請求書の「求める開示の実施の方法等」欄において「窓口における閲覧又は視聴」又は「窓口における写しの交付」に「レ」が記入されていること。

b 開示請求書の「備考」欄に開示実施希望日が記載されていること。

c 開示実施希望日における開示の実施が、事務担当室課所で対応可能であること。

339

時から午後4時30分まで) 内の時間帯を記載する。また、地域県政総合センターの場合には「〇〇地域県政情報コーナー(〇〇合同庁舎〇階)」と記載し、その他の出先機関の場合には「〇〇事務所〇〇課」等と当該出先機関の所属の名称を記載するとともに、当該センター及び出先機関の窓口の開庁時間内の時間帯を記載する。

ただし、次に掲げる出先機関にあつては、事前に特定の機関と協議の上、自らの事務所以外の事務所(県政情報センター又は地域県政情報コーナーを含む。)を閲覧等の場所と指定し、当該他の事務所及び所属の名称を表示することができる。この場合には、当該閲覧等の場所を管理する者に開示決定通知書の写しをあらかじめ送付する。

- a 現金出納員が置かれていない出先機関
- b 普通紙複写機が置かれていない出先機関
- c 電磁的記録の閲覧又は視聴に使用する専用機器が設置されていない出先機関
- d 出先機関の事務室において電磁的記録の閲覧又は視聴を行うことにより、事務の遂行に支障を及ぼす出先機関
- e 上記aからdまでに掲げる場合のほか、開示を実施することが困難と認められる出先機関

(ウ) 「3」を選択する場合

請求者が開示請求で求めた開示の実施方法等による開示の実施が事務担当室課所できない場合又は請求者が開示請求で開示の実施方法等の求めをしなかった場合には、「3」を選択する。具体的には次のような場合である。

- ・ 開示請求書の「備考」欄に開示実施希望日の記載があるが、事務担当室課所において当該日での開示の実施ができない場合
- ・ 開示請求書の「求める開示の実施の方法等」が「写しの交付(郵送)」になっているが、事務担当室課所において郵送による開示の実施ができない場合
- ・ 開示請求書の「求める開示の実施の方法等」のいずれの方法にも「レ」が入っていない場合

この場合、事務担当室課所と請求者との間で、開示の実施の方法等を調整する必要があるため、事務担当室課所にて次の対応を行う。

- a 本欄の所定欄(チェックボックス欄及び空欄)に必要事項を記入する。なお、「開示の実施の方法については、(□窓口における閲覧又は視聴 □窓口における写しの交付 □郵送による写しの交付)の方法によることができます。」のチェックボックス(□)については、事務担当室課所で実施できる開示方法のチェックボックス(□)のみに「レ」を入れる。
- b 「郵送による開示の場合の費用等」に必要事項を記入する。
- c 開示決定通知書とともに、「保有個人情報開示実施方法等申出書」の様式(規則第11号様式)を送付する。
- d 請求者から「保有個人情報開示実施方法等申出書」が提出された後、後述の「4 開示の実施の申出」に定める手続を行う。

「あなたが開示請求で求めた開示の実施の方法による開示の可否等」欄			
	選択肢 1	選択肢 2	選択肢 3
各選択肢の内容	あなたが求めた郵送による開示の実施をすることができます。この通知書に同封した案内に従って、写しの作成に要する費用及び郵送に要する費用を送ってください。	あなたが求めた開示の実施の方法（ ☐ 閲覧又は視聴 ☐ 写しの交付）及び開示の実施日（ 年 月 日）で開示を実施することができます。当該日の 時 分から 時 分までの間に、 にお越してください。	あなたが求めた開示の実施の方法等では開示を行うことができない（あなたから開示の実施の方法等の求めがない）ので、この通知書に同封した保有個人情報開示実施方法等申出書に必要事項を記入の上、事務担当室課所に提出してください。開示の実施の方法については、（ ☐ 窓口における閲覧又は視聴 ☐ 窓口における写しの交付 ☐ 郵送による写しの交付）の方法によることができます。なお、窓口における開示の実施を希望する場合は、開示の実施を希望する日（ 年 月 日から 年 月 日までの期間内のいずれかの日（閉庁日を除く。））に限り、記入した保有個人情報開示実施方法等申出書を事前に提出した上で、当該日の 時 分から 時 分までの間に、 にお越してください。
選択肢ごとに必要な手続の内容	・開示決定通知書の「郵送による開示の場合の費用等」に必要事項を記入する。 ・当該開示決定通知書とともに「文書代金等のお知らせ」（現金書留の場合は参考書式⑨、電子納付の場合は参考書式⑩）を送付する。	・本欄に必要事項（下線部）を記入する。 ・開示実施日に開示が実施できるように事務担当室課所にて必要な準備（交付する写しの準備等）を行う。	・本欄に必要事項（下線部）を記入するとともに、「郵送による開示の場合の費用等」に必要事項を記入する。 ・開示決定通知書とともに「保有個人情報開示実施方法等申出書」の様式（規則第 11 号様式）を送付する。 ・請求者から「保有個人情報開示実施方法等申出書」が提出された後、後述の「4 開示の実施の申出」に従って手続を行う。

エ 「郵送による開示の場合の費用等」

「あなたが開示請求で求めた開示の実施の方法による開示の可否等」欄で、「1」又は「3」を選択した場合には、「郵送による開示の場合の費用等」欄の「郵送に要する費用」及び「郵送に要する日数」を記載する。

「郵送に要する費用」は、開示請求に係る保有個人情報が記録された行政文書の写しを請求者に郵送するために要する費用であるが、前述のとおり、個人情報漏えい防止のため、親展とした書留郵便により送付することから、「郵送に要する費用」は書留料金を含めたものとなることに留意すること。

「郵送に要する日数」は、請求者から事務担当室課所に写しの交付等に要する費用が到達してから、行政文書の写しを請求者に発送するまでに要する日数を記載する。

(6) 開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を不開示とする場合

ア 一部を不開示とする場合

開示請求に係る保有個人情報の一部を不開示とする場合には、「保有個人情報一部開示決定通知書」（規則第3号様式）により決定を行う。当該様式の「開示しない部分及び理由」欄の「（開示しない理由）」には、不開示情報が法第78条第1項各号のいずれに該当するかを示すとともに（複数の号に該当する場合はその全ての号を示す。）、当該規定の適用理由を不開示とした情報ごとに可能な限り具体的に示す。理由の記載が単に条文の文言の引用にとどまる場合や、不開示とした情報ごとに不開示理由が示されていない場合、理由付記が不十分であるとして、審査請求における裁決や行政事件取消訴訟において当該開示決定等が取り消される可能性があることに留意すること。

イ 全部を不開示とする場合

開示請求に係る保有個人情報の全部を不開示とする場合（法第81条の規定に基づいて存否応答拒否をする場合を含む。）には、「保有個人情報不開示決定通知書」（規則第4号様式）により決定を行う。一部不開示の場合と同様、法第78条第1項各号のいずれに該当するかを示すとともに（複数の号に該当する場合はその全ての号を示す。）、当該規定の適用理由を可能な限り具体的に示す。

また、開示請求に係る保有個人情報の不存在を理由に全部を不開示とする場合には、適用条項として、法第82条第2項を明記する。この場合の不存在理由については、「当該保有個人情報が不存在であるため」という理由では不十分であり、物理的不存在なのか（記載例：「当該保有個人情報が記録された行政文書の保存期間が満了し既に廃棄されているため」「県の事業として当該保有個人情報が記録された行政文書を作成及び取得していないため」）、又は法的不存在なのか（記載例：「担当者限りのメモであり、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織として利用しておらず、保有個人情報が記録された行政文書に該当しないため」）を明確に区別できるように記入することが必要となる。

なお、存否応答拒否により全部を不開示とする場合には、請求のあった保有個人情報の存否を答えることによって、法第78条第1項各号に規定されているいずれの不開示情報を開示することと同じ結果となるのか、客観的に分かりやすく記載するものとする。また、存否応答拒否により不開示とする情報は、当該情報が存在しない場合であっても、不存在の決定ではなく、存否応答拒否の決定を行うことが必要となる。これは、開示請求に係る保有個人情報が存在しない場合には不存在の決定をし、存在する場合のみ存否応答拒否としたのでは、存否応答拒否がされた場合には保有個人情報が存在していると請求者に類推させる結果となるためである。

(7) 第三者に対する意見提出の機会の付与等（法第86条関係）

ア 制度内容

開示請求に係る保有個人情報に第三者（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者をいう。以下同じ。）に関する情報が含まれているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができ（法第86条第1項、任意的意見聴取）、また、法第86条第2項各号のいずれかに該当するときは、意見書を提出する機会を与えなければならない（必要的意見聴取）。

イ 意見書提出機会の付与通知の方法等

(ア) 意見書提出機会の付与通知は、「保有個人情報開示請求に係る意見書提出機会付与通知書」（規則第8号様式又は第9号様式）により行う。このうち規則第8号様式は、法第86条第1項の規定に基づく意見聴取（任意的意見聴取）に用い、規則第9号様式は、同条第2項の規定に基づく意見聴取（必要的意見聴取）に用いる。

(イ) 当該様式の「意見書の提出期限」については、保有個人情報が記録された行政文書の内容及び開示決定等の期限を考慮の上、記載する。なお、記載した期限までに意見書の提出がなかった場合には、特段の事情がない限り、反対意見書の提出はなかったものとして取り扱う。

(ウ) 意見書提出機会の付与通知を行うときは、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない（政令第25条第1項）。例えば、請求者と第三者との関係が深く、当該第三者に請求があつた事実を伝えただけでも、請求者が誰であるかを当該第三者に推測されてしまうおそれがある場合には、意見書提出機会の付与自体を行わないことが適当である。

ウ 第三者に対する通知について

意見書の提出の機会を与えられた第三者が、当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（参考書式②）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない（法第86条第3項）。この場合において、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を「反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書」（規則第10号様式）にて通知しなければならない。これは、開示に反対する第三者が、開示が実施される前に行政不服審査法（以下「行審法」という。）又は行政事件訴訟法により開示の取消し及び執行の停止を求める機会を与えることを趣旨とする手続である。

4 開示の実施の申出

(1) 制度内容

開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした事務担当室課所に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない（法第87条第3項）。同項に基づく申出は、開示決定通知があつた日から30日以内にしなければならない（法第87条第4項）、正当な理由なく当該期間を経過した場合、保有個人情報の開示を受けるには、改めて開示請求の手続を経ることが必要となる。

(2) 運用

事務担当室課所が、開示決定通知書の「あなたが開示請求で求めた開示の実施の方法による開示の可否等」欄で「3」（「3 開示請求に対する措置」（5）ウ記載の表の「3」）を選択した場合、開示決定通知を受けた請求者は事務担当室課所に対して「保有個人情報開示実施方法等申出書」（規則第11号様式）（以下「申出書」という。）を提出することが必要となるため、事務担当室課所は、開示決定通知書とともに申出書の様式を請求者に送付することが必要となる。

請求者から事務担当室課所に対し、必要事項が記入された申出書が提出された後は、当該

申出書の記載内容に応じて、次の手続を行う。なお、請求者は申出書を郵送で提出することも可能であるが、この場合の郵送費用は請求者の負担とする。

ア 申出の内容どおりに開示を実施できる場合

(ア) 窓口における閲覧（視聴）又は写しの交付が希望されている場合

事務担当室課所から請求者に対し、申出書で希望した開示実施方法及び開示実施日での開示が可能である旨を電話等で伝え、来庁を案内する。

(イ) 写しの送付（郵送）が希望されている場合

事務担当室課所から請求者に対し、「文書代金等のおしらせ」（現金書留の場合は参考書式⑨、電子納付の場合は参考書式⑩）を送付する。

イ 申出の内容どおりに開示を実施できない場合

事務担当室課所から請求者に連絡し、申出書で希望した開示実施方法又は開示実施日での開示ができない旨を伝え、改めて請求者と電話等により調整のうえ、開示実施方法及び開示実施日を確定する。確定した後の手続は、アと同様である。

ウ 請求者から申出書が提出されない場合

申出書が、開示決定通知があった日から30日以内に事務担当室課所に到達せず、到達しなかったことについて正当な理由が認められなければ、当該開示請求に係る手続は終了する。その後に請求者であった者から開示の実施の求めがあった場合には、改めて開示請求の手続を行うよう求める。

なお、請求者が申出書を提出しないまま来庁して開示を求めた場合、当該来庁日が開示決定通知のあった日から30日以内であっても、事務担当室課所は申出書が提出されていないことを理由に開示を拒否することができるが、当該日において、事務担当室課所にて開示を実施できる準備が整っている場合には、請求者に来庁日当日に申出書の提出を受けた上で、開示を実施できるものとする。

エ 請求者が開示等決定通知を窓口で受取ることを希望している場合の特例

請求者が開示等決定通知書を自宅への郵送ではなく窓口で受取ることを希望している場合は、開示等決定通知書とともに申出書の様式を請求者の自宅に送付することができないため、開示実施日の調整は電話等で行うものとする。

(3) 申出書の提出を要しない場合について

次のア又はイのいずれかに該当する場合、請求者は申出書を提出することを要しないため、事務担当室課所は申出書の提出を待たず、直ちに開示の実施手続を行うことが必要となる。

ア 開示請求書の「求める開示の実施の方法等」で「写しの送付（郵送）」が選択され、事務担当室課所が当該方法で開示を実施できる場合

イ 開示請求書の「求める開示の実施の方法等」で「窓口における閲覧又は視聴」又は「窓口における写しの交付」が選択され、かつ、開示実施希望日が備考欄に記載されている場合において、事務担当室課所が当該方法及び当該日にて開示を実施できる場合

なお、開示請求書の提出時に上記のア又はイの要件を満たさない場合でも、提出後において、事務担当室課所が請求者の了解を得た上で、開示請求書の記載を補正し、その結果、ア又はイの要件を満たすに至った場合には、申出書の提出は要しないものとする。例えば、開示請求書の提出時において、開示実施希望日が記載されていない場合でも、その後、事務担

当室課所と請求者との間において、特定の日を開示実施日とする調整を了し、請求者の了解を得た上で、当該日を開示実施希望日として開示請求書の備考欄に記載する補正を行った場合には、上記のイの要件を満たすものとして、申出書の提出を要しないものとする。

5 開示の実施

(1) 開示場所

ア 本庁機関の場合

本庁機関の事務担当室課が保有している個人情報の開示は、原則として県政情報センターにおいて行う。電磁的記録の閲覧又は視聴については、必要に応じて当該閲覧又は視聴に使用する専用機器を県政情報センターに搬入した上で行う。ただし、専用機器を移動させることができない場合等、県政情報センターにおいて当該閲覧又は視聴を行うことが困難である場合は、当該事務担当室課所の事務室その他の適当な場所において開示を行うことができる。また、当該事務担当室課所の事務室以外の場所において開示を行う場合には、開示場所を管理する所属と事前に協議を行い、当該場所を管理する所属に開示決定通知書の写しをあらかじめ送付しておく。

イ 出先機関の場合

出先機関が保有する個人情報の開示は、原則として当該出先機関の事務室において行う。ただし、次に掲げる場合は、当該出先機関以外の場所（県政情報センターを含む。）において、当該場所を管理する所属と協議の上、開示を行うことができる。この場合には、当該場所を管理する所属に開示決定通知書の写しをあらかじめ送付しておく。

(ア) 現金出納員が置かれていない場合

(イ) 普通紙複写機が設置されていない場合

(ウ) 電磁的記録の閲覧又は視聴に使用する専用機器が設置されていない場合

(エ) 当該出先機関の事務室において電磁的記録の閲覧を行うことにより、事務の遂行に支障を及ぼす場合

(オ) 上記(ア)から(エ)までに掲げる場合のほか、当該出先機関で開示を実施することが困難と認められる場合

(2) 開示の実施に係る事務

ア 県政情報センター

(ア) 県政情報センターに請求者が来庁した場合には、情報公開広聴課の職員は事務担当室課に電話連絡する。

(イ) 電話連絡を受けた事務担当室課の職員は、開示請求に係る保有個人情報の記録された行政文書その他必要な書類等を県政情報センターに持参する。

(ウ) 事務担当室課の職員は、開示請求時に提示又は提出された本人確認書類等の提示を求め、来庁者が請求者本人であることを確認する。なお、この開示実施時の本人確認は、開示請求時の本人確認と異なり、法令上義務付けられているものではなく、あくまで請求者の任意の協力を求めるものであることに留意する。

(エ) 請求者が開示等決定通知書を窓口で受取ることを希望している場合は、当該通知書の交付を行う。

(オ) 開示請求に係る保有個人情報の記録された行政文書の写しの交付を行う場合は、後述の方法により当該写しを作成の上、交付を行う。なお、規則第8条第1項において、行政文書

の写しの交付の部数は、一の請求につき1部とされていることに留意し、2部以上の交付を求められた場合には、県政情報センター内に設置されている複写機により自己の費用でコピーを作成するよう案内するものとする。

イ 出先機関

出先機関においては、請求者が来庁した場合の統一的な窓口を準備しておく。請求者が来庁した場合の事務処理は、アの場合に準ずる。また、当該出先機関の事務室以外の場所を開示場所に指定した場合であって、当該場所が当該出先機関から相当程度離れているときは、あらかじめ電話等により請求者に来庁する時間を確認し、その時間に担当職員が開示場所に向いて対応するものとする。

ウ 行政文書の写しの交付

(ア) 請求者から行政文書の写しの交付を請求された場合、事務担当室課所にて当該写しを作成する。開示実施日に当該写しを開示場所に持参し、請求者に提示して確認を行ってから、当該写しの交付に要する費用を領収し、現金領収書及び当該写しの交付を行う。なお、本庁機関の事務担当室課（現金出納員を独自に設けている事務担当室課を除く。）の場合、写しの交付に要する費用の領収及び現金領収書の交付は、情報公開広聴課の職員が県政情報センターにて行う。

(イ) 閲覧を希望していた請求者が、実際に窓口で閲覧した行政文書の写しの交付を求めた場合、事務担当室課所の職員は、コピー代等の費用の負担について請求者の了承を得た上で、これに応じるものとする。費用を領収したときは、現金領収書及び当該写しを交付する。

(ウ) 写しを郵送する場合の事務処理は、次のとおりとする。

a 現金納付による場合

(a) 「文書代金等のお知らせ」（参考書式⑨）により、現金書留にて写しの作成に要する費用（現金）及び郵便切手（書留料金分を含む。）を送付するよう請求者に求める。郵便切手に書留料金分を含む理由は、開示対象となる行政文書の写しには請求者の個人情報が含まれていることから、当該情報が請求者本人以外の者に開封・閲覧されることのないよう、親展とした書留郵便とする必要があるためである。

(b) 請求者から現金書留を受領し、送付された現金及び切手の額が「文書代金等のお知らせ」記載の額と一致することが確認できたら、行政文書の写し及び現金領収書を請求者に送付する。

なお、本庁の事務担当室課に対する請求の場合、現金書留は情報公開広聴課に送付され、現金領収書も同課にて発行されるので、事務担当室課は、情報公開広聴課から現金領収書の発行を受けた後に、行政文書の写しを封入した封筒に当該現金領収書を同封し、請求者から送付された切手を貼付した上で発送することとなる。

(c) 請求者から送付された現金及び切手の額が「文書代金等のお知らせ」記載の額に足りない場合には、事務担当室課所から請求者に対しその旨を連絡し、不足額を改めて送付するよう求めるものとする。一方、請求者から送付された現金及び切手の額が「文書代金等のお知らせ」記載の額を超過する場合には、事務担当室課所から請求者に対し、請求者の負担で超過額を返送するものとする。

b 電子納付による場合

(a) 「文書代金等のお知らせ」（参考書式⑩）により、写しの作成に要する費用に係る費用及び郵送に要する費用を電子申請システムから納付するよう請求者に求める。

(b) 電子納付は、情報公開広聴課が納付金額を電子申請システムに登録することで可能

となる。そのため、事務担当室課所は開示決定の後、「保有個人情報の写しの交付に係る費用の電子納付金額設定依頼書」（参考書式⑪）を情報公開広聴課へ提出することで納付金額の設定依頼を行う。

(c) 依頼を受けた情報公開広聴課は、電子申請システムに納付金額の設定を行う。

(d) 情報公開広聴課は、請求者による納付の有無を電子申請システムで確認し、納付が確認できれば、事務担当室課所に保有個人情報の写しを請求者に交付するよう連絡する。

(e) 連絡を受けた事務担当室課所は、請求者に当該写し等を書留郵便により郵送する。

(3) 閲覧又は視聴の中止又は禁止

ア 規則第7条第1項において、行政文書を閲覧又は視聴する者の注意義務を規定しており、その注意義務に違反する者に対しては、同条第2項において行政文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができるものとしている。この場合の中止又は禁止は、閲覧又は視聴に立ち会っている職員が、当該開示場所を管理する者の指示を受けて行う。

イ 行政文書の閲覧又は視聴を中止又は禁止する場合は、当該請求者に対し、根拠条項及び中止等を行う原因となった事実を明示する。

(4) 文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の方法

ア 閲覧

原本の閲覧を基本とするが、適宜、次のとおり開示を行うこととする。

(ア) 原本の保存に支障を生じるおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該原本の写しにより閲覧させることができる（法第87条第1項）。請求者から、スマートフォン、カメラ、ビデオカメラ、携帯複写機、スキャナその他これらに類する機器（以下「カメラ等」という。）による撮影、複写又は読み取り（以下「撮影等」という。）の申出があったときは、撮影等に必要カメラ等及び電源を持参し、文書又は図画の撮影等に必要範囲に限り、その使用を認めるものとする。電源については、これを供与すると請求者が負担すべき写しの交付に要する費用を県の機関が負担するに等しいこととなるため、請求者による持参を必須とする。なお、カメラ等の使用は、保有個人情報が記録された文書又は図画の撮影等に必要範囲において認めるものであることから、閲覧時に、カメラ等を当該文書又は図画の撮影等以外に使用した場合は、庁舎管理権に基づき、その使用の中止を求めることとなる。

(イ) 不開示情報が含まれている文書又は図画の場合、当該文書又は図画の原本を複写し、その複写したものの不開示部分を黒色マジック等で消して、さらにそれを複写したものをもって閲覧させるなど、不開示情報を開示することと同じ結果とならないように配慮した方法をもって閲覧させる。

イ 写しの交付

(ア) 原則として普通紙複写機により単色刷りで作成する。多色刷りの地図、図面、写真その他の行政文書等について、カラー複写機により作成した多色刷りの写しを交付することができるが、単色刷りに比べて費用がかかることから、あらかじめ請求者の意向を確認するものとする。

(イ) 複写する際の片面・両面の取扱いは、原則として原本と同様になるように行い、拡大、縮小及び編集を行わないが、冊子等の見開きになった2頁分を1枚に複写することは妨げな

い。

(ウ) 保有個人情報記録された行政文書の開示は原本をもって行うべきものであることから、その写しの交付に当たっても、原本と同様の媒体によるべきである。よって、請求者の求めがあったとしても、紙原本の文書又は図画を電磁的記録化（例：PDF化）した上で磁気ディスク等に記録し交付する必要はない。

(エ) 地図、図面、写真、フィルムその他の行政文書で、あらかじめ業者との複写委託契約により、その複写が可能なものについては、当該委託契約により納入される複写物を交付することができる。この場合、当該複写及び納入の委託に要する費用は請求者の負担とする。

ウ フィルムの開示の方法

図画のうち、スライドフィルム等については、専用機器により再生したものを閲覧させる。

エ マイクロフィルム文書の開示の方法

文書又は図画を撮影したマイクロフィルム文書の開示請求があった場合の事務処理は、次により行うものとする。

- (ア) 事務担当室課所の職員は、「神奈川県立公文書館中間保管庫管理要綱」（平成5年11月1日制定）の定める手続に従い、開示請求に係るマイクロフィルム文書の利用申込みを行い、当該マイクロフィルム文書の記録内容をリーダープリンタにより用紙に複写する。
- (イ) (ア)において複写したものをもって、不開示情報が記録されているかどうかを検討する。
- (ウ) 開示することができる場合は、当該複写したものをもって閲覧の対象とし、一部開示とする場合は、アに準じて分離した上で、閲覧させる。
- (エ) 写しの交付を行う場合は、イに準じて当該複写したものから写しを作成し、交付する。なお、請求者の負担する写しの交付に要する費用には、マイクロフィルム文書から当該複写したものを作成する費用を含まない。

(5) 電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の方法

ア 閲覧

電磁的記録の閲覧方法については、規則第6条が「知事が保有する専用機器により再生したものの閲覧」と規定しているため、通常の閲覧方法としては、請求対象の電磁的記録をパソコンのディスプレイ画面に表示させて請求者の閲覧に供する方法が想定されるが、かかる方法によると、請求とは無関係な情報が閲覧されてしまう可能性が否定できない。そのため、請求者が明示的に拒否しない限り、同条ただし書に規定する「電磁的記録を知事が保有するプログラム（略）を使用して用紙に出力した物の閲覧」、すなわち電磁的記録を出力した用紙を請求者の閲覧に供することが望ましい。

もっとも、上記のとおり規則第6条が「知事が保有する専用機器により再生したものの閲覧」を基本としている以上、請求者がパソコンのディスプレイ画面での閲覧を求めてきた場合にはこれに応じることとなるが、この場合においても、請求とは無関係な情報が閲覧されることのないよう適切な措置を講じた上で閲覧に供するものとする。かかる措置の一例としては、閲覧対象外のファイルやフォルダ等は共有サーバーに一時退避させ、かつ、共有サーバーへのアクセスをできない状態にした上で、デスクトップ画面上にある対象ファイルを閲覧に供するという方法が考えられる。

イ 視聴

視聴の対象となる電磁的記録としては動画ファイル・音声ファイルなどが想定されるため、これらについては事務担当室課所が保有する機器により再生することで請求者の視聴に供す

ることとなる。そのため、閲覧の場合と同様、請求とは無関係な情報が閲覧されてしまう可能性が否定できないため、上記「ア」に挙げた例を参考に適切な措置を講じた上で視聴に供するものとする。

なお、動画ファイルや音声ファイルに不開示情報が含まれている場合、不開示情報をモザイク処理等をしたファイルが視聴対象となるが、モザイク処理等には専用の編集ソフトが必要になることが想定される。こうした編集ソフトを事務担当室課所が保有しておらず、又は保有していてもモザイク処理等が技術的に困難な場合には、法第79条の規定に基づく部分公開ができないものとして保有個人情報不開示決定を行うこととなるため、そもそも開示の実施の対象とならないことに留意する必要がある。

ウ 写しの交付

この場合、請求者に対しては、原本である電磁的記録のコピーデータを保存した光ディスク（CD-R、DVD-R）を交付することが基本となる。光ディスクへの保存に当たっては、不開示処理（例：該当箇所を「＊」（アスタリスク）や「 」（マスキング））に置換える方法）を確実に施していることを確認することが必要となる。電磁的記録の状態では適切に不開示処理を施すことが困難である場合、電磁的記録を出力した紙媒体に不開示処理を施した上で交付を行うことができる。この場合、出力した紙媒体を再度、原本と同様の電磁的記録に変換して交付する必要はないものとする（請求者から求めがあった場合でもその求めに応じる義務はない）。

なお、請求者が光ディスクを再生する機器等を保有していないことを理由に紙媒体での交付を希望した場合には、電磁的記録を出力した紙媒体での交付を行うことができるものとする。一方、請求者が自らの持参する記録媒体（USBメモリ、外付けハードディスク等）への保存を求めてきた場合、コンピューターウイルス感染防止の観点から認めない。

原本の形式	不開示情報の有無／分離の可否	写しの交付等を行う時の媒体	
紙	不開示情報なし	紙（原本を紙に複写したもの）	
	不開示情報あり	紙（原本を紙に複写し不開示情報を分離したもの）	
電磁的記録	不開示情報なし	原則	<u>磁気ディスク等（原本のコピーを記録したもの）</u>
		例外	原本を紙に出力した物 ※ 閲覧又は視聴できる機器又はソフトウェアを請求者が所有していない場合
	不開示情報あり		
	当該電磁的記録のファイル形式のまま不開示情報の分離が可能（例：Word ファイル、Excel ファイル）	原則	<u>磁気ディスク等（原本のファイル形式のままコピーした電磁的記録から不開示情報を分離したものを記録したもの）</u>
		例外	不開示情報を分離した原本の写しを紙に出力した物 ※ 閲覧又は視聴できる機器又はソフトウェアを請求者が所有していない場合
	当該電磁的記録のファイル形式のまま不開示情報の分離が不可能（例：PDF ファイル）	紙（当該電磁的記録を用紙に出力した上で、不開示情報を分離したもの）	

6 行政文書の写しの交付に要する費用（条例第4条第2項関係）

(1) 費用の額（平成22年5月6日付け県民局長通知より）

種 別	規 格	単 価	備 考
普通紙複写機による単色刷り	A3 判まで	10 円	1 面の単価
普通紙複写機による多色刷り	A3 判まで	40 円	1 面の単価
光ディスク	CD-R（700MB）	80 円	
	DVD-R（4.7GB）	160 円	

※ A3判を超える大きさのものについては、A3判による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

※ 地図、図面、写真、フィルムその他の行政文書で、業者との複写委託契約により納入される複写物を交付する場合は、当該複写及び納入の委託に要する費用（実費）とする。

(2) 費用の領収事務を行う機関

- ア 本庁機関にあっては、原則として情報公開広聴課で領収する。ただし、出先機関の長が管理する庁舎に入庁し現金出納員が置かれる本庁機関にあっては、当該機関で領収する。
- イ 出先機関にあっては、原則として各出先機関で領収する。
- ウ 現金出納員又は普通紙複写機等が設置されていない出先機関であって、他の出先機関等を開示の実施の場所と指定した場合は、当該指定を受けた機関で領収する。
- エ 電子納付による方法の場合は、出先機関も含め、情報公開広聴課で領収（電子申請システム上での納付確認）をする。

第三 保有個人情報訂正請求に係る手続

1 保有個人情報訂正請求書（規則第12号様式。以下「訂正請求書」という。）の受領

(1) 受領場所

開示請求書の受領場所（「第二 保有個人情報開示請求に係る手続」の「1 (1) 受領場所」）に準ずる。

なお、電子申請による訂正請求書の提出は認めていないため、窓口又は郵送による請求を案内すること。

(2) 受領に伴う事務

ア 県政情報センターで受領する場合

- (ア) 訂正請求をしようとする者の本人確認を行う（本人確認の方法については「第五 本人確認手続等」参照）。代理人による請求（法第90条第2項）の場合には、代理人について本人確認及び代理人資格の確認を行う（法第91条第2項）。
- (イ) 訂正請求をしようとする者から、請求の対象となる保有個人情報の特定に必要な事項の聴取を十分に行い、保有個人情報記録された行政文書の特定を行う。なお、当該請求の内容が、「事実の誤り」の訂正を求める趣旨でなく、保有個人情報の取扱いについて利用停止を求めるものであると認められるときは、利用停止請求の手続を案内する。
- (ウ) 訂正請求書の記載について、後述の(3)「イ 訂正請求書の記載事項について」を参考に助言し、記載内容に不備がないことを確認した上で、訂正請求書を受領する。
- (エ) 訂正請求書に県政情報センター（情報公開広聴課）の收受印を押印の上、当該訂正請求書のコピーを控えとして請求者に渡す。
- (オ) 上記(ア)から(エ)までに掲げる事務は、訂正請求の対象が本庁機関の室課の保有個人情報である場合は本庁機関の事務担当室課の職員が行い、出先機関の保有個人情報である場合

は当該出先機関を所管する本庁機関の室課の職員が行う。なお、必要に応じて、情報公開広聴課の職員が立ち会うこととする。

イ 事務担当室課所で受領する場合

事務担当室課所の職員がアの(ア)から(ウ)までの事務を行い、受領した訂正請求書に各事務担当室課所の收受印を押印の上、当該訂正請求書のコピー 1 部を控えとして請求者に渡す。

(3) 受領に当たっての留意事項

ア 訂正請求書の受領に当たっての請求者への説明事項

(ア) 訂正する旨の決定又は訂正しない旨の決定（法第93条。以下「訂正決定等」という。）は、原則として30日以内に行うが、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、さらに30日以内に限り延長する場合があること（法第94条）。

(イ) 訂正決定等に特に長期間を要するときは、(ア)にかかわらず、60日を超えた相当の期間内に訂正決定等をする場合があること（法第95条）。

(ウ) 訂正決定等は書面により通知すること（法第93条）。

イ 訂正請求書の記載事項について

(ア) 「氏名」「郵便番号」「住所（居所）」「電話番号」

a 本人確認及び保有個人情報訂正決定通知書等の送付先の特定のため、正確な記載を求める。

b 電話番号については、携帯電話番号など請求者に確実かつ迅速に連絡可能な番号の記載を求める。

(イ) 「訂正請求に係る保有個人情報の内容」

a 訂正請求をしようとする保有個人情報の内容が特定できるよう記載を求める。（例：相談票に記載された自己の生年月日）

b 知事部局内部において同一内容の保有個人情報が複数の事務担当室課所で管理されている場合は、当該保有個人情報を作成した事務担当室課所の名称を記載するよう求める。

(ウ) 「訂正請求の趣旨及び理由」

a 「訂正請求の趣旨」には、具体的にどのような訂正を求めるか記載を求める（記載例：「〇〇を□□に訂正せよ。」「〇〇を削除せよ。」）。訂正の具体的内容が不明確な場合には、補正を求める。

b 「訂正請求の理由」には、訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ具体的に記載するよう求める。本欄に記載しきれない場合には、別紙に記載し、訂正請求書の本体に添付して提出することを求める。

(エ) 「本人確認書類」

※「第五 本人確認手続等」参照

(オ) 代理人による訂正請求の場合には、訂正請求書の「※代理人が訂正請求をしようとする場合における代理人の別及び代理人の資格を証明する書類」及び「代理人が訂正請求をしようとする場合における本人の氏名等」の各欄への記載を求めること。なお、「代理人の資格を証明する書類」については、「第五 本人確認手続等」の「3 代理人による開示請求の場合」を参照すること。

(カ) 訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる（法第91条第3項）。

2 事案の移送（法第96条関係）

訂正請求に係る事案の移送手続は、開示請求に係る事案の移送手続に準ずる（「第二 保有個人情報開示請求に係る手続」の「2 事案の移送（法第85条関係）」参照）。

3 訂正請求に対する措置（法第93条関係）

(1) 訂正請求書を受領してからの事務

ア 事務担当室課所は、訂正請求書の内容を確認し、訂正請求の対象となる保有個人情報に記載された行政文書を特定する。

イ 訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に訂正決定等を行うことについて、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、この期間を30日以内に限り延長できる（法第94条第2項）。この場合、延長する理由及び延長後の期限を「保有個人情報訂正決定等期間延長通知書」（規則第15号様式）により通知する。

ウ 訂正決定等は、「保有個人情報訂正決定通知書」（規則第13号様式。以下「訂正決定通知書」という。）又は「保有個人情報不訂正決定通知書」（規則第14号様式。以下「不訂正決定通知書」という。）により請求者に通知する。

エ 訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、法第94条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる（法第95条）。この場合においては、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に、請求者に対し、法第95条を適用する旨及びその理由並びに訂正決定等をする期限を、「保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書」（規則第16号様式）により通知する。

オ 訂正決定等の期限を設定するにあたり、訂正請求があった日の翌日から起算した期限となる日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日を訂正決定等の期限とする（地方自治法第4条の2第4項）。

(2) 事務処理体制

開示請求における事務処理体制（「第二 保有個人情報開示請求に係る手続」の「3(2) 事務処理体制」に準ずる。

(3) 訂正決定等を行うに当たっての留意事項

ア 訂正決定等を行うに当たって

(ア) 訂正決定等は、行審法に基づく審査請求や行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の対象となる行政処分に当たることから、その理由については十分精査する。

(イ) 訂正する旨の決定を行うときは訂正の内容及び理由を、訂正しない旨の決定を行うときはその旨及びその理由を明らかにする。

(ウ) 訂正する旨の決定を行うときは、講じる措置の内容（訂正、追加又は削除の別）を明らかにする。

イ 訂正決定通知書又は不訂正決定通知書の作成

(ア) 訂正決定通知書の「訂正の理由」及び不訂正決定通知書の「訂正をしない理由」は、客観的に理解できるように分かりやすく記載する。また、訂正の方法には種々の方法があり得るので、当該訂正の方法を選択した理由を記載する。

(イ) 部分的に訂正する場合においても訂正決定通知書を使用するが、その場合、「訂正内容」欄には、訂正部分の訂正した内容及び理由とともに、不訂正部分の訂正しない理由を併せ

て記載する。

(ウ) 訂正をしない場合、請求の内容が事実と該当しないと判断したのか、保有個人情報の内容に誤りがないと判断したのか、利用目的の達成に必要な範囲を超えると判断したのか、又は請求を受けた事務担当室課所に訂正する権限がないと判断したのかが分かるように記載する。

(エ) 訂正請求をきっかけにして当該訂正の趣旨とは全く異なる訂正を行う場合、訂正しない旨の決定を行うが、この場合、不訂正決定通知書の備考欄に事実上行った訂正の内容を記載して通知する。

4 訂正決定等に基づく処理について

(1) 訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報を訂正しなければならない（法第92条）。

(2) 事務担当室課所は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならないことから（法第65条）、訂正請求に応じて保有個人情報を訂正した場合には、当該保有個人情報が記録されている他の行政文書についてもできる限り、訂正の措置を講じることが求められる。

(3) 事務担当室課所は訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合は、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を「保有個人情報訂正実施通知書」（参考書式③）により通知するものとする（法第97条）。

第四 保有個人情報利用停止請求に係る手続

1 保有個人情報利用停止請求書（規則第18号様式。以下「利用停止請求書」という。）の受領

(1) 受領場所

開示請求書の受領場所（「第二 保有個人情報開示請求に係る手続」の「1 (1) 受領場所」）に準ずる。

なお、電子申請による利用停止請求書の提出は認められていないため、窓口又は郵送による請求を案内すること。

(2) 受領に伴う事務

ア 県政情報センターで受領する場合

(ア) 利用停止請求をしようとする者の本人確認を行う（本人確認の方法については「第五 本人確認手続等」参照）。代理人による請求（法第98条第2項）の場合には、代理人について本人確認及び代理人資格の確認を行う（法第99条第2項）。

(イ) 利用停止請求をしようとする者から、利用停止請求の対象となる保有個人情報の特定に必要な事項の聴取を十分に行う。なお、当該請求の内容が、利用停止を求める趣旨ではなく、事実の誤りの訂正を求めるものであると認められるときは、訂正請求の手続を案内する。

(ウ) 利用停止請求書の記載について、後述の(3)「イ 利用停止請求書の記載事項について」を参考に助言し、記載内容に不備がないことを確認した上で、利用停止請求書を受領する。

(エ) 利用停止請求書に県政情報センター（情報公開広聴課）の收受印を押印の上、当該利用停止請求書のコピー1部を控えとして請求者に渡す。

(オ) 上記(ア)から(エ)までの事務は、利用停止請求の対象が本庁機関の保有個人情報である場合は本庁機関の事務担当室課の職員が行い、出先機関の保有個人情報である場合は当該出先機関を所管する本庁機関の室課の職員が行う。なお、必要に応じて、情報公開広聴課の職員が立ち会うこととする。

イ 事務担当室課所で受領する場合

事務担当室課所の職員がアの(ア)から(ウ)までの事務を行い、受領した利用停止請求書に事務担当室課所の收受印を押印の上、当該利用停止請求書のコピー 1 部を控えとして請求者に渡す。

(3) 受領に当たっての留意事項

ア 利用停止請求書の受領に当たっての請求者への説明事項

- (ア) 利用停止する旨の決定又は利用停止しない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、原則として30日以内に行うが、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、さらに30日以内に限り延長する場合があること（法第102条）。
- (イ) 利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、(ア)にかかわらず、60日を超えた相当の期間内に訂正決定等をする場合があること（法第103条）。
- (ウ) 利用停止決定等は書面により通知すること（法第101条）。

イ 利用停止請求書の記載事項について

(ア) 「利用停止請求に係る保有個人情報の内容」

- a 利用停止請求をしようとする保有個人情報の内容が特定できるよう具体的に記載するよう求めること（例：〇〇台帳に記載された（請求者氏名）の生年月日）。
- b 同一内容の保有個人情報が複数の事務担当室課所にある場合は、当該保有個人情報を作成した事務担当室課所の名称を記載してもらうこと。

(イ) 「利用停止請求の趣旨及び理由」

- a 「利用停止請求の趣旨」としては、法第98条第1項第1号又は第2号のいずれに該当することを理由に利用停止請求をするのか記載を求める。
- b 「利用停止請求の理由」としては、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ具体的に記載するよう求める。なお、本欄に記載しきれない場合には、別紙に記載し、利用停止請求書本体に添付して提出することも可能である。

(ウ) 「氏名」「郵便番号」「住所（居所）」「電話番号」

- a 本人確認及び保有個人情報利用停止決定通知書等の送付先の特定のため、正確な記載を求める。
- b 電話番号については、携帯電話番号など請求者に確実かつ迅速に連絡可能な番号の記載を求める。

(エ) 代理人からの利用停止請求の場合は、利用停止請求書の「※代理人が利用停止請求をしようとする場合における代理人の別及び代理人の資格を証明する書類」及び「代理人が利用停止請求をしようとする場合における本人の氏名等」の各欄への記載を求める。なお、「代理人の資格を証明する書類」については、「第五 本人確認手続等」の「3 代理人による開示請求の場合」を参照すること。

(オ) 「利用停止を求める箇所」及び「利用停止の内容」には、利用停止を請求する箇所及びどのように利用停止するかが具体的に分かるよう記載を求める。

(カ) 利用停止請求書に記載された内容に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、

相当の期間を定めて、その補正を求めることができる（法第99条第3項）。この場合において、請求者に対して補正の参考となる情報を提供するよう努める。

2 利用停止請求に対する措置

(1) 利用停止請求書を受領してからの事務

ア 事務担当室課所は、利用停止請求書の内容を確認し、請求対象となる保有個人情報に記載された行政文書を特定する。

イ 利用停止請求があった日の翌日から起算して原則として30日以内に利用停止決定等を行うことを要するが、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、この期間を30日以内に限り延長できる。延長する場合は、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内に、延長後の期間及び延長の理由を「保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書」（規則第21号様式）により通知する（法第102条第2項）。さらに、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる（法第103条）。この場合、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内に、利用停止請求者に対し、法第103条を適用する旨及びその理由並びに利用停止決定等を行う期限を、「保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書」（規則第22号様式）により通知する。

ウ 利用停止決定等の期限を設定するにあたり、利用停止請求があった日の翌日から起算した期限となる日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日を利用停止決定等の期限とする（地方自治法第4条の2第4項）。

エ 利用停止をする旨の決定を行ったときは「保有個人情報利用停止決定通知書」（規則第19号様式。以下「停止決定通知書」という。）により、利用停止しない旨の決定を行ったときは「保有個人情報利用不停止決定通知書」（規則第20号様式。以下「不停止決定通知書」という。）により、それぞれ請求者に通知する。

(2) 事務処理体制

開示請求における事務処理体制（「第二 保有個人情報開示請求に係る手続」の「3(2) 事務処理体制」に準ずる。

(3) 利用停止決定等を行うに当たっての留意事項

ア 利用停止決定等の理由の精査

利用停止決定等は、行審法に基づく審査請求や行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の対象となる行政処分に当たることから、その理由については十分精査する。

イ 停止決定通知書又は不停止決定通知書の作成

(ア) 停止決定通知書の「利用停止の理由」欄又は不停止決定通知書の「利用停止をしない理由」欄には、根拠を明確にして、客観的に理解できるように分かりやすく記載する。

(イ) 部分的に利用停止する場合においても利用停止決定通知書を使用するが、その場合、「利用停止決定の内容」欄には、利用停止部分の内容とともに、利用停止しない部分の内容及び利用停止しない理由を併せて記載する。

(ウ) 利用停止しない場合には、請求の内容が利用停止の要件（法第98条第1項各号）を満たさないと判断した理由等を記載する。

(エ) 利用停止請求をきっかけにして、当該利用停止請求の趣旨とは全く異なる利用停止を行うこととなった場合には、請求の趣旨とは異なるため、利用停止しない旨の決定を行うことと

なるが、不停止決定通知書の備考欄には、当該請求をきっかけにして事実上行った利用停止の内容を記載して通知する。

ウ 利用停止義務（法第100条）

利用停止請求に理由があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りではない。

第五 本人確認手続等

保有個人情報の開示請求における本人確認手続等は次のとおりである。

なお、保有個人情報の訂正請求・利用停止請求における本人確認手続等は、保有個人情報の開示請求に係る本人確認手続等に準ずる（政令第29条）。

1 窓口での開示請求の場合

本人確認のため、政令第22条第1項各号に規定されている下記の表に掲げる書類の提示又は提出を求める。なお、次の点に留意するものとする。

- (1) 本人確認にあたっては、政令第22条第1項第1号に規定されている書類のうち、可能な限り、顔写真付きの本人確認書類（例：運転免許証、個人番号カード）の提示又は提出を求め、請求者がこれを所持していない場合には、複数の本人確認書類の提示又は提出を求めるよう努めること。
- (2) 個人番号カードを本人確認書類とする場合には、表面のみ写しを取り、個人番号が記載されている裏面の写しを取らないこと。
- (3) 請求者に対しては、開示「請求」時に限って本人確認書類の提示又は提出が法令上義務付けられているが、開示「実施」時（開示決定に係る行政文書を交付する時点）においても、第三者への個人情報漏洩防止の観点から、可能な限り、開示「請求」時に提示又は提出された本人確認書類により本人確認を行った上で開示を実施するよう努めること。

(政令第22条第1項各号に規定する本人確認書類)

第1号	右の欄に掲げる(a)～(e)のいずれかの書類 (以下「1号書類」という。)で、開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所(居所)と同一の氏名及び住所(居所)が記載されているもの	(a)運転免許証
		(b)個人番号カード
		(c)健康保険の資格確認書
		(d)在留カード
		(e)特別永住者証明書
		(f) その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの(次に例示するもの) 《特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書、小型船舶操縦免許証、運転経歴証明書、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証、国民健康保険の資格確認書、後期高齢者医療保険の資格確認書、船員保険の資格確認書、私立学校教職員共済制度の資格確認書、国家公務員共済組合の資格確認書、地方公務員共済組合の資格確認書、介護保険の被保険者証、恩給証書、児童扶養手当証書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳》
第2号	1号書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため適当と認める書類(次に例示するもの) 《1号書類の更新中の場合に交付される仮証明書(引換書類)、旅券(所持人記入欄(住所欄)のあるものに限る)、船員手帳、海技免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、電気工事士免状、調理師免許証、外国政府が発行する外国旅券、印鑑登録証明書(印鑑登録手帳)及び印鑑)、療育手帳(愛の手帳、愛護手帳、みどりの手帳)、敬老手帳、り災証明書、国立大学の学生証等》	

2 郵送による開示請求の場合

- (1) 開示請求書を郵送して保有個人情報の開示請求をする場合には、「1 窓口での開示請求の場合」に掲げる本人確認書類のいずれかを複写機で複写したものととも、住民票の写し(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)の提出を求める(政令第22条第2項)。この場合の住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物(例:市町村から発行された住民票を普通複写機でコピーしたもの)による提出は認められない。
- (2) 請求者に対しては、本人確認書類の写し及び住民票の写しを郵送するに当たって、次の点に留意するよう求めるものとする。
 - ア 提出する本人確認書類の写しは、可能な限り、顔写真付きの本人確認書類(例:運転免許証、個人番号カード)の写しとし、顔写真付きの本人確認書類を所持していない場合には、複数の本人確認書類の写しを提出すること。
 - イ 個人番号カードの写しについては、表面のみ複写したものを提出すること。
 - ウ 住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒く塗り潰したものを提出すること。

3 電子申請による開示請求の場合

電子申請による開示請求の場合には、請求者が個人番号カードの読取りによる電子署名を申請時に行っており、申請が電子申請システムのサーバーに到達した時点で本人確認は完了していることになるため、事務担当室課所において本人確認書類との照合を行う必要はない。なお、それ以外の方法(本人確認書類のみ別途郵送する等)での本人確認は認められない。

情報公開広聴課から事務担当室課所には、開示請求書と併せて電子証明書（電子署名で読み込んだ請求者の基本4情報（氏名・性別・生年月日・住所）が記載された書面）を送付するので、本人確認手続が適正に実施されたことを証する書面として、開示請求書とともに保管するものとする。

4 代理人による開示請求の場合

(1) 代理人の資格を証明する書類

代理人による開示請求の場合に確認が必要となる代理人の資格を証明する書類は、次に掲げる書類である（政令第22条第3項）。

ア 法定代理人の場合

戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）の提示又は提出を求める。なお、法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められない。

イ 任意代理人の場合

委任状（開示請求の日前30日以内に作成されたものに限る。）の提出とともに、①委任状に押印した印影に係る印鑑登録証明書（開示請求する日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付させるか、又は、②委任者の運転免許証、個人番号カードその他本人に対し一に限り発行される書類の写しの提出を求める。なお、委任状及び印鑑登録証明書は、その複写物による提出は認められない。

ウ 代理人が法人の場合

ア又はイに規定する書類とともに、法人の登記事項証明書（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）及び、開示請求の窓口に来た者又は開示請求書を郵送した者が当該法人の役員や従業者等であることが確認できる書類（例：職員証）の提示（窓口での開示請求の場合）又は提出（郵送での開示請求の場合）を求める。

【保有個人情報開示請求における本人確認書類等】

※ 次の表は、代表的な本人確認書類等を標準例として示したものであり、当該表記載の本人確認書類等に限定されるものではないことに注意。

※ 代理人による電子申請はできないことに注意。

開示 請求者	請求 方法		「本人」の 本人確認書類	「代理人」の 本人確認書類	代理資格 の証明書類	住民票の 写し
本人	窓口		運転免許証又は 個人番号カード			
	郵送		運転免許証又は 個人番号カード の写し			請求日前30日以 内に市町村から 発行されたもの
	電子申請		個人番号カード			
代理人 (代理人が法人の場合を除く)	法定 代理人	窓口		運転免許証又は個人番 号カード	戸籍謄本 ※請求日前30日以内に市 町村から発行されたもの	
		郵送		運転免許証又は個人番 号カードの写し	戸籍謄本 ※請求日前30日以内に 市町村から発行された もの	請求日前30日以 内に市町村から 発行されたもの ※「本人」ではな く「代理人」の住 民票であること に留意すること
	任意 代理人	窓口		運転免許証又は個人番 号カード	次のいずれかのもの ①委任状(実印付)及び印 鑑登録証明書 ②委任状及び「本人」の本 人確認書類の写し ※委任状及び印鑑登録証 明書は請求日前30日以内 に作成(発行)されたもの	
		郵送		運転免許証又は個人番 号カードの写し	次のいずれかのもの ①委任状(実印付)及び 印鑑登録証明書 ②委任状及び「本人」の 本人確認書類の写し ※委任状及び印鑑登録 証明書は請求日前 30 日 以内に作成(発行)され たもの	請求日前30日以 内に市町村から 発行されたもの ※「本人」ではな く「代理人」の住 民票であること に留意すること

(2) 代理人の資格の喪失

開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前に代理人の資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を届け出なければならず（政令第22条第4項）、当該届出があったときは、当該開示請求は取り下げられたものとみなす（同条第5項）。

なお、政令第22条第4項及び第5項は訂正請求及び利用停止請求には準用されていないことから（政令第29条）、訂正請求又は利用停止請求の後に代理人がその資格を喪失した場合でも、届出義務はない。もっとも、訂正又は利用停止の決定の通知を受け取るまでの時点で代理人の資格を喪失している可能性も否定できないことから、必要に応じて、代理人が引き続きその資格を有しているかについて確認することが望ましい。

(3) 法定代理人による未成年者の保有個人情報の開示請求について

ア 開示請求書の記載

法定代理人の氏名は、父母連名であることを要しないものとする。未成年者の法定代理人は、第一次的には親権者であり、民法第818条第3項で「親権は、父母の婚姻中は、父母が共同してこれを行う」と規定していることから、親権は父母共同の「意思」で行使されることを要するが、常に共同「名義」での行使を要するものとされているわけではないからである（最判昭32.7.5）。したがって、父母いずれかの単独名義であっても、父母の意思が一致していることが確認できれば、記載の補正は求めないものとする。

なお、民法第818条第3項ただし書に該当する場合には、そもそも父母の一方が親権を行使することができないとき（親権者の親権の辞任（837条）、親権喪失の審判（834条）など法律上親権を行使できない場合や親権者の心神喪失、行方不明など事実上親権を行使できない場合）に当たることから、この場合には、親権を行使できる他方の親権者が、その単独意思かつ単独名義で開示請求ができる。

イ 運用上の留意点

父母の意思が一致しているか否かの確認のためには、本来なら父母が一緒に窓口に来て請求することが望ましい。しかし、これに固執すれば、制度の趣旨が活かされなくなるので、父母の一方が来て請求することもやむを得ないものとして認めることとする。

開示請求書を受け付けるに当たっては、次のことを法定代理人に説明する必要がある。

(ア) 未成年者本人の意思を確認する場合があること。

(イ) 開示又は不開示の決定通知書は、原則として、請求者である法定代理人の住所に送付されること。（未成年者本人の住所に送付することを希望する場合は、その旨を備考欄に記載しておく。）

ウ 法第78条第1項第1号の適用について

法定代理人に対し未成年者の保有個人情報を開示することが、未成年者本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある場合には、法第78条第1項第1号の規定に基づき、当該情報を不開示とすることができる。「本人の生命、生活又は財産を害するおそれがある」か否かについては、個々の事案における具体的事情を考慮して判断する必要があるが、当該要件に該当する典型的なケースとしては、①未成年者が法定代理人から虐待を受けている場合、②法定代理人が未成年者に対する権利侵害について刑事上の責任を問われている場合、③未成年者と法定代理人の利益が相反することが客観的に明らかである場合が挙げられる。

当該要件に該当するか否かの判断が困難な場合には、未成年者本人に開示を求める意思の確認を行うことも想定されるが、その際には、意思の確認を行うことにより法定代理人と当

該未成年者本人との間で無用なトラブルが生じることのないよう配慮することが必要である。
なお、未成年者に対する意思確認の実施は、次の基準によることとする。

- (ア) 原則として当該未成年者が15歳以上の場合に意思確認を行うこととし、当該未成年者が12歳以上15歳未満の場合には特に必要があると認められる場合（例：県立高等学校等の受験生のように、一律に満15歳を境にして取扱いを異にすることが事務事業の性質上困難が予想される場合等正当な理由があると判断できる場合）に限り、意思確認を行う。
- (イ) 当該未成年者が12歳未満の場合、的確な意思表示は困難と考えられるため、意思確認は行わないこととする。

第六 審査請求に係る手続

保有個人情報の開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する決定（以下「処分」という。）又はこれらの請求に係る不作為（以下「処分等」という。）について審査請求があった場合の事務は、審査会の庶務に関するものを除き、審査請求先である知事部局の各室課所において処理するものとする。この場合、審理の公正性を求める行審法の趣旨に鑑み、審査請求に関する事務は、審査請求の対象となった処分等を担当した職員以外の職員を充てることが適当である。

なお、審査請求に関する事務は行審法に基づき行われるところ、処分等に係る審査請求にあつては、同法上の「審査庁」は、神奈川県個人情報保護審査会条例第2条に規定する「諮問実施機関」と同義である。そこで、以下、行審法上の手続を取り上げる場合には、特に「審査庁（諮問実施機関）」として表記する。

1 審査庁（諮問実施機関）における事務処理

- (1) 審査請求書を受領すること。

行審法の規定に基づき、次の「[記載事項の確認等]」の記載事項について確認等のうえ受領するが、次の要件を満たさないものであっても、補正できる場合は、相当の期間を定めて補正を命じなければならない（行審法第23条）。審査請求人が補正に応じない場合や、補正することができないことが明らかとなるときは、審査庁（諮問実施機関）は審査会に諮問せずに、審査請求を不適法なものとして却下することができる（法第105条第3項により準用する同条第1項第1号）。なお、次に示すように、審査請求の対象が、処分であるか不作為であるかにより要件が異なるので留意する必要がある。

[記載事項の確認等]

処分についての審査請求	不作為についての審査請求
審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所	
審査請求に係る処分の内容	当該不作為に係る開示・訂正・利用停止請求の内容及び年月日
審査請求に係る処分があったことを知った年月日	
審査請求の趣旨及び理由	
処分庁の教示の有無及びその内容	
審査請求の年月日	
審査請求人が法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合は、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所	
添付書類等を提出しようとする場合は、その旨（法定されていない任意的な事項ではあるが、参考までに記載しておくことが望ましい。）	

処分についての審査請求	不作為についての審査請求
代表者又は管理人、総代又は代理人がある場合は、それぞれの資格を証明する書面（例：商業登記簿・法人登記簿の謄本・抄本、代表者又は管理人を選任したことを証する総会議事録等の写し、代理人委任状等）の添付	
審査請求期間内（処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内）になされていること。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。	
審査請求適格があること（処分によって直接自己の権利利益を侵害された者かどうか。）。	当該不作為に係る開示・訂正・利用停止請求をした者であること。
処分庁又は不作為庁が審査庁である場合は正本1通。それ以外の場合（警察本部長が処分庁又は不作為庁の場合）は、正副2通。	

(2) 審査会への諮問に関すること。

審査会への諮問は、諮問書に条例第11条及び規則第18条に規定する次のアからカまでに掲げる書類を添付して、これを行うものとする。

ア 弁明書の写し

弁明書とは、審査庁（諮問実施機関）が処分庁である場合にあっては審査庁（諮問実施機関）が、審査庁（諮問実施機関）が処分庁以外である場合にあっては処分庁が、審査請求から相当の期間内（概ね3週間以内を目安とする。）に作成しなければならないとされているものである（法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行審法第29条第2項。以下法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行審法の規定については「読替後行審法第〇条（第〇項）」という。）。この弁明書には、処分についての審査請求にあっては当該処分内容及びその理由を、不作為についての審査請求にあっては処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由を記載する必要がある（行審法第29条第3項各号）。

イ 審査請求書の写し

ウ 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る請求書の写し

エ ウの請求に対する決定に係る通知書の写し（不作為に係る審査請求である場合を除く。）

決定に当たり、法第86条第1項又は第2項の規定に基づく第三者に対する意見書提出の機会の付与手続を実施した場合には、当該手続に係る意見書提出機会付与通知書の写し及び第三者から提出された意見書の写しについても諮問書に添付するものとする。

オ 反論書の写し

審査庁（諮問実施機関）は作成した弁明書の副本を審査請求人に送付しなければならないが（読替後行審法第29条第5項）、弁明書の送付を受けた審査請求人は、弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）を提出することができる（読替後行審法第30条第1項）。審査庁（諮問実施機関）は、反論書を受領した際には、その写しを諮問書に添えて諮問を行う必要がある。

なお、審査請求人に弁明書の副本を送付する際には、反論書を提出すべき相当の期間を定めることが適当である。反論書を提出すべき相当の期間を定めることにより、審査請求人は、当該期間内に反論書を提出することが義務付けられるためである（読替後行審法第30条第1項後段）。「相当の期間」としては、反論書の提出機会を保障する観点から、3週間程度の期間を設定するのが適当である。

カ 意見書の写し

審査庁（諮問実施機関）は、作成した弁明書の副本を参加人（行審法第13条第4項に

規定する参加人をいう。以下同じ。) に送付しなければならないが(読替後行審法第 29 条第 5 項)、弁明書の送付を受けた参加人は、弁明書に記載された事項に対する意見を記載した書面(意見書)を提出することができる(読替後行審法第 30 条第 2 項)。審査庁(諮問実施機関)は、意見書を受領した際には、その写しを諮問書に添えて諮問を行う必要がある。

なお、参加人に弁明書の副本を送付する際には、意見書を提出すべき相当の期間を定めることが適当である。意見書を提出すべき相当の期間を定めることにより、参加人は、当該期間内に意見書を提出することが義務付けられるためである(読替後行審法第 30 条第 2 項後段)。「相当の期間」としては、意見書の提出機会を保障する観点から、3 週間程度の期間を設定するのが適当である。

- (3) 次に掲げる者に対し、個人情報保護審査会諮問通知書(規則第 23 号様式)により、審査会に諮問した旨を通知すること(法第 105 条第 3 項の規定により準用する同条第 2 項)。

ア 審査請求人及び参加人

イ 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

ウ 当該審査請求に係る保有個人情報について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

- (4) 審査会への通知に関すること。

審査庁(諮問実施機関)において、次の行審法の各規定の手続を実施した場合には、規則第 20 条に基づき、その旨を審査会に通知しなければならない。

- | |
|-------------------------------|
| ア 口頭意見陳述(読替後行審法第 31 条) |
| イ 証拠書類等の提出(読替後行審法第 32 条) |
| ウ 物件の提出要求(読替後行審法第 33 条) |
| エ 参考人の陳述及び鑑定の要求(読替後行審法第 34 条) |
| オ 検証(読替後行審法第 35 条) |
| カ 審理関係人への質問(読替後行審法第 36 条) |

なお、通知を受けた審査会は、当該手続に基づき作成された記録等を審査会における審議に供するため、その写し等の提出を要求する場合があるため(行審法第 81 条第 3 項が準用する行審法第 74 条)、審査庁(諮問実施機関)は遅滞なく当該手続の記録を作成しておくことが望まれる。

- (5) 審査請求人又は参加人からの提出書類等の閲覧又は交付の求めに関すること。

審査請求人又は参加人は、審査庁(諮問実施機関)に対し、審査庁(諮問実施機関)に提出された提出書類等(行審法第 29 条第 4 項各号に掲げる書面又は第 32 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 33 条の規定により提出された書類その他の物件)の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を所定の方法により表示したものの閲覧)又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる(読替後行審法第 38 条第 1 項)。この場合の具体的な手続は次の「読替後行審法第 38 条第 1 項の規定に基づく閲覧又は交付の求めに係る手続について」のとおりであるが、実際に同条項に基づいて閲覧又は交付の求めが

なされる可能性は極めて低いと考えられる。これは、同条項に基づいて閲覧又は交付を求めることができる書類等は、審査会が当該書類等を審議に用いるため、その写しの提出を求めることが想定されており、かかる場合にあっては、個人情報保護審査会条例第11条に基づき、原則として審査会から当該書類等の写しを審査請求人や参加人に（無料で）送付することとなっているためである。

○読替後行審法第38条第1項の規定に基づく閲覧又は交付の求めに係る手続について

1 原則

審査庁（諮問実施機関）にあっては、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、閲覧又は交付を拒むことはできない（読替後行審法第38条第1項）。「その他正当な理由があるとき」とは、提出書類等に不開示情報が記載されているときや提出書類等から不開示情報の全部又は一部の内容が推測されるときなど、客観的に見て閲覧又は交付を行わないことに合理的な理由がある場合をいう。

2 提出書類等の提出人の意見聴取

審査庁（諮問実施機関）は、提出書類等の閲覧又は交付をしようとするときは、審査庁（諮問実施機関）がその必要がないと認める場合を除き、当該提出書類等の提出人の意見を聴取しなければならない（読替後行審法第38条第2項本文）。もっとも、本項は提出書類等の提出人に閲覧又は交付に係る同意権を与えたものではないことに留意する必要がある。

3 閲覧日時等の指定

審査庁（諮問実施機関）は、閲覧又は交付の可否を決定したときは、当該求めを行った審査請求人又は参加人に対し、その旨を通知する。その際、審査庁（諮問実施機関）は、閲覧の日時及び場所を指定することができる（読替後行審法第38条第3項）。

なお、郵送による交付を行うことも可能であるが、この場合における送料は審査請求人又は参加人の負担となるため留意する必要がある（後述の手数料のほかに、郵送用の切手の送付を求める必要がある。）。

4 手数料

神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例に基づき、所定の手数料を納めることとなる。手数料の額は、A4又はA3サイズ1枚（片面）につき、10円（白黒）又は40円（カラー）であるが（同条例別表参照）、原則として納付書を発行し納付を求めることとする。

本事務の取扱いを本庁機関が行う場合には、情報公開広聴課において納付書の発行手続をとるため、納付書の発行が見込まれる場合には、予め情報公開広聴課にその旨を知らせるものとする。また、現金領収により手数料を納めることも可能であるが、この場合にあっては、現金出納員を擁する情報公開広聴課において、領収事務を執り行う。

なお、本事務の取扱いを出先機関において行う場合にも、同様の対応を取ることとなるが、次に示すように収入所管課（収入科目を設定している所属）は政策法務課となるため、留意する必要がある。

審査庁	事務所管課	収入所管課	納付書発行	現金領収
知事	本庁機関	情報公開広聴課	情報公開広聴課	情報公開広聴課
	出先機関	政策法務課	出先機関	出先機関

(6) 審査会からの答申の受領に関すること。

(7) 審理手続の終結の通知に関すること。

審査庁（諮問実施機関）は、必要な審理を終えたと認めたときは、審理手続を終結させ（読

替後行審法第 41 条第 1 項)、その旨を審査請求人及び参加人に通知する必要がある(読替後行審法第 41 条第 3 項)。「必要な審理を終えた」時点とは、一般には、処分庁や不作為庁、審査請求人等の主張が尽くされ、審査庁(諮問実施機関)が、行うべき裁決の心証を形成したときと考えられるため、審査庁(諮問実施機関)が審査会からの答申を受領し、行うべき裁決の心証を形成した時点を以って、「必要な審理を終えた」とするものと解される。なお、審理手続の終結の通知の方式については、審理手続を終結した旨及び裁決書を審査請求人へ送付する予定時期を記載した書面により行うことが適当である。

(8) 審査請求に対する裁決書の作成及び審査請求人に対する裁決書の謄本の送付に関すること。

なお、裁決にあたり、審理の公正性を高める観点から、裁決の決裁権者は、審査請求の対象となった処分の決裁権者の上位者とする。なお、上位者が存在しない場合は処分の決裁権者とする。

(9) 審査請求人に対する審査請求に係る必要な情報の提供に関すること(行審法第84条)。

2 情報公開広聴課の事務

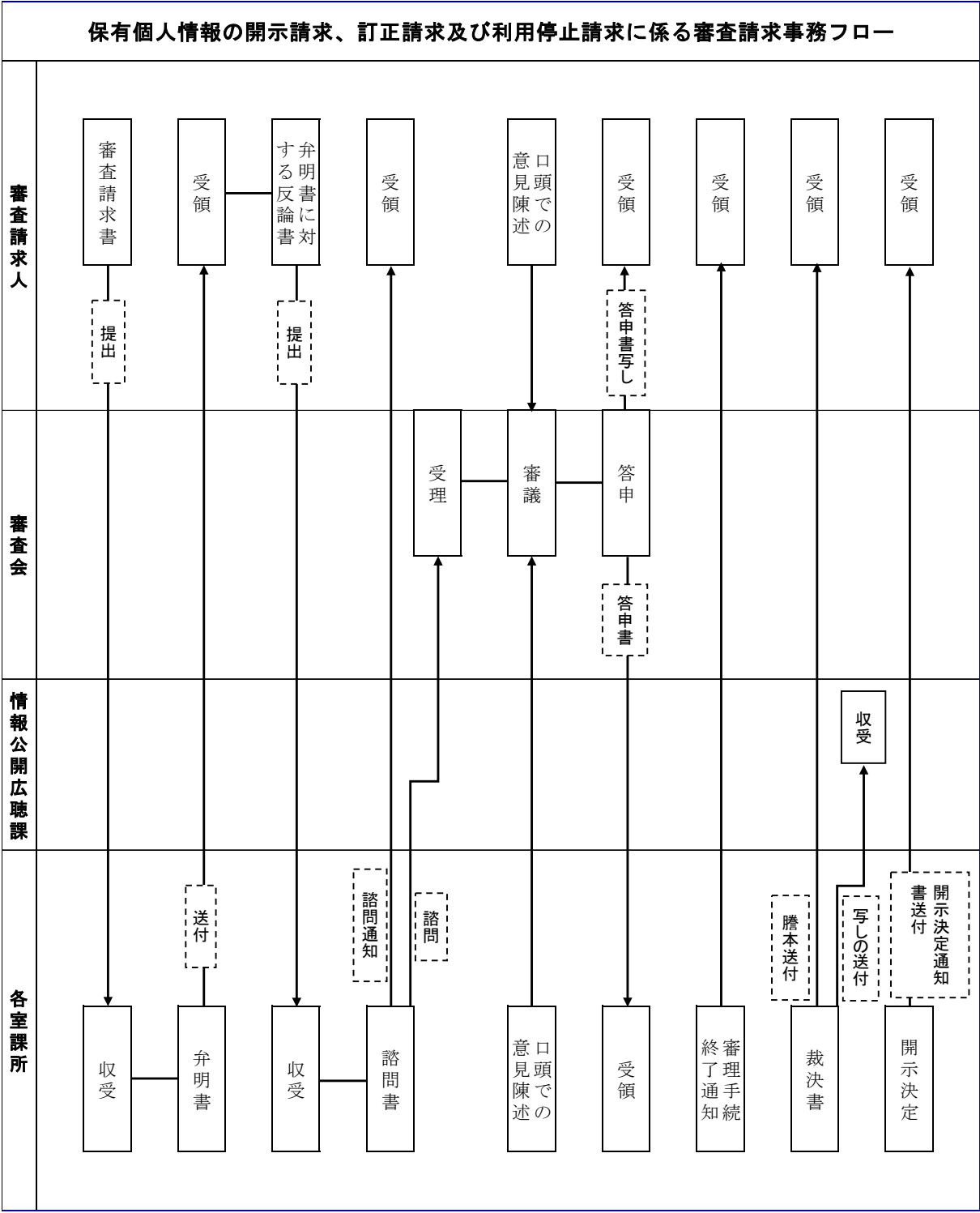
(1) 審査会の庶務に関すること。

(2) 上記 1 に掲げる事務の指導及び助言に関すること。

(参考) 審査請求までの流れについて

保有個人情報開示・訂正・利用停止請求における審査請求において、審査請求人が審査請求書を提出するまでの流れについては、県 HP の以下のアドレスに掲載しているので参照のこと。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h3e/cnt/f162/p753030.html>



参考書式集

【参考書式①】 保有個人情報開示請求事案移送書

保有個人情報開示請求事案移送書

第 号
年 月 日

殿

神奈川県知事 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律第 85 条第 1 項の規定により、次のとおり移送します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏 名 住所又は居所 連絡先
添付資料等	開示請求書
事務担当室課所	局（所） 室・部
	課 グループ（班）
	電話番号 内線
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

【参考書式②】 法第86条の規定に基づいて第三者が提出する意見書

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

神奈川県知事 殿

氏名又は名称 _____

(法人その他の団体にあつては、その代表者名)

住所又は居所

〒 _____

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示に関しての意見	☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障がある部分 (2) 支障がありとする具体的理由
連絡先	

備考

1 「開示に関しての意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□にレ点を記入してください。また、「支障がある」を選択された場合には、(1) 支障がある部分、(2) 支障がありとする具体的理由について記載してください。

2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

【参考書式③】保有個人情報訂正実施通知書

保有個人情報訂正実施通知書	
第 号 年 月 日	
様	
神奈川県知事 印	
貴職に提供している保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第 92 条の規定により、次のとおり訂正したので、同法第 97 条の規定により通知します。	
提供した保有個人情報の内容	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容	
訂正の理由	
事務担当室課所	局 (所) 室・部
	課 グループ (班)
	電話番号 内線
備考	

【参考書式④】 未成年者に対する意思確認書及び回答書

第 号
年 月 日

様

(所属長名)

保有個人情報の開示請求に係る意思確認について

このたび、別添の保有個人情報開示請求書の写しのとおり、____年__月__日付けで、あなたの法定代理人____様から、あなたの保有個人情報について開示請求がなされました。ついては、この開示請求について、あなた自身の意思を確認したいので、別紙「確認書への回答」に必要事項を記入し、「1 同意する。」又は「2 同意しない。」のいずれかを選択の上、____年__月__日までに返送してください。

なお、期限内に返送されなかった場合には、同意がないものとして取り扱います。また、開示に同意された場合であっても、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、不開示とする場合があることを申し添えます。

問合せ先

〇〇〇〇〇グループ

電話 045-210-1111 内線〇〇〇〇

(別添)

確認書への回答

今回、____年__月__日付けで、私の法定代理人____が私に代わって開示請求をした私の保有個人情報について開示をすることについては、

- 1 同意します。
- 2 同意しません。

____年__月__日

住所_____

氏名_____

※ 「1 同意します。」又は「2 同意しません。」のいずれかを選択してください。
※ 本回答書は、必ずあなた御自身で記載してください。

【参考書式⑤】 審査請求書

審査請求書	
年 月 日	
神奈川県知事殿	
審査請求人 甲野一郎	
次のとおり審査請求をします。	
1	審査請求人の住所（居所） A市B町10番地
2	審査請求に係る処分の内容 神奈川県知事が 年 月 日付けで行った審査請求人に対する不開示（一部開示） 決定処分
3	審査請求に係る処分があったことを知った年月日 年 月 日
4	審査請求の趣旨 「2記載の処分を取り消す。」との裁決を求めます。
5	審査請求の理由
6	処分庁の教示の有無及びその内容 「この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。」との教示がありました。
7	添付書類

提出部数：処分庁又は不作為庁が審査庁の場合は正本1通。それ以外は、正副2通。

【参考書式⑥】弁明書

年 月 日

様

神奈川県知事

保有個人情報開示請求に対する決定等に係る弁明書

1 概要

- (1) 開示請求日
年 月 日
- (2) 決定年月日
年 月 日
- (3) 請求先
神奈川県知事
- (4) 請求に係る保有個人情報の内容
.....

2 処分の内容

- 年 月 日付けのあなたからの保有個人情報の開示の請求に対し、年 月 日付けで、不開示（一部開示）決定を行い、次に掲げるものを不開示としました。
- (1) （不開示情報である事に留意しつつ、不開示とした内容を記載）
 - (2)

3 処分の理由

- 上記 1 (1) 及び (2) を不開示とした理由は次のとおりです。
- (1) 1 (1) について
（不開示情報であることに留意しつつ、不開示とした根拠条項と当該条項に該当する事実を記載）
 - (2) 1 (2) について
.....

第	号
年	月
日	

様

神奈川県知事

弁明書に対する反論書の提出について（依頼）

あなたから神奈川県知事あてに 年 月 日付けで提起されました審査請求について、個人情報の保護に関する法律第 106 条第 2 項の規定により読替えた行政不服審査法第 29 条第 5 項の規定に基づき別添のとおり弁明書を送付します。

つきましては、弁明書に対する反論がありましたら、反論書を作成の上、 年 月 日（ ）までに、神奈川県知事（〇〇課）あてに提出してください。

問合せ先
〇〇課 〇〇
電話番号 045(210)XXXX

【参考書式⑨】文書代金等のおしらせ

文書代金等のおしらせ

○ お支払いいただくもの

- ① 文書代金 _____ 円分 支払方法：現金
 ② 郵送料金 _____ 円分 支払方法：郵便切手のみ

上記①と②を現金書留でお送りください。

県において代金を受領した後、対象文書をお送りします。

①と②の内訳はそれぞれ以下のとおりです。

① 文書代金

白 黒 … 10 (円/面) × _____ (面) = _____ (円)
 カ ラ … 40 (円/面) × _____ (面) = _____ (円)
 その他 (____) … _____ (円/枚) × _____ (枚) = _____ (円)

② 郵送料金 _____ 円 (重量 _____ g) 定形郵便・定形外郵便

※ 上記郵送料金は書留料金を含めた金額です。個人情報漏洩防止のため、親展とした書留郵便でお送りします。金額に不足がある場合には、不足分を改めてお送りいたします。

○御留意いただきたいこと

- 文書の代金は、「ちょうどの額」でお支払いください。
 金額に過不足あるものをお送りいただいた場合は、受け取ることができません。あなた様の御負担でこれを返送し、過不足のない金額の現金を改めてお送りいただきます。
- 郵送料金は「郵便切手」でお送りください。
 郵便切手以外で郵送料金が送付された場合には、受け取ることができません。あなた様の御負担でこれを返送し、改めて郵便切手をお送りいただきます。

○文書代金及び郵便切手の送付先

(以下の送付先は本庁機関の場合。出先機関においては、適宜修正して使用すること。)

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 (住所は省略できます。)
 神奈川県政策局政策部 情報公開広聴課

お送りいただく際、「きりとりせん」以下を切り取って同封してください。

○問合せ先 (担当部署)

神奈川県 _____ 局 _____ 部 _____ 課 _____ グループ

電話 045-210-1111 内線 _____

-----きりとりせん-----

請求者氏名 _____ 様

担当室課所 _____ 課 _____ グループ _____ (内線) _____

請求年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 收受番号 _____ 号

①代 金 _____ 円 (内訳) 白黒 (____ 面) カラー (____ 面) その他 (____) (____ 枚)

②郵 送 料 _____ 円分の郵便切手 (重量 _____ g・書留料金込み)

【参考書式⑩】文書代金等のおしらせ（電子納付用）

文書代金等のおしらせ

○ お支払いいただくもの

① 文書代金 _____ 円分

② 郵送料金 _____ 円分

上記①と②の合計金額を申請時に希望された電子納付方法でお支払いください。

お支払いは、電子申請システムから受理通知メールが届いた後に可能となりますので、メール受信の有無をご確認ください。

県において納付を確認した後、対象文書をお送りします。

①と②の内訳はそれぞれ以下のとおりです。

① 文書代金

白 黒 … 10（円/面）× _____（面）＝ _____（円）

カ ラ ー … 40（円/面）× _____（面）＝ _____（円）

その他（____） … _____（円/枚）× _____（枚）＝ _____（円）

② 郵送料金 _____ 円（重量 _____ g）定形郵便・定形外郵便

※ 上記郵送料金は書留料金を含めた金額です。個人情報漏洩防止のため、親展とした書留郵便でお送りします。

○御留意いただきたいこと

- ・ 納付の確認に時間を要する場合があります。
- ・ 納付いただいたことを電子申請システムで確認してからの文書の発送となります。
- ・ 電子納付後に、開示の実施方法や写しの交付の範囲を変更することはできません。

新規追加

長

神奈川県行政機関等匿名加工情報制度実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、知事が個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき行政機関等匿名加工情報の提供等を行う際の手続について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(提案の募集)

第 3 条 知事は、法第 111 条の定めるところにより、知事が保有する個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものとする。

2 情報公開広聴課長は、前項の規定による提案の募集に関し必要な事項をあらかじめ公示するものとする。知事以外の県の機関がこの要綱を準用する場合又はこの要綱を準用しない知事以外の県の機関から公示の依頼があった場合における、当該機関の提案の募集に関し必要な事項についても、同様とする。

(事前相談への対応)

第 4 条 前条の規定による提案の募集に係る個人情報ファイルを保有する所属（以下「ファイル所管所属」という。）の長は、当該提案をしようとする者等から提案に関する事前の相談があった場合には、対応を行うものとする。

2 ファイル所管所属の長は、前項の規定による対応を行う場合、情報公開広聴課に対し、技術的助言その他の必要な支援及び神奈川県行政機関等匿名加工情報制度検討会（以下「検討会」という。）の設置を求めることができるものとする。

3 情報公開広聴課長は、前項の規定による検討会の設置の求めがあった場合に、検討会を設置するものとする。知事以外の県の機関のファイル所管所属の長から検討会の設置の求めがあった場合も、同様とする。

(提案の審査)

第 5 条 ファイル所管所属の長は、法第 112 条の規定による提案があったときは、当該提案が法第 114 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

2 第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の審査を行う場合について準用する。

(行政機関等匿名加工情報の作成等に関する契約の締結)

第 6 条 ファイル所管所属の長は、前条第 1 項の規定により審査した結果、提案が法

第 114 条第 1 項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、当該ファイル所管所属が所属する県の機関以外の者へ、行政機関等匿名加工情報の作成等を依頼する契約の締結に係る手続を行うことができるものとする。

- 2 前項の規定による契約を行うにあたっては、当該契約の効力が法第 112 条の規定による提案を行った者との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した場合に生じる旨の規定を、契約書等に置くものとする。

(審査結果の通知)

第 7 条 ファイル所管所属の長は、第 5 条第 1 項の規定により審査した結果、提案が法第 114 条第 1 項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、同条第 2 項柱書で定めるところにより、当該提案をした者に対し、同項各号に掲げる事項を通知するものとする。

- 2 ファイル所管所属の長は、第 5 条第 1 項の規定により審査した結果、提案が法第 114 条第 1 項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、同条第 3 項で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第 8 条 ファイル所管所属の長は、前条第 1 項の規定による通知を受けた者が、手数料を納付した上で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の申込みを行った場合に、当該契約の締結に係る手続を行うものとする。

(行政機関等匿名加工情報の作成等)

第 9 条 ファイル所管所属の長は、前条の規定による契約を締結した場合には、法第 116 条第 1 項の定めるところにより、行政機関等匿名加工情報を作成するものとする。

- 2 第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の作成を行う場合について準用する。

(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第 10 条 ファイル所管所属の長は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿に、法第 117 条各号に掲げる事項を記載するものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

神奈川県行政機関等匿名加工情報制度検討会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神奈川県行政機関等匿名加工情報制度検討会（以下「検討会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 検討会は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき、行政機関等匿名加工情報の提供等を行うにあたり、関係所属間の相互連携及び情報共有の促進を図るとともに、解決すべき課題の抽出や解決策の検討等を行うことを目的とする。

(設置)

第 3 条 検討会は、法第 111 条の規定による提案の募集に係る個人情報ファイルを保有する所属（以下「ファイル所管所属」という。）の長の求めにより、情報公開広聴課長が設置するものとする。

(所掌事務)

第 4 条 検討会は、第 2 条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討等を行うものとする。

- (1) 法第 111 条の規定による提案の募集に係る事前相談への対応に関すること
- (2) 法第 114 条第 1 項の規定による提案の審査に関すること
- (3) 法第 116 条第 1 項の規定による行政機関等匿名加工情報の作成に関すること

(組織)

第 5 条 検討会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 政策局政策部情報公開広聴課に所属する職員のうち、同課の長が指定する職員
- (2) 総務局デジタル戦略本部室に所属する職員のうち、同室の長が指定する職員
- (3) ファイル所管所属に所属する職員のうち、同所属の長が指定する職員
- (4) その他ファイル所管所属の関係所属に所属する職員のうち、同所属の長が指定する職員

2 検討会の会長は、情報公開広聴課長が指定する職員をもって充てる。

(会議)

第 6 条 検討会の会議は、会長が招集する。

(庶務)

第 7 条 検討会の庶務は、政策局政策部情報公開広聴課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他検討会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

**個人情報の保護に関する法律等の規定に基づく
事業者に対する報告の徴収等に関する事務取扱要綱**

(趣旨)

第1条 この要綱は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第170条及び法施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）第40条第1項の規定に基づいて知事が行う検査等事務（以下「知事検査等事務」という。）のうち、法第146条第1項に規定する権限に属する事務（以下「報告徴収等事務」という。）の実施について必要な手続等を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、この要綱に特段の定めのない限り、法令において使用する用語の例による。

(報告徴収等事務の決定手続)

第3条 知事検査等事務を所掌する室課所の長（以下「事務担当室課所長」という。）は、報告徴収等事務を行おうとするときは、報告徴収等事務を行うに当たり必要な事実を調査し、その結果を報告徴収等事務に係る事前調査書（第1号様式）（以下「事前調査書」という。）に記録するものとする。

2 事務担当室課所長は、前項の規定に基づいて作成した事前調査書の内容を踏まえて、報告徴収等事務を行うか否かを決定するものとする。

3 事務担当室課所長は、前項の規定に基づいて報告徴収等事務を行うか否かを決定するに当たり、情報公開広聴課長に助言を求めることができる。この場合において事務担当室課所長は、情報公開広聴課長に対して、第1項の規定に基づいて作成した事前調査書その他の必要な資料を提供するものとする。

4 第2項の規定に基づいて報告徴収等事務を行うことを決定したときは、事務担当室課所長は、情報公開広聴課長に対してその旨を通知するものとする。

(報告徴収等事務の実施手続)

第4条 事務担当室課所長は、第3条第2項の規定に基づいて報告徴収等事務を行うことを決定したときは、当該報告徴収等事務の対象である個人情報取扱事業者等その他の関係者に対し、次の各号に掲げる報告徴収等事務の種別に応じて、当該各号に定める様式により通知を行うものとする。

(1) 法第146条第1項の規定に基づく報告又は資料の要求 報告等徴収書（第2号様式）

(2) 法第146条第1項の規定に基づく立入検査 立入検査通知書（第3号様式）

(報告徴収等事務結果の報告)

第5条 報告徴収等事務を行った場合における令第40条第3項の規定に基づく報告は、報告徴収等事務結果報告書（第4号様式）により行うものとする。

2 事務担当室課所長は、前条の規定に基づいて報告を行ったときは、当該報告に係る報告徴収等事務結果報告書の写しを情報公開広聴課長に提出するものとする。

(実施細目)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、情報公開広聴課長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

個人情報等の不適正な取扱いに関する調査書

1 事業所の所在地 (連絡先)	電話 ()
2 事業者の名称	
3 代表者の氏名	
4 個人情報等の不適正な 取扱いの内容	
5 個人情報等の種別・件 数・項目	<種別> <件数> <項目>
6 発生日時等	<発生日時> <発見日時及び発見者>
7 発生場所	
8 発生等の状況	
9 発生原因	
10 措置状況	<本人への通知等の本人対応> <公表等の対応>
11 再発防止策	

※適宜参考資料を添付すること。

第2号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

報 告 等 徴 収 書

個人情報の保護に関する法律第146条第1項の規定により、次のとおり報告（資料提出）を求めます。

なお、正当な理由なく報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したときは、個人情報の保護に関する法律第182条第1項の規定に基づき罰金刑に処せられることがあります。

事業所の所在地 (連絡先)	電話 ()
事業者の名称	
代表者の氏名	
報告（資料提出）を求める事項	
報告（資料提出）を求める理由	
報告・提出先	神奈川県知事
報告・提出期限	年 月 日
担当部署及び連絡先	神奈川県 局 部 課 グループ 電話 (内線)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

立 入 検 査 通 知 書

個人情報の保護に関する法律第146条第1項の規定により、次のとおり立入検査をします。

なお、正当な理由なく当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、個人情報の保護に関する法律第182条第1項の規定に基づき罰金刑に処せられることがあります。

事業所の所在地 (連絡先)	電話 ()
事業者の名称	
代表者の氏名	
立入検査の趣旨	
立入検査の理由	
立入検査の期日	年 月 日
担当部署及び連絡先	神奈川県 局 部 課 グループ 電話 (内線)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

第 4 号様式（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

殿

神奈川県知事

報告徴収等事務結果報告書

個人情報の保護に関する法律施行令第 40 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

事 業 者	所在地 名称 事業種別 代表者 連絡先
権限行使の種別	報告の徴収又は資料の提出・立入検査
権限行使の概要	
担 当 部 署	神奈川県 局 部 課

※ 事業所管大臣または金融庁長官が別に様式を定める場合には、その様式を用いることとする。

第 5 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

殿

神奈川県知事

報 告 書

個人情報の保護に関する法律施行令第 40 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

事 業 者	所在地 名称 事業種別 代表者 連絡先
権限行使の種別	報告の徴収又は資料の提出・立入検査
権限行使の概要	
担 当 部 署	神奈川県 局 部 課

※ 事業所管大臣または金融庁長官が別に様式を定める場合には、その様式を用いることとする。

個人情報保護法に係る公益通報等受付事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）及び神奈川県における外部の労働者等からの公益通報等への対応手続に関する要綱（以下「公益通報要綱」という。）に基づき、知事に対して個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に係る公益通報等があった場合の手続を定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、この要領に特段の定めのない限り、公益通報者保護法及び公益通報要綱において使用する用語の例による。

(受付手続)

第3条 情報公開広聴課長は、個人情報保護法に係る公益通報等を受け付けたときは、公益通報要綱第7条の規定に基づく受付手続を実施するとともに、個人情報保護法に係る公益通報等受付台帳（第1号様式。以下「受付台帳」という。）に所定の事項を記載するものとする。

2 前項に規定する公益通報等が、個人情報保護法第170条及び同法施行令（平成15年政令第507号）第40条第1項の規定に基づいて知事が行うこととされている検査等事務（以下「知事検査等事務」という。）に係るものでないことが明らかである場合は、前同項の規定を適用しない。この場合において情報公開広聴課長は、公益通報者保護法第14条及び公益通報要綱第6条第2項の規定に基づく教示を行う。

(回付手続)

第4条 情報公開広聴課長は、前条第1項の規定により受け付けた公益通報等を、当該公益通報等に係る知事検査等事務を所掌すると思料する室課所の長（以下「室課所長」という。）に回付するものとする。

2 前項の規定に基づいて回付するときは、情報公開広聴課長は、室課所長に対して公益通報要綱第7条第1項に規定する外部通報受付票その他の関係資料を提供する。

3 第1項の規定に基づいて回付するときは、情報公開広聴課長は、公益通報者等に対し、個人情報保護法に係る公益通報等回付通知書（第2号様式）により、室課所長に回付した旨を通知するとともに、受付台帳に所定の事項を記載するものとする。

(回付後の手続)

第5条 室課所長は、前条第1項の規定により回付を受けた公益通報等の内容を調査した結果、その所掌する知事検査等事務に係るものと認められないときは、公益通報者等に対し、公益通報者保護法第14条及び公益通報要綱第6条第2項の規定に基づく教示を行うものとする。

2 事務担当室課所長（前条第1項の規定により回付を受けた公益通報等に係る知事検査等事務を所掌する室課所長をいう。）が公益通報者保護法第13項第1項及び公益通報要綱第11条の規定に基づく調査を行う場合には、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づく事業者に対する報告の徴収等に関する事務取扱要綱に規定する手続も実施するものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

個人情報保護法に係る公益通報等受付台帳

整理 記号 番号	受付年月日	法令	対象事業者名	回 付		公益通報者等へ の通知年月日	備 考
				回付した所管課	回付年月日		

第2号様式（第4条関係）

情 公 第 号
年 月 日

個人情報保護法に係る公益通報等回付通知書

（公益通報者等名）様

神奈川県政策局政策部情報公開広聴課長

年 月 日に受け付けました個人情報保護法に係る公益通報等については、次のとおり回付しましたので通知します。

なお、今後の手続は、回付を受けた室課所において行います。

1 回付した個人情報保護法に係る公益通報等の内容

2 回付を受けた室課所

神奈川県〇〇局〇〇部〇〇課

本件通知書に係る問合せ先
〇〇グループ
連絡先

個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第16条第2号の規定に基づく施設一覧
(令和8年4月1日現在)

知事	公文書館
	県政情報センター
	環境科学センター環境資料室
	自然環境保全センター図書室
	農業技術センター文献資料室
	かながわ男女共同参画センター資料・交流コーナー
	青少年センター青少年資料室・演劇資料室・NPO情報コーナー
	各看護専門学校図書室
	精神保健福祉センター図書室
	産業技術短期大学校図書室
	各地域県政情報コーナー
	神奈川県立スポーツセンターグリーンハウス
企業局	水道記念館ライブラリー
教育局	埋蔵文化財センター
	県立図書館
	川崎図書館
	金沢文庫
	近代美術館
	総合教育センター教育図書室
	歴史博物館
	生命の星・地球博物館
	各高等学校図書館
	各中等教育学校図書館
	各特別支援学校図書館
地方独立行政法人	地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所図書室
	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学附属図書館
	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学実践教育センター図書室
	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学ヘルスイノベーション研究科図書室

試験結果の閲覧に係る事務処理について

1 趣旨

県が実施する試験の結果について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第69条第1項の規定に基づき、受験者本人に閲覧させるための事務処理について定める。

※ 受験者本人の申出により、閲覧場所で閲覧させる場合に限る。

＜法における試験結果の閲覧とは＞

令和5年3月31日以前は、神奈川県個人情報保護条例（令和5年4月1日廃止）第25条の規定により、保有個人情報の開示請求の特例である簡易開示制度により実施してきました。

令和5年4月からの法の適用に伴い、法には同様の特例の規定はありませんが、試験の結果（得点や順位等）の閲覧は、法第69条第1項に基づく、保有個人情報の本人への提供として整理します。その理由は、試験結果を本人に閲覧させることを各試験等の実施事務における利用目的に含めて特定し、本人に明示している場合は、その利用目的内の提供と考えられるためです。試験の募集要領等において、試験の結果を閲覧させることを明記している場合はこれに該当します。

※ 利用目的：どのような事務又は業務のために個人情報を取り扱うか、その利用の目的

2 試験結果の閲覧範囲

各試験の所管室課所長は、利用目的に応じて、各試験ごとの判断によるが、試験の性質、内容、試験結果の閲覧に対する需要、閲覧可能とした場合の影響等を勘案し、次に掲げる原則的な方向性に基づいて、閲覧の対象とする試験の結果の範囲を定める。

＜試験結果の閲覧の原則的な方向性＞

1 資格試験の結果	得点により合否が判定されるものについては、原則として本人は得点（科目別に得点を記録している場合には、科目別得点を含む。）を閲覧することができる。 実技試験、論文試験等で得点以外の評価が行われる試験については、その部分に関しては、それぞれの試験の性質、内容、閲覧可能とした場合の影響等個別の事情に基づき判断する。
2 採用試験の結果	順位により合否が判断されるものについては、原則として本人は順位を閲覧することができる。 順位以外の判定要素を含む場合には、その部分に関しては、それぞれの試験の性質、内容、閲覧可能とした場合の影響等個別の事情に基づき判断する。
3 入学試験の結果	合否の判定の基準に応じて、原則として本人は順位又は得点を閲覧することができる。 得点又は順位以外の判定要素を含む場合には、その部分に関しては、それぞれの試験の性質、内容、閲覧可能とした場合の影響等個別の事情に基づき判断する。
4 その他の試験の結果	種々のものがあるので、前記1、2及び3の原則に準じて、それぞれの試験の性質、内容、閲覧可能とした場合の影響等個別の事情に基づき判断する。

3 閲覧の場所

試験結果の閲覧は、各所管室課所の事務室等において実施する。

4 閲覧の方法等

採点結果一覧表等、各試験等の実施事務における取扱いにより、閲覧可能とした得点、順位等が記載された書類により、申出者に係る保有個人情報以外の情報を紙等で覆い、申出者に関する部分を閲覧可能な状態とする。

5 本人確認の方法

試験結果の閲覧の本人確認は、原則として受験票等により行う。これにより難しい場合は、自動車運転免許証、旅券その他の官公署の発行する写真添付の証明書、その他本人であることを確実に確認することができる書類により、本人確認を行う。

6 閲覧の期間

各所管室課所において、必要に応じて適宜定める。

7 募集要領等における記載

各試験の募集要領等において、本人の申出により試験結果を閲覧できること及び2～6に記載の内容を明記する。

8 その他

本人への試験結果の法第69条第1項に基づく提供は、上記のとおり、受験者本人の申出により本人が来庁して閲覧するとしてこの通知に定めるもののほか、本人の申出にかかわらず、受験者全員に送付する方法も考えられる。

県の機関における個人情報の取扱いに係る申合せ

令和 5 年 3 月 23 日

改正 令和 6 年 2 月 5 日

県の機関における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年神奈川県条例第 63 号）等の法令に定めるもののほか、次のとおり運用することとして申し合わせる。

- 1 県の機関における個人情報の取扱いに係る要綱・要領等については、知事以外の県の機関が独自に定めるものを除き、知事における要綱・要領等を、知事以外の県の機関において準用することとする。
- 2 この申合せに参加する県の機関は別表のとおりとする。

別表

知事
公営企業管理者
教育委員会
選挙管理委員会
人事委員会
監査委員
警察本部長
労働委員会
収用委員会
海区漁業調整委員会
内水面漁場管理委員会

附 則

この申合せは、令和 5 年 4 月 1 日から効力を発する。

附 則

この申合せは、令和 6 年 2 月 5 日から効力を発する。

